

經濟同友会五年史

附、政治、經濟年表（降伏から講和条約調印まで）



經濟同友会五年史

附 政治經濟年表

(無條件降伏から講和條約調印まで)

序

昭和二十二年の早春、雲の低くたれ込めた重苦しい感じのする日の午後であつたかと思う。数名の同志が工業クラブの小さな部屋に集つた。その席には郷司浩平、野田信夫、森曉の諸君が顔を連ねておつたことをはつきり記憶している。会合の目的は、敗戦後の日本経済を如何にして再建するかにあつた。当時の極度に窮乏し昏迷した状態から判断して、われわれが立直るには、旧套にとらわれない利害関係を超越した強力な精神的結合体を中核として推進する以外には方法がなく、この構想による新団体の設立について完全に意見の一致を見た。かゝる準備的会合を重ねること数回、四月三十日、關西方面も含め七十数名の会員をもつて発足したのがわが経済同友会であつた。

こういう考え方の経済団体は戦前においてもその必要性を感じていたが、殊に敗戦後の実情にピツタリあてはまるものである。従つて爾來年と共に急速に發展を遂げ、現在においてはその組織は全国に及び、二千名に近い会員を擁する特異な有力な経済団体に生長したのである。この間経済の復興に非常に大きな貢献をしてきたことは自他共に認めるところであるが、将来においても益々この役割を拡大してゆくことである。

この団体が利害を超越した精神的な結合体であるため、一部においては「新番町会である」というような批判が行われたこともある。番町会の真の目的が何であつたかは知らないが、もし一般に印象づけられているようなものがそれであるとすれば曲解も甚しい。同友会々員がお互に誠意をつくし助け合うのは会の性質上当然のことであつて、そこに野心や陰謀のような不明朗なことは絶対に存在しない。

同友会が過去の驚異的發展を今後においても続けてゆくことは何人も疑わないであらう。たゞ遺憾なことはこの間において将来の光輝ある活躍を期待せられた大塚萬丈、山本勇助の両君を失つたことであるが、両君の靈も恐らくわが同友会の健全な歩みには満足せられておることであらう。五年史の編集に対しその喜びを共にすることが出来ないのは残念であるが、この機会に今は亡き友のありし日を想起し、本誌をその靈前に捧げたいと思う。

昭和二十六年十月

工藤 昭 四郎

目次

序

經濟同友会

工藤昭四郎

- 一、敗戦後の日本社会状勢
- 二、經濟同友会の生誕
- 三、同友会の歴史的役割
- 四、財界の前衛的存在
- 五、各年度別における本会の活動

昭和二十二年
昭和二十三年
昭和二十四年

一
五
九
三
六
六
九
三

昭和二十五年……………三〇
昭和二十六年……………三〇

資料 (主なる意見書)……………三〇

国家補償処理に関する声明……………三〇

最近の労働争議に関する見解……………三〇

企業経営の民主化……………三〇

金融の民主化……………三〇

民間外資導入促進に関する意見……………三〇

インフレ克服対策に関する決議……………三〇

産業金融疏通の緊急対策に関する意見……………三〇

日本経済自立化のため貿易外収入増大の方策……………三〇

九原則励行に関する要望……………三〇

デイスインフレーション政策につき政府に対する要望……………三〇

現下の不況緊急対策……………三〇

ドッジ氏に対する要望事項……………三〇

信用政策転換の是正を要望……………三〇

重要物資の緊急輸入対策を急げ……………三〇

資本蓄積非常措置の要望	二二
経済統制に対する基本方針	二九
経済基盤の姿貌に対応する財政・金融方針の修正に関する意見	三六

各地経済同友会

關西経済同友會	一四七
---------	-----

神戸経済同友会	一八四
---------	-----

京都経済同友会	一九九
---------	-----

奈良経済同友会	二〇六
---------	-----

和歌山経済同友会	二〇八
----------	-----

九州経済同友會	三二
---------	----

福岡経済同友会	三一
---------	----

鹿児島経済同友会	三四
----------	----

仙 台 経 済 同 友 会

三九

北 海 道 経 済 同 友 会

三〇

年

表

(無條件降伏から講和條約調印まで)

昭 和 二 十 年 (一九四五年)

二四

昭 和 二 十 一 年 (一九四六年)

二五

昭 和 二 十 二 年 (一九四七年)

二六

昭 和 二 十 三 年 (一九四八年)

二七

昭 和 二 十 四 年 (一九四九年)

二八

昭 和 二 十 五 年 (一九五〇年)

二九

昭 和 二 十 六 年 (一九五一年)

三〇

表 紙 装 幀

藤 山 愛 一 郎

經
濟
同
友
會

一、敗戦後の日本社會狀勢

敗戦によつて廢墟同様となつた財界にとつて、「經濟同友會」の誕生はまさに「一握の麥」の莠芽にも等しかつた。しかし敗戦による傷手があまりにも深く、連合國軍の占領があまりにも革命的變革をもたらしたために、混乱と絶望と虚脱の中から、この新しい莠芽の青を見るまでには、まる半年以上もの時間がかかつた。

空襲による生産の崩壊、敗戦による政治の空白、戦後インフレの激流など、混乱の行進を背景として、「連合國軍の「日本經濟管理」は、昭和二十年八月十五日の終戦から、わずかに一カ月後九月十九日の總司令部經濟科學部設置によつて、その才一步を踏み出した。

続いて九月廿二日、米國國務省から發表されたいわゆる「降伏後の日本管理方式」の才四部「經濟」才二節「民主主義勢力の助長」には、民主主義勢力助長の目的を達成するための、最高司令部の政策を次の二点に要約している。即ち、

(A) 平和的目的に向つてのみ、日本の経済上の努力を導かない人物は、経済界において重要な地位に止まることも、かかる地位に選出されることも許されない。

(B) 日本の商工業の大部分に支配力を有する産業及び金融に関する大なる企業連合体(コンビネーション)を解体する計画は助成される。

かくて、経済科学部初代部長にはR・C・クレイマー大佐が就任し、財閥解体、軍需補償等の凍結、臨時利得税、財産税等の創設、労務組合の結成促進、土地改革など、旧日本の解体——経済民主化促進のための一連の基礎固めの急進的な布石が次々に行われた。

昭和二十年の秋から翌二十一年春にかけて、財界は未曾有の変革期に直面し、この変革の真只中にあつて、当時の財界指導者は「古い日本とともに財界も亡びた」と述懐したほどだつた。政府は経済政策の基本を切り換えるため、十月八日重要産業団体令など二十一に及ぶ戦時統制諸法令の廃止を決定した。戦時経済の鉄筋となつていた十九統制会は二十一年春までに相次いで自主的統制団体へ改組され、統制会の中央機関だつた重要産業協議会も、現在の日本産業協議会に更生することになつた。

財閥勢力を背景とし、大正以来日本経済の司令塔の観をなしていた日本経済連盟会も、二十一年三月二十九日解散してしまつた。一方財閥解体については、まず二十年十月三十日総司令部から三菱、三菱など十五財閥の指定があり、更にその保有株式、社債など一切の証券の凍結が行われ、続いて三

井、三菱、住友、安田の四大財閥の解体命令が発せられた。

財界の組織が次ぎ次ぎに破砕されてゆくのに加え、二十一年一月四日の追放令は、旧財界の指導者を一掃する結果となつた。

他方十月四日の「治安維持法その他国民の自由を抑圧する諸制限の撤廃」に關する連合国軍指令は、全国にわたつて勞働戦線を活気づけ、次いで二十一年三月一日の勞働組合法施行は、勞働組合運動を助長する一面、たまたま悪性化しつゝあつたインフレーション及び食糧難と相まつて、勞働不安に拍車する結果となつたのであつた。

かくの如く古い秩序と機構の崩壊、指導者の入れ替え、さらに組織勞働者の擡頭、インフレ、社会不安に混乱した財界にも、二十一年に入ると、漸く財界建直しの機運が動き出し、新しい機構の輪廓が漸次はつきりし始めた。その一つは、經濟連盟会などの解体後は、残つた各種經濟団体の窓口を一つにして、かつそれを強力なものたらしめんとする中央經濟団体協議会つまり経団連の前身設立の構想である。

今一つの動きは前述の如き一大社会変革のために生じた財界の断層と昏迷の中から、フェニックスのように飛び立つて經濟再建に邁進せんとする中堅財界人の横断的結合の運動である。この主導的な勢力は諸井貫一君（当時秩父セメント常務、現同社社長）、青木均一君（富川白煉瓦社長）、櫻田武君

(日清紡績社長)、故大塚万丈君(日本特殊鋼管社長)、藤井丙午君(当時鉄鋼協議会事務局長、現八幡製鉄常務)、堀田庄三君(当時住友銀行東京支店長、現大阪銀行副社長)、野田信夫君(当時三菱重工業調査役、現成蹊大学経済学部長)、永野重雄君(当時日本製鉄営業部長、現富士製鉄社長)、川北禎一君(当時日銀理事、現興銀頭取)、鈴木治雄君(昭和電工常務)鹿内信隆君(当時日本電子工業常務現日経連事務局長)など財界における少壮中堅組と火曜会系の人々であつた。これに重産協事務局長の職にあつた郷司浩平君と日産協設立に専念していた帆足計君が加わり、二十一年早々から新しい組織の具体化に着手した。

荒廃した日本経済の再建と、日本経済の民主化という二大目標を掲げ、これに志を同じくする財界人の結合という同志愛を精神的支柱として、全国主要都市財界人にも呼びかけたところ、関西財界から岩井雄次郎君(岩井産業社長)、栗本順三君(当時栗本鉄工顧問)、牛尾健治君(当時神戸銀行頭取、現山陽繊維社長)、川勝傳君(当時寺田合名理事、現日本スピンドル社長)、鈴木萬平君(当時東洋紡績社長、現三共社長)、また九州の松本幹一郎君(明治鋳業社長)、麻生多賀吉君(麻生鋳業社長)其他の同志がこれに共鳴賛同し、創立準備が整つた頃には、東京、関西、九州等全国主要地区にわたり、八十名の同志が参加することになつた。この人達こそ戦後財界の再建にとつて、実に「一握の麦」であつたのだ。

二、經濟同友會の生誕

戦後の日本財界の担い手として期待されたこの新団体は、各界の注目をひきつつ、昭和二十一年四月三十日午前十時より東京丸の内日本工業俱樂部で、發起人の大半が出席の上、創立總會を挙行した。この創立總會たるや、誠に生氣瀦瀦たるものがあり、新時代を背負つて經濟再建に挺身する先驅者の自負と氣魄が脈々と躍動する感があつた。

總會は世話人鹿内信隆君の司会で始まり、藤井丙午君が世話人を代表して挨拶に立つた。藤井君は敗戦後における政局の不安定、政府の無為無策を責め、かつ政府は民主主義の本質根幹にも触れず、たゞ機械的形式的な民主主義の採用に焦慮するのみであり、經濟政策においてもまた泥繩式な施策しか行つていないと政治の貧困を指摘した後

「財界、經濟界でも、その指導者達は客觀的にみれば、民主主義ないし自由主義の擬装により、古き資本主義態勢の温存を図らんとしてをるか、または日本の新しい産業經濟の在り方といった新し

い時代的な方向に對し、いわゆる感覺の欠如ないし不感症であるのを歎かざるを得ない。独り勞働組合運動のみが活発なる展開を見せつつある。この勞働組合運動の中から、新しい日本建設の原動力の擡頭を看取できるが、しかし現在は多分に衝動的なものがあり、今後正しき方向へ進むよう改善を要する点が多いと思う。

かような情勢の推移は我々經濟中堅人の奮起を要請してやまないものがあり、のみならずわれわれの知性、時代的感、愛国的至情はこれを默視することを許さぬものがある。かくて産業經濟のいろいろの分野において、中核的、躍進的役割を持つ經濟人有志が総力を結集して、日本の新しき經濟再建に積極的に寄与したのである。こういった熱意の凝結が今回經濟同友会の結成の動機となつたのである。

と当時の社會情勢を説き、經濟同友会の生れる意義を述べた。藤井君は更に新しく生れるこの經濟団体の役割を展望して

「われわれの惧れるのは、弱い政治力の下に生れ出る内閣、しかもそこには強大な組織と牢固たる伝統をもつ官僚組織がある。たとえ政權は民主化されても、實際の具体的な産業經濟政策の運営は、依然として官僚陣營の手に委ねられている。その意味において、われわれ産業人が正しき方向に、しかも現実の職場に足を下した知識と經驗をもつて、積極的に政策の面にも寄与し、或いは、参画

してゆくことが非常に重大な意味をもち、このことが経済同友会の大きな役割となるだろう。」

と述べた。藤井君の挨拶後、議長に選ばれた諸井貫一君も経済の再建において中堅経済人の任務の重大性を強調して

「本会はわれわれ進歩的な中堅経済人の組織として、どこまでも生産を基盤とし、経済職能人としての立場から経済再建の諸問題に参加し、これを研究し、或るいは経済政策を樹てるといふようなことに進んで参りたい。またわれわれ内部においては相互に啓発し、進んでは更に緊密な同志的結合をもつて我々の目的に邁進したい。」

と、同友会の性格と任務を解明した。

更に同友会の性格については、議事中、規約提案のところで野田信夫君も

「本会は経済事業団体でないことは勿論、更に単なる研究団体若しくは親睦団体でもない。要するに、日本経済の民主化促進並に平和国家建設に寄与するための経済人の同志的結合体である。」と説明した。

規約及び初年度予算を審議した後、役員選任（世話人会に一任）となり、この結果、才一年度の幹事及び会計幹事に次の人々を選んで総会を閉じた。

〔幹事〕(當時の職名、敬称略)

青木均一(品川白煉瓦社長) 磯村乙巳(保土谷化学社長) 岩井雄次郎(岩井産業社長) 牛尾健治(神戸銀行頭取) 大塚万丈(日本特殊鋼管社長) 金井寛人(日本塩抜社長) 川勝傳(寺田合名理事) 川北禎一(日本銀行理事) 栗本順三(栗本鉄工顧問) 小池厚之助(山一証券社長) 郷司浩平(重要産業協議会事務局長) 櫻田武(日清紡績社長) 鹿内信隆(日本電子工業常務) 島田藤(島藤組社長) 清水康雄(清水組社長) 鈴木治雄(昭和電工常務) 鈴木万平(東洋紡績社長) 武富英一(大成建設會長) 寺田栄吉(大日本紡績常務) 永野重雄(日本製鉄取締役) 野田信夫(三菱重工業調査役) 萩尾直(東芝柳町工場副工場長) 藤井丙午(鉄鋼協議会事務局長) 帆足計(日本産業協議会創立委員) 堀田庄三(住友銀行東京支店長) 松本幹一郎(明治鋳業社長) 森晔(昭和電工社長) 諸井貫一(秩父セメント常務) 渡辺忠雄(三和銀行常務)

〔會計幹事〕

鈴木治雄(兼任) 堀田庄三(兼任)

三、同友会の歴史的役割

創立総会を了えた同友会は、才一年度の前期において専ら組織確立に重点を置いた。五月八日の初幹事会は(一)当分常任幹事会を設けないで、当番幹事という漢たる名称の責任幹事をおく。これは組織を民主的に運営してゆくために、最良の方法と信ぜられたからであつた。当番幹事には諸井、帆足、郷司の三君を選んだ。(二)事務局長には郷司君が就任した。(三)幹事会は本会の中核体とするため、当分毎週水曜日に必ず開き、本会の拡充強化及び性格の明確化を図ることなどを定め、次の定例幹事会では当面の活動方針を議題に供し(一)日本経済再建の根本問題の対策研究と(二)当面の重要問題の対策研究に着手することを決議した。とくに後者では、当時経営陣の悩みの種となつていた労働者の生産管理及び経営参加に対する態度決定とインフレーション対策を採りあげることになつたのは財界のみならず各界の注目をひくところとなつた。

そのうちに、政府部内に総司令部の意向が反映して戦時中の国家補償全面打切りの動きが現われて

きた。当時論議の中心となつたいわゆる擬制資本の切捨てである。これが強行されれば、経済界は益々混乱することを必至と見て、同友会幹事会はこの問題に対し、態度を決めるべきであるとなし、委員をあげて討議の結果、国家補償打切りは問題の波及するところ極めて深刻かつ重大であるのに鑑み、善後措置の遺憾なきを期すとともに、官僚の独善処理を滅しめる旨の意見書を七月十一日公開し、財界の意向をいち早く明かにした。

一方、本会自体の経理面は、インフレーションの進行中であつたため、創立総会で議決された十七万八千八百円の支出予算では、到底賄いきれなくなつた。加うるに創立当初八十名で発足したのに対し、その後会員の増加は目ざましく、これに伴い経費の膨脹と組織整備を要することとなり、九月六日には臨時総会を開き、更生予算を採択したほか部会制を設け、会員の積極的参加及び会員の意志が幹事会に反映できる組織に切り換えることを申合わせた。

他方この頃からインフレーションの悪性化と併行して労働者の動搖は目立つてきた。殊に左翼系産別会議の指導でいわゆる十月攻勢と呼号する産業別ゼネストが新聞、放送ゼネストで火蓋が切られ、社会情勢は極めて險悪となり、敗戦以来の最大危機を迎えた。これを放置せんか、過少生産に苦しむ我国経済はいよいよ立直りが困難になるのは明かであつた。

労働組合の熾烈な攻勢を邀えうつには、日産協、関東経営者協会も創立間もない時期で、経営者陣

は未だかなり立ち遅れていた。

かくて本会は数次にわたり幹事会で情報交換と対策を協議の結果、左右両組合側はそれぞれ経済復興運動を提唱している事実を鑑み、この際経営者側も積極的に労働者側に呼びかけて、経済復興運動を起すべきであるという結論に達した。これに基づき、十月下旬「最近の労働争議に関する見解」という声明書を公開し、政治的色彩のあるゼネストに真向から反対すると同時に「経営、労働双方の妥協により局面打開を期したい。総同盟、産別で経済復興運動を企図しているのは結構である。しかしその根本的態度は、生産面では、企業権を尊重し、経営者と協力関係に立つものでないと失敗に終ることを警告する。しかして組合が日本経済の実情に即した合理的立場を採る限り、我々も欣然これらの復興運動に協力する用意がある。」と本会の態度を表明したのであつた。

この声明は労働組合側に対して、大きな反響を与えた。総同盟は正式に協力を申入れてきた。本会側と総同盟の懇談会が数次にわたり開かれ、経済復興運動は早くも成立の曙光を見出した。左派の産別会議も本会の提案を無視できず、産別幹部が本会を訪ね、これまた度々意見の交換を行つた。

しかし当時の段階では共産党の影響下にある産別は一応除いて、総同盟及び中立系の組合と提携して復興運動を起す方針で痛んだのである。経営者と労働者の経済復興運動の可能性が濃化してきたので、本会はこれに対する最終的態度決定をなすため十二月四日再び臨時総会を開き討議した結果「経

濟復興會議の設立には賛成する。しかし同友会はその性格機能から考えて、復興會議結成のため、組合と経営者双方の間に立ち、その橋渡し役で止めるべきである。何となれば、同友会は職能団体ではないから、この種の運動において自ら限界があるからである」

との決議がなされた。かくて同友会は復興會議に組織自体としては参加せず、所属会員が個人の資格で参加することになった。

十二月六日には東洋經濟新報社講堂で労働総同盟及び中立系組合と経営者側が出席の上、經濟復興會議の創立大会を行った。この席に産別側は代表者を派遣し、産別としても参加の方策を考慮中であると産別の意向を議場に伝えたのである。

然るに経営者側の一部は「労働攻勢の指導力は産別であつて、この産別を除いた經濟復興會議は意義を欠く。この際産別を極力説いて、総同盟、産別及び経営者の三者による復興會議を設けねばならぬ。」と主張した。しかして産別導入の斡旋は同友会に依頼すべしとする経営者各方面の要望が強かつたのである。かくて十二月二十六日火の気もない寒い工業クラブの會議室で産別幹部と本会側実行委員は會談の結果、同友会と産別の両者で覺書が交わされ、明けて二十二年一月早々、産別参加による新しい經濟復興會議の創立準備は開始された。

經濟復興會議結成のため労資間をまとめた本会の進歩的役割は高く評価されたが、若し本会が十月

攻勢の中にあつて、拱手傍觀の態でいたら、情勢は如何に變つていたか、一寸想像できぬものがある。

四、財界の前衛的存在

同友会創立以来經濟復興會議の橋渡しまでの期間を、同友会の組織確立の時代と称しても差支えあるまい。この時期は昏迷時代であり、個々の經營者は拠り所を求めて、続々本会に投じてきたのであつた。同友会自体も、あらゆる機会をつかみ、その主体の確立を目指し、その基礎を固めるのに全力を傾けていた。

昭和二十二年四月以降の才二年目は同友会の才二期の始まりとも云える。当番幹事は代つて堀田庄三君、故大塚万丈君が就任した。大塚君は勞資關係の在り方につき、同友会の少壯會員を糾合して研究を指導し、後にいわゆる修正資本主義試案を發表した。大塚君が独自の立場でまとめたこの試案が恰も同友会の一枚看板の如く言い伝えられ、或いは政党方面から利用される結果ともなつたが、混頓としてゐる時代に、一つの理念を把握するため全精力を傾けた大塚君の態度は、敬服に価するものが

ある。同友会の一グループを研究室とし、こゝで勉強を重ねたからこそ、後日大塚君が左翼の指導者と堂々論陣が張れたのであつた。

当時大塚君の試案をめぐり、ひいては同友会の在り方や考え方について、いろいろ批評はあつたが、大塚君が経営者精神に徹し、反共のチャンピオンとして闘つた足跡は永久に銘記されることである。才二期と目される時期には、同友会が有名無名の多くの財界人を養成し、直接間接に日本経済復興に貢献したところに特徴があつたといえよう。かようなことは財界団体として全く新しい業績を打ちたてたことを意味する。

従つて才三年目に入り、工藤昭四郎君、永野重雄君を代表幹事（当番幹事を改称）に迎えた時の同友会の陣容は既に未完成の中に完成されたものを藏しているといつた印象をはつきり示していた。

同友会の組織が、全国的に発展しつのであるので、この全国会員の連帯性を強めるため、昭和二十三年五月宇治山田市で、才一回全国大会を開いた。この大会ではインフレーション問題の研究が決議され、翌年二月ジョセフ・ドツジ氏が来朝し、インフレ終熄策に着手したとき、本会は宇治山田決議以来の研究によるインフレ対策を携え、ドツジ氏の政策批判に當つた。

この頃から同友会の動きは恰も経営者階級における前衛的役割を演ずるようになった。これは同友会が才三期の発展時代に移行したことを意味する。同友会の活動を「身軽に動く」と評されるが、そ

れは軽快に馳駆する前衛部隊なるが故に、一見身軽に動くのである。

昭和二十五年四月の総会では「多数講和を要望する」の決議をなし、今日の状勢を見通し、その方向に世論を指導し、つづいてその六月、朝鮮事変勃発後の情勢に即し、「内政を日本に移譲せよ」という声明を発表したが、これなどは日本の国民感情を卒直に表明したもので、本来ならば各方面から早く主張されて当然なことなのである。

さらに二十六年春ダレス米国大使が、講和条約草案起案のため来朝するに際しては、本会が財界各団体の思想統一を推進し、経済界の世論分裂を避けることに成功した。

顧みて、この五年間における同友会の活動は、いろいろ変遷を辿っている。しかし創立精神はあくまでも歪曲されることなく、連綿として承け継がれている。即ち経営者の同志的結合体としての存在であること、及び国民経済の安定と進歩に対するたゆまざる貢献、というこの二大目標からはずれることのない動きである。

日本経済の復興は前途遼遠である。その限り同友会に課された任務は益々重要性を増してゆくことであらう。

五、各年度別における本会の活動

本会設立以来の活動を各年別に略述すれば次の通りである。

【昭和二十二年】

1. 機構及び役員 本年度開の会員の純増は一四二名に達し、年度末には会員総数四一一名を数えた。従つて幹事も次々と補充され、年度末には五十名の定員を全部充足した。

当番幹事の制度は二十二年度にも引き継がれ、大塚万丈君、郷司浩平君、堀田庄三君が選任された。二十二年九月の臨時総会で決定された部会制はそのまゝ本年度に継承された。また二十二年一月には会員懇談会が発足した。今日の時事研究会の前身である。

地方支部は二十一年十月に大阪、神戸、京都の各地を一丸として設立された関西支部に次いで、二

十二年四月には北九州地区に九州支部が、六月には名古屋、三重、静岡、岐阜の各地を一丸とした東海支部が、十一月には仙台を中心に東北支部が設立されている。

2. 經濟情勢の展望 本年度の經濟情勢を端的に示す指標はそう多くをとる必要がない。その才一は毎月三五%を中心にして上下していた鉱工業生産指数である。鉄と石炭の傾斜生産方式は十二年はじめに実行に移されたが、当時増産目標として掲げられたのは僅か三千万トンに過ぎなかつたのである。

その才二は日銀券発行高である。二十二年三月中旬千億円を突破した日銀券発行高は一日平均二億五千万円を越す増加を続け、その年の十二月には二千九百九十一億円となつた。二十三年に入つて逆に一月、二月と減少し、三月も微増に止つたが、これらは当時のインフレの激しさと二十三年に入つて行われた徴税の強行と政府支払の抑制とが、いかにドラスタチックであつたかを物語つている。

その三は物価指数である。例えば東京の小売物価指数は二十二年中を通じて最低五から最高三三%の割で逐月上昇している。このような物価の上昇は賃金と物価の悪循環を呼び起し、労働争議は中止を命令された二十二年二月の二・一ストをはじめ、四―六月に三〇一件、七―九月に四二〇件、十一月に四一三件と発生し、二十三年に入つて全官公労によつて起された三月攻勢は遂に片山内閣の崩壊の因をなすに至つたのである。

その四は前年に引き続く經濟民主化の推進である。特殊会社の指定は本年に入つても続けられ、三

月には才四次の指定がなされた。七月には独占禁止法が施行され、同月三日には三井物産、三菱商事の解体指令がGHOから発せられた。経済力集中排除法も十二月十八日には施行され、これに基いて我国の経済を担う三百二十五の会社が過度集中として指定されたのである。一方、労働組合の経営参加も強硬に要求され、その圧力の下に一部経営者はクロード・シヨップ制の採用など経営権を窒息させるような労働協約を締結せざるを得ない情勢だつたのである。

3. 会活動の概要 このような情勢の下にあつて、才二期を迎えた本会の活動は主として有名無名の財界人を養成することに指向された。これは当時の活動が諸問題の「研究」に重点が置かれたことでも判る。経営民主化の研究、外資導入対策の研究はそれであり、海外経済研究会の発足もこれを物語る。

(一) 経済民主化の研究

企業の経営の民主化を研究題目として二十二年一月発足した故大塚万丈君を委員長とする経済民主化研究会は十数回の会合を重ねて、八月六日試案を世に問うに至つた。堀田庄三君の委員長だつた金融経理部会でも金融制度並びにその運営の民主化を取り上げ、これまた十数回の委員会と十カ月に近い日子を費して八月末成案を発表している。現在の時点からする批判はともかく、かゝる問題に正面から取組んだ熱意は賞讃さるべきであらう。

(二) 外資導入対策の研究

当時はインフレの進行期にありながら一方日本の経済自立を如何にして達成すべきか暗中模索した時期でもあつた。本会でも特に経済調査会を設け、その必要条件を研究すると共に、経済自立に不可欠と考えられた外資導入の問題を鋭意検討した。二十三年三月の才二回通常総会で行われた「民間外資導入促進」の決議はこの結論である。

以上のほか経済復興会議の推進は前年に引き続いて活潑に行われた。また貿易の諸問題、海運の諸問題、物価体系の堅持などについて貿易海運部会や経営部会が時宜に適した要望を關係方面に提しているのは当然とは言え、記録に値しよう。

【昭和二十三年】

1. 機構及び役員 過去二年の経験を経て本会の活動もいよいよ社会的重要性を増して来たが、それに応じて機構の整備が必要となつた。即ち会勢の發展に伴う財政の確立、多数会員の各種研究活動への積極的参加などを図るため、金融、産業、貿易の三部会制を設定するとともに涉外委員会、経済政策審議会、財務委員会、運営委員会等を新設した。しかし何よりも画期的な出来事は幹事選挙制度の採

用であろう。即ち年次総会で選任される幹事は定員五〇名中三分の一だけで、残りは会員の投票により選出されることになつたのである。かゝる選挙制度の採用はとかく保守的になりがちな財界に清新の気を吹き込むものとして極めて注目すべきことであつたと云えよう。

2. 会活動の概要 本年度の会活動は外資導入の促進から始まつた。それは客観的にはインフレ進行速度の鈍化及び外国援助の積極化、主体的には生産増強に必要な資本の充実等の点から当時こそ外資導入が最も望まれる時機であつたからである。かゝる時の要請に応えて、本会では三月早々才二回定時総会において「民間外資導入促進に関する決議」を行い、同時にその背景をなす「民間外資導入促進に関する意見」を發表したが、これは同問題に関する民間の要請を、初めて体系的に纏めたものとして世間の注目をあびたのである。

インフレが小康状態に落ちつくにつれて、一部に急激な安定論が擡頭しインフレ克服過程において経済を無用の混乱に陥し入れる危険が濃厚となつたが、本会では初の全国代表者会議において「インフレ克服対策に関する決議」を聲明し、その誤りを指摘するとともに採るべき正しい道を内外に示した。

六月に入つて行われた才三次物価改訂は、それと併行的に実施されることになつた金融引締政策とともに、安定化を大きく前進せしめるものとして重要な措置であつた。しかしながら金詰りは既に四

月以降からかなりひどく、今回の措置はこれを更に深刻化し、生産の減退を招来する懸念を増大させた。本会が民間の意向を代表して「産業金融疏通に関する意見」を提出し、当時における金融の在り方について当局に反省を促したのはそのためである。

さて、こゝで貿易面に眼を転ずると本年上半期の実績は必ずしも芳しいものとは云えなかつたが、その最大の原因は機構にあつた。即ち技術的条件の改善、政府貿易から民間貿易への急速な移行等に対応する機構は未だ整えられていなかつたのである。つとにその不備を痛感して改善の方途を検討して来た貿易部会は、七月上旬、その成果を「貿易機構改革に関する意見」として発表、関係当局に速かな実施を要請した。この意見書は当時の経済科学局商業顧問F・ベーカー氏に手交されたが、後に本会案と殆ど同様のものが実施され、八月十五日より行われた新輸出手続と相俟つて貿易増進に大いに貢献する処となつた。

上半期を終つて、内外の状況は日本経済の自立をいよいよ強く要請しつゝあつたが、国際收支における貿易外収入増加の対策については殆ど顧みられていなかつた。そこで本会では「日本経済自立化のための貿易外収入増大の方策」を至急実施すべきことを政府に力説した。GHQ経済使節団（団長フライン博士）が本案を採上げ、米本国政府に進言したことは、本会の活動が如何に時宜に適つたものであつたかを物語るものである。

この間国内経済は次才に安定の方向へ向つていつたが、それとともに漸く企業資産のアンバランスが問題となつて来た。本会では早くから資産の再評価を研究していたが、その方法、実施時期等に多くの問題があり、容易に纏めることが出来ないでいた。かくて論議を重ねること半歳余、十二月初旬「固定資産再評価措置試案」として発表した。後年行われたものからみると消極的ではあつたが、その促進剂的効果は決して少くなかつたと云えよう。

さて、終戦才三年目の日本経済は以上の如くいわゆるコントロール・インフレーションの下に復興へ向つて困難な歩みを続けて来たのである。然るに十二月十八日発令された経済九原則はかゝるコントロール・インフレ的態度を排し、経済政策の基調として復興より先づ安定に重点を置くべきことを指示し、その実施はまさに苦難に満ちた荆棘の途を予想させるに十分であつた。こゝにおいて本会は急拠「九原則に関する声明」を各方面に提示して実施に痛むわれわれの決意を表明し、同時にその誤たざる運用を要望した。

明けて昭和二十四年、われわれの活動は九原則実施をめぐる諸問題に集中されることになつたが、その才一弾を「九原則励行に関する要望」として放ち、次いで「デイス・インフレーション政策につき政府に対する要望」を發表、デイス・インフレの名の下にたゞ金融のみが先走りて、施策に綜合性を欠いている点を衝いて安定政策の眞の在り方を政府に具申したのであつた。

本年度における以上の活動を通じ、そこに従来と違つた二つの大きな特徴が看取される。即ち才一は政府、政党に対してのみならず、在日米國機關首脳部及び米本國の朝野にわれわれの意見を訴えんとする対外活動の活潑化であり、才二は活動の社会的効果が著しく増大したことである。前者については新設の渉外委員会委員の活躍が与つて力があつたが、とくに國際收支改善方策に関する世界的反響はその一端を示すものである。後者は会の組織、及び内容が本年度において一段と充実したことの歸結に外ならないが、事實二十三年五月十五日には宇治山田市で才一回全國代表者會議が盛大に開催され、創立以來初めて全国的な規模における組織の運営が踏み出されたのである。

【昭和二十四年】

1. 機構及び役員 本年度の日本經濟は為替レート（対米三六〇円）の設定を通じていよいよ國際舞台に乗出すと同時に、国内的には九原則の実施により客觀条件に非常な変化を生じたが、この情勢に即応するため本会では、新年度幹事の決定とともに次の如き機構改革を行つた。才一に渉外委員会制を取止め、山田前委員長及び塩原委員長代理は幹事会に直屬する渉外担当者となつて幹事会自体、同友会全体の立場で國際的視野における活動を強化することになり、才二には經濟政策審議會の整備充實

を図るとともに本会の意見、対策に理論と具体的な事実の裏付を行うため新たに直屬機関として経済政策研究所の設置を決定、前安本副長官野田信夫氏をその所長に迎えた。なお幹事の定員は本年度より六〇名に増員された。

2. 会活動の概要、昭和二十四年度の日本経済は、経済九原則に基く安定計画、いわゆるドツジ・ライの推進によつて著しい変貌をとげ、戦後のインフレーション経済はここに漸く安定するに至つた。

しかし安定計画の出発に當つて先ず問題となつたのは経済政策、とくに財政金融政策の急変とそれに伴う体制の調整をどう処理するかのである。然るに政府は当時この重大問題について何等の方針を示さず、経済界の不安を助長するところが少くなかつた。こゝにおいて、本会は四月早々経済政策審議会を開き、過渡期に処すべき経済政策の在り方を検討、「新政策と過渡的金融空白に処する緊急措置の要望」を政府に提言した。然しその後も事態は一向に改善されず、金詰りはますますひどくなり、破局一步前の感すらあつたため、われわれは更に「非常金融措置に関する決議」を発表し、関係方面に強い勧告を行つたのであつた。

才二四半期に入つて輸出が減少し始めたことは、国内経済の一層のデフレ化とともにドツジ政策遂行の大きな障害となつた。輸出の減退は云うまでもなく当時漸く顕著となつた世界景気の下降が大きな原因である。かくて当時内外から重圧を加えつゝあつたデフレ的脅威を緩和するため、本会は輸出

の増進と国内の有効需要確保に強力な新措置を要望する。「現下の不況緊急対策」を発表、政府に及び関係方面に具申した。この意見はその後、七月二十日に行われた才二回全国代表者会議で決議として採択され、全国経営者の一致した要望にまで発展した。なお、同会議では更に「安定政策を正道に戻せ」との決議を行い、前案と合せてその主旨の早急な実施を強調した。

然し、経済の客観状況は更に悪化の一途を辿り、九月中旬には、英国を初め多数諸国の為替レート引下げが断行された。この結果、わが国輸出の見透しは極めて悲観的となり、円価の即時切下を主張するものも少くなかった。本会においても、ポンド切下げの発表と同時に貿易委員会が中心となつて新事態に伴う諸対策を検討、結局、レートを引下げる消極策よりも貿易の最大の阻害要因となつてゐる対外諸条件の改善を積極的に主張することになり、「ポンド切下げに対応する貿易振興策」として本会の立場を明らかにした。ときあたかもフリール貿易諮問使節団が来朝していたが、先方の求めに応じて同使節団と懇談、本案を具申するとともにその善処を要請した。

一方、五月来朝したシャープ税制使節団は、九月十五日政府に対し画期的な税制改革の勧告を行つた。租税問題については先にその実情調査を関係方面に提出したのであるが、勧告発表と同時に各業界の協力を得て、「シャープ税制勧告実施についての要望」を作成した。この意見は後に行われた固定資産再評価に大きくとり入れられている。

十一月補正予算及び来年度予算の検討のため再びドツジ氏が来朝した。われわれはドツジ政策がこれまで日本経済に与えた影響とその現状を説いて、これに関連する要望事項を総括的に取り纏め、「ドツジ氏に対する要望事項」として同氏に提出した。

しかるに才四・四半期に入り徴税が強行されるに及んで、いわゆる三月危機が大きく問題となつた。相次ぐ新政策の実施はいまや企業の弾力性を限界点にまで押し下げていたのである。ここにわれわれは「金融緩和措置を一一三月に集中せよ」と主張し、あらゆる遊休政府資金の放出活用を警告した。

さて以上概観したように本年度の活動は多方面に亘つたが、その中心はドツジ・ラインをわが経済の実情の推移に照らしつつ合理的に遂行することであつた。このため新措置に対してもそれが間違つている場合には權威に屈せず堂々とわれわれの主張を陳述した。これは本会の如き性格の団体にして始めてなし得ることである。

なお本年度において特記すべきことは、米国の経済団体たる米國經營協會 (The American Management Association) との提携が塩原幹事の渡米により急速に具体化したことである。これにより米國經濟及び企業經營の刻々の動きを窺知し得る機会が与えられるとともに、その有益な資料を入手し得ることが出来るようになった。

また本年度は創立三周年に當つていたので、その記念事業として五月に記念講演会を、六―七月に

は近代経済学講座を開催した。最後に、本会にとつては極めて悲しむべきことが本年度において起つたことを記さねばならない。それは大塚万丈幹事の逝去である。同幹事は本会創立以来、とくに昭和二十二年度には代表幹事として、本会の発展に大きな貢献をしたのであるが、同君は三月八日突如永眠されてしまつた。惜しみても余りあることである。われわれは同幹事の意志を継いで日本経済再建のため一層の努力を傾けることを靈前に誓つた次才である。

【昭和二十五年】

1. 機構及び役員 昭和二十五年度は国際環境の著しい変化と日本の対外活動及び自主性の漸進によつて特徴づけられるが、本会もこの情勢変化に応ずる必要上若干の機構改革を実施した。即ち従來の三部会制を改めて金融、労働、経営、通商、生産、技術の六部会制とし、部会にはそれぞれ常任委員を置いて能率的運営を図り、また財務委員と同様な意味で渉外委員制を設け、対外活動の強化に備えた。その他大體前年度の組織を踏襲したが、二十六年に入るや、朝鮮動乱に対する中共の介入、米国の非常事態宣言などによる国際情勢の緊迫化に鑑み、非常時対策委員会を特設、新事態に即応する諸活動を展開した。なお常任幹事制を設けるようになったのも本年度からである。会員数は年々増加

し、本年度末現在数は六一七名に達した。

2. 会活動の概要 本年度の経済は六月末の朝鮮動乱を境として大きく二つの時期に分れる。前期は前年度に引続いて安定計画のもとに呻吟していた期間である。即ちインフレは終熄し、経済の安定正常化は大いに促進されたが、反面滞貨の増大と購買力の不足はいよいよ烈しく、経済の前途は全く暗闇に閉ざされた感があつた。この時期におけるわれわれの活動が経済の活潑化を図ることにあつたことはいうまでもないが、そのための措置として先ず「日本経済の現状と金融財政政策」に関する意見書を發表した。この意見書は当時渡米を数日後に控えた池田大蔵大臣に手交してドツジ公使に提出を依頼したのであるが、この中ではわれわれは、デフレ政策強行の原因が誤つた日本経済観にあることを指摘し、今後の政策の在り方について強い要望を開陳した。然るに事態は全く逆の方向に向い、五月八日の日銀の市中融資引締めとなつて現われた。即ち商手再割基準の厳格化、社債の公開市場政策からの除外、工手の再割停止等の措置がそれであるが、しかしながら、これは当時の金融のあるべき姿からいつても、また金融技術面からいつても、われわれの承服し難い点が多かつた。六月二日記者団に發表した「信用政策転換の是正に関する要望」はその強い反撥を表現したものに外ならない。

ところが、六月末に勃発した朝鮮の動乱は日本経済を全く異つた基盤の上に回転させることとなつた。それは具体的には特需に伴う経済の活潑化と物資需給の世界的逼迫を意味するものであつたが、

特筆すべきことは日本がこの新情勢に乗つて経済を振興しうるチャンスに恵まれたことである。しかしてその最良の方策は輸入促進によつて物資をできるだけ迅速に獲得することであつた。この線に沿つてわれわれは七月いち早く「輸入促進と時局金融措置」を、九月には「重要物資の緊急輸入対策」を發表しその急速なる実施を政府に勧告したが、政府の実際の施策は常に客觀情勢のテンポに間に合はず、物資不足は次々に蔽い難いものとなつた。二十五年末から二十六年初めにかけて物資不足をカヴァすべく再統制を行う気配が表面化したのはこのような事情を背景とするものであつたが、われわれは二十六年二月「経済統制に関する緊急声明」を發表、問題を合理的な形において解決すべきことを要望した。

このような事実にも拘らず、経済は著しく好転したが、それとともに漸く経済の浅さ、従つて資本蓄積の重要性が問題化して来た。夙に日本経済のこの弱点を痛感していたわれわれは、既に二十三年の八月に資本蓄積問題を探りあげ、翌二十四年四月に一応の案が成つたが、その後の客觀情勢は、更に資本蓄積対策の推進を要請していたので、われわれは従来の案を再検討するとともに、その後の情勢の変化を考慮に入れてヨリ広範かつ詳細な研究を行い、これを「資本蓄積非常措置の要望」として二十五年十一月の京都における第三回全国大会に付議、これを決議として關係方面に提出した。経済団体の活動がややもすれば当面の対策に追われがちとなる通弊を打破するものとしてこの研究はわれわ

れの誇り得る業績であろう。

なお以上に述べた活動のほかに、本年度においては自主性回復のために極めて多角的な活動を展開した。即ち四月の才四回通常総会において「講和会議に対する要望」を決議したが、これはニューヨーク・タイムズに報道され、日米両国に多大の反響を呼び起した。その根本思想は占領政策によつて課された種々の制扼の下においては日本経済の自立が困難であることを指摘し、早期の自主性回復を主張したものであるが、その後も機会あるごとに講和の促進とその前段階的措置としての内政委譲を強く要望したのである。更に二十六年二月ダレス特使再訪に当つては、本会が中心になつて従來の構想に基く「講和条約に対する要望」を起案提出し、また個々の具体的問題については講和会議対策委員会を設置して検討を続けた。このような対外的な狙いに重点を置いた活動は本年度における本会の活動の特徴づけるもので、本会の言動が国外においても頗る注目され、会の地位を一段と高からしめたことは特記するに値しよう。

【昭和二十六年】

1. 機構及び役員

運営機構は前年度のものゝ殆どそのまま引き継がれた。たゞ前代表幹事及び前部会

長がそれぞれ諮問委員及び総務委員として制度化され、代表幹事の諮問機関たる運営委員会の構成員であることが明確にされた。

代表幹事には藤山愛一郎、工藤昭四郎両君が就任、二十六年十月十五日現在の会員数は六百七十五名を数える。

2. 会活動の概要 本会の活動目標の一つが日本経済の実情に即した自立達成にあるとするならば、活動が多かれ少かれレヂスタンスの傾向を帯びることは否定し難い。そしてこの意味のレヂスタンスが最高潮に達したのはほかならぬ二十五年後期から二十六年にかけてであつた。

四月十三日開かれた才五回通常総会に於いて決議された「連合国の善意に期待する」に於いて「もし日本経済の自立を阻害するが如き講和条約が結ばれ、又は講和後不平等の取扱を受けるが如きことがあれば……その損失は決して少くないであろう」ことを強調し、GATTへの参加、工業制限と賠償の不課、在外私有財産の返還などを要請し、更に「日米経済協力に関する決議」では、国内の最低需給関係を圧迫しないような方法によつてのみ合理的な協力関係は成立し得るとした見解を広く公表したのである。越えて五月にはかねて研究中の独禁法、事業者団体法、労働基準法三法の改正に関する要望の英訳が完成したので、これを米英各本国に送付し、現行法改訂要求の態度を明らかにして多大の反響を呼び起し、七月には「経済基盤の変貌に対応する財政金融方針の修正に関する意見」を発

表してインフレ回避のため金融引締めを強く主張する総司令部関係筋の意見に真向から反対した。本意見書はインフレ発生の危機を詳細に分析すると共に、正常な運転資金の供給を円滑にすることと、財政資金の効果的運用を図ることが今日の財政金融の急務であることを力説、総司令部筋のいう物価割高の問題はインフレ問題ではなく、物価対策として別個に扱うべき問題であると強く主張している。

しかしこればかりが本会活動の全般ではない。本年初頭國際的に物資需給関係が緊迫し、国内においても統制問題が生じたときには、經濟政策研究所の全能力を動員し三カ月の日子を費して經濟統制に対する基本方針を徹底的に調査研究（この結論は四月六日発表された）し、また六一七月にかけて滞貨問題と輸入引取資金問題の解決が焦眉の急務となるや、それぞれの關係者に対してあらゆる援助を惜しまなかつたのである。更に次期經營者の養成のためにグループ研究会を新設、八月末に発足したが、この研究会は従來のこの種研究会の行き方を一擲せる全く新しい構想によるもので、今後の發展が期待されている。

3. 全國組織の確立 本会の組織も創立以來五カ年を経過し全國重要都市の經濟界指導者を會員に擁する有力なる經濟団体に成長するに至つたが、このように全國的規模の組織であるに拘らず、内容的には未だ不備な点が多く統一的な連絡に欠ける憾みがあつた。そこで本会將來の發展のためにも各地同

友会が歩調を合せて組織の整備強化につき至急に研究する必要があるとの意見が二十五年頃より強くなり、同年秋の才三回全国大会では、この主旨による組織整備強化策が採択され、更に二十六年春の東京の才五回の通常総会に際し、全国各地より組織委員が参集して「同友会全国組織暫定要綱」案を起草、この要綱案によつて当座の運営を図る一方、二十六年秋開催予定の才四回全国大会までに成案を作り、同大会に諮ることに決定された。然るに本会の主張を全国的規模において強力に発言することがその後ますます必要となつてきたので、七月には暫定要綱案によつて才一回全国委員会を東京で開き各地同友会相互の意思疏通と連繋の強化を図り、続いて九月にも才二回目の全国委員会が開催されて本会の全国組織はここに確立し、その運営も完全に軌道に乗るに至つた。本会の組織は現在東京、大阪、神戸、京都、和歌山、奈良、岡山、福岡、鹿児島、仙台、北海道（札幌）の十一を数え、その会員総数は二十六年十月現在、千八百名を超えており、創立満五周年にして本会もいまや名実共にわが国最有力の経済団体の一つとして、日本の経済再建のため、力強い活動を続けているのである。

【同友クラブの開設】 同友会会員の親睦機関として多年懸案のクラブが二十六年一月、東京都千代田区内幸町一の一の新装なつた千代田ビルに開設された。このクラブを仲立ちとして会友相互の連繋はいよいよ高められるであらう。

資 料

(主なる意見書)

國家補償處理に關する声明

(三二・七・一一)

一、最近國家補償全面打切に關する問題が議會の内外に於て論議されているが、吾人の見るところを以てすれば、この問題の重大性に就て、官民とも果して十分なる認識を持つてゐるか否かに疑念なきを得ない。補償全面打切の場合、政府はこの未曾有の大外科手術を、果して社会的、經濟的秩序を混乱せしめずして断行し得る自信と具體的方策を用意してゐるのであるか。

今日、物資の裏付なき擬制資本が依然として残り、敗戦によつて当然整理さるべき企業が今なお存在を続けていることは、明らかに不合理であり、且日本經濟の再建を妨げている要因でもある。斯る戰爭の残滓は、極力早期に徹底した整理を必要とすること云ひまでもない。然し斯の如き大整理は、その影響の波及するところ産業金融を先導とし、辛蔓的に広く經濟、社会全般に亘らざるを得ないのである。

二、就中次の諸点は、我經濟秩序に破局的悪影響を齎らす根源となるものであつて、今日の緊迫せる日本經濟の現状に於ては、少くとも之等各項目に就て、周到適切なる科学的対策の用意なくして、補償問題處理を決定するが如きことは妥当ではない。

(1) 長期に亘り過少生産に苦しむべき我國の企業の整備は産業の現状及将来を勘案したる生産計画に即応し之

を実現するための計画的整備でなければならぬ。

然るに、補償打切による債務支拂能力喪失のために整理される企業必ずしも今日の日本が不要とする企業ではなく、補償打切の影響軽微にして残存する企業必ずしも要確保企業ではない。否直接軍需企業は別として、金融的圧力による企業整備は今後の経済再建の上から望ましからざる場合が極めて多いである。單なる債権債務の關係に基く企業整備の奔流に抗して、日本が必要とする企業を如何にして残存確保せしむるか。

(2) 広範圍に亘る企業整理の結果放出さるべき大量の失業者に対して、直に実行可能なる救済計画と十分の予算と施設を準備しなければならぬ。

補償全面打切による企業整理は、軍需關係会社、戦災会社、外地關係会社、賠償該当会社を才一次とし、その子会社、下請会社を才二次とし、次いで之等整備会社と直接間接に結びつく各般の事業に波及する。他方之等会社に債権を持つ金融機関の整理が強行され更にその取引先も亦少からぬ余波を蒙り、尨大なる失業群を放出するであらう。かくて現下の食糧逼迫、高物価の下に呻吟しつゝある国民生活をしてなお一層の窮境に陥入れ、憂うべき社会不安、思想的混乱を招来するは必至であり日本経済再建に一大頓挫を来すであらう。

(3) 信用組織の破壊を防止する万全の策を講じなければならぬ。

全面補償打切によつて国家に対する信頼感の喪失は勿論、一般信用組織の崩壊を齎らす危険が極めて大であつて、一度び破壊された信用組織の再建は極めて困難である。不幸にして斯る状態を現出せんか、今後の日本経済再建並に失業救済に必要なる国債発行、資本調達、預金吸収等事業資金の調達は殆んど不能となる外はない。

三、要之、補償全面打切問題は、飽くまで、経済秩序を確保し、経済再建の一線を死守する建前の下に、総合的に探り上ぐべき問題であつて、国家財政救済のみの見地から一方的に処理さるべきものでは決してない。

固より国家財政の破綻を救ふことの緊要なるは贅言を要せぬ。併し乍ら財政を救ふ途は必ずしも補償打切を必須の要件とするものではなく、他の方法によつて同一の効果を挙げることも可能である。更に補償打切によつて、一時財政の均衡は得られるとしても、そのため生産を犠牲にするが如きことになれば、産業復興、失業救済等に再び大量の赤字公債発行を迫られ財政は再び不健全化するに至るであらう。

四、補償打切問題の如き國內問題にして、然も日本経済の運命を左右すべき重大問題の処理に就ては、吾人は皮相なる観念論を戒めると共に官僚の独善的処理方式を排し、国民全般の問題として、広く輿論に聽くべきことを主張する。

而して、この問題が特に専門的知識を必要とする事情に鑑み、議會並に言論機関の他に、例えば有力なる経済団体、業種別団体、労働組合等専門家層の輿論をも充分に尊重し、真に官民協力の下に此難問題の処理に當るべきことを要望する。

以 上

最近の労働争議に関する見解 (二一・一〇・一九)

国鉄、新聞、炭硯等基幹産業のゼネストが何れも大事に至らずして打切られたことは慶賀にたえない。しかし

なお一聯の後統計画も伝えられ、更に打切られた罷業も概ね表面的な妥協に止まり、根本的な点に於ては十分の解決も見えない実情に鑑み、われわれは経営技能者として、ここに本問題に関し、若干の所信を述べる機会を持ちたい。

一、崩壊の危機に瀕している日本経済の建直しは、全国民の協力の結果によつてのみ成しとげるのである。かかる際基本産業及び重要企業において、ゼネストが行われることは、日本経済再建にとつて極めて危険であり勢の赴くところ民族の生存を脅かすに至る懸念なしとしない。現下の日本に於ける労働組合は、階級的立場よりも勤労者としての生産者の立場に、より以上の重点があることを再認識し、罷業権の行使については組合員の深甚なる反省を促したい。況やゼネスト決行に先立ち、十分に合理的な手段を尽さずして、それに突入するに至つてはストライキのためのストライキと化し、一部労働組合のため全国民が悲惨な犠牲に供せられることになると共に、半面かかるストライキは我が国労働組合の健全なる成長を阻害するものである。

一、講和会議を前にして、ゼネストにより国内を混乱に捲き込み、延いては経済再建を困難ならしめるならばこれが国際関係に如何なる影響を及ぼすか特に銘記しなければならぬ。

一、ゼネストを政治闘争に利用することは、日本更生の指針たる民主主義に反する。殊に新憲法の成立せる今日、政治行動は飽くまでも民主主義的手段に訴えて合法的に行わねばならぬ。かくて労働組合の争議と労働者の政治活動は、その限界を明確にすべきである。

一、併し乍ら今次のゼネストのよつて起るに至つた根本原因に遡れば、深刻なる生活不安が横たわつてゐる事実を看過し得ない。これを政策の面で云えば物価体系の混乱、食糧政策の不適正、失業対策の貧困、インフレ対策の不徹底等、要するに政府並に政党が民生安定のための綜合施策に打つべき手を打たざるところに争議の温床があると云えより。然りとすれば、斯る根本問題に就て適切な解決策の見ざる限り、広汎な争議は何度も繰返さ

れる危険が多である。政府及政党は率直にこの事実を認め、速に民生を安定せしむべき施策を果敢に進め、争議の根因を除去すべきである。

一、他方企業経営者としては、ストライキに関し徒らなる反撃や一時を糊塗するための譲歩によつて当面を彌縫する態度を採らず、経済再建の現場的責任者としての立場から、企業経済の限度に於て護るべきは譲り、主張すべきは主張して、極力合理的な解決を図らなければならない。

一、われわれは日本経済復興の任務が勤労大衆の双肩に懸つてゐることを認める。しかしそれは一部の組合が主張する如き階級的な意味に於ける労働者のみを指すのではない。広義の勤労者、即ち企業経営陣を含めた勤労者によつてのみその実現を期待し得る。労働組合の一方的復興運動乃至企業に於ける労働者の指導権の樹立が何を結果するかは、前大戦後の欧州の歴史が物語るところで、われわれは前轍を繰返す愚を断じて避けねばならない。

一、総同盟、産別の企図する産業復興運動は結構である。しかしその根本的態度は、生産の面に於ては、何処迄も企業権を尊重し経営者と協力關係に立つことに徹しなければ必ず失敗に終ることを警告したい。而して、組合が日本経済の実情に即した合理的立場を採る限り、われわれも欣然之等の復興運動に協力する用意がある。

企業経営の民主化 (二二・八・六、経済民主化研究会)

経済民主化の要ては産業の運営上に関係者の意思を洩れなく反映せしめこれによつてその自発的協力を確保すると同時に、経済的弱者が強者によつて圧迫せられることを禁絶する点に存する。経済民主化の具体的方式としては、独占禁止の線に沿うものと社会化の線に沿うものとの二通りがあり、わが国は現在連合国の指導により、前者の線に沿つて経済民主化を推進している。しかし生産設備と資源の大半を喪失し、経済力としては豊富な労働力のみを持つに過ぎず、従つて労働能率の昂揚によつて難局を打開するより外に途のないわが国としては、このような特異な条件に対応するため、右の如き民主化に関する基本的の線より逸脱しない範囲内においてある程度独自の構想を持たねばならない。而して経済民主化に関する各種の部面中この点に直接の關係を持つものは企業経営の民主化であるから、本研究会は先ずこの問題を取り上げた次才である。

われわれが企業経営の民主化に就てその基本的構造として考えるところは資本と経営との分離である。即ち経営者を企業の運営に關し公共の利益を代表し、且つ最高の責任を負うべき経営技能者として完全に独立せしめ、これを媒体として本来対立關係にある労資を協同關係に導かんとするものである。元來資本と経営との分離傾向は世界的風潮であり、しかも、敗戦によつて物的基盤が全く貧困化し、従つて労資が対立、鬭争の關係を続けることが即ち経済的破滅を意味するわが国としては労資の鬭争の対立を止揚することこそ焦眉の急務であるから、この意味において、右の如き行き方は、現に資本主義の線に沿つて管理せられつゝあるわが国として、最も現実に即したものとすべきであらう。

世上過去における資本と経営との關係より推して両者分離の実効を期待し難しと観る向きも尠くないが、わが国の現実として一方において独占資本は既に解体せしめられ、他方労働組合が罷業権を公認せられて今日、

客観的条件は全く一変してをり、従つて経営者にして法制上独立の地位を保障せられるに至れば、能く企業運営の中軸として労資協同の媒体たるの機能を發揮し得るものと信ずる。かくして経営者を独立せしめることによつて資本の地位を一步後退せしめると同時に労働の地位を引上げ、両者を並列せしめることを措いては、企業経営の民主化を望み得ないというのが、本報告の基調として一貫している考え方である。また企業民主化の問題に関する本会の論議において、常にその前提となつたものは、企業が社会の公器であり、従つて資本、労働、経営の三者それぞれの個別的利益のためだけに存在しているものと考えられてはならないという認識であつた。

なお本会の論議は専ら大企業を対象として行われたものであつて、中小企業の民主化に就ては、これを別個に取上げる予定である。

左に略々意見の一致を見た事項を列挙、これに簡単な説明を加える事とする。

一、企業協同有制度の確立

企業を以て経営、資本、労働の三者によつて構成される協同体とする建前をとる。法律的には企業財産を右三者の共同運営する企業体たる法人の所有とするが、これに對する株主の絶対的關係を改め経営者及び労働者もそれぞれ経営または労働という生産要素を提供しているという意味において権利を持つものとする。

右三者の内面的配分屬關係に就ては出資者の出資の限度内に於ける企業財産は当然出資者に分配すべきものであるが、増殖分はこれを適當な割合にて三分し、経、労、資三者それぞれの集團に屬せしめるものとする。従つて企業が解散する場合企業財産は三者間に右の屬分の限度において分配される。企業利潤は経、労、資平等の原則に基き適當な基準（後述）に従つてこれを三者間に公平に分配する。その際企業基礎の安固を図り、且つ将来の拡充發展に備えるため、その内一定の割合を社内に留保するときは、これを適當な割合にて三分して、資本家に屬する分はこれを出資者勘定に積立て、経営者または労働者に屬する分はそれぞれ経営者勘定及び労働

者勘定に積立て、出資者、経営者及び労働者の企業資産に対する所有並に責任の金銭的限度を明らかにする。これ等の積立金に対しては、原則として各個人に対し現金にて利子を支拂うものとする。

企業債務も終局においてこれを経、労、資三者の共同責任とする。金銭的には経営者及び労働者の責任は右の帰属分を以て限度とする。

二、資本と経営との分離

経営者の資本家に対する受託関係を解除し、前者を後者に対し法律的にも独立せしめる。

資本に対してはその保全を期するため広義の監査権を認めるものとし従つて株主は従来の如く監査役を互選して事後監査を行わしめるのみならず、企業最高意思決定機関たる企業総会（後述）に一定数の代表者を送り、事前監査として企業最高意思の決定に参与せしむるものとする。

経営責任者たる取締役は資本家との間に代理乃至受託の關係なき経営技能者がこれに当る。首席取締役は新規企業の場合には発起人（経営技能者たる資本家たるを問わぬ）の推薦に基き、創立企業総会（後述の如く企業総会は資本家、労働者、経営者の各代表によつて構成されるものであるが、創立の際は労働者を欠くため資本家及び経営者の各代表によつて構成される）においてこれを選任し、また企業発足後、任期の満了、死亡、その他の事故によりこれが補充の必要が生じた場合には企業総会において、経、労、資三者同数の委員より成る選衡委員会を設け、才一、才二両候補者を推薦せしめ（選衡の範圍は必ずしも企業内部の経営技能者に限られるものではない）同総会がこの候補者に就て議決を行うものとする。首席取締役以外の取締役は首席取締役が企業総会の承認を得てこれを選任する。

資本家または労働者も企業総会によつて経営の技能を認められる限り取締役に選任せられ、また企業総会によつてそれが経営者たるの機能を逸脱しないことを認められる限り、その任に在り得るものとする。

経営職員は取締役と共に経営技能者集団を形成する者とする。この集団に属する者は経営に関する基本方針の樹立及びその実行に関し責任ある地位にある者及びその重要な補助者に限られるものとする。

三、企業最高機関としての企業總會（仮稱）の新設

企業最高意思決定機関として企業總會（仮稱）を新設する。

企業總會は経営者代表、株主代表及び労働者代表によつて構成せられるものであつて、代表者の数は企業の規模によつて相違を設けるが何れの場合においても三者同数とする。企業總會の意思決定は多数決による。議長は首席取締役がこれに当り、外部に対して企業を代表する。

企業總會の権限に属する事項は次の如きものとする。

- (イ) 企業代表者（首席取締役）の任免、及びその他の取締役の任免に対する承認
- (ロ) 企業目的の決定及びその変更または追加
- (ハ) 基本的な経営方針の策定
- (ニ) 重要な企業財産の処分
- (ホ) 企業財産を担保とする債務の設定
- (ヘ) 資本金の増減
- (ト) 決算に関する事項（利益処分を含む）
- (チ) その他企業に重大な影響を及ぼす各般の事項

四、株主總會の改組及び労働者總會並に経営者總會の新設

株主總會は株主が企業總會を構成すべき株主代表及び監査役を互選し且つ必要に応じ株主としての意思を表示する機関に改める。監査役の機能は従来通りとする。

労働者總會を新設し、労働者が企業總會を構成すべき労働者代表を選出し且つ必要に応じ労働者としての意思を表示する機関とする。但し労働者の総意により労働組合を以て労働者總會に代うる事を得るものとする。

経営者總會を新設し、経営職員が企業總會を構成すべき経営者代表を選出し且つ必要に応じ経営者としての意思を表示する機関とする。経営技能者が企業總會によつて取締役に選任せられた場合には、経営者集団の特質に鑑み企業總會を構成する経営者の代表たる資格を得るものとする。

五、最低保証制度の確立

経営、資本、労働の三者の協同体たる企業の性格に基き、原則として企業成績の如何に拘らず、経営者及労働者に対してはその生活を維持するに足る給与を、また株主に対しては金利に相当する基本配当を保証する。この場合給与を決定する基準には、その責任、技能乃至経験を加味するものとする。但し能率給はこの外に考慮するものとする。

六、企業利潤の分配

企業利潤に対しては、経営、労働、資本の三者が対等の権利を有するものとする。利潤の分配は、株主、経営者及び労働者に対する最低保証をなし且つ過去の欠損を補填し、なお余りある場合に行われるものであつて、株主経営者及び労働者の各人に就き株式の拂込金額並に経営者及び労働者の年取等を考慮し且つ企業の実情に即して適当な割合を以てこれを行う。例えば基本配当を超えて一分の増配が行われる場合には、各経営者及び各労働者もそれぞれ各自の俸給年額または賃金年額の二％に相当する金額を分配せられるものとする。

経営者及び労働者に対する利潤の分配に就ては、株主に対する配当と同様現金にて各自にこれを支拂うことを原則とする。

七、企業危険の負担

企業危険は資本のみならず経営及び労働もこれを負担する建前とする。株主の負担は出資金及び上記の出資者積立金を限度とし、経営者及び労働者の負担は上記の経営者積立金又は労働者積立金を限度とする。但し株主が出資金の全部または一部を喪失し、または基準配当を受け得ざる場合においては、経営者及び労働者はその実情に即し適當なる方法並に限度において犠牲を分担することを当然考慮する建前とする。

経・労・資三者間における危険負担の順序、方法並に程度は企業總會においてこれを決定する。

八、経営協議会

現在の協議会はそれが企業最高意思の決定に参与している限りに於ては、その権限を企業總會に譲り、専ら業務執行補助機関としてこれを存続し、これによつて生産実務上に労働者の意志を反映せしめるものとする。その構成並に運営の細目に就ては、別途考慮する。

九、労働組合

上述の如き企業構造の変化により労働者は一面において一種の主體的性格のものとなるが、他の一面においては依然として雇傭關係に立つものであるから、この面において労働組合は存続する。但し労働組合の機能は現在の如く企業経営の外部に立つて労働者の利益を擁護するという消極的のものより、企業経営の内部に入つてその効率を高めることにより労働者の利益を増進するという積極的のものとなる。罷業権は固より厳存するが、尠くとも企業内部の経済問題に關する限り實際に罷業権を行使せねばならぬ場合は減少するものと思われる。

なお前記経営者集団は、労働組合と別個のものとする。

一〇、結語

如上の構想を実行に移す場合予想される利点の主なものを挙げれば次の如くである。

(イ) 企業關係者の衆智が結集される上、労働者が主體的地位を占めるに至る結果として、その自主的勤勞意

欲の昂揚が期待せられるから、結局企業生産性の向上による生産の急角度の伸張が予想されること。

(ロ) 従来企業体制においては到底免れ難かつた労資の争議が、殆んど発生の余地がなくなる結果、生産のロスがそれだけ少くなること。

(ハ) 企業の危険が経・労・資三者によつて分担される建前となる結果、企業の経営が堅実化されること。

(ニ) 企業の経営が明期公正となる結果、大衆資本にとつての好個の投資対象となること。

(ホ) 企業利潤が平等に分配せられる結果、富の均分化が期せずして実現すること。

なお如上の構想に対しては、これによつて資本の蓄積が減殺されると観る向きもあるが、勿論利潤が分散されるという点のみを取上げればこれは或る程度予想される。しかし右のイ、ロ、ハ、を併せ考えれば、全体としてプラスはマイナスを補つて余りあるものがある。

最後に資本の大衆化は独占資本の解体によつて、既に不可避の大勢となつてゐるが、この企業体制はこれに一層拍車をかけるものであるからこれを吸収動員するため、全く新規の構想に基く証券市場組織の整備、強化並にその適切なる運用が必要とされることは勿論である。しかしてこれが実現すれば、資本の供給が阻害される理由はないと信ずる。

一、民主化の基調

従来金融機構が高度に集中されていた反面において、その運営が全面的に官僚の支配下に置かれていたことは、
我国金融の顕著なる特異性である。

戦後の新しい事態に即応して財閥の解体や一部特殊金融機関の閉鎖等が実行されるに及んで、金融界においても経営の民主化が漸く緒につき初めたが、未だ官僚統制は殆ど是正せられるに至っていない。資本の欠乏の特に甚だしい戦後のわが国において、金融が相当程度まで統制されなければならないことは当然のことであるが、健全な資本の蓄積を培養し、破壊された産業の復興を実現するためには、能う限り民間の知識経験を活用し、しかも金融の公共的使命を貫徹し得る如き金融の運営を確保しなければならない。

かくて戦後の信用制度を再建するに当つては一方において金融機関の資本及び経営の民主化を促進するとともに、他方においては従来の如き官僚統制を排除して民主的統制の適當なる体制を樹立することが肝要である。而してこれ等の要請に応ずる一切の事柄を積極的に実行に移すことが現段階における金融民主化の基調をなすのであつて、それは他方における産業の民主化と相俟つて、我国経済再建の礎石を築くものである。

なお、以下本案は現下金融民主化の中心問題たる金融統制及び銀行の民主化に視点を置いた。

二、金融統制

(1) 金融統制の民主的主体を確立すること。

従来の如き官僚統制に代つて合理的な金融統制を実施するためには民間金融経済機構の内部から生れる民主的な統制主体を確立することが必要である。かゝる統制の主体として我々は後記「金融委員会」の創設を提唱す

るものであつて、その目的とする処は金融統制の自主的企画及運営を担当させることにある。

(2) 金融立法の主動性を民間人の手に確保すること

(イ) 戦時以來金融立法は殆ど官僚の手に委ねられて来たのであるが、今後は新憲法に基ずく国会の運営を通じてこの主動性を民間に移す。

(ロ) 法律に附随せる命令の立案を通じてなされる官僚の一方的な操作を排除する。(金融委員会の項参照)

三、金融機構

(1) 日銀の民主化と日銀依存の是正

(イ) 現在の日銀機構を根本的に改革し、完全な民主的経営を確立するとともに運営の官僚化を阻止する。(日銀機構の民主化については別途考究する)

(ロ) 民間金融機関をして一層自立性を確保せしめ日銀依存を排除する。

(2) 特殊金融機関の改組

出資、人事等につき政府と特殊な関係をもつ金融機関は復興金融金庫の如き暫定機関、その他社会政策上特に必要な機関に限る事とし、その他の特殊金融機関は普通金融機関と同じ経営形態で必要な機能を営ましめる。

(3) 金融行政の一元化

現在、農業及中小企業部等に対する金融を担当している機関(農林中金、商工中金、恩給金庫)の監督は大藏省とともに農林省、商工省等が当つているが、今後は監督官庁を一元化するとともに総ての金融機関に対する統制は後記金融委員会の民主的統制下に置くこととする。

(4) 金融の地方分権化

今後における産業の地方分散に対応して、可及的に地方金融を地方銀行の手に開放する。

(5) 中小企業金融のそ通

(イ) 金融民主化の要請に従い融資の部面における門戸の解放と機会均等とを確保するために、今後は一層中小企業金融のそ通を図る。

(ロ) 但し中小企業金融の不円滑は主として借主の信用の欠如に起因するものと考えられるから、中小企業信用維持の措置(例えば同業者の組合による保証制度、保証責任制度の活用等)を併せ講ずるようにする。

四、金融機関の経営

(1) 資本、業務、人事

(イ) 資本

独占的、支配的株主を排除する。原則として資本金の二十分の二を超越る株式の所有を認めないよりによること、及び株主の議決権の制限方法(例えば十株を超える場合は十株毎に一議決権とする等)をとること。

(ロ) 業務

貸出金の最高限度(一融資先に対し、例えば総預金の二十分の一以上の融資その他債権の所有を認めないこと)を規制する。

(ハ) 人事

(a) 金融機関の構成員の民主化——即ち経営者の選任に当つては従業員の意向を反映せしめるより措置する。

なお所謂天下り人事を排除する。即ち監督官庁及中央銀行等の役職員を退任後一定期間は原則として民間金融機関の役員に就任することを禁止する。

(b) 一定規模以上の金融機関に対してはその公共性に鑑み各界の代表者を運営に参与せしめる。

註 企業における民主化の一般的原则が確立され、(イ)及び(ハ)等について株式会社制度及び官吏制度の根本的改革が実現した場合には金融機関もその原則に従うこと。

(2) 経理内容の公開

金融機関の経理を可及的詳細に公表し、その内容に対する判断の合理的資料を提供する。

五、金融委員会

前掲金融統制民主化の趣旨に従い官僚及日本銀行による一方的な統制方式に代え、民主的統制の主体として金融委員会を設置する。

(1) 金融委員会の権能

(イ) 金融統制の自主的企画並に運営に任ずる。

(ロ) 金融に関する政府の命令は本委員会の議を経て決定する。

(ハ) 金融立法に関し国会の諮問に応じ、又意見を具申する。

(ニ) 法律又は官制による通貨金融に関する委員会は原則として本委員会がこれに当ること。

(2) 金融委員会の構成

本委員会は関係各方面の意向を反映せしめ得るよう構成する。しかし委員会の常務を執行するため一般委員中から常任委員を選任する。

(イ) 一般委員は左の各界より選ぶ。

一、金融界 一、産業界 一、労組組合 一、預金者 一、日本銀行 一、学識経験者

(ロ) 常任委員は原則として左記のように定める。

一、金融界 一、日本銀行 一、産業界 一、学識経験者

(一八) 委員は各界の推薦により国会の承認を得て総理大臣が任命する。

(3) 金融委員会は官制によるものとし、独立の事務局を有する。

(以上)

民間外資導入促進に関する意見 (二三・三・二三 才二回通常総会)

第一、経済再建における民間外資導入の緊要性

当面における外資導入の根幹が政府借款にあり、従つて我が外資対策の重点がここに集中せらるべきは当然である。然らば政府借款に全力を注げばそれで足るかというに無論そうではない。才一に政府借款は必ずしも十分の額に達しない。才二にかりに十分の額に達しうるとしても、我が経済再建上外資輸入を緊要とせるにも拘らず政府借款では到底これを満し得ない部面が僅少でないからである。例えば政府借款に適するものは復興面においては、政府の長期建設計画中の基幹産業乃至基本資材に主として限られ(石炭、電力、鉄道、船舶、鉄鋼事業又は資材)回転基金制度による加工輸出用原料面においては棉花、羊毛、ゴム工業、塩等の主要輸出品原料に限られざるを得ない。

然るに右以外においても我が経済再建上この際焦眉の急を要するものにして、その実現には是非とも外資輸入

に俟たざるを得ない部面が多である。例えば左の如くである。

(一) 戦時中後れた技術を取戻すため必要なパテント、機械及び技術の輸入を目的とする外資導入は、外国会社と我が民間会社との直接交渉に俟つ外ない。

(二) 戦中戦後の酷使で多くの機械は耐用年数を已に経過し、至急その更新を必要としているが、この場合我が企業の資力の窮迫から外資の直接借入乃至投資を必要としている部面が多であり、その少からぬものは民間クレジットの導入に俟たねばならぬ。

(三) その他、当該企業の復旧拡張新設を至急必要としながら、その所要資金が国内においては調達困難なるも、民間外資の投資乃至借入に依頼しうる産業部門が少からずある。

(四) 製品輸出とリンクした原料輸入代に対するクレジット(短期商業信用)についても貿易回転基金に頼り得ず、民間クレジットを必要とする部面が左の如く多である。

(イ) 貿易回転基金による輸出用原料クレジットの対象とならぬ非重要輸入(原料品の輸入例えばゴム用カーボンブラック等)

(ロ) 貿易回転基金によるクレジットの対象となつてゐる原料品についても同クレジットでは間に合わない部分を埋める必要ある物(例えば輸出ゴム製品用綿布の確保につき民間クレジットを必要とするが如し)

(五) 政府クレジットは技術的に交渉、手続等に時間がかかり、かつ個々の企業からいえば、自己の企業に如何なるクレジットが割当られるかの見透しが困難であるに對し、民間クレジットは具体的に手早くその見透しが立ち計画を進める利益があり、従つて急を要する外資導入は民間クレジットによることが一般的に要望せられるわけである。

このように、この際民間クレジットの導入に依存せざるを得ない部面は、広汎である。しかのみならず技術の向

上、機械の更新を必要とする部面においてはこと極めて急を要するのであつて、それがごこ一、二年内に完成するのと三、四年後に完成するのでは当該事業の死活を左右する重大差異を生ずる。その理由左の如くである。

(イ) 世界的に物資不足時代である。ごこ一、二年内に新技術、新機械を輸入し得れば世界水準に伍して存立、發展しうる事業基礎を築きうる余地あるも、若し三、四年以後になれば、この間世界の産業が已に十分立直り、技術の劣れる我が製品の輸出は極めて困難となり、再業存立の基礎を築く余地が無くなるおそれが多大である。

(ロ) 機械の耐用年限は大約十二年であるところ戦中戦後補修及び更新なしに酷使せる結果、多くの産業はごこ一、二年内にこれを更新せねば生産力は一大低下に直面し企業の存立が脅かされる危険が多大である。

(ハ) 右の場合かりに国内の後れた機械で更新しうるとしてもそれでは戦後の世界競争力はなくなる。この意味からも至急優秀機械の輸入を確保しうる外資を必要とする。

しかしてその多くの部分は民間外資の導入にこれを俟たねばならない。

第二、民間外資流入上の隘路打開

民間外資の導入は以上のように焦眉の重大急務であるが、併し、現状に於ては、我が企業に対する外資の流入は少からぬ危険を伴い之れを除去乃至軽減する特別の措置を講ぜざる限り容易にこれを期待し得ないである。例えば左の如くである。

(一) 円貨が安定せずして、為替相場の決定すら尙ほ困難な現状に於ては、外資輸入に伴う為替変動のリスクを債権者債務者何れが負担するにせよ、その危険率は余りに多大である。

(二) 労務事情、動力事情、原料事情、金融事情其の他等のため、企業の経営が現状の如く乱脈状態を呈し企業経理の健全性が根本的に破壊せられ、その回復の見込みが必ずしも容易でない現状において、企業の信用そのも

のを基礎とする民間外資の流入は容易でないと思ねばならぬ。

(三) 米ソ対立の激化は、愈々戦争不安を醸立て、且つ極東市場の不安定なる現状においては、政府債の如く政治的考慮を伴はぬ純経済的な民間外資の流入は少からず躊躇せられる傾向を持つてであろう。

(尚以上の外、賠償関係、過度経済力集中排除法、税制、価格形成における利潤対策方針等、外資の導入を阻む幾多の問題があるが、これ等は早晚その見透しが立つものと見做しこゝには姑くこれを措く)

依つて、この際、我が経済再建上望まじき民間外資である限り、仮令相当の弊害を伴い、不利に陥る惧れある場合と雖も、これを資金調整法の立場で制限的に取扱うべきでは決してなく、極力これを自由にするは勿論、進んで望まじき民間外資流入の諸障礙を除去し、その流入を助長し推進する施策の確立に寧ろ主力を注ぐべきである。而して、かかる助長推進対策の主要点については去る二月四日付本会意見書において指摘せるところである。

第三 民間外資導入に対する希望條項

(一) 導入外資中、当該企業の必要と認める部分については、これを当該企業の外貨ファンドとして保留せしめ適時に適當の機械、その他を選択的に購入する等の費用に充當せしめる自由を与えること。

(二) 技術及び機械水準向上のための外資導入については日本の現状に最適の機械を選び、且つ所要技術の習得を極力短期間に確保するため、技術團乃至技術者等の海外渡航を認める措置を講ずること。

(三) 導入民間外資に対し、当該企業が弗を以て、その元利及び利潤を支拂い得るか如き經理をなし得るよう特別の措置を講ずること。

(四) 磅地域とのバーターを自由且つ可能ならしめると共に、かかる立場に立つ外資の導入を自由にすること。

(五) 民間外資導入と企業經營權との關係については、原則としてこれを企業の自由任せべきであるが、併しこの際國民に不必要な不安感を与えるおそれがあるを以て、經營の実權が外國に移るか如き形の外資輸入は極力

これを避けること。

インフレ克服対策に関する決議（二三・五・一五 才一商全国代表者会議）

現在我々の当面している経済上の困難はその根底が極めて深く且つ至つて大きい。従つて最近多少明るい面が生じつゝあるとは言えこれを過信して一挙に性急にその解決を図らんとする如きは甚だ危険である。今若しその方針を誤るならば非常なる困難を惹起して国民を不幸に陥れるばかりでなく経済再建の望みをも全く失わしめるに至るであらう。この意味に於て性急な安定恐慌の実行論等については慎重に対処する必要がある。極端なる金融の引縮めについても再考せねばならぬ。従来 of 経済政策は兎角理論勝になる嫌があるが、そりいう行き方では実効を取め難く今少し実体面に比重を置いた政策が望ましい。この点についてはわれわれ実業人の意見が相当地に尊重せらるべきである。インフレ問題の克服は一貫した政策の下に漸次不自然、不合理、不均衡の状態を調査しながら長期にじつくりとその解決を図るべきである。

昭和廿三年五月十五日

経済同友会全国代表者会議

産業金融疏通の緊急対策に関する意見 (二三・七・一六)

産業の深刻極る資金窮迫は、我が経済の立直りに、今や測り知れぬ打撃と弊害とを与えつゝある。無論、戦争及敗戦に基く莫大な蓄積資本の破壊と喪失とに鑑れば、敗戦後の我が経済が一方ならぬ資金難に悩むは寧ろ当然であつて、その打開のためには、基本的に、長期的根本対策を必要とする。併し、現下産業資金窮迫の一半は、関係当事者の適切なる措置によつて、これを急速に打開することは必しも至難ではない性格のものである。以下は右の意味に於て当会の到達した産業金融疏通緊急対策の要領である。

第一、産業金融疏通の基本態度について

一、インフレ収束を目指す現下の金融政策は生産増強の要請及び一般経済安定の足並との調和を欠き、これと遊離して、跛行的に少からず行過ぎたものである。依つて政府は此際これ等の基盤事情を綜合勘案した基本的資金計画を確立し、偏倚的な金融の急進的引締政策を改め、基盤事情の成熟と歩調合つた漸進的政策を探ること。思ふに、現下金融対策への要請は一方に於ては生産力の復旧復興のため若干のインフレ的要因の随伴を覚悟しても、これを実現することが、結局に於て経済安定を促進する所以であり、特に産業資金の犠牲に於て健全財政主義が形式的に強行せられている現状に於てそうである。それと共に、他方に於ては、インフレ防遏の財政金融的施策を充分重視するの要がある、という対立關係を如何に調和するかはその特徴があり、具体的には、兩者の

調和点を時期的に何時に求むべきかに現下の金融政策の重点がある。かくて一方的な立場からの性急な対策が許さるべき秋では決してないのである。

然るに、最近に於ける政府及日銀の金融方策を見るに、動もすれば、生産の復旧復興面を著しく軽視し、性急なインフレ克服に専ら重点を置いた金融緊縮方針が採られているものようである。このような非綜合的な対策を以てしては、最も基礎的な生産力回復を著しく阻害し、インフレ収束の時期を却つて遅延せしめる結果となるであろう。

政府は、此際宜敷く、生産力の復旧復興と、健全金融政策の徹底化との時間的調和点を何処に置くかを明確にした根本的資金計画を至急確立し、その根本的基礎に立つて、現下の偏傾的金融緊縮方針を是正し、以て当面の産業資金窮迫の疏通対策を確立すべきである。

二、日銀の通貨発行力を積極的に活用する計画的産業資金疏通対策を即行すること。

現下の産業金融窮迫原因中には、その性格上、日銀券の増発によつて当該資金供給の相対的不足を補つても、インフレ激成のおそれ殆どなく、しかも生産増強上及びインフレ克服上その資金窮迫を圍策的に打開するを当然とする種類のものが多分に含まれている。例えば物価及び賃金水準の統制的高騰に基く産業資金の相対的窮乏化の如き、又、産業稼働率の上昇に伴う運転資金の需要増大に基く産業資金の逼迫の如きその代表的のものであり、更に今後においては、米國政府の対日復興クレジットの供給に伴う生産設備の増強に伴う資金必需量の増大の如きも同一性格のものに属する。

これらの資金窮迫を打開することは、実に日銀の責任であり義務でこそあるのであつて、その資金窮迫の打開は決して救済的意味のものではない。従つて、これ等資金窮迫に対しては、予め、その緩和上必要な通貨流通量を算定し、その基準の下に日銀自らが寧ろ主導的立場に立てる打開策を講ずるのが至当である。然るに、いま、

政府の産業金融対策を見るに、宛かも救済的対策なるかの如き態度の下に、日銀は終始受動的立場に於て、市銀の融資を嚴重に取締り、合格の融資に対してのみ極力制限的に融資を与えんとする建前を採つてゐるものである。

日銀のこのような消極的態度の下においては、政府折角の産業金融疏通対策の大部分は、結局画餅に終る危険が多である。何となれば、今日の如く市銀の手許が枯渇し、しかもその時期が宛かも貸出リスクの甚大な現下の状態の下に於ては、市中銀行は、日銀にお百度を踏み、審査や監督の面倒を敢てして、産業融資の円滑を積極的に図ろうとする熱意を持ち得ないであらうからだ。

三、現下の特殊事情に鑑み、市中銀行の自衛上到底負担し得ない過大なリスクを伴う緊要産業融資に対し、特殊産業融資方策を一層進展し拡充する措置を講ずること。

一方に於てはインフレ収束期に直而し、他方に於ては一本建円為替レートの促進による国際競争対抗のための産業の再編成が急調化せられる気運にあり、更に一方に於ては健全金融方針堅持の下に、企業の健全経理化的整理が強行せられつゝある現下の段階に於ては、融資に対するリスクが特殊的に増大するが必然である。事実最近に於ける産業金融こうそくの少からぬ原因はかゝる意味に於ける市中銀行の貸出警戒の激化にある。従つてかゝるリスクについて特殊な措置の講ぜられない限り、日銀がいかにその金融緩和対策を講ずるとも産業界にまで生産増強乃至企業整備上必要な資金が疏通する見込みは稀薄であるといわねばならぬ。就中この際かゝる特殊措置が必要な分野は、国民経済上その存続発展を緊要とする産業でありながら、政府の一般的経済安定対策の犠牲となつて、その経理状態が悪化している企業についてである。この意味に於ては復興金融庫の性格の機関の機能をこの際一層拡充活潑にすることが絶対に必要である。然るにこのような秋に於て政府は逆に復金の活動を縮小せしめ、かつこれを補強する他の効果的方策をも何等講じていない。斯くの如きは現段階の特殊事情に対する重

大認識を欠くものといつても決して過言ではないと信ずる。

第二、産業金融疏通の主要面について

一、手形制度の拡充について

手形取引は、現在、期日に於ける不渡が頻発し、金繰上これをあてにし難いこと、及び取引銀行の手形割引が円滑でなく、かつ、たとい割引せられた場合に於ても、当該手形割引が借入金の手形に算入せられて他の所要借入金を制限する結果となる等のため、産業界はその取引を一般に好まざる実情にある。よつて、手形制度の拡充を図るためには、適格手形及び優遇手形に対しては、左の如き措置を講じて之等の障礙を除く必要がある。

(一) 右手形の割引は枠外融資とする事(但しその濫用を防ぐため手形が不渡となつた場合には之れを枠内に組入れること)

(二) 右手形に対して日銀は積極的に再割引すること。

(三) 銀行が右手形の支拂保証をなす便法を講ずること。

二、価格改訂に伴う所要資金増大に対する産業融資について

政府今次の産業金融対策は、本項の産業資金難打開をその中心とするものであり、その対策の方向に関する限り大体に賛意を表するに吝でない。併し、前掲才一の基本態度の「二」及び「三」に述べた理由によつて、その運用については、日銀がその受動的態度を改めて能動的措置を講ぜざる限り、産業の資金難は徹底解決せられないであらう。しかのみならず、この種の資金供給は、たとい日銀券増発によつてこれを賄うも、その本質上インフレ要因を成すものに非ず、かつかゝる資金窮迫を調整することは、中央銀行としての日銀の義務であることは既に言及した通りである。これらを勘案して、この種の金融逼迫については、日銀自ら主導的役割を演じ市中銀行を奨励してその急速なる緩和を積極的に期する措置を講ずべきである。今次発表せる「産業金融対策」の如く

日銀が受動的且つ制約的立場に止るべきでない。

三、生産活動の増大に伴う産業融資について

国内基本資材の増産及び各種クレデットによる原料資材等の輸入増大に伴い、わが生産活動は着々と回復増大しつつあり、このため所要運転資金もそれだけ増加しつつある。しかも、この種の資金供給はたとい日銀券増発を以て賄つてもその本質上インフレーション要因をなすものではない。

然るに、政府現在の資金政策に於ては、この種の資金供給源は専ら市中銀行の産業融資の枠内に於て賄わしめる結果、この種の資金需要が増大せば、それだけ一般産業資金の窮乏を齎らす結果となりつつある。政府はよろしく価格改訂に伴う産業融資特別方策を講じたと同一趣旨の下に、生産活動増大に伴う産業融資特別方策を新に至急確立すべきである。

四、企業の自己資本拡充について

政府今次の産業金融措置によると、「企業の設備資金と運転資金は出来るだけ企業の自己資本に依らせる」とある。その限り極めて同感であるが、併し、右のためには、同時に企業の自己資本拡充を可能ならしめる効果的措置をこの際左の如く併せ講じない限り、産業資本の窮乏を一層激化せしめるであらう。

(一) 証券融資を市中銀行の資力にのみ一任せず、一定資格のものにつき、一定金額（例えば復興クレデット受入額を限度）まで日銀に於て尻をみることに。

(二) 自己資本の吸収上最少限必要な利潤の確保（少くともその見透しの確立化）を、具体的に政府施策の上に表明すること。

(三) 自己資本拡充の源泉である国民の新蓄積を可能化し促進する施策を講ずること。

(四) 独禁法の法人の株式所有を禁止せる条項を改正すること。

五、赤字金融について

「価格補正によつて企業採算の基礎は確立せられることとなるので価格改訂後に於ては企業の赤字金融を無くする」といふ政府の方針は、その限りわれわれも原則的に賛成である。併しながら政府及び日銀は今次の価格補正そのものによつて、企業採算の基礎は確立せられると果して確信しているであらうか。現在の実情を少し覗れば何人にも分るやうに、企業にその責任なく、政府の施策そのものにその責任のある企業の赤字が現下の企業赤字のむしろ過半を占めていること左の如くであるが、これ等の赤字原因についてはこれを効果的に解消さす何等の具体案も示されていないのである。

いう迄もなく、企業の赤字金融断絶の政策が妥当であるためには、その前提として、企業の赤字なし経営が確保し得られるやうに、前記の如き政府の政策的障壁が除去せられることが必要であり、それが政府当然の重大責務であることをこの際強調したい。

- (一) 原料及び賃金は公認的に高騰しながら、これに伴う価格改訂が後れたことに基く損失。
- (二) 価格決定の際予定せられた操業率が、或は電力不足のため、或は原料資材の割当の減少乃至不渡等に原因して、予定を下廻る低操業率となることに基く損失。
- (三) 政府の認める減価償却が極めて過少なる結果、その補修更新等に当り表面化する損失。
- (四) 政府の支拂遅延に淵源する各種の損失。
- (五) 政府の責任たる失業対策費を過剰人員抱え込みの形に於て企業に転嫁せしめることに基く損失。
- (六) 以上は経理面に顕現し来る赤字であるが、右以外、経理面では赤字の外形を現わさないが実質的には企業の赤字となり、企業の資金窮乏を激成せしめているものに、左の如きものがある。

(イ) インフレ仮装利益の課税

(ロ) 價格改訂に際しての價格差課税

(七) 最後に併し最も重大なことは今度の價格補正の基準をなしている三千七百円基準貨金の確保につき、政府は責任ある対策を採り得ないことだ。このため、企業の実際支拂貨金は基準以上に上昇する危険性が多大でありそれは必然に企業の巨額なる赤字化を促進する脅威をもつものである。

以上の各種企業の赤字は、最も善意に解して、政府が全体的立場からより望ましい經濟安定を図る必要上その犠牲を企業經理の赤字に負担せしめているものである。果してそうだとすれば、かかる性格の企業赤字の存する限り、全体的經濟安定の確保のため、政府の金融政策そのものは、企業の赤字処理につき責任ある金融措置を講ずることが、政府当然の義務であると確信する。然るに、これ等政府の政策に基づく企業の赤字は此際解消せしめる措置を併せ講ずることなくして、独り、企業の赤字金融を廢絶するというのが政府今次の金融方針である。われわれはここにその不合理不公平を指摘すると共に、その經濟的弊害の甚大にして、政府及び日銀の目指す目的とは逆の結果に陥る危険の甚大なることを警告せざるを得ない。

六、財政(中央及び地方)支拂の遅延について

最近における産業金詰りの少からぬ部分は、財政支拂の遅延に基くものであつた。尤も、その少からぬ部分は、二十三年度予算の成立によつて解消せられるであろうが、なお、この際左の如き措置を講じ、今後に備えるの要がある。

(一) 政府はその財政支拂につき必ず一定の期日を約束する制度を確立し、若しその支拂が右期日を経過する場合には例えば租税滞納の利率と同率の金利を負担すること。

(二) 政府はその発注品乃至請負契約につき、概算拂制度及び政府の手形拂制度を創設乃至拡充すること。

日本經濟自立化のため貿易外收入増大の方策 (二三・一〇・一五)

船舶回轉基金設定と海上保險の海外保險容認を要望

われわれは日本經濟自立達成のためには、まず國際收支の逆調を改善する方策の確立が急務であると確信し、そのため国内の生産復興並に輸出の振興と相まつて貿易外収入とくに海運及び海上保險による収入源の開拓をもつて戦後の顯著な傾向である入超を極力減少する必要を痛感している。即ち昭和二十二年度の貨物貿易は輸入五億二千六百万弗に対し輸出は僅か一億七千三百万弗で結局三億五千三百万弗の莫大な入超を示したが、わが国の現状から考えるとこの傾向は今後相当長期にわたつて持続するものと予想される。

もともわが国は戦前においても貿易は年々入超で、これに対し當時は海運々貨と海上保險を中心とする貿易外収入が可成りの額を占め、それで國際貸借を調整していたものである。従つて、若しわが海運がたとい一部分にしても、ガリオア基金及びイロア基金による物資の輸送、或はわが輸出品の輸送に参加を許され、かつまた海上保險も、現在の如く朝鮮中国向け日本船積の場合に限る内建海上保險のみでなく、世界各市場向け商品に対する海上保險引受が許されるならば、これらによる収入をもつて、現在の入超を相当程度補い、今日以上に米国の納税者に迷惑をかけることなしに、經濟再建を推進できるものと思ふ。よつて右に關する対策として次の如き具體策を提唱するものである。

第一部 海 運

(一) 外国備船による貿易外收入獲得の方策

戦後の日本海運は現有船舶が質、量両面に於て到底戦前の比ではなく、且現在僅かに許されている対朝鮮、中国貿易による海運収入は実に微々たるもので問題にならないのみならず、現在わが貿易額中に含まれる運賃の割合特にそれが輸入に於て著しく高率となり、大体輸入では二〇%前後、輸出では約四%を占めている見込である。前記昭和二十二年貿易額にこの運賃率を当てはめると、輸入で一億七百万弗、輸出で七百万弗都合一億一千四百万弗の巨額な運賃が含まれている勘定である。若しこれを全部日本船で輸送したと仮定すれば、国際収入面の入超は二億三千万弗に圧縮し昨年の入超額のほぼ三分の一だけ節約出来るわけである。然るに海運の活動に寛大な途が拓かれるとしても、現在我が保有船舶中遠洋に離船出来るものは数隻に過ぎない。又政府の海運復興五カ年計画に基づく造船計画にしても資本と資材の欠乏している今日其の急速な実現は困難と思われる。所詮自力では如何ともなし難い以上現在過剩船腹を抱えている米国のリバティ或はビクトリ船の買船乃至裸備船が問題の対象となるが、買船は米国の国内事情で実現困難とすれば、ここに裸備船の方法についてこの実現を期すことが唯一の解決策とならう。

(二) 船舶回轉基金により裸備船する方策

昭和二十三年度(二十三年七月—二十四年六月)の本邦輸入物資総量は大体九〇〇万噸前後と推定されるが、その中積出港の事情や運賃率等の判明している十二航路(米囤積小麦、綿花、石炭、印度綿花、銑鉄、濠洲羊毛、海南島鉄鉱石、紅海塩等)を選びその航路の荷動も約四五万噸—総輸量のほぼ半分—をリバティ船を備船して輸送するとすれば九一隻を必要とする。運航経費の中、燃料費、荷物費、積地の港費、代理店料等並びに裸備船料(重量噸当り月一弗五〇仙)を弗賃拂いとし、その他の運航経費(船員費、修繕費、保険料等)を再賃拂いと

する。

九一隻が年間この十二航路に稼働した場合に収支は各航路に依り異なる（航路に依ては赤字となるものもある）がその総計は左の通りである。

運賃収入	八、四四五万弗	差引年間	二、八四四万弗
支出総額	五、六〇一万弗		
内 備船料	一、七三〇万弗	計	四、〇八四万弗
内 弗拂運航費	二、三五四万弗	差引弗取得額	四、三六一万弗
内 円拂運航費	（弗へ換算）一、五一七万弗		

実際にはこの中修繕費及消耗品費の一部は外貨拂の必要が生ずる惧れがある。併しこの採算は往航空路としての計算であるから往路に多少でも輸出荷物を積取るとすれば、取得運賃も増加する故、差引この程度の外貨取引は可能であらう。

この中二ヶ月以内に一回転即ち一航海を終了するものは六二隻に上るので各航路の一航海所要弗拂額合計七七〇万弗に対し二ヶ月間のクレジットの供与を受ければリバテ一船九一隻を配船し之が回転することにより年間約四、三〇〇万弗の外貨を取得できる計算である。

(三) 船舶クレジットの懇請

右に提案した船舶クレジットについては既にわが国のために実施されている繊維工業などに対する原材料クレジット又は委託加工方式に比べてより有利且確実な条件を備えていることを指摘出来る。即ち、

(一) 資本の回転率が概して二ヶ月乃至三ヶ月で極めて早いこと——綿糸布にては最低六ヶ月平均九ヶ月を要する。

(二) 外貨取得率が高いこと。十二航海総額に於て外貨投資額(クレジット所要額)の二倍の外貨を取得し得る。紡績に於ては製品価格中原料代の占むる割合は四割乃至六割平均五割で此点では兩者とも遜色がない。

(三) 資本の回転過程、加工行程に於て国内産業と競合しない。燃料たる石油が問題であるが、之も海外で補給する故直接国内産業の燃料を圧迫しない。繊維工業に於ける石炭、電力、染料、又アルミ加工に於ける電力等は、何れも国内の不足している原料等を輸出のために割愛せねばならない。

(四) 製品の売却即ち運航による外貨運賃の取得に苦勞を要せず、しかも確實に取得出来る。繊維製品に於ては磅ブロック乃至非弗地域への輸出が伸び悩みその売却に多大の努力を要する現状である。従つてこの回転基金が可及的速かに実現するならばそれだけ日本経済の自立を促進するものであることは疑り余地がない。併し船舶回転基金が効果的に活動し得るためには次の如き諸条件の充足が必要であり、これについて連合国の理解ある援助を要望するものである。

(イ) 本邦船(本邦備船を含む以下同じ)に対し遠洋醜船が許可されると共に燃料その他の補給を許容される事。

(ロ) 対日援助物資の邦船積割当を受くる事。

(ハ) 邦船に対し通商航海条約が成立しているとほぼ同一の待遇を与える事。

上記の如き高い回転率と有利な採算を実現するためには能率的な運航を絶対必要とし、これがためには少くとも外航に関しては民営又は民間船主の運航実務担当が必要であることを敢えて強調するものである。

第二部 海上保険

一、海上保険による貿易外収入の増大は、わが海上保険会社が外貨建により外国貿易の海上保険引受けが許されることによつて、はじめて実現する。他面これは単に海上保険による外貨獲得の途を拓くのみならず現在の不

利なFOB条件に基く輸出から、CIF条件による輸出の復活に導く結果となり、貿易業務の正常化、円滑化を図るために実意ある措置と信じている。

二、現在わが海上保険会社は外国送金の自由を有せず、かつ外貨資金も持つていないが、もし一般の輸出入決済と同様に、海上保険に対しても司令部貿易資金の利用の途が拓かれるならば、保険会社は円貨による保険料を受取つて、外貨建保険証券を発行することができる。即ちCIF輸出の場合、保険会社は外貨表示の保険証券を発行し、外貨保険料に相当する円貨をシッパより受取る。一方バイヤーは保険料込の輸入代金を外貨で司令部貿易資金に拂込むがこの場合保険料に相当する金額は保険勘定として別勘定に入金する。クレームがあつた場合にはクレーム金額を右の保険勘定からバイヤーに外貨で支拂い、わが保険会社はこれに相当する円貨を貿易序の保険勘定(円貨)に拂込む。結局司令部保険勘定(外貨)には保険料が入金し、クレームが同勘定から支拂われるので、相当長期にわたればそのバランスが蓄積されそれだけ外貨獲得となるのである。

三、右の手續に適用する円貨と外貨の換算率は、保険料とクレーム支拂に同一のレートが適用される限り、商品別のレートが適用されても何等差支えないが、手續を簡單にするためにはミリタリー・レートを一律に適用することが望ましい。

四、積地FOB輸入の場合には右の手續を逆に行うことによつて同一の目的を達することができる。

五、以上の方法による外貨収入は昨年度の実情で推算すると輸出入合計七億一千万弗に対し海上保険料率を平均一%とすれば約七百万弗となり、クレームを五割支拂うとして差引き三百五十余万弗となりこれだけの外貨を獲得し得ることとなる。金額としては必ずしも大きなものではないが、今後貿易額の増加に伴い保険収入も漸次増大するし、のみならず海上保険による外貨獲得は特別の資材や資金を要せず単に以上のよりな手續を許されるだけで、直ちに実行可能であるから我国経済再建に役立つことは疑いない。

九原則勵行に関する要望 (二四・二・四)

日本經濟の自立を出来るだけ早期に達成するため、此際九原則を嚴重に勵行せしめんとするGHQの指令に對しては、われわれは全力を傾けてその実現に邁進し、一は以てGHQの厚意ある支援に應え、一は以てこれを挺子として我が企業の再建を期せんとするものであること云うまでもない。

併し乍ら、九原則の運用如何によつては、不測の經濟混亂を醸し、却つてその根本目的に反する危険が必ずしも少なくない。こゝに敢えてわれわれの見解と懇請とを卒直に披瀝して、何分の御配慮を冀う所以である。

終戦後の我が經濟は、米国の厚意ある有形無形の支援によつて一時に比し少からず改善せられたとはいへ、根本に於て戦争に基く疲弊困ばいは未だ甚大なるものがある。即ち戦争敗戦、終戦後の喰込經濟の結果、我が經濟はその設備の少からぬものを喪い(略々蓄積資本の三分の二を失つたと推定せられる)残存設備そのものさえその腐朽老廃甚しく且つ設備そのもの、凹凸、関連産業の不均衡等が著大にしてその正常的生産性を回復するには、巨大なる資金を必要とする実情にある。

のみならず、戦中、戦後に於ける原料資材等の流動資産の喪失消耗は徹底的であつて、今や文字通り涸渇に類している。かくて生産を根本的に回復せしめるためには、たゞに原材料のランニング的需要のみならず、最少限

度の手持トツクを補充せねばならない窮状にある。云うまでもなく、このためにも巨額の資本を必要とする。然るに現在資本の新規蓄積力は殆ど皆無であるというよりもむしろ未だ縮少再生産状態を脱し得ない段階にある。しかもその新規蓄積が急速に増大することを期待することは殆ど望み得ない実情である。特に企業は現下の物価統制及租税賦課方式の下に於ては、適正利潤すら認められないことは勿論、生産力の維持に必要な減価償却すら認められていず、加うるにインフレ仮装利益に課税せられ、資本の自己蓄積どころか少からぬ喰込経済を依然続けつゝある状態である。

之を要するに日本経済は現状に於ては(1)企業の所要資金を自己蓄積に依存し得ざるは勿論、国民蓄積そのものに依存し得る程度も極めて僅少である。思うにこのことは蓄積余力豊かな米国人には殆ど想見し難い程のものであろう。従つて(2)米国の厚意ある救援に依るおれおれの努力の成果が、輸出増進の上に相当顕現するに至るまでは、若干のタイムラッグを生ずるといふ基盤事情にある次才である。

我が経済はまた原料資材の過少乃至凹凸等による操業率の過低、終戦後に於ける企業内部の再整理の未完成、孤立経済の永存に基く物価関係の凹凸、ユーストに於ける賃金関係の変態的増嵩等幾多の容易ならぬ疾患に犯され、且つ企業体そのものは既に極度の衰弱状態にある。無論我々はGHQの好意ある支援の下に九原則の線に沿つて此際万難を排してこれ等疾患の克服に全力を傾倒する覚悟であるが、併しその効果を挙げ得るには藉すに相当の時を要する実情にある。無論我が経済の態勢再整理のために過渡的に必要な経済的摩擦を厭うべきでないが、併し以上の如き実情に鑑み、万二余りに急激、急テンポの整理が強行せられれば、そのため不必要な多大の出血を齎らす恐れが甚大である。

而してかゝる基盤事情にあると云うことは、九原則の実施運用の如何によつては、輸出増進、経済自立の根元そのものである生産力の培養回復が却つて少からず阻害せられる危険の少くないことを語るものである。依つて

此際九原則の実施を指導せられるに當つては、これ等の基礎事情に十分の考慮を拂われ、日本政府が直線的施策の過誤に陥らず、緩急よろしきを得るより格段の御配慮を請わんとするものである。

なお、九原則の実施及び単一為替レート設定に當り、われわれの特に貴下の御参考に供し、出来得る限り御高配を懇請したい主要点は左の諸点である。

懇請事項

(一) 九原則実施に對する施策の綜合統一について

九原則の目的は単一レートを早期に設定し、以つて日本經濟の自立を極力促進する状態を作るにある。而してこの大目的を達するがためには、九原則各項の実施に當り右の大目的に合致するより、これを綜合統一することが肝要であること云うまでもない。

然るに實際に於ては九原則の各セクションがそれぞれ単独に分離して施策せられ、結果に於て相互に矛盾することとなり、却つて右の大目的に反する結果を来す惧れが少くない。よつてこの際、その綜合統一に格段の指導的措置を講ぜられんことを懇請する。

特に

(1) 九原則実施上の最も根本的命題は生産を犠牲にしても經濟安定を急速に強行すべきか、或いは生産増強と兩立し得る範圍と方法によつて經濟安定を策すべきかの点であつて、前述の如き極度の窮乏と変態状態にある日本經濟の現状では生産増強に重点を置いた發展的、漸進的經濟安定政策を採ることが最も妥当であるとわれわれは考へる。

(2) 伝えられるが如き金融緊縮政策の下に於いては、資材の配給割当はありながら所要資金の欠乏のため生産活動の阻害せられる見透しが濃厚であり、かゝる危険は九原則の強調する国内資源の開発、特に緊急である石

炭、電力等の増産すら阻まれる危険が大と思われる。資材の裏付けのある限り、要すれば日銀券を増発しても、かゝる資金的隘路を打開する措置を必要とする。

従つて此際右の如き資材の裏付けある通貨の増発をなすことは健全な通貨調整措置であつて、決してインフレーションと目すべきでないといわれれば確信する。

(3) 一体企業金融方針は生産の趨勢、財政、租税対策、賃金対策、物価対策と綜合統一的に決定せられて、はじめてその適正を期し得るものなるに拘らず、軽々に通貨の最高発行高を決定したり、長期に亘り資金の量を予じめ機械的に決めたり、実施上最も安易な金融対策のみ先走つて拙り厳格に実施せられる傾きあり、ために肝腎の生産を阻害する懼れが少くない現状である。

(二) 輸出増進と国際收支改善とについて

輸出増進の成否が我が経済自立の成否の鍵であり、これに全力を注がねばならぬことは我々の肝に銘じているところである。然しながら前述の如き我が経済の実情に鑑み、国内経済復興上必要な生産材を以て輸出の増進を図ることは結果に於て我が輸出力の根元そのものを衰弱せしめること多大であつて、我が経済自立を遅延せしめる弊害は大きい。よつて国内復興用に必要な建設的資材は五ヶ年計画の前期においては極力輸出はするが内需を優先せしめ、その他の品目における輸出の増進及び貿易外収入の増大に全力を挙げ得るよう諸般の援助(後掲四項参照)を与えらむたい。

(三) 経済自立と國民租税負擔の適正化について

インフレーションを克服し経済自立を期するためには、企業がその所要とする資金を國民貯蓄より賄ひ得なければならぬ。それには租税負擔がかゝる余裕を許す範圍に止めなければならぬこと云うまでもない。然るに我が現下の租税負擔はかゝる蓄積余裕を許すどころか、その実質に於いてはむしろ逆に少からぬ財産税を課し過去の

國民貯蓄を喰ひ込んでゐる状態である。

尤も表面上政府の公表してゐる租税負担は國民所得の一五%内外にすぎぬと云われ、外國に比し必ずしも過重ではないかの如く誤解せられ勝ちである。然しながら事實は政府の謂う國民所得そのものには本質上何等國民所得の性質を有しない多大の仮想所得があつて、國民の實質的租税負担は遙かに高率である。

且つ國民各自の所得そのものが一般に未だ過少にしてその全所得を以つてするも最低生活費をすら支え得ざるものが圧倒的に多く、ために國民の租税負担はその率の示すところよりも著しく過大になつてゐる。

無論この際徴税の徹底化を図ることは必要であり、われわれは敗戦國民として最大限の租税負担をなすべき義務を強く感じ、全力を挙げてこれを果さんとするものである。併し同時に如上の事實を密かに吟味せられ、負担の適正化を図るとともにこの際我が經濟自立上歳出そのもの、軽減が如何に重要であるかにつき十二分の理解と考慮とを切に懇請する。

(四) 日本經濟と國際經濟との結び付きの正常化について

單一為替レートの設定を困難にすると共に、我が貿易の發展を阻み經濟自立を困難にしつゝある大障害の一つは、我が輸出品ドル価格が不当に廉く、輸入品の少からぬものが不当に高い傾向にあることで、輸出入ともに貿易を少からず不利とする國際價格價格關係におかれてゐる。かゝる傾向を招來した原因は我が經濟と國際經濟とを結ぶ紐帯である販賣方法、仕入方法及び運賃諸掛關係そのものが變態的であるため、中間費用が過高となることに基くものである。為替を円高にきめ明年度五億ドル以上の輸出を確保せんとすれば、此際これらの變態的障害を極力緩和するため左の如き措置を講ぜられんことを懇請する。

(1) 業者の海外渡航、代理店設置、貿易官の常駐を至急許可せられたい。

(2) 邦船遠洋航路の再開及びリバタイー船五十隻乃至九十隻程度の裸備船を許可せられたい。

(3) 輸出CIF、輸入FOB取引の途を出来るだけ開いて欲しい。

(4) 輸出による外貨の一〇%乃至二〇%を一定制限の下に自由処分を許されたい。

(5) 輸入を極力民間貿易に切替えられたい。

(五) 貿易關係に對する獨占禁止法の適用除外について

敗戦後我が經濟力は激減し、且つその正常化の未だ極めて不十分なる現状に於いて、輸出を極力増進し得るがためには、少くとも、当分左の如き措置を必要とする。

(1) 高能率工場に生産を統制的に集中し、以つて輸出品現下の過高コストを低下せしめ、且つこれによつて優良品の生産と輸出とを増大せしめる必要がある。但し業種の特殊事情を十分考慮し、かつ大企業獨占にならぬ慎重な対策が必要である。

(2) 輸出品の品質を保証し、信用を高め需要の増大を期すると共に、粗製濫造的競争を避けるため、業者団体自らの検査機關の設置乃至保証制度創設の必要がある。

右は特に商業取引の未だ成熟しない商品に於いてそうである。然るにこれらの措置は現行獨占禁止法に抵触する恐れがある。よつて輸出業については獨占禁止法除外の措置を講ぜられたい。

デイスインフレーション政策につき政府に対する要望 (二四・三・九)

我が民間従来の経済安定及び復興対策そのものは、他方本願的色彩強く、米国の好意に余りに多く依存せんとする建前のものであつたことについては、虫が良過ぎたものとして此際吾々は深く反省するものである。特に米国民の課税負担によつて贈られた救済を受けつつありながら、その好意に狎れて、或いは企業の実効な整理合理化の苦痛を動もすれば避けんとし、勢い米国の救済を一層多く懇請する結果に陥り、或いは国民の耐乏生活を強く必要とする国情にありながら姑息の苟安を貧るため国民生活の引き上げを策する等、経済復興の重大義務を十全に果していない結果を露呈したことについては、こゝに率直にその過誤を告白すると共に、此際吾々は過去を清算し、他方本願的泣言をやめ、我が経済実力そのものの基盤に立ち、自力的に急速に経済安定を図り、自力経済の確立を期するため、万難を排して新発足をなさんとするものである。

しかしながら戦争と敗戦との結果我が経済は現下異常の衰弱に陥たる上に、深大な経済的歪みを内包すると云ふ重患状態にある。従つてデイスインフレーション政策の運用に当つては、かゝる特殊事情に鑑み、特に細心の考慮を必要とする実情にあることを此際改めて強調せざるを得ない。万一かゝる考慮を欠くに於いては、不測の経済混乱と解体とを結果し、却つて経済安定の根本目的に反する危険の甚大なることを深憂せざるを得ないからである。

よつて吾々は此際デイスインフレーションの勵行に關し左の諸点を政府に強く要望するものである。云うまでもなくこの要望はデイスインフレーション政策の緩和を請わんとするものでは毫もなく、況や他方本願的に米国の救援資金に一層永く繰らんとする意図を含むものでは全くないこと前叙の通りであつて、たゞ我が経済現下の特異な実情を十分に把握して、デイスインフレーションの範圍に於いて最大限の生産機能を發揮し得るが如き機

宜の措置を政府に要望するものに外ならないのである。何となれば、それは結局において日本経済自立の時期を促進するものであることを信ずるからである。

要望事項

第一 デイスインフレーション政策そのものは、金融緊縮政策と同義語のものではない。現状以上のインフレーションを断乎防圧する高次の施策がその眼目であることを銘記し、この際有機的全面的綜合施策により、デイスインフレーションの鉄則の範圍に於いて極力生産機能を發揮せしめることに重点を置き、財政金融の形式的健全化を急ぐのあまり荷も生産金融を先走り偏圧するが如き退嬰的誤謬を犯さざる措置を講ぜられたい、我が経済現下の特殊事情の下に於いては、この点の心構が問題の焦点であると吾々は確信する。

第二 然るにかゝるデイスインフレーション政策の実行に当り、動せすれば却つて、その根本目的に反する結果となる悞れ多き施策が、関係方面より示唆せられているかの如き報道が伝えられている。関係方面の明識に多大の信頼を持つ吾々としては、遽かにこれを信じ得ないのであるが、万一それが事実であるとすれば、かゝる憂うべき喰違いを惹起せる原因は、わが経済現下の実情、特にその特殊事情に対する関係方面への説明乃至資料の提供そのものにつき少からぬ不十分の点があるものと解釈せざるを得ない。よつて吾々においてもこの際その十全の現解に資する実情の解明に全力を挙げ、政府に於いても、これ等実情の解明につき更に一段の努力を拂われんことを要望する。

第三 右に闡述して問題のポイントは、わが経済の安定自立上必要な通貨の適量を幾許と測定するかである。現状の如き特殊の金融事情を基準とする限り（その早急な改善は殆ど不可能）現在の通貨量は少からず過小であると吾々は考へる。この点を慎重に吟味し、その妥当な算定額を出発点として、通貨面におけるデイスインフレーション政策を講ぜられたい。

第四 健全金融の勵行については、わが經濟現下の特殊事情に鑑み、広義のデイスインフレーション政策の範圍において極力これを漸進的に実行し、以つてわが企業がその自立態勢を整えるに必要な最少限度の時間的余裕と基盤とを与える措置を講ぜられたい。

第五 生産力の附加的增加は仮りに姑く措くとしても、戦中戦後の酷使で荒廃老朽の甚しい我が生産設備の現状では單に生産力の現状を維持するためにも、巨額の長期投資資金を必要とし、且つこれを自己資金乃至は市中の金融機関に求むることは極めて困難な事情にある。よつて、これ等長期資金に対して市中消化の復金債の発行を認めて復興金融庫の資力を充実する等の特殊の金融施策が是非必要であり、かゝる線に沿える機宜の措置を講ぜられたい。

第六 極めて変態な現行物価構成を極力正常化するという基盤の上に於いてのみ、はじめて本格的經濟安定も、企業自立も可能である。政府は徒らに現行物価水準の堅持というが如き表面的經濟安定を策することなく、根本における物価構成の合理化を図り、その上に經濟安定を築く施策を講ぜられたい。

第七 デイスインフレーション政策の下に与えられた通貨量を最善に活用するため、退藏紙幣の預貯金化及び証券化を図ることの重大緊要性を改めて認識し、現在これを阻みつつある諸原因を除去するためこの際特段の緊急措置を講ぜられたい。

現下の不況緊急対策

(二四・七・二四、才二回全国代表者会議)

第一 經濟基本事情の著変とデフレ激化の脅威について

ドッジ政策の意図に反し、我が經濟はいまや並々ならぬ不況に脅かされつゝある。按ずるにドッジ政策の構想そのものは、若しそれがその意図の通りに運営せられ得たとすれば現に我が經濟を脅かしているような大きな不況の憂うべき筈はない筋のものであつた。それにも拘らず、大きな不況が現に我が經濟を脅かすに至つた、才一の且つ基幹的原因は、ドッジ案決定の後に於て、世界貿易が急激な縮少傾向を呈するに至つたことにある。元来インフレに対抗するスタビリゼーション政策は、世界景氣の上昇期を選ぶべきことは、才一次大戰後の生々しい体験の教えるところである。然るに、ドッジ政策は、起案後において、不幸にも当初予期せぬ世界景氣の下降現象に遭遇した。この結果、国内經濟のデフレ化を相殺すべき建前にあつた輸出の増進は、實にその作用を發揮し得ないどころか、逆に貿易そのものがデフレ的脅威の新震源になることとなり、こゝに我が經濟は内外両面から二重のデフレ的圧迫に脅かされることとなつたのである。

右の如き不況の脅威につき此際最も憂慮せられることは、我が經濟の不況對抗力が現在極度に脆弱なることである。周知のよりに、我が産業は、戦争及敗戦による大打撃の上に戦後のインフレ期に於ける物価、租税、労働

の諸政策の何れもが産業の犠牲に於て社会経済の破綻を最少限度に喰止めんとしたものであつた結果、産業は赤字的性格の濃厚な莫大な負債を現に荷つておる上に、当面の経営資金にも極度に涸渇している。

このように、例えば売行著減、滞貨累積、売掛未収金の激増、物価下落等の不況の圧迫に対する資金の抵抗力は、著しく劣弱であつて、普通の場合ならば、企業合理化の促進剤たるべき程度に過ぎない不況で仮令あつても現下の我国に於ては、そのために恐慌的破局の誘発せられる惧が深大である。現下の不況の脅威は斯かる基礎の下に起りつゝあることに最大の関心が拂われねばならない。

以上の如き実情なるため、特に此際、ドッジ政策に關連して注目すべき点は、安定政策と世界景気の反動情勢との結果、企業の支拂能力に対する前途不安が著しく擡頭し、その結果、銀行の貸出警戒等の信用の一大収縮が起るに至つたことである。かくて、ドッジプランに於て用意せられていた巨額の援助見返資金の潤雨は、当初の如きバンキングプリンスブルの下に於ては、到底産業にまでは浸透し得ず、それだけ日銀に還流して、通貨が収縮すると云うデフレ作用を起す傾向が強くなつたのである。このような傾向は又日銀の金融操作を通じて、再分布せられる筈の預金部資金、前年度歳入余剰金等についても現われ、こゝに当初のドッジプランに就ては全然予期しない多大のデフレ情勢を誘発し、前記の事情と相俟つて、そのデフレ的脅威を倍加するに至つたのである。

のみならずかゝる情勢の下に於て復興金融庫の継続融資に代るべき見返資金の活用は四―七月期に於ては未だ殆んど動かず、そこに資金供給の空白期を生じ、企業金詰りの圧迫を一層拡大深化するに至つてゐる。いかにも此の最後の要因は一時的性格のものに過ぎないが、併し、已に前記の才一及才二の基因のため瀕死の状態にある我が経済に対しては右の一時的重圧の附加そのものが、致命的打撃となつて、收拾すべからざる恐慌的破局を誘発する危険が甚大となつてゐる。この意味に於ては資金の量もさることながら、タイミングの問題がヨリ重大な問題と化してゐるのである。

以上之れを要するに、現状に於てはドッジ政策の収縮的側面のみ強く作用して、これを克服し景気の振興を図るべきリフレ的他の側面、即ち、輸出振興と援助見返資金に由る資金の撒布とは、その後の経済事情の著変のため釜息状態に陥るに至つてゐるわけだ。万一にもかゝる状態をこのまゝに永く放置するが如きことあらんか、我が経済は安定恐慌と世界景気反動との二重の圧迫に同時に直面することとなり、しかも、不況抵抗力の已述の如く極めて弱小な現状であるから、遂に恐慌的破局を招来する恐れさえ僅少でないと言わざるを得ぬ。

現に、かゝる危険を孕む憂慮すべきデフレ的赤信号は已に現われはじめてゐる。例えば滞貨の増大、投売による物価の悪質な下落現象、生産の低下、不渡手形及び賃金未拂企業著増、企業の破産閉鎖の増大等々の如くである。

就中注目すべきは、等しく滞貨の増大と云つても、現下の滞貨は資金窮迫のため、絶対必要の原料資材及び商品の引取不能に基くものが多く、又、物価の低下も資金の窮迫から背に腹は代えられずして自殺的な投売競争を意味する悪質のものが少なく、これ等は局部的ながら已に恐慌一步手前の性格を帯びる現象に外ならない。改めて云う迄もなく、ドッジ政策の基本目的は、日本経済の自立化を極力早期に達成するため、その主力を挙げて生産の増大を図り、従来の過少生産に基く栄養失調を克服するにある。然るに、現状のまゝでは之れと全く逆行する結果を育生しつゝあるのである。のみならず、現状の如き不況の進行を万一にもそのまゝに放置せんが、その結果は一面には歳入の著減となり、一方には失業対策費その他の社会政策費の歳出の増大が不可避的となつて、過少生産の基盤の上で巨額の財政的赤字を露呈することとなり、ドッジ政策の才一段的目的であつた健全財政の堅持さえも不可能となり、最も悪質なインフレ症状に逆転する恐れさえ決して少くない。

叙上の実情に鑑み、従来の方策につき、此際実情即応の補正を時機を失せず実施し、以て憂慮すべき不況の圧迫を除去することに主力を傾けることが、政府刻下の急務であると吾々は確信する。而して、かゝる対策として

吾々は以下に述べるような諸点を政府に要請するものである。

第二 不況緊急対策の主要点について

此際に於ける才一義的不況対策は云う迄もなく輸出の増進であり、次ぎは、国内の建設的有効需要を確保することである。

(一) 輸出増進対策

輸出増進のためには先づ国内条件の整備に全力を挙げねばならぬこと云う迄もないが、併し、現在我が輸出増進に対するヨリ大なる障害は、後段に言及する通り、対外関係の未だ正常化せざるところにある。

而かも、その影響は、世界貿易が不況段階に転入するに及んで、特に顕著に感ぜられることゝなつた。依つて、斯種対外関係の改善につき、われわれは政府に要請すると共に此際G H Qの格別の支援を懇請する次第である。

(A) 国内対策

(1) われ／＼業者は企業の合理化を断行し質の向上とコストの低下とを図ることに全力を挙げねばならぬこと云う迄もないが、このためには企業現下の資金状態に鑑み、合理化に所要の資金を融資する特殊措置が是非とも必要である。

(2) 主食の増産充実、及び漁業水域の拡大によつて国民生活費を低下せしめる措置を講じ、賃銀コストの低下を図ること。

(3) 貿易港に於ける倉庫を急速に充実して、一方には輸出品の蒐荷保管費を節減し、一方には倉庫証券の活用により商品担保金融の円滑を図ること。

(4) スレーム、契約破棄等につき公正な処理機関と保証制度とを急速に設置し、商取引の円滑を図ること。

(5) 右の基礎の上に貿易手形金融を一層円滑にすると共に、割引率につき現下の過高金利に対し特殊の低金利措置を講ずること。

なお生産行程に長期間を要する輸出品については、特殊の長期金融を認めること。

(6) 自由港地域（加工工場の設置を制限せる）を設けて、各国の原料資材商品を国内に豊富に蒐積し、以て間接に我が産案の原料資材の購入を有利ならしめること。

(7) 輸出品乃至同上原料の現下に於ける滞貨の激増に対し、応急的買上げ及び金融措置を講ずること。

(B) 貿易振興の対外措置

(1) 盲目貿易の不利を除去すると共に、運賃手数料、関税等の諸掛費の低下を図ること。

現下の我が輸出入は盲目貿易の不利のため、輸出の阻害せられるところが少なくない。加うるに、輸出品の諸掛費の比重が少からず過高である。いま指標的に雜貨について見るに、貿易商の輸入地売価の大約六割は関税、運賃諸掛及びバイヤー手数料にして、我がFOB価格は僅かに約四割を占めるに過ぎぬ。加うるに、輸入原料についてもほぼ同様の事情にあることを考慮せば、以上の比重は更に多大となる。従つて、これ等の部面のコストの低下を図ることなくして、海外物価の低下を国内的条件のみで吸収することは不可能でない迄も非常な無理と弊害を伴う。依つて左の如き措置を懇請する。

(イ) 邦商の海外渡航のみならず、営業の自由を認める等各国バイヤーと同一基礎の上に立つて公正なる自由競争をなし得るようにし、以て左の如く輸出の増進を促進すること。

(a) 輸出可能な余地ありながら、販路開拓の積極的努力の十分ならざるため、或は販路開拓に必要な邦品知識乃至メーカーとの連絡等の不十分なるため、輸出の不振に陥れるものが少くない。依つて前記邦商の海外渡航及び営業の自由によつて已往販路の回復その他販路の拡大を図ること。

(b) 戦前に於ける邦商の輸出手数料は多くは5%以下であり、一割に及ぶようなことは稀であつた。然るに現在に於ては正確のことは分らぬが三割内外から四割に達するものが多いように推測せられる。これ等は邦商の自由競争によつて相当引下げ得る余地あるものと考えられる。

(c) クレイトムは戦前に於ては大約0・3%に過ぎなかつたが、現在の率は著しく高率である。此の点も邦商の海外駐在に由つて少からず低下し得るものと予期せられる。

(d) 邦船の外航、外国船の裸備船、輸出品のC.I.F契約、輸入品のF.O.B契約等の自由を与えられ、以て一方には、海運賃の対外支拂額を節約すると共に、他方には海運賃の負担低下を促進する基盤を与えられたい。

いま、現行海運賃負担の戦前対比につき、その指標として、北米よりの輸入棉花の運賃率を見るに戦前2%なりしものが現在約一二%である。極東間の運賃負担率の上昇は地理的理由のため右よりも一層甚しい。無論、経済そのものゝ基本事情の変化を考慮せねばならないが、邦船の就航によつて、大量輸入品の運賃についてはその二、三割方低下せしめることは決して困難ではないと考えられる。

但し、現在外航可能の我が船腹は極めて僅少であるから、此際、援助見返資金等に由り、急速に外航船の建造を促進する措置が要望せられる。

(八) 我が国は現在無条約国関稅等の差別的重課乃至制限を受けているため、我が輸出の阻害せられてゐるところ僅少でない。依つて、講和条約の早期締結の困難なる見透しに鑑み各国が最惠国待遇を与えるよう特段の措置を懇請する。

國際市場は各国共已に輸出不振による相対的供給過剩を呈し、一種の求償主義的貿易に陥るに至つた。従つて輸出増進のためにはまず相手国からの輸入の増大を図らねばならないと共に、ヨリ有利の輸入契約をなし得る選択余地は従来に比し著しく多大となつた。依つて左の如き措置を懇請する。

(a) 所要の輸入品は我が輸出をヨリ多く増大し得る国からヨリ多く之を購入し得るより、一層の好意ある措置を講ずること。

(b) 民間輸入のライセンス割当に当り、国内の要求に通曉する邦商の発言権が尊重せられる措置を講ずること。

(c) 輸入品の品種、品質、価格等につきより有利な仕入をなし得る措置を採ること。

(2) 我が主要輸出市場たるボンド地域に於ける対日輸入購買力を増大するため、米国船及び米国保険会社に支拂う以外の運賃保険料は極力これをボンド支拂とすること。

(3) 現下の情勢ではフローアー・プライス制はその目的とは全然逆に最高値公定の作用を實質上なしつゝあり、弊害のみ大にして利益殆んどなきを以て此の際廃止し、代りに独禁法並に事業者団体法の貿易除外を懇請する。なお独禁法並に事業者団体法の貿易除外を必要とする理由左の如し。

(a) 海外の輸入業者は共同して不当な取引条件を提示し来る自由と可能性とがあるのに対し、我が経済界には之れに対抗する方法なきこと。

(b) もとゞ我が産業は欧米諸国に比し著しく弱小である結果、資金窮迫のため自殺的安売競争に陥り、たゞ一方には国際市場を崩して所謂ソシアル・ダンピングの非難を受け、一方には企業の衰滅から自暴的粗製濫造に陥る弊害が多である。従つて我が輸出に於ては独占の弊害を防ぐことよりも、かゝる濫売の弊害を防遏する必要が常に強く、かゝる基盤の下に、輸出組合其の他の輸出産業団体の結成が盛行したのである。即ち貿易に関する限り独占の弊は殆ど全くなく、逆に濫売競争を放置することに基く内外への弊害が甚大である。

(c) のみならず此際海外援助を受ける我国としては、不当濫売の結果、ヨリ大なる海外援助の必要を齎らす

が如きことは極力之れを避けるべきである。

(二) 国内の実効需要確保対策

(A) 金融財政対策

(1) 現下の金融財政措置の基本方針。内外情勢の変化の結果、我が経済自立のためには、インフレの危機に備えるよりも、デフレの弊害に対処し有効需要を確保する必要がより緊要化するに至つたことと已述の通りである。このよりの基本事情に即応するため、従来の施策につき左の如き補正を加えること。

(イ) 輸出増進によつて消化し得ない滞貨及び過剰生産力を活用するため、次の如き方針の下に国内の有効需要を確保する財政金融措置を講ずること。

(a) 国内有効需要の確保については、現下の我が過少生産的特殊事情に鑑み、その直接の対象は、これを専ら我が経済の自立化を培ひ促進する基幹的生産力の復興補修乃至災害に脅かされている河川の修復等に置き、消費財に関しては、右を通して一般国民所得の増大を図ると云う間接対策に止める。

(b) 右につき、財政に於ては健全財政主義を破らない範圍に於て、極力建設的支出の増大を図り、このため、過去の債務償還に属するが如き歳出は此際出来る限り建設的歳出に振向け、又、金融面に於ては、インフレ的物価騰貴を来さない枠内に於て、極力建設的融資の増大を図る措置を講ずること。

(c) 右に關しては外貨を必要とする資材等の使用は極力之を避けるが併し絶対的に必要なものについては外資対策につき格段の措置を講ずること。

(ロ) 以上の国内有効需要確保に要する資金の調達は、現に国庫及び金融機関等に遊休しつゝある巨額の資金(その結果が産業現下の異常金詰りの重大原因だ)を活用する措置にその主点を置く。例えば援助見返資金、預金部資金、一般会計支出による復金債等償還資金、昨年度財政余裕金、復金回収資金等であつて、そ

の総額は二千数百億円を算する。加うるに、市銀の手許に少からぬ余裕が生じている。

元来これ等巨額の資金が、資金の窮迫最も甚大な現状に於て、徒らに遊休しているわけは、経済事情の著変のため、折角の資金がドツジ公使の予期せる通りに疏通しないことに主因するものである。従つてこの際その疏通を促進する措置を講ずることは、ドツジ政策に反するものでは毫もなくして、寧ろ、その趣旨に一致するものと見做すべきものと信ずる。

(ハ) 現下に於ける産業金詰の極度の窮迫状態に鑑み、融資の量もさることながら、右に劣らず重大な点はタイミングの問題である。依つて、融資に當つては、かゝる実情に即応せる緊急措置を講ずること。

以上の基本方針の下に、次の諸項の如き具体的対策を急速に実行せられたい。

(2) 国内有効需要の確保によつて、現下の恐るべき不況の脅威を防止するため、援助見返資金の産業其他への直接融資額を極力増大することが此際最も強く要望せられる。のみならず、現下に於けるタイミングの重大性に鑑み、見返資金蓄積額の年間に於ける確実なる見込額の範囲において、これを見返りとする「つなぎ」融資を即時実行すると共に右融資の全体の枠の決定を待つことなく、融資決定をなし得る産業に対しケース毎に片端から融資を急速に行ふこと。なお失業対策の意味において見返資金より極力巨額の直接融資を鉄道電化、河川災害復旧等公共事業並にその他の使途に割き雇傭力を増大せしめ旁々生産財に対する有効需要を喚起すること。

(3) 我が経済の回復状態、殊に基幹産業のそれは、未だ重患後の異常の衰弱を脱していない。従つて、我が経済自立上肝要なこれ等基幹産業が、専らバンキング・プリンシプルに依る融資によつて、所要の資金を吸収することは至難である。そこで、何等かの保証的措置によつて、資金を所要の地点と時点とに疏通せしめる必要が依然多大である。しかも、右の必要は、内外に於けるデフレ的脅威に基く信用の一大収縮によつて更

に倍加せられるに至つた。依つて此際、左の如く、ドッジ政策の基本ラインに反しない財源と方法とによつて、復興金融庫の保証貸出業務を再開せしめ、已述の如き巨額の遊資を所要の個所に円滑に疏通せしめる措置を講ずること。

(a) 復金貸出額は千百六十億円の巨額を算し、その元利回収高は、年率約二百億圓に達することが推算せられる。復金はこの資金を以て保証業務を営み、市銀をして国内遊資を我が経済自立上必要な地点と時点とに十全に活用せしめる。

なお保証義務の履行は主として来年度以降に於て生ずるものであるから、復金の右保証貸出は来年度の回収金額をも担保力として現在直ちにその活動を始めしめること。

(b) 農林関係五公団におけるが如く、預金部資金を一般公団に融資する措置を講じ、復金の公団貸付金百七十億圓と肩代りせしめ該資金を前記(a)の目的に活用する。

(c) 以上の外復金現在の貸出高中には、市銀に肩代り可能な短期債が相当巨額を算する筈であるから、これを市銀の選択に依り肩代りせしめ右資金を前記(a)の目的に活用する。

(4) 企業の株式に依る自己資金調達の下に於ける困難を打開し、企業活動の円滑を期せしめるため、現行の証券金融制限を左の如く改廃すること。

(a) 日本経済再建上必要な産業の株式については、一定の業種を規定して単に証券業者のみに限らず、一般国民に対し証券担保貸出を自由にする。

(b) 証券業者に対する融資順位を現行の丙より乙に引上げること。

(5) 産業金利を低下し、社債条件を改善すること。

現下の高利率を以てしては対外競争採算上産業の建設及び経済活動の阻害せられること甚大であると共に

不況時における金利負担は産業の一大重荷である。依つて、此際一般産業と同じく金融業の合理化を徹底し、金利の低下合理化と社債条件の改善とを至急図ること。

(6) 内外事情の急変に基く滞貨につき、此際特別の融資措置を講ずること。

(B) 其の他の対策

(1) 基本経済事情の著変に即応して経済復興計画、及び重点主義の比重等につき此際根本的再吟味を加え、資材の効率的活用を促すこと。

(2) 割当制の原料資材にして消化困難のため滞貨となつてゐるものについては左の如き措置を講ずる。

(a) 全般的に過剰なものについては此際統制を全面的に撤廃する。

(b) 局部的過剰のものについてはその過剰部分を自由販売とする。

(3) 輸出品滞貨にして、当分輸出見込みなきものは此際国内に放出する。

(4) 失業者の増大による購買力の急落を防ぐため、才一には所要解雇量を極力小化する国民経済的事前対策に力を尽すと共に、已存の失業者に対し、急速に職を与える措置を講ずること。

(5) 法人及び個人の所得税超過利得税等の租税負担を軽減すること。

第一 ポンド切下と円レートに就て

(一) ポンド切下のわが経済に及ぼす影響

ポンドの切下が予想よりも大幅の三〇・五%であつた上に、これに同調せる為替切下国が二十数カ国の多きに及ぶ大津浪であり、且つその地域が主としてわが主要輸出市場であること等を鑑みれば、それだけでわが経済に及ぼす影響の並々ならぬことは容易に想見せられる。而してこの新重圧に日本経済が果して耐え得るや否やを測るのは、實に斯種新重圧そのものゝ附加的影響のみを測るべきでなく、それに劣らぬ重要さを以て日本経済そのものゝ現下の抵抗力の實情を測らねばならぬ。その負荷方が優に十貫匁に耐え得る者と雖も、已に八貫匁の重荷を負える場合には、僅か三貫匁の附加重圧で倒れざるを得ないからである。此の意味に於いて此の際特に検討を要する点は日本経済の抵抗力の現状診断である。

ところでわが経済特に輸出産業は過去六カ月内外の間に幾つかの大きな重圧をこれ迄に於いて荷わされ、それだけで心身ともに已に困憊し切つていたのであつた。例えばその才一は三百六十円の単一レートの決定であり、才二は世界経済の景氣後退であり、才三は国内の竹馬経済脱却運動としての補給金の撤廃乃至削減、海運賃の引上げ等である。

これ等の事由による採算の不利化を克服するために、わが産業はこれ迄に於いて已に凡ゆる側面につき出来るだけの合理化に邁進して来たのである。例えば大規模の人員整理と能率の上進、原単位の改善、操業率の上昇等の如くである。この結果籍すに更に若干の時日を以てせば、わが産業も何とか自立ベースに立ち直り得る状態に近ずきつゝあつたのである。併し留意を要することは表面上では一応採算ベースに立直りつゝあつたと云

つても実質的には標準利潤以下乃至赤字状態のものが少くない事実である。固定資産の評価方式の欠陥のため、減価償却の計上が多くは所要の十何分の一以下に限られていたからである。従つていま若しシヤップ博士の固定資産再評価報告に準拠して計算せば、わが産業の多くは未だ自立ベースは回復し得ずして依然喰込経営を脱し得ないでいたのである。

ポンド切下に対するわが産業の抵抗力を見るに当り、更に注意すべきことは、わが経済は近く米価、電力料、鉄道運賃等コストの基礎要因の価格引上げに直面していることである。従つてポンド切下に処するためには、これらが近く引上げられ、コスト関係は現状よりも更に悪化する情勢にあることを考慮せねばならぬ。

このような状態において、更に今度のポンド切下の圧迫が附加的に新たに出現したのであつて、このために蒙つたわが産業の内部的打撃は表面上計量せられるところよりも遙かに深刻である。従つてこの新規附加的圧迫部分を専ら産業の合理化によつてカバーし得る余力は殆どなく、たとえあるとしても最早極めて僅少であつて、輸出は一大減退に陥る公算が深大である。のみならずポンドの切下は已に深刻な金詰りに喘いでいたわが産業に（別項才三参照）更に次のような圧迫を加え、この側面より企業財政を瀕死の窮地に追い込むに至つた。

- (1) ポンド切下の結果採算割れのため商談成立せずして徒らに滞貨増大となつてゐる。
- (2) のみならずポンド切下に対し円レートを堅持することは、薄弱極る現下の日本経済力を以てしては到底不可能だとする海外バイヤーの見解が、政府及びマ元帥の声明にも拘らず依然衰えず、ために海外の一般的買控えとなつて輸出商談は中絶し巨大の滞貨が刻々と堆積しつゝある。
- (3) この滞貨の堆積及びこれに伴つて企業の深刻な金詰りは、バイヤーの買叩き材料となつて、いよいよ輸出商談を没滞せしめ、わが産業を困難の境地に追い込みつゝある。
- (4) 滞貨対策として生産を減ずれば、操業率の低下に基くコスト高となつて輸出採算は更に悪化する。

(二) ボンド切下と円為替レート

以上のような実情であるから、ボンド切下に対し現状のまゝで円レートを堅持し、そのシワを企業の合理化によつて吸収し得るとは到底考えられない、というのがわが経済同友会の一致した見解である。現状のまゝでは賃金以外の合理化によるコスト低下では、いかに努力するも（賃金関係は多くの場合已に極限にまで引締められている）最大限一〇%以上を期待することは大多数の場合至難であり、且つその実現には早くても数カ月を要する実情であるからである。従つてこれを輸出貿易から見限り、現状のまゝでは円レートの堅持は到底至難であるから至急円価を切下ぐべきだとする見解が強い。しかしながら輸入面その他に於ける影響を総合的に勘案すれば、他に効果的対策のある限り円レートが堅持せられることが望ましいことは云うまでもない。而して現状のまゝでは円レートの堅持は至難だとしても、現在制約せられている一定条件が満たされれば、円レート堅持の見透しは成立し得るのである。このようなわけで結局、ボンド切下と円レートに対するわが経済同友会の一致した意見は次の通りになつたのである。

- (1) ボンド切下に際し、此際円レートを堅持するには後記の諸条件が急速に満されることがその必須条件である。万一これ等の必須条件の整備がタイムミングに実現せられないような場合には、その空白期においてわが輸出産業は致命的衰弱に陥る危険が甚大であるから、窮迫打關に即効的な円貨切上を即時断行せられたい。
- (2) クリップス英藏相の強い否定的声明にも拘らず、結局ボンド切下が余儀なくなつた、という生々しい先例は英国よりも著しく弱体な日本経済の為替レートの見透しに強く作用している。従つてバイヤーをして円レート不変を信ぜしめ、その買控を一掃せしめるためには、此際円レート堅持を可能ならしめるに必要な効果的補強工作が併せて講ぜられることの声明が必要と考えられるが、後記の諸条件はかかる役割をも併せて果すものと考へる。

(3) 四レートの堅持の必須的対外条件として

(イ) 邦商の海外旅行及び駐在の自由化

(ロ) 邦船の外航自由化

(ハ) 輸出CIF、輸入FOB取引の自由化

(ニ) 最惠国待遇の復活

(ホ) 輸入の民間自由化

等対外貿易条件の改善を急速に図りたいこと。なお

(ヘ) 援助資金についても該資金を自由に諸外国の輸入代金に転用し得る余地を出来るだけ拡大せられ、米国外との貿易促進に資せしめられたい。

国内的な産業の合理化に一層の努力を拂うべきは無論であるが、これに尠え得る余地は已述の通り自ら限度があり、且つその余地は最早著しく縮小しているからである。

(4) 四レート堅持の必須的国内条件として

(イ) 生計費を低下して賃金の一層の合理化を遂行し得る基盤を整えるために、食料、油脂、ゴム、原皮等の輸入を増大し、それ等のヤミ価格を消滅せしめること。

(ロ) 価格補給金の撤廃乃至消滅は根本方針としては至極当然であるが、併しその時期については原材料の確保がヨリ常態化し且つ操業率がヨリ上昇してコストの低下するのと見合わせてこれを進める建前とすること。

(5) ボンド切下の影響打開の過渡的応急措置として

(イ) 輸出滞貨金融を低利且つ容易にする特殊措置を講ずると共に

(ロ) 輸出滞貨を極力国内に流し、以て一方には滞貨の圧迫による貿易取引の不円滑を除き一方では生計費の低下を図り企業合理化の促進に資せられたい。

第二 ドツジ政策について

ドツジ・ラインはインフレの大浪を喰止めるといふ点においては満点に近い優秀な成績を挙げていて敬服に耐えないところである。併し、日本経済の自立化というより高いドイツ氏の根本目的から云えば少くとも現状に即して之を見る限り、ドツジ氏の意図に反せる結果になつてゐるのではないかと見做される重大部面が少くない。以下吾々の見解を卒直に披瀝して何等かの御参考に資し得れば幸いである。

(一) 基本的前提事情の著変

ドツジ・ラインにおいては国内消費の大規模抑圧はそれだけ輸出の増進に振向けられて、産業活動は全体的には少くとも減退しない建前のものであつた。

ところが爾後において世界経済事情に著変を来たし輸出の増進が容易に期待し得ないことになつた。このため国内消費の抑圧は大体その全量が産業を圧迫する結果となつたのである。

(二) 日本経済の実態把握が十全でなかつたのではないかと考えられる点

(1) デイズ・インフレ政策の出血に対しては当然何等かの過渡的応急措置が講ぜられるものと期待していたが、かゝる施策は殆んど無かつた。これは日本経済の抵抗力につき過大評価がなされたのではないかと考えられる。

(2) 日本経済の現状は瀕死の重患は脱したが未だ特殊の栄養や若干の看護を依然要する保養期の段階にある。従つてドイツ政策においても当然にかゝる斟酌が加えられるものとわれわれは期待していた。然るに実際の政策は就中金融面において健康体を前提としたオーソドックスの政策が採られた。

現下における我が経済の困難の少からぬものは以上二点に淵源すること以下に述べる通りである。

(三) ドッジ政策における欠点

(1) ドイジ氏のデイスインフレ政策においては通貨の収縮面と放出面との出入は一応相等しい建前であつたが、併し氏のインフレの即時終息政策及び単一為替レートの設定は信用の一大収縮作用（銀行貸出警戒等の金融緊縮）を伴うものであつたがこれらの点の影響が十分に考慮せられていなかったと考えられること。

(2) 敗戦による日本経済の極度の衰弱のためその復興自立には政府の周到な計画的統制と支援の措置とを必要としており、現に一般経済面ではかゝる計画的措置を實行しながらドツヂ・ラインは金融そのものの操作において跋行的にも独り純粹の商業主義的調整にこれを一任せんとする原則を堅持せんとしたために進行中の経済復興作業は一大混乱に陥るに至つた。

(3) ドッジ政策は又復金融資の突如的廃止、及び赤字の財政支出による建設事業の一掃的中止等金融情勢に一大変革を齎らす大施回政策を断行しながらこれに処すべき経済措置を欠いていた。少くとも具体的にはかゝる施策が無かつた。このためスイツチの切替に際し少からぬ混乱を生じた。

(四) ドッジ政策の運営面の欠点

以上に加ふるにドッジ政策の運営そのものが巧みを欠き、ためにドツヂ氏の意図に反せる結果を齎らすに至つた点が少くない。例えば左の如くである。

(1) 援助見込資金の貸出方針が永く確立せず該資金の効果を最も大きく發揮し得る機会を失することゝなつた。
(2) 更に右方針の一応の確立以後において手続的遅延がある。援助見込資金の運用についてはそのタイミングが重大であるところその重大性を認識し得ない政府当局の拙劣な手続的処理のため産業への直接貸付が著しく遅れているのである。

(3) 世界經濟の著変・ボンド切下げ等による輸出事情の急悪化に対し当然必要な應急措置が極めて不十分である。

(五) 現 状

以上のような諸理由、諸事情のためドッジ氏のデイス・インフレ政策はデイス・インフレに止らずして氏の意図そのものに反し多大のデフレ現象を呈する結果となつた。このため我が經濟活動は疎痺没滞し、經濟体力を逆に著しく衰弱せしめ、經濟自立への前進の代りにむしろ少からぬ後退を示しつゝあるのではないかと見ざるを得ない左の如き状態を呈している。

(1) 異常の過少生産下において滞貨が著しく増大し鉄道及海運の輸送量は減少して取引の窒息化を物語つてい

る。

(2) 滞貨増大の影にかくれていた生産減退のテンポが今や漸く顯著に表われる段階に達している。

(3) 右と表裏して企業金の詰りは販売収入の著減、売掛未収金の氷結的激増等の為愈々深刻を極め、その結果賃金支拂遅延の一般化、資材割当クーパーンの引き取り不能の増大、不渡手形の著増、金融難からの投売による物価の不規則な暴落、株式市場の半恐慌化等々となつてその窮迫の深刻さを露呈するに至つてい

る。このうち金融の窮迫事情については別項において詳述せる所である。

(4) 他方失業者の増大、学校卒業生等の深刻な就職難、並びにこれ等を基盤とする險悪な社会不安乃至病状の諸現象も亦已に顯著化しつゝある。

第三 金融について

産業の金詰りは、今や非常に深刻であつて何等かの緊急措置を急務とする実情にある。いまその概括を金融面と産業面とに分けて見るに左の如くである。

(一) 金融面から見た資金状態

ドッジ公使の構想そのものは、財政金融政策に於いてはインフレ的附加資金の供給を嚴重に制限するが、併し金融的なデフレは決して起さぬ建前のものであつた。然るに、實際に於ては、前掲才二に述べた諸事情のため、金融的に少からぬデフレ現象を起すに至つてゐる。いまその主要原因を更に金融面に即して見れば左の如くである。

(1) 援助見返資金の運用によつて、他のデフレ的政策の影響を相殺せんとする意図は次の二つの理由のため極めて不十分にしか達せられていない。

(イ) 直接産業貸付に振向けられた量が不十分であつたこと。

案ずるに我が経済の自立化を図る現下のキー・ポイントであり、且つ同時に我が経済活動の現下に於ける原動力をなすものは基幹事業の設備資金の供給であつた。しかしして斯種設備資金の供給は終戦以降の変態事情のため現状に於ては急速に普通の金融ルートによつては、これを確保することが難しく特殊の金融措置を必要としたのであつた。而して復興金融金庫の貸出廃止に代つて経済的にかゝる役割を果すものは援助見返資金の産業直接貸出以外にないのであるが、それが少額に過ぎた結果、こゝに一方には設備資金の不足化に基く企業の急激な金詰り、一方に於ては生産材需要の絶滅となつて企業の金詰りを激成した次才である。

(ロ) 加うるに援助見返資金の産業直接貸出等に対する手続方法が必ずしも機宜に適せず、そのため貸出の實現が少からず遅延してゐること。

例えば、援助見返資金勘定は現在迄に約六百六十億円を入手しているが、この中既運用額は僅々壹百八十億円にして差引四百八十余億円が市場から吸上げられている。

(2) 復興金融金庫の元利回収金及び預金部資金の少からぬ部分を合して兩者合計大約四百億円の資金が、金融市

場から吸上げられて産業界に還元せられていないため、それだけ金融市場を窮屈にしている。なお預金部資金は郵便貯金を通じて産業資金が吸上げられたものであるにも拘らず、現在これを産業資金として還元することを禁じている。依つてこれを産業資金に還元しうる措置を要望する。

(3) 以上兩者の結果、金融市場は約九百億円の一大デフレ的圧迫を蒙るに至つた。この大きな穴を埋めるためには、日銀の貸出抑制方針にも拘らず、結局民間貸出の増大とならざるを得なかつたが、しかもそれは十分では無論なく、市中金融は依然少からぬ窮迫に苦しんでいる。このように日銀にシフ寄せしたシヨリを除くことが現下の金融疏通の根幹方針であると考えられる。

(4) しかも、金融の窮迫は、今後年末にかけて更に破局的に激成する情勢にある。顧るに、過去一カ年にして物価指数は一割二、三分の騰貴であり、生産指数は四割六分余の増大である。然るに通貨量は、此の間二割四分七厘（九月）を増加しているに過ぎない。この一事を見ても、現在の通貨供給量が少からず窮屈であることは、容易に想見せられる。加うるに滞貨は著増して約八百数十億円を算すると云われていて、通貨の回転率は著しく固定化しているのである。このようなわけで現状に於ても、通貨の供給量が如何に過少であるか、分る。しかも現在の通貨量は已述の通り、前年同月に比し已に約二割五分の増大である。然るに年末の通貨最高発行高は、昨年末と同額の三千五百五十億円に抑えられる方針のようである。一体我國の通貨発行高は年末には季節的に約四割方の増発を一時に示し、その増発部分は一、二月に於て回収せられるのが恒例である。然るに現状に於いて已に前月同期の二割五分増を認め、しかもそれでさえ少からず資金の過少に悩んでいること已述の通りである。然るに、いま若し伝えられる如く年末通貨の発行高のみが前年同月と同様に抑圧せられるとせば、経済界は急激極まる多大のデフレ的圧迫を蒙るわけであつて、その及す衝撃は洵に測るべからざるものがある。依つて金融界現下焦眉の最重要問題は年末金融の合理的調整である。

(5) 我が金融現下のいま一つの問題点は貴重の資金を経済自立上最も必要な場所に適時に如何にして流すかに關してである。元來わが産業特に基幹産業は、戰中戦後の経済安定政策の犠牲に供せられて、多大の損失を蒙り、その重患後の異常衰弱期を未だ脱していない状態にある。かゝる場合、これを自立せしめるには、なお若干の期間特殊の金融措置を講ずるの要あることは、各国の現に等しく採用している措置である。然るに我國に於ては、かゝる特殊金融が真に最も有効に作用しうる時期に直面し且つその必要が最も甚大である秋に於いて、從來かゝる機能を営んで来た復金融資が他の理由のためにアブラウトに廃止せられ、これに代る何等の措置が講ぜられずして今日に及んでいる。このため資金の融通は著しく梗塞し、しかも、その梗塞は基幹的産業ほど甚大であるという結果になつていて、その是正を急務としている状態にある。

(二) 産業面に現われた金融の窮迫

(1) 金融異常梗塞のため、資金の手当が出来ずして日本経済の自立上緊要な設備の補修更新又は、新設拡張であるにも拘らず経済再建に必要な企画を中止又は延期せざるを得ざるに至つたものが現在少くない。

有効需要の減退、過少生産下の滞貨の増大、過少操業率の一層低下、未拂代金の著増となつて、企業の金詰りは深刻を極めてゐる。

(2) 加ふるに世界景氣の後退、ポンド切下等を基因とする輸出の一大不振があつて、産業の打撃は甚大であること、別項才一に詳述の通りであつて、此側面からも右(1)の諸情勢の悪化を更に激成している。

(3) このようなわけで、いま産業界が渴望している金融措置は、(a) 日本経済の自立に必要な設備の補修更新、新設拡張等を通じて有効需要を喚起せしめるに所要の資金を供与すること、(b) 滞貨に対する融資を低利且つ容易に行つこと、(c) 而して以上のためには、政府の財政負担に於いて、若しくは援助見返資金乃至は復興金庫の元利回収金等を活用して若干の貸出リスクを保証する措置を講ずることがこの際是非必要で

ある。

(4) 以上の金融対策については、タイミングの問題が、資金量よりもこの際寧ろ重大である。それ程産業界の金詰りは、現在已に切迫した症状にある。況や前記せる如く、年末金融に於いてこの上更に資金の圧迫が突如重加せられるが如きことにもなれば、産業界の破局的資金窮迫となつて取引銀行をも不安に捲き込み、遂に金融恐慌にまで発展する危険も決して少しとしない状態にある。その尖端は総合的に已に最近の株式市場に頭われていると見るべきであると思ふ。

第四 金利について

(一) 金利の過高と産業の負担
自由金利の場合には、インフレ高進期には著騰するが、インフレ終熄と共に正常に復して著落するのが通則である。併し我国の場合には、金利は統制せられていたのであるから、この通則をそのまま當嵌めるわけには行かない。加うるに、戦争及び敗戦に基く我が国蓄積資本の衰滅は甚大であり、且つ戦後の資本蓄積力は激減しているにも拘らず、資金の需要は尨大且つ緊迫性のものが多い。従つて資金の需要関係から云えば、我が金利は戦前に比し可なり高い水準を示すのが自然だと見做すべきである。併しこれを産業の負担力から云えば、現下の金利水準は少からず過高であり、特に外国との競争産業の場合に於てそうである。顧るに、戦前のわが金利水準は大体五%内外であつた。それが現在は約二倍の一〇%内外である。かゝる高金利をカバーする途は他の事情にして不安ならば、労働条件の低下に由る外ない。然るに、わが国は労働基準法によつて、逆に、労働条件は少からず引上げられた上に、その他諸条件も、戦前より總じて不利になつて見做さざるを得ない。それだけに金利水準の上昇の産業に及ぼす苦情は甚大である。このようなわけで、これを産業の立場から見れば、金利水準はこの際極力これを低下せしめる措置が望ましい。

(二) 金利の低下措置について

産業の以上のような要望にも拘らず、資金の需要関係に即して見れば、金利水準の低下は、この際、少からず限られざるを得ない。

いま、我が国の金利につき、その低下を困難とする事情と、低下の余地を藏する事情とを見るに左の如くである。

(A) 金利の低下を困難にする事情

(1) 根本に於いて、わが経済そのものが未だ少からず不安定であり、且つ企業の資金的基礎そのものも著しく脆弱化しているため現在の貸出及び社債には、リスク性が多く、それだけ金利中に保険料が高く加味せられざるを得ない。

(2) 戦後我が経済力の一大低下に伴い、預金高及び資金の取引量共に著減したが、人件費その他の経費は、これにつれて必ずしも低下し得られない部面が少くないこと。

(3) 加うるに戦後各種の事情で銀行業務が繁雑化し、経費率の上昇を来していること。

(4) 銀行資本金の増大に鑑み、これに最低の標準配当率、例えば八%（それ以下では株式による増資は不可能）を支拂うためには現在の利鞘でもなお必ずしも十分ではないこと。

(5) 銀行現在の資金コスト中には支拂預金利子は平均二%近くの僅少であるが、これは定期預金の比重が突的に極少であることに基くものであつて、その正常化と共に少くとも約一%の増大を見込まねばならないこと。加うるに、資金の需給関係から云えば、預金吸収上預金利子は今後なお若干の上昇すべきことを予想せねばならぬ。

(B) 金利低下の余地ある事情

(1) 銀行の支店中にはその經理の自立し得ざるものが僅少でなく、しかもこれを自由に整理することは許されていない。依つてこの際独立採算不可能の支店を全国的に整理せしめることによつて、経費率は少からず低下する。

(2) 銀行業務を繁雜にしている諸制度を簡單化することによつて、経費率を低下せしめる余地がある。

(3) 能率の増進、人員整理その他経営合理化の余地が未だ残されている。例えば預金争奪のための過大な広告費の自爾の如きその一端である。

以上これを要するに、金利水準の低下は、凡ゆる措置を講じて極力これを低下せしめることが望ましいが、併し、その余地は少くとも目先的には少からず限定せられてゐることを認めざるを得ない。とは雖も無論その余地ある限りその低下を促せしむべきであるが、併し現下のわが産業の要望に應える程の金利低下をこの際急速に実現するためには、特殊の金利措置を必要とする、その一斑例えは左の如し。

(イ) 援助見返資金等の運用に當つては、前途の目標金利を以つて貸付を行う等金利水準の低下を大きくリードする措置を講ずること。

(ロ) 現在短資金利も殆ど同率の変態にあるが、そのわけは、短資のリスクが特に多く、且つ名目は短資なるも実質上は書替連続による長資である等の事情による。依つてこの際リスクの極めて少い純粹の短資に対する金利水準を確立する措置を講じ、短資金利を純粹の姿に於いて現わさしめ、これを通じて優良短資金利を至当の点にまで急速に低下せしめること。

(ハ) 对外競争上特に低金利を必要とする資金需要に対しては、姑く特殊の統制的金利制度を設けること。

第五 シヤウブ勧告について

シヤウブ勧告の基本構想そのものについては多大の敬意を表するものであるが、併しその大綱案には日本経済

の美情の認識が十分でないことに基因すると考えられる大きな欠陥を少からず藏して、その是正を要望せざるを得ないことを遺憾とするものである。

再検討を要望する諸要点

- (1) 少くとも現下の非常なる窮迫経済が平常経済に復元する迄の間は、シャープ勧告が否定した間接税を活かして、それだけ所得税及びその補完税に対する税率を軽減する措置を講ずること。
 - (2) 固定資産評価差額税については企業の現下における異常の資金窮迫状態に鑑みその税率及び納期につき産業負担を緩和する措置を講ずること。
 - (3) 附加価値税、固定資産税の兩種の地方税は、この際その実施を少くとも一カ年延期してその間に根本的にこれを再吟味すること。
 - (4) 脱税防止を主眼目とせる税制上の諸勤告中無記名証券廃止や株式の白紙委任状の制限等は経済活動を阻止する弊害の方がより多大なるに鑑みこれを採用せざること。
- 以上の要望をなす理由は以下述べる通りである。なお右(2)以下については別紙「シャープ税制勧告実施についての要望」を参照されたい。
- #### シャープ勧告に再検討を要望する理由
- シャープ勧告につき再検討を要望する基本点は：基本構想そのものに対するものではなくして日本経済の実施把握に関する面において、あつてその主要点は左の如くである。
- (1) 日本現下の生活程度とアメリカのそれとの差異が余りに大きいためか、動もすれば不知不識の間に日本の実情とかけ離れ、少からずアメリカ的感覚で起案する結果と考えられる点があるように思われる。例えば織物を生活必需品と見做して絹や毛織まで一律に消費税を全廃したことや砂糖消費税の同様な理由による全廃等の如

くである。

(2) 他方所得税については日本の生活水準が余りに過低に測定せられている。例えば三十万円超、即ち月収二万五千円以上の所得に最高の税率五五%を課しているが、現在月収二万五千円の所得では中流階級でさえその大多数は簡生活を余儀なくせられている。邦人と同一率を課税せられる在留外人筋が此の点につき多大の不満のあるのは当然である。少くとも日本の現状からすれば所得税の最高税率の賦課は百万円超となすべきである。また富裕税の賦課を資産五百万円以上とせることも亦右と同様錯覚である。五百万円は僅かに一万四千弗の資産に過ぎぬ。それが富裕階級税を掛けられるということはわれわれの納得し難いところであつてかつ徴税対象となるものが余りに多くして取調べ上困難であらう。よろしく少くとも一千万円となすべきであらう。

(3) 我が地方庁の租税行政力及び立法力は中央に比し著しく薄弱であり特に市町村のそれは甚しい。従つてこれに独立の地方税を与えるにはかゝる点が十分考慮せられたものであらねばならぬ。然らざれば小児に利剣を与える危険が多いからである。然るにシャウプ勧告の附加価値税、固定資産税においてはかゝる考慮が少からず欠けている。

(4) 長期に亘る建前の税制と当面の非常窮迫状態に処する応急的税制との調整に対する考慮が欠けている。長期税制は経済の常態性を当然に前提とする。然るに我が経済の現状は戦中戦後の衰弱で憂鬱的に異常の衰弱状態にあつて特殊の応急措置を必要とする。このようなわけで、長期税制の実施に当つては、少くとも(一)、二カ年間に亘る応急的税制措置を認める経過的幅が要望せられるところ、勧告はこの種の考慮を認めていない。而してこの観点から特に問題となる主要点は、思うに、間接税と直接税との関連についてである。蓋し生計費の七割近くがベア・エグジステンスに必要な飲食費によつて占められる状態に於ては、なお且つこれを賄ふに足る所得に不充足である現状に於ては、間接税の重課にしても中以下の所得税を極力軽減することが寧ろ

合理的でさえあるというシャープ勧告とは逆の結論が出るからである。

(5) シャープ勧告は、脱税防止に力を注いでいる。なる程現下における脱税の横行はこれを黙視すべきでは決してない。併し今日のように脱税が横行している大きな原因は、課税が余りにも過酷であることを十分考慮せねばならぬ。従つて現下の脱税状態を基準にして脱税防止の長期的制度を確立することは、行き過ぎに陥る危険多く、ために脱税防止の利益よりもその弊害の方が多六であるという結果を来す場合が少からず生じて来る。而しその最も顕著なる例は脱税防止目的に急なる余り、無記名証券の禁止、及び株式の名簿書替期間の嚴重な制限を実施せんとしていることである。かくの如きは、有価証券の生命である円滑な流通性に致命的打撃を与えるものであつて、その産業活動を阻害する弊害は洵に甚大である。

信用政策轉換の是正を要望

(二五・六・一一)

第一 要 望

日銀今次の信用政策の轉換は、わが經濟の復興自立を阻害するところ少からざるのみならず、その結果としての資金窮迫の尻は就中、中小企業にシワが寄り、さなぎだに深刻な窮状にあえいでいる斯業に致命的打撃を与えるおそれが大である。しかも我々の信ずるところによれば、今次の信用政策の轉換は、これをわが金融のあるべき根本態度からいつても、又これを金融技術的側面からいつても、承服し難い不合理の点が少くなくない。よつ

て右に対する我々の見解を別項に開陳しこれに基いて次の如き是正を要望する。

(一) 一定額の発券高、一定額の日銀の民間貸出残高、日銀よりの一定額の市銀借入残高等を基準として、日銀の貸出を動もすれば機械的に窮屈に制限せんとする傾向を排し、巾の広い伸縮的な基準の下に、主として資金使途の性質並に健全性により貸出を吟味し、通貨を調整するといふ弾力性ある練達の方法を堅持せられたい。

(二) 日銀及市銀の金融指標乃至業務内容が種々好ましからぬ変態状態を呈するに至つた基因は、援助見返資金及預金部資金等の所謂財政資金の運用が適切でなく、巨額の財政資金の市場還流が円滑に行われないため、資金の循環に結節を生じ、金融上カンフル注射的措施を必須とするに至つたことにある。然るに、その基因を先づ除くことなくして、独り日銀の金融業務のみにつきその正常復帰を期するが如きは本末顛倒の措置と云わざるを得ず、その経済界に与える摩擦は甚大である。依つて、日銀金融業務の正常状態への復帰については、所謂財政資金の運用上金融界に変態状態を起さざる措置を講ぜしめ、右措置に照応せる有機的措施を講ぜられたい。

(三) 日銀の信用収縮的政策転換に當つては、そのため市銀及び事業界の金繰に急変を与えて混乱を起さしめないうように、極力漸次的施策を採り、且つ、準備に必要な相当な予告期間を与える措置を講ずると共に、今次の信用収縮政策についてもその急変化の弊害を極力緩和する措置を採られるより要望する。

(四) 融資斡旋及工業手形優遇等の特別措置を必要とした特殊経済事情そのものは依然いまでも存在している。依つて融資斡旋はその必要ある限り極力これを継続すると共に工業手形中、その本質上商業手形に準じ得るものについてはこれを商業手形に準じて取扱う措置を講ぜられたい。

第二 理 由

(一) 今次信用収縮政策の産業に及ぼす悪影響

今次の信用政策の転換が産業に及ぼす悪影響中、この際我々の特に問題としたい点は次の諸項である。

(1) 急カーブを切つた信用収縮政策

信用の収縮政策についてはその推移を極力円滑にし、不測の混乱を起させないため、相当の準備期間を与えて、徐々にこれを実施すべきが金融政策の要諦である。もしこれを急激に実施すれば、産業界は予期しない金詰りのため金繰りに混乱を起し、その波動は相互に激成せられて、ゆゑしき悪影響をもたらすことになる。特に最近の我が経済界の如く深刻の金詰りでその資金的抵抗力の著しく衰弱している現状では、かゝる急シヨツクは、回復見込十分であつた産業までも致命的出血に陥らしめる危険が少くない。

日銀今次の信用収縮政策は、正しくこの種のものである。しかも市銀の対日銀再割引による手形貸出の増大は、昨年秋頃事業界の金詰り緩和のため、日銀が市銀にむしる懲慥したもので、これが漸く軌道に乗つた頃になつて、突如抜打的に政策の急転換を強行したものである。当然の結果として市銀は反射的に警戒的となり、急激に貸出収縮方針をとり、ために産業の金詰りは今や断崖を削して深刻化しつゝある。

(2) 工業手形の優遇廃止とその影響

工業手形の優遇廃止は、以上(1)の信用政策の基本的手段となつて、この際問題を特に深刻ならしめているが、これを単に工業手形の手形抜化そのものに限つてみても、その結果は市銀の貸出抑制を誘致すること左の如くである。

(イ) スタンブ手形抜となれば、日銀の「枠内貸出」となつて、高率適用の制限を受けることとなり、それだけ市銀の貸出力を縮少せしめる。

(ロ) 商業手形並の場合には一〇〇%の担保力であるが、スタンブ手形は九五%の担保力しかない。

(ハ) スタンブ手形抜となれば、金利一厘の引上げとなるが、市銀の貸出金利は(6)で不変であるため、市銀の

利鞘減少となりそれだけ貸出が制限的となる。

(3) 事業の未拂金の急膨脹

以上(1)及び(2)の結果、市銀の貸出抑制は、日銀の収縮目標に更に輪をかけて急収縮化する情勢にあり、加うに事業界は現存割引手形の期限到来後の新借入期待に多大の不安警戒を生じ、自然新規手形を発してもその償還目途が立ち難く、ために手形による新規支拂そのものを手控え、手許現金で支弁し得る範圍にその支拂を制限する傾向が誘致され、その結果は未拂高の著増となつて、関係業者の金繰りに多大の故障を起しつゝある。

(4) 中小工業へのシワ寄せ

右の未拂高増大の最大犠牲者は下請工業である。もしも現状の如き融資方針を永く続けられれば、さなきだに深刻な金詰りに喘ぎつゝある中小工業に致命的打撃を与える危険が多大である。

(5) 事業の復興育成の頓挫

元来市銀の産業融資は資金の切売りの性格のものであるべきでなく、事業育成の面倒をみる一連の継続性ある計画的融資たるべきである。そうしてのみ事業は融資を当てにして健全な経営をなし得るのである。然るに今次の如き抜打的信用収縮政策は、事業計画の進行途中において資金切れを起さしめ、折角の已投下資本を半身不随状態に陥れ、その結果、国民経済的には貴重な資本の遊休化乃至浪費となり、企業個々においては資本の死蔵となつて金詰りを一層激化し、市銀そのものにおいては貸出の予期せぬ凍結化となる等、その経済界全体に及ぼす弊害は決して少くない。

(二) 今次信用政策の是正を要望する理論並に理由

今次の信用政策転換は、われわれの見解によれば、これをわが金融のあるべき根本態度から云つても、金融技

術の側面から云つても日本経済の実情から見て妥当を欠くこと次の如くである。

(1) わが金融のあるべき根本態度と日銀今次の信用政策転換

根本に於て日銀の金融態度を規定する最大の規矩は、日本経済の基盤事情そのものにあるべきである。然るにその基盤事情は、戦争による蓄積資本の一大破壊と喪失との結果、たゞに資本の一大貧窮を来せるのみならず、残存資本そのもの均衡は破れて凹凸甚しく、各所に重大隘路を生じて、ために全体の経済活動著しく円滑を欠き、資本の効率は極めて低劣である。就中その不均衡の最大なのは、固定設備と流動資産との關係である。他方国民の新規蓄積は根本に於ては生産力そのもの、破壊喪失のため、副次的には事業税と国民所得分配の变革のため、現在極めて僅少である。

このような基盤事情の下においては、国民経済の全蓄積を集中動員し、以つて右の隘路を打開し、全資本の生産能率を最大限度に向上せしめることが、その国の金融政策の根本態度でなければならぬ。かゝる根本態度は、国民の資本蓄積未だ僅少なる時代に於て経済発展を極力促進せしめる必要のある段階に於ける中央銀行乃至殖民地発券銀行の現に実施し来つたところのものに似ている。即ちかゝる段階に於ては、資本蓄積の已に充実せる段階に於ける中央銀行の理想的金融原則と異り、中央銀行の発券機能は、中央銀行の健全性とインフレを脅かさぬ範囲に於て、これを凡ゆる使途特に国民経済発展上必要な使途に活用せしめ以つて蓄積資本の欠乏を補う役割を荷わねばならない。現に明治三、四十年代の日銀は、かゝる政策を平常的に実施し、市銀貸出は日銀よりの借入に依存する所謂「鞘取」銀行たる色彩濃く、自然市銀の対預金貸出率は一〇〇%以上を示すのがその常態であつた。

然るに現在当局の探らんとする「金融正常化」政策の基調は、資本蓄積の已に十分充実せる段階の理想的中央銀行原則をもつて現状を律せんとするものゝ如く、そこに時代的ズレの少からざることを看取せざるを得ない。

い。この意味において、われ／＼は先づわが金融のあるべき根本的態度につき、当局の認識の再吟味を要求しその具体的政策の是正を要望するものである。

(2) 通貨の適量調節とその基準

その国の経済が長期間正常的安定状態を経過せる場合に於ては、過去の発券高を基準にして今後における通貨の適量を調整することが、一応大過なく出来ないことはない。併し最近のわが経済は、基調的には戦後の経済麻痺の状態からその回復を急ぎつゝある過渡期にあり、且つ機構的にも統制経済から自由経済へ、公団取引から各個取引へと急旋回をなしつゝある等その通貨所要量に重大変革を来しつゝある。かゝる段階に於ては、通貨の適量を過去の基準によつて測定することは重大過誤に陥る危険が多である。

然るに日銀今次の信用政策転換に於ては、従来の発券高大約三千百億円を基準として市銀の日銀借入額を制限せんとするものゝ如く解釈せられるのであつて、われ／＼の容易に承服し難いところである。われわれの見解によれば、わが現状の如き過渡的経済基準の下に於ては、通貨調整の基準は相当大巾のものたるべく、且つそれも厳格な基準であるべきでなく、一応の基準に止るべきである。而してかゝる一応の基準の下に供与信用の使途とその金融的影響とを仔細に吟味しつゝ、インフレを孕まない限度に於て、日銀はその信用力を最大限度に活用して資金の円滑を図るべきであると信ずる。

(3) 日銀金融業務の正常化とその前提条件

日銀の金融業務、ひいては日銀の貸出及び市銀の対預金貸出率等に現われている各種の変態的現象は国民経済そのものゝ変態事情、就中金融の全体事情そのものゝ変態の結果、余儀なく生ずるものであつて、前者は要するに後者の影響に外ならない。事実現下のわが経済事情は基盤的には戦後の解体状態から立ち直りつゝある過渡期にあつて、幾多の変態事情に圍繞せられている。他方金融事情そのものにおいても一方には援助見返資

金や超均衡予算による強制貯蓄と預金部資金等のいわゆる財政的資金が国民新貯蓄の大半を占め、その運用の如何が金融事情に重大影響を与える実情にあるが、その運用は未だ軌道に乗るに至らずして、財政資金の市場還流は不円滑を続け、ために金融は変態的な波乱を繰返して金融形態そのものを變態的ならしめており、一方には資本市場は殆んど仮死状態にあつて企業の資本構成の正常化を著しく阻害しこれまた事業金融の變態化を余儀なくさせている。従つて、日銀金融業務のあり方については、まず以てその根源である以上の如き金融全体の変態事情、就中財政資金の運用そのものゝ變態状態の是正を期し、右に照応してその金融業務の平常復帰を図るべきである。然るに日銀今次の金融業務正常化政策をみるに、かゝる綜合的考慮に欠けるところ多く、全体との関係と遊離してその正常化復帰を急げる嫌いが多分にある。かゝる跛行的政策の結果、財界は少からぬ金融逼迫に襲われつゝある。これ日銀今次の金融業務の正常化政策に対しても、その妥当性につき我々の容易に承服し得ざる所以である。

(4) 準商業手形の工業手形の特殊優遇措置の要請

日銀がさきに工業手形を商業手形並に優遇する必要を認めるに至つた特殊の經濟基盤そのものは爾後若干の改善はあつたとしても、根本においては大きな変化は未だない。かゝる状態において、工業手形の優遇が一朝にして全面的に中止せられることは、工業手形の優遇措置によつて折角育成せられて来た工業金融の疎通に多大の障害を起さしめつゝあるのみならず、さきに工業手形の優遇措置を必要と認めた經濟障害の少からぬものを再現せしめる結果となつて、その産業に及ぼす悪影響は少くない。もとより、工業手形の優遇に乗じて、好ましからぬ手形の濫用せられる弊害は嚴にこれを戒めねばならないが、然しかゝる場合は全体からいへばむしろ僅少である。のみならず、現在の工業手形中には、その本質上商業手形と殆んど同質のものが少くない。よつてその本質上商業手形的性格のものについては、この際その実質を吟味して、これを準商業手形として取扱

り特別の措置を講ぜられるより要望する。

重要物資の緊急輸入対策を急げ

(二五・九・三)

朝鮮事件勃発前後より国際貿易市場はバイヤーズ・マーケットからセラーズ・マーケットに転換をとげつゝあり、この結果、海外からの重要物資輸入は必ずしも樂觀を許さぬ兆候が漸次現れてきた。かゝる状況の下において、日本経済の自立上必要かつ緊急な重要物資の輸入を促進するためには、貿易政策の一大転換を必要とする。既に時代の要請に副わなくなつてゐる現行貿易政策をこのまゝ持続せんか、輸入は日をおつて困難の度を加え、ひいてはこれが日本経済の自立を著しく妨げるのみならず、国民生活の安定にも重大なる影響を及ぼすことは火をみるより明かである。しかして前述の輸入障碍の最たるものは、貿易が民間貿易に切替えられたとはいへ、實際は、政府の干渉する範圍が余りにも大きな点にあることは民間の一致した見解である。よつて、われわれは此際急速に輸入を名実共に能率的な民間貿易に移すことを強く要望し、左記の諸施策の実施を期待する。

一、主要市場に於ける諸出先機関設置の速かなる実現

(イ) 貿易商社の海外支店設置は先般一応原則的に承認を得たが、これの具体化に際しては、重要輸入物資の生産国に対し必ずそれを許すとともに、設置に伴う手続その他について迅速に処理し、極めて近い時期に実

現できることを望む。さらに右に先だち、直ちに我商社代表の長期駐在の便宜を与えられたい。なおこれら商社出先に対しては、十分に商業活動が営めるような特別措置が設けられることを併せて要請する。

(ロ) 貿易業者の海外市場における活動は、独り生産、貿易商社だけの支店設置乃至駐在員派遣でその効果を期待することはできない。これには為替を取扱い銀行支店並に海運会社支店の同時設置が必要である。よつて商社の主要市場における支店設置と相併行して銀行及び海運会社の支店設置に対しても速なる実現を切望する。

(ハ) 民間会社の海外支店設置に併行し重要物資の積出国に対し、日本政府在外事務所の新設を速に承認して欲しい。

二、輸入円資金問題の解決

(イ) 輸入円資金の不足が重要物資輸入の一大障碍となつてゐる事實に鑑み、これを打開する最良の途である外国為替管理委員会提案のユーザンス制を一刻も早く実施すべきである。同時に或る種の加工原材料に対しては、六カ月の長期特例を認めることが望ましい。

(ロ) 買手による金融はその他一般金融を阻害しないよう日銀は特別の優遇を講ぜられたい。

三、自動承認制の擴大

重要物資の輸入を促進するためには、民間輸入に能う限り自由な活動分野を与える必要がある。そのためには自動承認制の適用品目、地域の拡張並に金額の増大を図りこの制度を積極的に活用するのが最も有効と信ずる。

四、外貨割当の合理化

(イ) 輸入品目の重要度に従い、予算外貨の使用に対し弾力性を認め、もつて輸出用原材料の輸入確保を期すべきである。

(ロ) 重要輸入物資に対しては既に原棉及び羊毛に適用している方法、即ち割当外貨の範囲内で業者が自由に輸入のできる仕組に切り換えられたい。

(ハ) 先物契約予算の編成を漸次実施されたい。

五、バーター制の除外例

バーター方式で取引する非協定国から重要物資の緊急輸入を必要とした場合、バーター方式に捉われず、輸入と輸出を各別個に行いうる除外例を設ける必要がある。

資本蓄積非常措置の要望

(二五・一一・一八 才三回全国大会)

第一 向う三力年を限り資本蓄積第一主義の非常特別措置を要望する

朝鮮動乱以降における内外の新事態は、我が経済を従来のインフレ収束才一主義の段階から進んで資本蓄積才一主義の段階に転入せしめた。

顧るに戦後における我が経済の最大の弱点は、資本の極度の窮乏である。このことは独り産業、金融の隘路であ

るのみでなく、国民生活を現状の如き低水準に停めしめてゐる根因でもある。しかも、これまで米国の好意ある資金援助を除けば、自力による資本蓄積の能力なく、終戦後五年の長きにわたつて、云うに足る資本蓄積を実現し得なかつたのであるが、たまたま今次動乱を契機とする特需と世界軍拡による海外有効需要の増大によつて、漸く自力による資本蓄積を或る程度に実現し得る条件に恵まれるに至つたのである。

もとより、今日と雖も我が国民所得水準は未だ極めて低く、資本蓄積に振向けらるべき貯蓄余力は著しく限られてゐる。従つて資本蓄積に対する現下の強い要請に対応するためには、根本的には外資の導入に俟つところ多大であるが、自力蓄積を能う限り効果的に実現せんとすれば、此の際尋常ならぬ特別措置を必須とする。例えば、あたかもドッジ氏がインフレ収束対策として、インフレ収束才一主義の断乎たる総合施策を採用せし如く此の際資本蓄積に対しても、国家の諸施策の重点を資本蓄積目的に集中し、右目的を他のそれに優先せしめる思い切つた総合的非常措置を実施することが要求されるのである。

かくて、われわれは、この際、全力を挙げて資本蓄積を促進し確保するため、一先ず向う三カ年間に以て資本蓄積の非常措置時代と見做し、必要なる臨時立法の措置を講じ、以て資本蓄積目的を他の施策に優先せしめる総合的一大非常施策を講ずべきことを提唱する。しかして、かゝる非常措置として、以下の如き施策を要望するものである。

(一) 資本の民間蓄積を促進する措置の要望

従来の資本蓄積は、対日援助の見返資金と、租税による強制蓄積とのため、国民の蓄積余力の殆どすべてが吸取せられ、民間に残れる資本蓄積は云うに足らなかつた。この内、援助見返資金による強制蓄積は当然であるが、租税によるそれは、それ自身に少からぬ弊害を伴うのみならず、蓄積資金そのものの利用に於ても、その資金効率は民間蓄積のそれに比し著しく低劣であつた。斯る実情に省みて、此際租税による資本の強制蓄積は国土

荒廢の防退及び復旧等是非とも財政資金によらねばならぬ用途に止め、今後の蓄積は主として民間の資本蓄積に之を依つて根本方針の下に、左の如き措置を講ぜられたい。

(1) 現在、国民の租税負担は余りに過重であつて、民間資本蓄積の余地は殆どない。よつて、中央及び地方財政の経費を大幅に節減して、中央及び地方税を通じて大規模の減税を断行すること。

(2) 超均衡予算を中止し、それだけ租税負担を軽減すること。

(3) 消費、特に現在の国力に比して奢侈的消費と見做される物資を節減すると共に、財源を拡充するため、消費税の復活増徴を図り、所得税その他の直接税の負担を軽減すること。

(4) なお、所得税の軽減については、これによつて徒らに国民消費を増大せしめる結果とならないよう、後段に述べるが如き国民貯蓄確保の措置を講ずること。

(二) 税制上資本蓄積を阻害するものについては勿論、進んで資本蓄積を促進する趣旨の下に左の如き措置を講ぜられたい。

(1) 大衆に対する貯蓄奨励の一大運動の展開を中核として、此際大衆的特殊積立金制度を設け、当該積立金は納税・病氣、死亡、出産、入学等一定目的以外には引出し得ないものとして、同時に一定限度の積立金額に対しては、課税上これを所得額より控除する特典を与えること。なお生命保険料についても右に準ずる特典を与えること。

(2) 戦後数年にわたり、減価償却は、法制上著しく過少に圧縮せられて、資本の喰込みが甚大であつた事実を鑑み、これを取戻す意味に於て、一定の限度まで（例えば基準率の十割まで）特別償却の自由を認め、企業の自己資本蓄積を促進すること。

(3) 現行減価償却の耐用年限は、技術の進歩著しき現在の國際競争事情に比し、一般的に長期に過ぎるを以て、

此際國際的陳腐化等を認める等の根本的改正を行うと共に、銀行の貸倒準備金を一層大幅に認めること。

(4) 会社の自己蓄積たる積立金に対し二%の課税をなす現行税制を中止して無税とし、自己蓄積を助長する。

(5) 会社の保有する研究所の施設等は経費と見做し、課税対象から除外すること。

(6) 資本蓄積を圧迫する弊害の多大である固定資産税及び附加価値税を大幅に減額すること。

(7) 預金及び貯蓄の名寄せ、社債の登録制等を中止し、且つ従來の如く無記名預金制を当分認めると共に、新に無記名投資信託制を創定すること。

(8) 長期預金を優遇する税制措置を講ずること(と共に長期預金利子を引上げること)。

(三) 法人の固定資産再評價を更に徹底せしめる特別措置を講ぜられたい。

(1) 固定資産再評價の申告期間を、更に五カ月延長すること。また既申告会社についても、右期間に追加申告の自由を認めること。

(2) 右(1)については、固定資産の再評価による減価償却の確保を容易にするため、減価償却の対象となる固定資産再評価分に対しては、その固定資産再評価差額税を半減すること。

(四) 企業利潤の一定割合以上を社内保留に確保する左の如き臨時措置を併せて講ぜられたい。

(1) 税引純益の例えば五割以上を社外に分配することは原則としてこれを禁じ、五割以上の社外分配はこれを許可制度とする。

(2) 右の社内保留率については、前掲(二)の(2)の特別償却はこれを社内保留分と見做し、なお純利益の計算については所定の減価償却をなしたることを前提とし、また固定資産再評価が限度の五割以下の低位なる場合は、五割迄の減価償却をなしたるものと見做して計算すること。

(3) 以上の措置は、現状に於ては、企業の長期資金の調達を困難ならしめる結果となる惧れが必ずしも少くない

ので、見返資金その他の財政資金の利用に当り、これを補う考慮を十分に拂う措置を講ずると共に、次掲の資本市場の育成強化措置を不可分の的に実施すること。

(五) 資本市場の育成強化措置の要望

現在の我が経済は、資本の国民蓄積総量の増大を緊要としてゐるのみでなく、蓄積資本そのものの効率を十全に發揮せしめることが、同じく此際重大な急務である。而して、現在に於ける資金の最大隘路が長期産業資金の側面にある事情から、此際就中重要な点は、短期的性格の貯蓄乃至タシス貯金等の睡眠資金等を、極力長期の産業資金化する措置である。

いうまでもなく、資金のかゝる質的变化を媒介する機能を営むものは、株式及び社債市場である。然るに、我が資本市場の機能は、各種の理由、特に所要資金の不足を根幹原因として、現在殆ど半麻痺状態にある。この結果我が企業は、単に資本総量に於いて甚しい欠乏に悩まされているのみでなく、更に資本構成そのものに於いて、株式資本が過少で借入金が著しく偏大しており、ために企業の金融的位置は不健全となり、ひいては信用力の低下となつて、企業金の繰りが少からぬ不円滑に陥つてゐる。

かくて資本市場を育成強化し、その機能を正常化し、一方に於いては企業の株式資本調達を容易にして資本の不均衡を是正し、その信用力を強化すると共に、他方に於いては国民の蓄積による産業投資を促進し、かたがた国民の資本蓄積を助長せしめるため、左の措置を要望する。

- (1) 株式及び社債の発行引受機関を充実するため、現存証券会社の機能を、証券の引受発行と売買その他に分化し、特に右引受機関を強化するため、その所要資金は見返資金等より特別融資を図る措置を講ずること。
- (2) 資本市場の機能を現状の如く麻痺せしめている根因は、財閥解体による持株の一齊放出、及び企業再建整備法等に依る増資の一齊的強制等の結果、株式供給が市場の資力以上に一時に激増し、供給過剰の結果株価が不

当に暴落せることに基くものである。そこで、株式募集を正常的に可能ならしめるため、応急対策として右過剩株式の漸次的消化を図るに必要な資金を確保する措置を講ずること。

(3) 銀行の株式担保貸出は、現在殆ど零息の状態にあるが、その正常復帰を促進すると共に、これを助長する意味に於いて、優良株式を見返担保とする日銀の貸出制を認めること。

(4) 株式譲渡所得税を中止し、代りに低率の取引税を設けること。

(5) 株式市場に於ける清算取引の実施を急速に認めること。

(6) 株式市場の機能をより十分に發揮せしめるため、コール取引に於ける株式担保制を認めること。

(7) 株価が一時不当に低落して、株主を無用の不安に陥らしめ、ひいては大衆の株式投資を忌避せしめる等の弊害を防ぐため、自社株式を一定限度まで保有することを許すか、または株式保有会社を認めること。

(8) 社債に就いては現在取引市場なきため、その消化が阻害せられているので、社債取引市場を再開し、且つその取引を円滑ならしめる特殊の資金的措置を講ずること。

(六) 其他の措置についての要望

(1) 国土の荒廃を防ぐため、一定目的の特別賦課金制を設け、必要な施設を実施する措置を講ずること。例えばバルブ会社に対しかかる賦課金を徴して必要な植林を行い、かたがたバルブ資源を涵養するが如くである。

(2) 毎年繰返される風水被害、特に河川決潰によるそれを防遏し、災害復旧を一層迅速且つ充分に行うため、沿線の土地建物等の所有者に対し、保険料的賦課金等を徴する非常措置を講ずること。右と共に、任意的な風水害保険を国営の下に創設すること。

(3) 一定の道路・橋梁等に有料制を認め、その施設の実現を促進すると共にその償却、維持を図る便法を講ずること。

第二 所與の資金を最効率的に利用する措置についての要望

資本の總蓄積量を増大せしめることは、前記才一の如き非常措置を講ずるにしても、その性質上、其処には自ら限度があつて、その見るべき成果を挙げるには藉するに相当の年月を以てせねばならぬ。よつて、当面の急に應ずる即効策としては、右と共に、所与の資金を最も効率的に利用することが刻下の急務である。この意味に於いて左の如き金融措置の講ぜられるより要望する。

(一) 長期資金対策に関する当面の要望

長期資金の欠乏が現在特に深刻である事實に鑑み、我が資金力にして長期資金に適する資金は、挙げてこれを長期資金に動員し活用する趣旨の下に、左の如き措置を要望する。

- (1) 見返資金・預金部資金は挙げてこれを長期資金として利用し、且つ之を極力急速に市場に還元せしめる方針の下に、これ等資金を従來の如く通貨の調節プールとして保留するが如き變態的施策を改め（かゝる施策は日銀の一般金融政策に委われればよい）、且つこれ等資金を食糧証券の如き短資に利用する方針を廃止すること。
- (2) 復金の元利回収金についても右と同様の措置を講じ、且つ來年度以降に於いては、これを一般會計の歳入に振込むことを廢し、その全部を長期産業資金として運用すること。
- (3) 以上の所謂財政資金をビジネスライクに、且つ、総合一元的に運営するため、特殊の金融機關を設けること。（必ずしも一個の機關たるを要せず、資金運用の性質に応じて複数の機關を設けてもよい）

(二) 運轉資金に対する当面の要望

有効需要、特に外貨資金によるそれを背景とする生産及び取引高の増大に伴う健全な運轉資金の需要に対しては、発券銀行及び市中銀行の信用通貨の活用によつて、インフレ的弊害なくこれを賄い得るものなることは一般に認められている金融原則である。よつて、我國現下の極めて深刻な運轉資金の欠乏を緩和するため、左の如き

措置を要望する。

(1) 基本方針として、(イ)通貨の発行高については、我が経済異常の萎縮段階を反映せる従来の数字にとらわれることなく、又、(ロ)日銀民間貸出高並びに市銀のオーバー・ローン等については、その外形基準に拘り過ぎることなく、吟味の重点を資金の使途その他実質内容に求め、適切円滑な資金の供給を確保する弾力的方法を講ずること。

(2) 現状の如く、新たに附加せられた特需金融のため、その他の健全な一般金融が少からず犠牲に供せられている不合理を除くため、特需金融はこれを別枠とすること。なお特需金融中、やゝ長期のものについては分割拂いの便法を認めること。

(3) 貿易手形の複名制は、少数の濫用者を取締るため、一般正用者に少からぬ不便を与える弊害が少くないので、これを廃すること。

(4) 所謂工業手形中には、準商業手形と見做し得るものが少くない。しかも、さきに工業手形の優遇措置を必要とした事態は若干改善せられたが、その多くは依然存在している。よつて、準商業手形的性格を持つ工業手形については、商業手形に準ずる優遇措置を講ずること。

(5) 季節的に生産品の手持在荷の増大するもの、例えば石炭、肥料、鹵等に対しては、より円滑なる特殊の金融措置を講じ、その尻が購入資材等の未拂となつて、関連産業の運転資金難を来たすが如き不合理を排すること。

(6) 長期の工程を要する政府関係の民間発注については、一定の前渡金を支給し、一は以て政府の購入費を低廉にし、一は以て企業の運転資金難の緩和に資すること。

(7) 輸入資金については、日銀のユーザンス以外に、外銀のユーザンスを自由に認めると共に、特殊の物資に対しては期間を六カ月に延長し、且つ期限後の国内金融を円滑ならしめる措置を講ずること。

(8) 輸入外貨資金の割当については、より有利な買付けを可能ならしめるため、現状の四半期制を廃し、六カ月乃至十二カ月制に改める措置を講ずること。

経済統制に対する基本方針 (二六・四・六)

わが政治経済の基盤は、物価、賃金、配給統制等の直接経済統制（以下これを統制と呼び、他を調整と称する。）に対する適応性を著しく欠いている。従つて、現下における国際情勢の非常状態に対応するに當つては、かくる統制の実施は、極力これを避け所要の需給調整操作は直接統制以外の総合的調整措置によつてこれを確保するを以てその基本方針となすべきである。而して、その目的を効果的に達成し得る総合施策の余地は現在なお多々ありとわれわれは確信するものである。

以下、この問題に対するわれわれの見解を更に具体的に述べる。

第一、経済統制の再実施は原則としてこの際不可なりとする一般的理由

(一) 統制の弊害

(1) 統制はその本質上創意工夫を窒息せしめ、能率を低下し、産業の発達、生産の増大を阻害するところ多である。

戰時中の統制が物資労力を浪費しながら、如何に生産増進を阻んだかは行政査察使の報告の語るところである。百歩を譲つて、右は戦時の特殊事情によるものとしても、戦後における石炭統制及び国営の弊害は余りに顕著である。

(2) 統制は品質の低下、コストの上昇を伴う。

統制撤廃とともに、俄然品質が向上し、コストが低下したことは周知の通りである。石炭、魚類及野菜類、石鹼其の他の雜貨はその著例である。

(3) 統制は悪貨が良貨を駆逐するグレインヤム法則を跋扈せしめ、産業基礎を劣弱にする。

経済統制が国民経済上最も重要な生産事業を犠牲にして、一部の商業面をヤミ太りに太らし、又同じく生産事業中においても、国民経済の基礎産業を犠牲にして枝葉産業を榮えしめ、又は優秀企業の犠牲において劣弱不徳の企業を繁榮せしめる等、わが国民経済の根幹を疲弊せしめ、延いては経済自立の困難を一層激成したことは、周ねく人の知る通りである。

(二) 経済統制の成功に必須な政治経済條件の弱体

経済統制を可とするか否かは、一面においては物資不足の度合等によつて規定せられるが、他のヨリ重要な一面は、その国の経済基礎、行政能力、国民のモラル等の諸條件が統制そのものを勵行し得る状態にあるかどうかである。これ等の諸條件の差違によつて、米国においては統制を可とする場合においても、日本においてはこれを不可とする判断が生れるのである。過般の太平洋戦争当時、日本において可能な統制が朝鮮においては不可能であり、朝鮮において可能な統制が満洲においては不可能であり、満洲において可能な統制が華北においては不可能であつた事実とその意味とを比較想起すべきである。然るにわが国のこれ等経済的政治的基礎は、敗戦の結果過ぐる大戦當時に比し著しく劣弱となり、統制可能な條件がガタ落ちになつて、これを重視せねばならぬ。

その主要面は、例えは、左の如くである。

(1) 統制に必要な経済基礎条件が劣弱である。

(イ) わが経済は、原料及び製品の自給度が僅少で、貿易に依存するところが極めて多く、自然、わが統制力の及ばない海外経済の推移に左右せられる比重が多である。従つて、わが経済統制、なかんずく、物価統制の実施は極めて困難である。

米國経済は自給度が極めて高く、それだけ経済統制は容易である。わが國は戦争中は朝鮮、台灣、樺太の外地に加えて満洲、中国及び或る点まで東南洋資源までも、軍事力を以て、円域物資として自給的に利用するを得た。然るに、敗戦後の我が経済は、これ等のすべてを失つており、従つて、経済統制は当時よりも遙かに困難な情勢となつている。この事実を看過してはならない。

(ロ) わが経済構造においては、夥多の中小工業を有し、従つて、商品規格が極めて多大なるため、米國の如く、規格の統一した大量生産品が支配的である國柄とは統制の難易が全く異なる。

現に、わが政府は、戦時に於ける統制実施に際し、「戦時規格」の名において規格を少数に統一し、規格外の生産を禁止乃至制限する大掛りの措置を取らざるを得なかつたが、それでもなお、統制は多大の困難に直面した。この際、再統制を実施するには、それ以上大掛りの措置を講じなくてはならぬことを深く考慮すべきである。

(2) 統制に必要な官僚の行政能力が低い。

(イ) 統制実施の最大前提条件は、その企画及実施を統轄する強力なる総合統一的機関の設置であるが、わが國においては、かゝる強力な総合統一機関の設置が由来困難である。

経済統制を成功的に実施する才一条件は、強力な総合統一機関を持つことであることは、現に米國今次の

經濟再統制機構によつても、改めてこれを実証している。

然るに、わが官僚の根強いセクシヨナリズムは、わが國運の生命を制する大戦争中においてさえ、強力な總合統一機關の設置を阻み、そこから統制破綻の最大亀裂が起つた。況んや敗戦後の脆弱な政治力を以て、かゝる強力な總合統一機關の設置を期待することは至難と見ねばならぬ。

(ロ) 統制の円滑な実施は、レツド・テープを極力避け、実情に即した應機応變の措置を必要とするが、かゝる性能は官僚の最も不得意とするところである。

(ハ) 統制は担当官吏の腐敗を誘致すること少くないが、殊に現状の如き官吏の薄給を以てしては、統制の再実施は、この誘惑を大にし、統制の弊害を拡大する惧れが多い。

(3) 統制に対する國民の協力の薄弱。

經濟統制の成功には根本において、國民の大多数が進んでこれに協力する氣運の醸成が不可欠の条件である。若しこの協力がなければ、統制は結局失敗に終る外ないことは、敗戦後のわが經濟統制破綻の事實が雄弁にこれを実証している。然るに、いまわが國においては、この重大要素が著しく欠けていること、例えば、左の如くである。

(イ) 國民に協力を求めるに必要な統制の大目的が薄弱である。

戦争というが如き緊急目的の經濟統制でさえ、國民の協力を求めるためには多大の宣伝的努力が必要であつた。然るに、現在における統制目的は、かゝる國民の協力をかち得る名分と目標を欠いている。

(ロ) 統制に対する國民の信頼感が著しく薄弱である。

戦中戦後の統制において、これに協力したものが馬鹿を見、これを破つたものがノサバリ得たと云う苦い生々しい体験を、わが國民は持つている。それだけに、國民の統制協力は薄弱と見ねばならぬ。

(八) 統制破りに対する道徳感が癡痺している。

戦争の後半以降統制破りに対する社会的道徳感は癡痺し、国民一般は平然とこれを破つて恥じない憂うべき習慣を醸成し、延いては統制を巧にクグル技能を広く發達せしめてゐる。

以上によつて、現下のわが国においては、経済統制の成功が如何に難事業であるかを看取するに難くないであらう。而して、経済統制が破綻し失敗せる場合において、その弊害が如何に恐るべきであるかは周知のところである。われわれがこの際経済再統制に容易に賛成し得ず、極力これを避ける根本方針の下に、他に適切な施策を講ずべしとする一般的理由は即ちこゝにあるのである。

(三) 現段階においては、統制を不可避とする事態の発生を未然に防ぐ施策の余地がなお多大である。

固よりわれわれは上掲の理由を以て、わが国における経済統制の再実施を絶対的に否定せんとするものではない。前段の事實は、単に次のことを強調しているに過ぎないものである。即ち、統制以外の調整措置の存する限り、凡ゆる努力をこれに拂い、而もなお、物資不足が或る程度以上に激甚なる場合において、はじめて統制措置が万止むを得ず選ばるべきであるとするものである。

然るに、現下の客觀事情を吟味するに、必ずしも統制措置を必要とせず、一連の総合的需給調整措置によつて、悪性インフレーションを防ぎ、不足物資の効率的使用を確保し得る余地がなお多分に残存しているのである。

(1) 輸入を増進し得る余地がなお少からずあること(この点については、われわれは既に、去る二月三日「経済統制に関する緊急声明」においてその具体的事実と施策の方向とを詳示しているので、こゝでは、単にその大綱目を左に例示するに止める。)

(イ) 国際自由市場において、輸入の増大を図るべき措置がなお少からず残されていること。

(ロ) 米國その他の特別の好意に訴えねば輸入の確保を期し得られない物資についても、前段のわが統制条件
欠如の事実を認識せしめる努力を拂えば、少数の戦略物資を除けば、その輸入量を、少くとも統制不要の最
低限度にまで、維持乃至増大して貰える可能性の少からずあると考えられること。

(2) 現在なお残存している不合理な物価統制乃至半強制的価格政策を是正することによつて、一方には国内生産
及び輸入を増進し、一方には消費節約の目的を達し得る余地が多いこと。

(3) 以上の物資供給確保の措置のみを以てしては、物資需給の均衡が未だ確保し得られない場合乃至特殊の物資
については、次に記すような経済調整措置によつて、その需給を調整し得ること。

第二、経済統制を不必要ならしめるための経済調整措置

現状の如き国際情勢の下において、この際手放しにわが国に経済統制の必要なしと云うことは無論正しくな
い。この際経済統制の再実施を避け得るがためには、統制を不可避ならしめるような事態の発生を予防する一種
の総合的措置が必要である。而して、かゝる総合的調整措置についての一般的構想（少数の特殊の物資について
は、後段に示すような別個の特別措置を講ずる）として、われわれは次の如き措置を以てこの際有効適切である
と考え、これによつて、経済統制を必要とするが如き事態の発生を充分予防し得ると確信するものである。

(一) 物資の需給を調整する一般的措置

(1) 輸入と輸出（特需及新特需を含む）とのバランスが輸出超過のため質量的に破れないよう、一般的貿易調整
措置を講ずる。

(2) 特殊の物資については、輸出許可乃至制限、又は一定量の国内優先確保制（輸出制限乃至禁止よりも、一定
量の国内供給を優先的に確保し、その他の輸出は自由にする方がより合理的である）、消費使途制限乃至禁止制
を布く。

(3) 国内における物資の重点的使用を確保する措置としては、見返資金、預金部資金等の財政資金の便途、開發銀行の運営、日銀の融資等の金融的措置によつて、その基本的目的を達する。

(4) 物価については、後段の如く、國際價格順應主義の原則を確立して、主食等少数の例外を除き、現存の不合理なる統制乃至半統制價格を全廃し、以て、国内生産の増大と、輸出偏重化とを防ぎ且つ價格そのものによる消費節約作用を十分に發揮せしめる。

(二) インフレーションに対する調整措置

現下の物価騰貴に就いては、その根本的原動力は世界軍拡、特需等の外部的購買力にあつて、国内自体にインフレーションを惹き起す底の購買力の増大が存在しているわけでは決してない。しかして、國際的事由に基くわが物価の高騰に対しては、わが国の如き經濟基盤においては、これを阻止し得る能力もなく、又その必要もない。従つて、この際わが国として、インフレーション対策の対象となる点は、専ら國際物価以上にわが物価の高騰する危険を防止することにある。かくて現状におけるわがインフレーション対策は左の如き調整措置にこれを限るべきである。

(1) 我國において起る危険のあるインフレーションは、根本において、購買力面、即ち金融財政面にあるのではなく、輸出過大乃至輸入不足に基く物資不足面にある。従つて、その対策の焦点は、金融財政面になく物資の供給確保に対する前記(一)の措置にある。

(2) インフレーション防遏の対象は國際物価以上への物価高騰であるが、この危険は、前記(1)の場合を除けば、その原因は専ら思惑の激化にある。よつて、これに対しては左の如き措置を講ずる。

(イ) 施策の重点は、思惑資金の供給を抑制することに置き、その他の正常資金需要を抑圧しないこと。
(ロ) 思惑の白熱化せる際には、これを冷却さす一時的便法として、暴利取締令の発動、勧告價格の発令、売

惜み、買溜めの禁止等の臨時的措置を採る。併しながら、国内にそれだけの過大の購買力が発生しているわけではないから、根本の物資面そのものに重大な欠陥を生ぜしめない限り、この様な思惑は、或は輸出減退に由る在荷の増大、或は国内売行の減退による在荷の増大によつて、遠からずして失敗し、反落するは必至である。従つて、これを神経過敏に恐れるには及ばない。

(3) 物価政策としては、国際価格順応の自由価格原則を確認し、価格による経済調整機能を自由に發揮せしめること。

(4) 主食の消費者価格は、財政補給金の増額によつて、これを現行価格水準に安定せしめる。

わが物価が国際価格に追随して高騰するのは当然で、これを統制その他の方法で抑圧するのは、百害あつて一利なしとするも、そのために生ずるインフレ的弊害を極力緩和するため、この際財政補給金の増額によつて、主食の消費者価格はこれを現行価格に釘付けする施策を講ずること。なおこれに必要な財源は、景気の上昇に伴う自然増収によつて賄い得ると思う。因に、価格補給金は、最近までは、所謂竹馬経済的価格のものであり、従つて、これを極力早期に全廃するというのが政府の方針であつた。併し、こゝにいう価格補給金の性格は、最早かゝる竹馬経済的なものではなく、或いは景気の異常高進に伴う摩擦の緩和剤としてであり、或いは次の物価反落期に備える経済的調整政策としてのものである。価格補給金のかゝる性格の変化を、この際留意すべきである。

(三) 財界自体の自粛措置

以上の如き調整措置によつて、内需に対する供給を大体確保し得るとしても、少数の物資、例えば銑鉄、鋼、非鉄金屬等においては若し主要生産者にして恣意的營利に走れば、或いは配給上に好ましからぬ偏向を生じ、或いは不当に価格を吊上げる等の弊害を生ずる危険が、多かれ少かれ、残存していることはわれわれもこれを率直

に認める。併しながら、幸いこれらの物資においては、その生産の大部分は社会的監視の容易な少数の有力業者によつて占められている結果、弊害多き強権的直接統制に訴えずとも、社会的監視と業者の自粛との下に、専門知識と売買当事者相互の道義的理解とによつて、統制の場合よりもより合理的且つ能率的な調整が現に行われており、将来においても、それは可能であることをわれわれは確信する。弊害甚大な直接統制によつて失り損失よりも、社会的正義に即して自粛的取引を選ぶ方が、企業的にも社会的にも遙かに有利であることを、業者は十分に自覺しているからである。

従つて、このような業者の自粛によつて、より良くその自的の達せられている限り、かゝる分野に対する直接統制の必要はなく、寧ろ、業者の自粛を一層合理化せしめ、延いては、業者各自の自粛そのものにつき、一層重大な社会的道徳的責任を負わせ、所要の目的をより良く達成する措置を講ずべきであらう。

なお、右の業者の自粛を一層効果的ならしめるためには、この際更に左の如き措置が要望される。

(1) 生産業者の以上の如き自粛行為にも拘らず、末端の少量需要者に対しては、業者の自粛行為が滲透せず、中途において一種の灰色市場の状態を呈する場合が、全体的にみれば極めて小部分のことながら、散見される。

この弊害を防ぐため、生産者においては、自肅的に特に一定数量をかゝる小需要者向けとして、その販売機関に特売せしめる用意を持つている。よつて、少量需要者側においても、これに対応する共同取得の方途を講じ、生産者の自肅目的がかゝる末端にまで円滑に貫徹されるよりな措置が要望される。

(2) なお、業者の自肅目的がより円滑に達成されるためには、業者自らの独占目的のためでなく、国民経済そのものの調整目的をよりよく達成するために、業者が自主的に共同し協力する行為に対し、これを違法としないように、現行独占禁止法及事業者団体法を改正することが必要である。

(四) 例外措置

- (1) ニツケル、コバルト等の輸入困難な稀少必要物資については、例外的に別個に必要な特別措置を講ずる。
- (2) 一定の条件付きで外国より特別の割当を受けた輸入原料については、かゝる割当部分に限り、右条件に適應した必要な範圍において、例外的に別個の特別措置を講ずる。

經濟基盤の変貌に対応する財政・金融方針の修正に関する意見

(二六・七・四)

第一 前文及要約

現在の我国には、國際物価水準以上への物価高騰を脅かす要因が多分に顕在、伏在して、その強力な抑制措置が急務であることそれ自体に対しては、われ／＼は何人にも後れずその緊要性を認めるものであり、且つその防遏対策につき進んでその協力を惜まないものである。たゞ、われ／＼のこゝに問題とするのは、その手段方法についてである。これ等の点に関するわれ／＼の見解や意見は、後段才二及才三の章に於て詳細に述べてあるが、先ずこゝにその要点を摘記したい。

思うに此際物価抑制措置を必要とする物価高騰要因(即ち國際水準以上の物価高騰)には二大系列がある。一つは現状の我が物価が既に割高であることに屬するもの(その中には朝鮮動乱勃發前からさうであつたものが少

からず含まれている)一つは日米経済協力等の結果今後にその危険を減する物価高の要因である。

前者については、その高騰要因を分析すると、金融財政的インフレ作用に基くところは寧ろ僅少であつて、我が経済基盤そのものゝ変貌に基くコスト高に基因するものがその大部分を占めていることを發見する。例えば、(イ)敗戦後に於ける我が経済の基本事情の変化に基くコスト高が顕現するに至つたもの、(ロ)米ソ関係の險悪化に關連して生じた我産業のコスト高、(ハ)竹馬經濟の克服即ち価格補給金の撤廃等によるコスト高等の如くである。

これ等の理由による物価高は、米国の物価高騰原因(それは専ら財政金融的インフレに依る)と著しく異なる点であつて、物価高遏防騰対策上特に注意を要する点である。即ち、我國に於ける最近の物価割高要因中には、金融財政的インフレ抑制措置の対象となるべき性格のものは少く、寧ろ、純然たる価格対策として、以上の如き各種のコスト高事情を、如何に克服すべきかに、その主眼点を置くべき性格のものが多いわけだ。従つて、われわれは、これ等のコスト高原因の克服については、本意見書とは別に、物価対策そのものとして引続き考究する積りである。

次は特需乃至世界軍拡、日米経済協力等の結果今後に起るべき物価高(国際水準以上への)危険に關するものである。この系列に於て、万一の場合インフレの恐れ最大の要因は、輸出過大(特需及新特需を含む)の結果、國內物資の不足する場合である。と云うのは、輸出代金による所要物資の輸入が円滑でない場合のことである。従つて、これに対しては、所要物資の輸入を極力円滑豊富にすることであり、而して、特殊事情のため輸入困難で不足する物資については、輸出制限、國內消費制限等、物の面からの統制措置を重点とする対策を講ずる以外に効果的対策はない。従つてこの場合、施策の根幹は、金融引締対策であるべきでない。

世界的軍拡・日米経済協力等に關連して、我國にインフレ誘発の恐れある国内的危険の中心点は、各種生産設

備の新設拡張、近代化、公共施設、ビルディング等の建設工事が、或いは国民資力以上に、或いは電力・原料・輸送力等の均衡を破つて盛行する恐れあることである。しかも、これ等の建設、特に生産設備のそれの中には、此際、緊急欠くべからざる要求のものが少くない。従つて、これ等建設事業に対する現下の重点は、国民経済的綜合計画の下に、不急不要乃至奢侈的性格の建設を抑制して、緊急設備の建設を、資力の許す限り最大限に、且つ、最も急速に完成する直接間接の調整措置であつて、かゝる調整措置こそ、此際に於ける金融財政的インフレ対策の中核を成すべきものであると考へられる。

然るに、現に探られつゝあるインフレ抑制措置を見るに、右の根幹対策（金融的には専ら設備資金対策）に主力を置く代りに、運転資金の短期資金の引縮めに、その主力が置かれているかのようである。これは寧ろ逆であつて、運転資金の供給は、輸入外貨資金の許す限り、且つ、物資の裏付けある限り、極力これを円滑に供給し、建設資金そのものは有効にこれを調整することこそ、現下に於ける我がインフレ防遏対策のあるべき姿であるとわれ／＼は考へる。

これに対して現在は、思惑抑制の必要が強調せられている。併し、此際思惑行為によるインフレ的危険の極めて多大である部面は、商品よりも建設面であることを看過してはならぬ。なる程、商品思惑は十一月——三月期に於て熾烈であつたし、かゝる場合思惑資金を強く引縮めることは当然である。併し、それは飽迄も急場凌ぎの解熱劑である。もともと商品思惑の生ずる基因は、金融面にあると云うよりも、物価先高見越を生ぜしめるよりな経済基盤の発生そのものにある。従つて、思惑抑制の基本対策は、物資の供給不足を生ぜしめない措置にあるべきである。事実、去る十一月——三月期の思惑の基因は物資輸入困難観より生れた物資の大不足懸念にあり、且つ、戦後に於ける在荷保有量の極めて薄層化せることが、また、物価の思惑高を激成したのである。よつて、かゝる不健全な商品思惑誘因を除くことこそ、大局的には、インフレ抑制の基本対策たるべきである。この意味

に於ても、現在の薄層在荷を極力正常在荷量たらしめるような金融措置こそが必要であり、且つ、これはインフレーション抑制の基本措置としての本格的対策である。

顧るに、戦後特別の融資対策が国策上必要とされ、これに応じて特別措置が採られたのは、専ら設備資金についてであつた。併し戦争及び戦後の経済解体期に於て、資本の消耗破壊の最も激甚であつたのは、生産設備に於てよりも流動資本に於てであつた。今日に於ける我が経済の最大隘路の一面は、生産設備に比し運転資金が過少で、そのバランスが破れていることにある。この側面より云つても、今日、運転資金の需要に対し、特段の金融的措置が講ぜらるべきであると思ふ。

元来、純粹の商業資金の需要の増大に対しては、日銀信用力の活用、即ち、日銀券の増発によつてこれを賄つても物価高は起らない理である。否、これによつて生産の増大を円滑にし、物価高騰を抑える作用さえ少くない。併し、日銀の信用作用を、弊害なく活用するためには、長期資金に適格する財政資金等を急速に長期資金的用途に活用し、乃至は市銀の長期貸出と肩代りせしめ、以て金融市場を正常化し、市銀のオーバーローンを是正する等、金融構成を正常化することが前提的に必要である。このような措置によつて、運転資金の窮迫は大幅にこれを是正し得る金融措置が出来る筈である。

われ／＼は、大体、以上のような趣旨の下に、以上のような要点につき、従来の我が財政・金融方針について、幾多の修正を要望するものである。その詳細の理由及び修正要望点は以下才二及才三章について見られたい。

第二 客觀事情の分析

(一) インフレーション問題と日米基盤の相異

現下の所謂『インフレーション問題』について、才一に考慮を要する点は、米國等に於けるインフレーション問題と、日本に於

けるそれとの間には、左の如くその対象に大なる相異があり、このためインフレ抑制措置の緊要性についても彼我の間には觀念的に相當の違いが起り易いということに留意しなければならぬ。

(1) 米同等の如く大規模の軍拡をしている国に於いては、そのために起る物価騰貴は疑もなくインフレであつて、これを抑制する強力な措置を必要とする。特に、米国の如く、國際物価をリードする立場にある国では、國際物価水準の高騰そのものも、インフレ抑制対策の重大な一対象となることは云うまでもない。

(2) 然るに、我が国の場合は、その物価が國際物価に及ぼす影響力は極めて微弱なるに反し、國際物価の我国に及ぼす影響力は、貿易依存率が大きいため、極めて強い。我が物価は國際物価の変動に、否応なしに一方的に順応せざるを得ない地位にある。自然、我国にはかゝる性格の物価高騰を防遏する力もなく、又、これを必ずしもインフレ現象として抑制する必要はない(但し物価問題としては問題を生ずる)。たゞ、国内物価が國際物価水準以上に高騰する場合、又はその惧ある場合に於いて、はじめてインフレ抑制措置の対象となるのである。

(3) 米国に於いては、最近年その經濟基盤に大きな変動なく、自然、最近に於ける物価騰貴の原因は専ら財政金融面より發した購買力の膨脹にありと見做して大過ない。従つて、その物価の高騰に対しては、その原因の如何を分析する必要必しもなく、これを一律にインフレ抑制対策の対象と見做しても殆ど不合理は起らない。然るに最近に於ける日本の物価高騰は、財政・金融面より發せる購買力の増大に基づくよりも、その他の原因に基づくところが多い。その才一は國際物価の高騰に基づくものであるが、この点をしばらく措くとしても、それ以外に左の如く我が經濟基盤そのもの変貌に基づく物価高が大なる比重を占めて居る。特に後者に我が物価の割高現象の根因が横たわつて居る。

(イ) 敗戦後における我が經濟の基本事情の変化に基づくコスト高

(a) 勞働基準法關係に基くもの

(b) 旧外地、樺太、千島、滿州等の資源を喪つたことに基くもの

(c) 大規模の資本の消耗破壊に直接間接原因するもの

(d) 租税負担の過重に基くもの

(e) 米ソ關係の險惡化に關連して生じた我が国のコスト高

(a) 中国よりの輸入に依存した原料、食糧等を遠隔の地より輸入せねばならなくなつたことに基くもの

(b) 國際海運賃の高騰に基くもの

(c) 國際市場におけるグレー・マーケットの出現と、我が国がその影響を比較的によく受ける国情である

ことに基くもの

(h) 竹馬經濟の克服、即ちインフレの基因そのものゝ除去が、外形的には物価高の現象を呈するもの

(a) 価格補給金の撤廃に基くもの

(b) 電力、鉄道等に於いて、減価償却を犠牲にする低料率、低価格を強いられていたものが、健全基準に

引上げられたことに基くもの

このよりの原因に基く物価高は、その性格上インフレ現象ではなく、純然たるコスト問題であり、物価問題であつて、財政金融的インフレ抑圧対策を以てしては到底これを抑制克服することはできない。寧ろ以上に述べた諸原因を克服するためには、資金の供与、減税等、インフレ抑圧対策とは凡そ逆の金融財政施策を必要とするものである。それにも拘らず、物価高がこれらの特殊な事情に基くものであることが、十分に理解されず、動もすれば、米国流に物価高即ちインフレと見做されて、財政・金融的インフレ抑圧対策が必要であるとされる傾きが少くないことは、特に留意しなければならぬ点である。以上の如き諸原因に基く物価高に対し、財政・金融面が

らするインフレ抑圧対策を講ずることは、物価の低下の代りに、逆に、物価高騰の基因を培う惧れの多いものであることを銘記すべきである。

(二) 日米経済協力とインフレの危険

現下のインフレ問題について、才二に検討を要することは、日米経済協力の伴うインフレの危険点は何処にあるか、その性格如何ということである。しかしこのインフレ問題は後記の通り、ドッジ方式の対象となつたそれとは、本質を大いに異にしており、此点は講和成立後に於ける我が財政・金融方針を確立する当り看過してはならぬ重大ポイントである。即ち、日米経済協力の伴うインフレは若し起るとすれば、それは(1)輸出インフレ(2)建設インフレ(3)消費インフレ(4)思惑インフレの四つに限られる。嘗て、ドッジ方式の重大対象となつた財政インフレは、既に完全に克服されたばかりでなく、今後も、健全財政原則は嚴重に堅持せられるであろうじ、その実行も容易であるから、この側面からインフレの起る危険は一応絶無と見做してよい。

(1) 輸出インフレ

輸出インフレの危険は、特需、新特需を含めた輸出が、我が生産能力に比し過大である場合か、又は当該輸
出代金を以て所要の原料其他の輸入を確保し難い場合に限られる。前者の場合は輸出を適度に制限する以外に
効果的措置はない。後者の場合が問題となるは、戦略物資などのように各国が輸出制限乃至輸出割当を実施し
ている物資の場合に限られる。従つてこの場合も、これ等の制約を受けている物資に使用制限その他の直接的
調整措置を講ずる以外に効果的措置はない。即ち何れの場合にも、財政・金融面からする抑制措置の対象外で
ある。加之、後者の場合には、根本的には、輸入促進対策を必要とし、そのためには、金融の引締とは反対に
輸入資金を円滑に供給する積極的な金融措置を必要とするのである。

(2) 建設インフレ

建設インフレは、各種生産設備の新設、拡張、近代化、及び公共施設、ビルディング等の計画が、国民資力（国民蓄積及び輸入外資）以上に盛行する場合であつて、この危険性は現在多かれ少かれ存在している。その他にも、設備の新設拡張等が国民経済からみて総合性を欠いて行われるため、電力、石炭、原料、販路等とのバランスを失つて過大遊休設備となり、或は折角の新設拡張が重複投資となつたりして、間接的にインフレを激成せしめる危険性も少くない。この場合には、インフレ問題を別としても、貴重な資本を浪費し、我が経済復興を阻害するという弊害の面が重視されねばならない。

以上何れの場合にも、インフレの防遏上長期資金に対する金融的調整措置を必要とする。のみならず、時には直接的調整措置をも併せ執らねばならない。今後インフレ抑制のため金融措置を最も必要とする部門はこの部門である。しかし、この場合の金融措置も、インフレ抑制そのものが全部の目的であつてはならない。後述する通り、我が経済の自立、並びに日米経済協力の必要から我国はいま、不足している生産設備や劣弱な生産設備を極力急速に充実しなければならない至上命令に直面しているのである。この目的を最も効果的に達成することが金融調整の才一義的目的であり、しかも同時にインフレの危険を抑制すると云うものでなければならぬ。

(3) 消費インフレ

ドッジ方式を必要としたインフレは主としてこの消費インフレであつた。しかし当時の消費インフレは、その根源を、(イ)財政の赤字支出、(ロ)過去の国民蓄積を喰込む性格の重税による支出、(ハ)企業の直接間接の赤字金融による支出、等を通じての消費過大であつた（なおその他に国民各自の竹の子生活も、大規模に行われた）。

然るに、以上のような性格の消費インフレは、各部門ともに大局的には一応克服された。現在若し消費イン

フレの危険点がありとすれば、朝鮮動乱以降の新事態によつて国民の所得が増大し、国民消費が過度に増大する惧があるかどうかである。たしかに、朝鮮動乱以降国民所得の総額は少からず増大はした。しかしその大部分は企業の社内保留となつて生産資金を潤おしているだけである。国民各自の所得の各目的増大は此間に於ける物価の高騰を考慮に入れると、全体としてみれば実質的には殆ど増大しないと見てよく、特に、国民の多数を占める農民を考えた場合にそりである。又、仮りに所得が実質的に若干増大したと仮定しても、それは従來の竹の子生活の資金の代りをなす場合が少くないと見做さるべきであらう。現在若し国民消費抑制の目的で増税すれば、それだけ賃金値上げは必然化する程、国民生活は低位の状態にある。これを要するに、大局的に見る限り、消費インフレの危険は殆ど存在せず、従つて此際かゝる性格のインフレ抑制対策を探らねばならぬ実情にあるとは思われない。

無論、局部的には浪費現象がないではない。併し、その大部分は好況企業の所謂交際費的消費であつて、この面の特殊的抑制措置は必要であらう。また、資本蓄積の立場から云えば、中央特に地方の財政消費が、現在の我が国力に比し過大であつて、この面に於て大規模の浪費が行われている事実もこれを輕視することは出来ない。併し、その何れも、金融引締によるインフレ抑制措置とは別個の対策を必要とする性格のものである。

(4) 思惑インフレ

大体思惑インフレは、物価先高の見越が存在する時に生ずるものである。かゝる条件の存在せぬ限り、流動資金の供給を円滑にしたからと云つて、商品思惑の生ずる惧は原則としてあり得ない、然らば、(1)の輸出インフレと、(2)の建設インフレの危険点を防止すれば、国内の原因からは、思惑インフレの起る危険性は無い筈である。従つて、此の際の我がインフレ抑制対策としては、前記(1)及(2)のインフレ危険に対し十全の措置を講ずべきであつて、思惑インフレを惧れての一般的金融引締対策は当を得たものとはいひ難い。

、そもそも、我国の物価が米国等に比し、その騰落の瀬度及び幅が甚しいのは、一つには、国内物資の需給の見透じ、及び国際物価の見通しに不安定条件が多いと云うことに基因するが、より重大な原因は、戦争による消耗及び破壊の結果、在荷量が国民経済の円滑な運営上過少となつてゐるところにある。即ち、在荷保有の金融力が著しく薄弱化していることがその基因である。このため比較的僅少の思惑買にも物価は暴騰し、比較的僅少の荷売れに対しても暴落し、生産の円滑な運営を阻害するところが少くない実情である。

これ等の弊害を除去するためには、物資の裏付けある限り、また外貨輸入資金の許す限り、正常運転資金の融資を、極力円滑にする措置が緊要である。かゝる性質の資金の供給である限り、日本銀行の信用を活用しても、インフレ、即ち物価高とはならない。この意味に於て、物資の裏付けある正常運転資金の供給は、極力これを円滑にし、その保有在荷を極力正常量にまで増大せしめることが必要であり、かゝる措置こそ、現段階において物価高騰を抑える基本対策であると云つても過言ではないであらう。

無論、物価先高見越を醸す事態の生ぜる場合には、思惑資金抑圧の施策を必要とするが、かゝる施策は、その性質上一時の臨時的措置であつて、思惑事情の解消すると共に、急速に、正常の融資方針に復すべき筋のものである。

(三) 現段階の建設的要請

我国はいま、講和の成立と共に、自力を以てその経済復興を図り、経済自立を急速に達成せねばならぬ重大要請に直面している。而して、右の要請を果して能く満たし得るか否かは、世界軍拡、日米経済協力という現下の機会を、最善に掴んで、所要の経済建設を築き得るか否かに懸つてゐる。

我が経済の復興自立のためには勿論、当面に於ける日米経済協力に応ずるためにも、隘路乃至不足設備の拡充、劣弱設備の更新、近代化等は刻下の急務であり、同時に又、原料資材の正常在荷を確保することが緊要課題

である。更にこれを当面の課題である物価割高の是正と云う角度から云つても、その原因が前記(一)に示す通り、大部分我が経済基盤の変貌に基くコスト高にある以上、その効果的対策は設備の充実及優秀化、増産によるコスト引下、原料資材の有利なる買付け等、資金の供給増大に俟つところが多大である。

このような建設的要請に対し、最大の隘路を成すものは資本の欠乏である。資本の欠乏に対しては、根本において、資本の蓄積と外資導入とを図るの要あること無論であるが、同時に、現存の我が資力及び信用力を量的にも質的にも最善に活用し、これを最も効率的に使用する措置が、ヨリ手近な緊急対策であらう。

かくて、前記(一)及(二)に於ける現下の我がインフレ問題の实情に鑑れば、今後に於ける我が財政、金融方策の才一義的目的は、従来の如く、インフレ防遏のみにあるのではなく、所与の資金及び信用を最善に活用して、現下の我が経済建設目的を最大限に達成し、而かも、インフレ的弊害をなからしめるに在ると云わねばならぬ。

われわれは以上の如き見解の下に、今後の我が財政、金融政策に対し、次の如き根本方針の確立せらるべきことを要望するものである。

第三 今後の財政金融方針に対する要望

(一) 資本蓄積の確保について

我が経済現下の基本的喫緊事は、資本の蓄積である。この点については、われわれはすでに昨年十一月の才三回全国大会に於ける決議『資本蓄積の非常措置の要望』に於て、その国民的緊要性と具体的方策とを提示して関係当局にこれを要望した。これ等の要望の幾つかが、その後当局の着々と実施するところとなつたことは、われわれの欣快とするところである。併し、資本蓄積の問題は、此際、講和の成立と日米経済協力態勢整備との段階に於て、今やヨリ切実の課題となり、急速果敢な施策の断行を緊要とするに至つた。こゝに改めて、今後に於け

る財政経済方針として、左の如き措置を要望する所以である。

(1) 中央及地方の両財政を通じて大規模の行政改革を断行し、且つ凡ゆる面に於ける冗費を切詰めて、国民の税負担を大巾に軽減し、以て国民の蓄積力を涵養すること。

中央及び地方の行政費が、我が国力の現状に比し著しく過大であり、国民所得の大きな比重を消費していることが現下に於ける国民蓄積上の最大の禍根である。就中地方財政の浪費は甚だしく、行政改革による節約余地は最も大である。いまや講和が成立し、行政自主権の返還せられるこのときこそ、両財政に於ける行政を抜本的に改革し、国民の税負担を適正ならしめる好機である。

(2) 我が国力の現状に比して奢侈的消費と見做されるものに対し、消費税の増徴乃至復活を図り、一方には国民の奢侈的消費を節減せしめ、一方には所得税その他の直接税の軽減に資すること。

(3) 固定資産税及附加価値税は、資本蓄積を圧迫するところ多く、且つ生産コストを高め、我が物価割高の原因をなす等の弊害が少くないので、此際これを根本的に再吟味すること。

(4) 預金及び貯金の名寄せ、社債の強制登録制を中止し、且つ、無記名預金制を当分認めて、国民預貯金の増大に資すること。

(5) 奢侈的用途及び此際不急不要の用途に対する基本材料の使用を制限する等の措置を講ずること。

(二) 財政方針について

(1) 健全財政原則は嚴重にこれを堅持する確乎たる措置を講ずること。

我が民主主義の未だ幼弱なるため、予算編成の自主権回復の暁に於て、再び財政が不健全化するのではないかの不安が絶無ではない。かゝる不安を根絶する確乎不動の措置を講ずること。

(2) 現行為替レトは之れを堅持する方針を實質的に確立し、苟もこの点につき内外の疑惑、不安を生ぜしめな

い措置を講ずること。

(3) 超均衡予算主義は現段階に於ては最早その必要なく、却つて弊害大なる事実を鑑み、今後之れを廃すること。

顧みるに從來超均衡予算主義を必要とした最大の理由は、インフレ高進期に際し、少からぬ追加予算を必至としながら、これを賄ひ財源涸渇に陥ることに予め備へる必要にあつた。然るに、現状は景気の上昇期であつて、生産活動の股賑に基く自然増収の結果、財政上相当の余剰金を生ずる傾向の大なることは歴史の語るところであつて、この限り、財政的には金融デフレ化の傾向こそあれ、赤字インフレ化の傾向は殆ど考えられない。他面又、今日、財政による強制貯蓄によるよりも、それだけ民間蓄積に依存する方が、資本的効率はやや多大である。

なお、こゝにいう超均衡予算の中には、本来金融資金を以て調弁すべき性質の資金需要を、財政歳入金を以て賄ひインベントリイ・ファイナンスをも含むのである。

(4) 外資導入を円滑にするため、国家的に必要な場合には、右外資に対し、政府保証をなし得ることとする。

(三) 金融方針について

(1) 金融調整の基本方針に対して、左の如き修正を行うこと。

(イ) 国際物価水準の上昇、並に我が生産及び貿易、特需及新特需等の経済活動の著しく活潑化する事実を鑑み、日銀券の最高発行限度額を此際実情に即するよう改正し、以て正常な資金需要を円滑に供給する措置を講ずること。

(ロ) ドッジ方式の対象とした性格のインフレは一応収束せられた現状に顧み、財政資金を以て通貨調節プー

ルとするが如き従来の変態措置を廢し、通貨調整は日銀の操作にこれを一元化すること。

(一) 現下の我が金融窮迫は、長短期資金の機能が攪乱せられている結果、資金効率が著しく低下し、且つ、このため短期資金に対する本来の信用政策が、歪曲せられていることに基くところが少くない。例えば長期資金に適格の『財政資金』が、或は通貨調整手段として退藏せられ、或は糧券等の短期債に放出せられている結果、右に基く通貨欠乏を補うため日銀の市銀貸出増となり、ために、或は市銀貸出の固定化となり、或は市銀のオーバー・ローンとなつて、市銀の融資力を硬直せしめているが如きである。よつて、長期資金に適格の財政資金は、その最大限度を長期資金の便途に活用し、これを通じて市銀業務を本来の商業資金融資に極力復帰せしめる等、金融市場の正常化を促進し、長短期資金の機能を夫々の分野に於て、最善に發揮せしめる措置を講じ、現下の金融窮迫の緩和に資すること。

(2) 長期資金の供給を円滑にするため左の如き措置を講ずること。

(イ) 現下の我が金融窮迫問題の中核点は長期資金面にある。従つて、根本対策としては、資本蓄積を助長促進し、外資導入に一層の努力を拂うの要あること勿論であるが、同時に長期資金に適格の資金は極力これを長期資金の便途に活用する措置を講ずることが刻下の急務である。

(ロ) 国民蓄積を極力長期資金として適格化せしめるため、及び、その運用を一層円滑にするため、長期金融機構を此際一段と整理改善すること。

(ハ) 現在の長期金融特殊機関は、専ら生産設備資金をその対象とし、長期的運転資金に対する融資方策に盲点を生じている。然るに、戦争による資本の消耗破壊は、長期的運転資金の面に於て最も激甚であり、現にこの空隙を埋めるため、公団をしてその機能を代行せしめる必要のあつたこと周知の事実である。殊に現状の如く重要原料の確保上長期的手当てを要する場合に於てその欠陥は甚大である。ところが公団は経済外の理

由によつて、突如廃止せられたがら、之に代る措置は講ぜられず、この欠陥から或は折角の既存及新設備と、原料確保との間に不均衡を生じて、事業の円滑な効率的運営が阻害せられ、或は一種の高利貸的融資（現金買に比し極めて割高な掛買等を含む）に頼る等、我が経済復興を阻害し、物価割高を激成してるところ少なくない。かかる特殊事情に鑑み、長期運転資金に対しても、設備資金に準ずる何等かの特殊融資措置を講じ、以て、設備と保有原材料との均衡を保たしめることが必要である。

(ニ) 短資的性格の貯蓄を、極力長期資金化するため、乃至、企業の資本構成の是正を促進するため資本市場の育成強化を図る左の如き特別措置を講ずること。

(a) 長期金融資金を、企業の借入金形の形に於て直接企業に融資する代りに、企業自身の株式資金による資金調達を促進する。ゆゑ、右長期資金の一部を以て、長期的性格の証券金融担保に充て、資本市場現在の隘路である業者資力の欠乏を補強し資本市場の機能を蘇活せしめ、株式発行による長期資金の調達を容易ならしめる措置を講ずること。

(b) 右の他、国民の株式投資を助長せしめる手段として、短期的性格の証券金融を円滑ならしめることが国民経済的必要である。この要請に応ずるため日銀は一定銘柄と一定金額とを限り、証券を見返担保として貸出す臨時措置を講ずること。

(3) 長期資金の需給調整措置を講ずること。

我が経済の復興自立を達成するためにも、日米経済協力を図るためにも現在巨大の設備資金を必要とするにも拘らず、資金の供給量は極めて限られていて、資金の重点的、最効率的利用を此際最も急務とする実情である。然るに、実際に於ては、それ等設備の新設拡張等の総合的計画性を欠くため、或は電力、石炭、原料事情等と不均衡に過大な加工生産設備のみが計画せられ、或は業者の競争意識等のため、二重投資が行われ、或は

不急不要の用途に対する投資のため、国民経済上緊要な投資が圧迫せられる等、貴重な資本の不効率使用乃至浪費の行われる等の惧れ必しも少くない。他方これ等の建設計画の非総合的盛行は、国民蓄積以上の資金を固定化して、建設インフレを醸す危険及び他日の反動的困難を培う惧れもあること既述の通りである。

よつて、一方には資本を総合的に最高率に使用してその浪費化を防ぎ、一方には建設インフレの危険を防遏し、しかも、日米経済協力等、現下の建設的要請に積極的に対応し得るよう、此際、長期資金使途につき、実行的综合計画を樹立し、これに即応するが如き、効果的調整措置を直接間接に講ずるの要ありと考えられる。この措置は次項の短資金融の円滑化を促進するためにも、前提的に必要である。

(4) 短期資金の融資を円滑にする措置を講ずること。

(イ) 戦争の結果資本の欠乏甚大なる特殊事情に鑑み、所与の蓄積資金を最も効率的に利用するため、純粹の商業資金はインフレを誘発しない範圍に於て、極力これを日銀及び市銀の信用の活用に依頼し、国民貯蓄そのものが長期資金に活用せられる量を極力豊富にする方針の下に短期資金方策を講ずること。

因に、国民貯蓄は一定量であるから、これを長資、短資何れの部分に振宛てて見たところで、結局総量には変化なしとの論を聞くが、純粹商業資金は、日銀及び市銀の信用造出によつて、インフレの危険なく供与し得られる性格のものであつて、かかる信用造出は、それだけ国民貯蓄にプラスする資金的作用をなすものである。のみならず、国民貯蓄の性格に従い、長資、短資、夫々の機能を十分に發揮せしめることは、質的に資金の供給を潤沢ならしめるわけである。

(ロ) 戦争による資本の消耗破壊の中、その最も激甚であつたのは事業の運転資金面である。かかる特殊事情から見て、日銀の融資方針についても、この点の考慮を加味し、国民経済の運営上所要の運転資金を円滑に供給する格段の措置を講ずること。

思うに、その国の経済基盤そのものが根本に於て、重大な変態状態にあるときに於て、中央銀行の金融方針のみ独り、理想的原則を堅持することは到底許されず、多かれ少かれ、かゝる変態状態を斟酌せる措置を講ぜざるを得ないことは、各国の歴史の明かに語るところである。無論、かゝる変態は極力早くこれを正常状態に復せしめねばならぬが、その正常復帰は国民経済そのもの変態の正常復帰に主点を置き、中央銀行の金融方針はこれと歩調を合せたもの以上に出るべきでない。われわれのこゝに要望することは、これ等の点につき十分の考慮が拂われたる金融措置である。

(六) 近來、我が物価が他の各国に比し屢々不健全なる動搖を示せる基本的原因は、在荷の保有量が、国民経済の円滑なる運営上、あるべき正常量に対し過少であることにある。この在荷保有量の過少は又、生産の円滑なる運営を阻害し、コスト高の原因をなしている。かゝる事実に徴し、外貨資金の許す限り、我が在荷保有量を出來るだけ増大せしめ、以て国民経済の円滑な運営上必要な正常在荷量を保有せしめ、国民経済の安定を図るよう、日銀の融資方針を再検討すること。

(七) 思惑の抑制については、根本に於て、物資の供給不足懸念のため物価先高見越を醸さしめないことが、施策の重点である。この基本対策を主とせずして、徒らに金融引締め政策面に重点を置くことは、正常の資金需要までも圧迫する弊害が多い。無論、思惑現象の生じた場合にはこれに対し金融引締め措置を必要とするが、然し、思惑抑制の金融引締め政策は万止むを得ぬ改善、三善の措置と目されるべきであり、従つて、かゝる政策を採る場合に於ても、思惑事情の解消と共に、直ちに融資方針を正常化すべきである。

(八) 日米経済協力に基く附加的流動資金の需要増大に対しては、ために、その他の一般経済運行を金融面より阻害しない建前の下に別段の金融措置を講ずること。なお我国に於ては、銀行融資は専ら生産乃至商業資金に対するものであつて、米国の場合の如く、国民の消費金融的性格のものは殆どない。従つて、銀行信用

の引締めによつて国民消費を抑制する効果は殆どなく、独り生産及商業活動を阻害する弊害のみ多大なることを此際想起するの要がある。

(入) 短期の外資利用対策

我が経済は、原料の輸入等の流動的資金において、長期資金に劣らず、甚しく欠乏している事実、並に、長期外資の場合よりも短期外資の導入が遙かに容易である事実を鑑み、短期外資の導入につき、此際左の如き措置を講ずること。

- (a) 輸入代金支拂に対する回轉資金的外資の導入を助長すること。
- (b) 入超季節の輸入外貨資金に対し、短期外資借入措置を講ずること。
- (c) 邦商及び邦銀に対し、外貨を以て所要資金を借入れ又は返済し得る便宜的措置を講ずること。(これは、他方に於ては円資金の窮屈を緩和することにもなるわけである)

各地經濟同友會

関西経済同友会

1. 設立の経緯

関西経済同友会は当初経済同友会関西支部と称していた。関西においても新しい経済団体設立の動きは終戦翌年の六月頃から次々に活潑となつて来たが、その胎動は岩井、栗本、湯浅、牛尾、川勝、日向、佐伯等の諸君を中心にやがて一本の線を形成するに至り、度々談合の結果、当時東京において設立をみた経済同友会に呼応して関西にもその支部を新設することになつた。かくて昭和二十一年十月二日大阪堂島ビルの清交社における創立総会をもつて経済同友会関西支部はその才一步を踏み出したのである。

しかるにその後会活動を通じて大阪経済新人会との提携がなるとともに、両者合併の気運が起り、昭和二十二年三月十三日の新人会との合同幹事会において、遂に双方とも発展的に解消して新団体を設立する申合せが成立し、両会から委員を選任してその設立を準備することになつた。準備委員とし

ては同友会側湯淺佑一、川勝伝、日向方齋の諸君、新人会側工藤友恵、中川路貞治、伊藤俊雄の諸君が選ばれたのである。こうして三月十八日、二十七日、四月四日と設立準備委員会、合同幹事会を相次いで開催して規約、声明書等を起草し、四月十四日には総会を開く運びとなり、こゝに自由人の同志的結合たる関西経済同友会が新たに発足することとなつた。新しい関西経済同友会は一躍一七〇名の会員を持つことになつたのである。

2. 機構及び会活動の概況

【昭和二十一年度】

経済同友会関西支部としての当時の会員数は八〇名、代表幹事は鈴木万平君であつた。当初は、企業再建整備委員会、労務問題委員会、国際経済研究会、中小企業対策委員会の四委員会をもつて会活動を行つていたが、二十二年に入つてから部会、研究会制度に改めることとし、部会として金融、貿易、労務、生産の四部会を、研究会として国際経済研究会、中小企業研究会、経済民主化研究会等を設置した。

この期間において最も注目すべき活動は「日本貿易の進むべき道」(関税撤廃論)と「外資導入に関する意見」の二つの意見書を發表したことであるが、労務問題に關して行つた活動もまた忘れてはな

らない。即ち十二月六日の産別会議幹部との懇談を初めとして、引続き同月中に更に日労会議幹部、総同盟幹部と懇談し、この結果関西産別会議を関西経済復興会議に加えることが出来たのは本年度の大きな収獲であつたと云つてよい。

関西経済連合会の改組に際しても最大の発言権をもち得たことは、本会の力の成長を物語るものであり、激動期の経済界に指導的役割を演じたことは注目されてよい。

【昭和二十二年度】

関西経済同友会として発足するに当り、新たに代表幹事に湯浅佑一君を選任し、機構も次の如く改めた。即ち部会は貿易部会を海運貿易部会に拡大し、更に新しく税制問題、交通運輸、燃料動力、労働法改正、自由港問題、文化の六委員会を設置した。

本年度は会組織の上でも基礎付けが終つた。即ち既に誕生していた神戸同友会に次いで、京都、奈良、和歌山の各地に経済同友会が組織され、本会が初めて連合組織体としての実を具えるに至つた。しかして、才一回の関西経済同友会大会では、大阪経済同友会は従来の通り関西経済同友会の名称で活動することが承認され、更に各地同友会は中央組織たる関西経済同友会と並列関係にあることが確認されている。

本年度の活動はその指導理念として(1)統制の撤廃、(2)企業の徹底的な合理化の二つを掲げたが、同時にこの裏付けとなる経済性の貫徹と経済道義の昂揚を図つたことはその著しい特色であつた。この点に關して特に注目されたのは、国際経済研究会の活動で、その終始一貫せる自由経済論の主張は統制の最只中であつた当時においては、まさに衆目を集めた感があつた。これと並んで、民主化委員会で取纏めた経済民主化の基本的方向についての意見も注目の的となつた。それは当時の統制方式を新たな観点から再検討し、一層合理的な組織の下における統制の実施を要請したもので、自由経済と必ずしも両立しない意見であつたが、その真摯な点は却つて同志的結合体としての同友会の魅力を強めるものとなつた。

その他金融部会では「安定価値計算実施」問題を、生産部会では「生産対策」、「企業合理化」問題を、各委員会、研究会ではそれぞれの問題の隘路打解について研究し、ともに相当の成果を挙げることができた。

【昭和二十三年度】

創立以来滿一カ年を経過して本会の基礎も漸く固まり、本年度はいよいよ外部に向つて積極的な活動を行うべき年であつた。当時はまだ戦中、戦後に行われた経済統制が経済のあらゆる面に強い拘束

力を持つていたが、インフレの進行、闇取引の横行、労働攻勢の激化等により、統制経済の基盤が内部から崩れ始めており、このような事態に処して経済の再建を如何なる指導理念によつて行うべきかということが重大な問題となつていた。即ち（イ）統制による拘束を撤廃して自由主義経済に還るか（ロ）統制を更に推進して社会化経済、計画経済の線まで持つてゆくか（ハ）経済道義の再建を人類愛的な精神で推進するかという三つの考え方が論議され、本会においても数次の討議を経て経済に課された一切の桎梏から解放さたてて経済を粉飾のない人間性そのもの、即ち善意の自利意識に引戻すという自由主義経済への方向が本会の理念として確認されたのである。この時代に建議された本会の意見は、総て統制の撤廃と新自由主義経済の樹立を要望したものであつた。

本年度は本会が内部的にも充実に来た年であつた。年初において会員総数は神戸、京都、和歌山を合せて二七〇名を数えたが、その後奈良経済同友会が新設され、年度末には総全員数四七八名と年初の約二倍弱の増加となつている。

【昭和二十四年度】

本年度は岩井雄二郎君が代表幹事となり、金融、生産労働、海運貿易の三部会、国際経済、経済政策、中小企業の三研究会、証券、文化、交通運輸の三委員会制を以て会の運営を図つた。二十四年はイ

ンフレが前年十二月の経済九原則の声明どこれに続くドツジ氏の来朝による超均衡財政の実施によつて漸く収束の段階に入り、経済の基調が一転、インフレからデフレに交つた年であり、下半期にはドツジ・ラインの強行によつて安定恐慌の様相を示すに至つた。然しどんなに苦しくとも、均衡財政、補給金の打切りによつて経済再建の基盤を確立することは当時における急務であり、本会がつとに岩井代表幹事を先頭として主張した「企業出血論」の主旨も、これを指向するものであつた。この基盤の上に実力を養成し、輸出の振興によつて経済自立を達成することが我国経済人の使命であり、本会の活動もこの線に沿つて推進されたのである。

【昭和二十五年 度】

本年度は「人類のための経済」を標榜し、その方針に従つて各部会、研究会の構成を考え、従来の組織を根本的に改正して経済政策研究会と社会政策研究会の二本建をとることになつた。じかして前者の下に金融、国際経済、中小企業の三部会を、後者には厚生、労働、文化の三部会をそれぞれ従属せしめた。これが本年度機構の中核をなしているが、そのほか、特殊問題を取扱う委員会として証券、食糧問題、電気事業再編成、時局対策、国土開発、講和問題に関する委員会など六つを特設、問題の検討に当つた。なお今年度の会員は地方全体を含めて五四七名である。

大原総一郎、西村純平両君が代表幹事となつた本年は均衡財政と輸出の振興とが漸く軌道に乗りかけて来た時期であつたが、経済の各面に亘つて問題はなお山積していた。就中朝鮮動乱の発生は事態を急角度に変貌せしめ、本会の活動は更にその重要度を増すことになつた。

本年度の活動において先づ金融面できりあげた問題は「金詰り対策」と「民間資本蓄積促進対策」であつたが、前者はドツジ政策の主として運用面に關する要望であり、後者は特に減税の問題を中心にした対策となつた。

次に国際經濟面では前期においては輸出の伸張策と世界的ドル不足の対処策が中心課題であり、後期では輸入促進、対日講和が主要問題となつたが、特に「輸入促進に關する意見」は、新情勢に対応する最も効果的措置として本会の誇り得る業績であつた。

中小企業問題は金詰り対策の一環として研究し、その成果をもつてとくに大企業者側に呼びかけ中小企業の育成強化を図ることに努めた。

時局対策委員会が中心となつて行つた統制問題の研究では、その方式をめぐつて激しい議論が闘わされたが、結局「新統制実施方式に就ての意見」として各方面に要望した。とかくの批判はあつたが民間自治統制の方式を具体的に示したことは確かにこの種の問題の一步前進であつたと云える。

更に社会政策、社会保障制度に關して厚生部会が採上げた資本並に分配の社会化問題、戦争未亡人、

孤児、生活無能力者に対する社会保障、経営における労働者の福祉向上問題等の諸研究も本年度における主要会活動の一つであつた。

【昭和二十六年 度】

昭和三十一年十月経済同友会関西支部として発足して以来、本会はここに満五カ年を迎えることになつたが、この五カ年の間において、会員が相互に研鑽を積み、刻苦勉勵を重ねた成果はここに漸く結実し、現在では、組織体としての鞏固な基盤の上に立つ有力な経済団体として、本会は関西財界に不動の地位を確立するに至つた。しかし、これに伴つて、その責務もいよいよ重大となつてゐる。われわれはその責任を果すためにも、今後ますます努力し、同志的結合を一層強固にして、日本経済の再建に寄与するとともに、同友会としても飛躍しようとな願つてゐる。

本年度の運営は中川路貞治、上枝一雄両代表幹事の下に金融、通商、生産労働、厚生、文化の六部会、輸送問題、証券問題、電力、時局対策の四委員会、中小企業研究会を設置して行われており、各部門とも活潑な活動を展開している。また会員総数は大阪、神戸、京都、奈良、和歌山、岡山を合して現在六〇一名となつた。

〔資料〕（主なる意見）

自由貿易体制の漸進的確立に関する意見（昭和二十二年）

才二次世界大戦後の顯著な特徴は再び戦争を繰返さない様な世界政治機構、世界経済機構を樹立しようとする試みである。即ち今次大戦を誘発した国際上の行詰りは政治目的によつて歪められた経済統制と其の必然の結果として生じた経済「ブロック」の対立に外ならないと考え、国際政治、国際経済の面から一切の此等アウタルキ的性格を拂拭しようとする各国の努力である。我国の産業再建対策を樹立するに当つても、此国際間の動向と国際政治経済情勢の支配下にあつて其政策に自由性なき我国の実情とを十分認識し、民族経済体制の樹立と謂うが如きアウタルキ的統制主義や、経済外的な圧力によつて産業構造自体が歪められたりすることは徹に避くべきものと考ふる。

さきに我々は傾斜生産方式がまだ其緒に就いたばかりの頃、其根柢に民族経済的な考え方が潜在する限り、我国産業再建の目的達成は困難であらうと考へ「外資導入に関する意見」を発表して識者の参考に供したのであるが、今回貿易再開を機に之に伴り我国産業の在り方に就ての希望を開陳する次才である。

1、傾斜生産方式に於ける傾斜の頂点を基礎産業と並んで輸出産業へ指向すべきこと。

鉄鋼、石炭等の所謂基礎産業を他の凡ての産業の犠牲に於いて振興することによつて漸次拡大再生産の方向に向わんとする方針は好むと好まざるとに拘らず、修正すべき時期に来たものと思料する。

即ち重点は基礎産業と並んで従来最も閑却されていた雑品工業、輸出工業等にも指向せらるべきであつて、

国際市場で最大の価値を實現する産業に勞働力、資材を優先的に投入することが国際経済との繋に於いて我國産業を再建する方途であると思料する。

2. 貿易再開により一部門戸を開放した以上之を全開放の方向に指向し自由貿易体制の漸進的な確立を目ざすこと。計画経済は厳格な統制機構の上に立たざる限り其成功は期し得られない。既に貿易の門戸が開かれた以上国際経済との接觸面で其統制維持が著しく困難となる。従而世界の政治経済情勢を背景として、国内産業は必然的に国際経済に相應して切換えられ貿易自由主義体制を基調とした全開放の方向に向わざるを得ないと思料する。

3. 国際商品価格に対応できる様に国内企業の経営を合理化し、生産費の低減を図ること。

戦時中我國の技術水準は特別のものを除き殆んど向上の跡は見られない。鎖国政策の爲めに世界的商品感覺は喪失し、原価計算主義による公定價格制と闇生産並に勞働攻勢の爲め経営は放漫に流れている。一言に言えば国際的には売れない商品と売れない價格とが国内生産を支配している。即ち国際市場に於ける競争に耐え得る爲めには企業の徹底的な合理化は必至である。

4. 為替レートの決定を早急に行い、出来得る限り各商品別のレートを避け、一本建レートとすること。

国内需給から割出された統制價格を基準にし、之を個別的に国際價格に結び付ける処置として各商品別の為替レートが決定せられ、之は貿易再開に伴う国内産業の混乱を或程度防止し得る利便があるが、其反面輸出入取引が国内闇價格の変動によつて絶えず乱され貿易の機動性が著しく阻害せられることになる。

依而為替レートは一本建とし現実に国際市場に適用する為替レートを先づ決定し、之によつて国内價格を調整し国内價格を漸次国際價格水準に近づけることが貿易政策の眼目であると思料する。

5. 貿易廻転基金の運用は十分民主化せられた機構により、経済原則に従つて行わべきこと。

貿易廻転基金の運用は運用委員会が設置せられて之に当るものと予想せられるが、之れを貿易業務担当者の参加した民主的なものたらしめ、且煩鎖なる手續主義、形式主義を廢し、貿易の実情に即して十分、機動性を發揮し得る様な措置を希望する。尙資金、資材の配給機関として官庁類似の金庫、営団等を設置するのは所謂統制主義の弊に墮する惧あるにより此際差控えられんことを希望する。

以上の意見には國際經濟主義自由貿易方式の考え方が其の根柢になつてゐる。政治的には憲法上戦争放棄を宣言した当然の結果として、經濟的には資源の貧弱な我國は賃加工、海運、中繼貿易其他所謂サーヴィセズ等の技術労働の輸出に依存しなければならぬ当然の帰結として自由貿易体制への前進は必然的である。然しながら此過渡期に於て經濟上の出血と社会的な混乱は当然予想せられる。先ず基礎の貧弱な産業やどうしても國際價格水準では引合はない企業は崩壊する。次に企業整理と経営合理化から大量の失業者が發生する。才三には資本の海外逃避が行われる。

6. 以上の出血、混乱を多少でも防止する為めに輸出入統制は己むを得ない。而して之が対策としては貿易廻転基金と並んで相当長期な産業再建の爲めのクレデットの設立を是非共實現する必要がある。

然しながら出血、混乱を顧慮するのあまり、姑息な手段によつて無理に之を押しよるとすれば、指一本で済むところを片腕、片腕で済むところを両腕を切らねばならぬ様な結果となり、結局我が国全産業の後進性に拍車をかけ永久の貧乏国懶惰民族となることを吾々は憂ふるものである。

生産對策に関する意見（昭二三年）

凡そ政治を行う要諦は經濟原則を無視した様な施策や、人の本性を没却した單純な道德論は出来るだけ迴避すべきであると思料する。

例えば我國産業の再建に一ヶ年三千万屯の石炭がどうしても必要であるからといつて、無暗に採掘數量の増加のみを強行して見ても數量が出ず、而も質は低下し之に投下せられる勞力、資材が生産物に転化せられずに無駄に費消せられてしまうことが往々ある。依而此努力が無にならぬ様に十分なる方策を立てる必要を痛感する次第であるが、亦一方此の為に他の産業が無視せられ國全般の生産力増強を反つて阻害する結果となる惧れがある点をも考慮すべきである。自利心と自由主義を基調とした資本主義生産機構を其儘とし、物資の需給面のみに強力な統制を加うれば、一物一価の法則が行われず地域的な價格等が生じ、闇取引の横行の爲め結局は統制機構そのものを維持し得なくなるは明である。

従而我々が生産對策の冒頭に當つて強調致し度い事は「經濟原則に帰れ」と謂うことである。

一、統制措置に関する對策

1. 經濟政策は經濟原則に則つて立案し、之に背馳する政策は出来る限り原則に従つて修正する。唯之に依つて生ずる欠陥に対してのみ社會政策的見地より適當の修正を施す。

2. 經濟上の原則的指導理念を確立し、中途半端などつち附かずの統制を中止し自由主義經濟体制によるか計畫經濟体制によるか態度を明確にする。若し計畫經濟体制を取る場合には警察力の徹底的な擴張を行うと共に

違反者には極刑を以つて膺む程度の覺悟をし、如何なる犠牲を拂つても闇を絶滅し得るの見透しを以て之に対処すべきであると思料する。然し之のことが出来ぬとあれば自由主義經濟の原則に還り、其結果として現われる不合理不調和は他の方法にて是正すべきであると思料する。

3. 計画の立案に當つては「時間」の問題を綿密に検討し、全ての計画は嚴密な時間的考慮に基いて立案、運営する。

二、勤勞対策

今日最も緊急なる勤勞対策の根本は真面目に働く人達が真面目な生活が出来、国内の總勞働力が最も効果的に生産力に転化する様にあることである。

1 各企業に投下せられる勞働力が高能率により國際競争に耐え得る如く勞働政策を實施する。八月十五日より許可せらるることになつて居る國際貿易の結果が我國の産業並勞働政策に如何なる結果を招致するかを今よりしつかりと考慮すべきである。

2 差当り國家再建に不必要な企業並に生産性の無い企業又は將來見込の無い企業は之を思い切つて整理する。

3 企業の科學的經營に必要な勞働者以外の余剩勞働者は之を他の方面に配置轉換をやる。

4 國家再建に不必要な勞働に従事しているもの及び生産性を伴はない勞働者、即ち潜在失業者は之を失業者として表面に浮び上らせ失業対策を建てると共に極力之に生産性を与ふる様施策する。

三、價格対策

價格は物資の需給關係によつて決定せられ、需給關係は亦逆に價格によつて規整せられ、之が大體限界生産費に等しいことは從來の通念であつた。從而價格対策の樹立に當つてもイ、公定價格制を徹廃し、之を需給關係に還元しようとする案とロ、現行の公定價格制は一応之を是認し、公定價格を限界生産費に一致せしめよ

つとする案とが従来屢々主張せられて居た。然るに吾人は現在生産増強を阻害している主因は、公定価格自体が生産面より遊離している点と公定価格、闇価格双方の面に於ける価格の不均衡に在りと思料する。吾人の所見としては自由価格の原則に還るべきを主張するものなるも、此の種のが真に実行せられざるべき点をも考慮し且国際貿易との關係を調節せしむる意味に於て左記の諸措置を要望する。

- 1 公定価格制を一応是認し、之を国際経済との關聯に於いて規整する。
- 2 生産を刺戟し、且生産者に自立採算自立経営の規準を与える意味で、公定価格は現在の原価主義を排し外国市場を基準として決定する。
- 3 国際的なる各商品の公定価格の比率は戦前の價格の相對的比率に原則として準拠して決定する。
- 4 公定價格に品質による差等、使用價值による差等を設ける。
- 5 国際的に引合ない企業は此際整理せられるも止むを得ないと思料する。唯だ吾国に於ては勞働力のみが過剩なる点と國民経済自立政策を如何にすべきかの二点を考慮し、或種の産業は二重價格制に依りて一定の方針の下に國際價格と對立するを得しめ、以て之を保持存立せしめる様檢討して基本政策を立つべきである。

一、日本經濟の民主化は財閥ならびに大企業の解体、独占の禁止および經濟力の集中排除に関する措置等を中心とする一連の連合國の指導方針によつて方向づけられている。それはまた今次戰爭の原因をなした軍國主義を絶滅するため、従つてまた今日では敗殘の姿とはいへ一応戦力化した日本經濟の構造を根本的に分解せんとする連合國管理政治の基本方針でもある。

一、しかしながら日本經濟の民主化はこれらの諸々の措置によつてのみ達成し得られるものではない。それは日本經濟の今後在るべき構造を規制する進退を示すにすぎないのであつて、それ自身經濟の民主化ではない。それは經濟民主化への前提条件ではあるが、それに續いて民主化への具體的努力が広汎に且つ果敢に實踐されなければならぬ。

一、しからば經濟の民主化は何を目標として考えられねばならないか。才一の目標は國民經濟の能力を發展せしめることであり、社会的生産力を増強することである。然してそれが平和と自由のために且つ人民の幸福のため、いかに運用せらるべきかといふことである。

才二に經濟的被支配者の解放である。經濟的な支配被支配の關係を弱者が強者によつて圧迫せられることである。

しかししてこれらの目標を達成するための体制を、企業においてはその運營に關与する者の意思によつて自主的に作り上げることである。

一、經濟同友會經濟民主化研究会（東京）はさきに「企業の民主化」の一試案を發表した。

之に關しては企業經營民主化の基本的構造として經營者を企業の運營に關し公共の利益を代表し、且つ最高の責任を負ふべき經營技能者として完全に独立せしめ、これを媒体として本来対立の關係にある勞資を協同關係に導かんとする考え方である。これは企業の社会性を高度に認識し、資本、勞働、經營は三者それぞれ個別的利益

のためにのみ存在するものではないという前提である。

一、日本経済は長い戦争とその悲劇的な敗戦の結果破局的な縮少再生産に転落した。戦力と結びついた経済力は或は破壊せられ、或は消耗し戦時経済の構造は一挙にして壊滅した。敗戦後再出発した平和的民需経済は戦前の三分の一以下の生産を維持するにすぎない。最近は何分経済力の均衡を回復したとはえ財閥企業の解体と企業整備で生産力は分散せられ企業は中小規模のものとならざるを得ない。

国土は狭少となり人口は過剰である。国民経済の再建のためには何としても生産を復興しなければならない。生産力の増強、労働の生産性の増大をはかるためには労資の緊密な協力関係を確立する以外に方法はない。

一、経営者が媒体として資本、労働、経営の三者協力の体制を制度的に確立することが可能であるかどうか。「企業の民主化」に関する東京案の理論的構造並びに具体的な諸問題については更に検討を重ねなければならぬ。特に資本と経営の分権という問題は現実的な傾向として異論のないところであるが、企業経営上の原則的な構造として規定することに就ては意見の分れるところである。然しながらこの案の前提となつてゐる日本経済の現段階的認識および企業の性格形態に対する修正点に関しては本研究會に於てもその見解を一にするものである。

絶えず高き段階に成長しつつある労働過程の協業的形態は資本主義の発展段階の転機を意味する。それは資本主義修正の構造に於て研究されなければならないのである。

統制の漸進的撤廃に関する決議（昭和二三年）

凡そ経済施策は消費大衆に安価良質の商品を豊富に提供し、その生活上に資する事を目的とするものでなければならぬ。然るに現在の劃一的、機械的統制下に於いては大衆が価格の合理的決定に比較的無智、無關心なる現状よりして消費者の立場が無視せられる。時には之が生産業者側の利益確保の手段に利用される傾向さへも觀取される。若し公定価格が更に大巾に引上げられる様になれば、生産の合理化が想定されない限りは価格の上昇による購買力の減退と相まつて、嘗つての協定価格の如く公定価格が価格低下の挺入に陥る惧があり、統制の自己崩壊が出現するのではないかと考えられる。依而此際現在の劃一的な統制方式を改め、統制を是非共必要な最少限の範囲に縮め、統制能力を重点的に集中していやしくも統制を行うものについては、どこ迄も統制の果実を擧げる様に努力すべきであると思料する。即ち

- (1) 統制は主食及び之に準ずるものと鉄鋼、石炭の如き生産再建に必要な基礎資材とに限定する。
- 其他の物品に就きては漸進的に撤廃する。
- (2) 生産が増加し、消費に対し供給量が充分になつて来たものに就きては統制を撤廃する。
- (3) 自由価格が公定価格に近いものに就きては統制撤廃の準備をする。
- (4) 自由価格が公定価格を下廻つているものに就きては自動的に撤廃する。
- (5) 事実上配給されないで自由取得に委ねられたものに就きては撤廃する。

労働組合法改正に関する意見（昭和二三年）

我国労働組合法は敗戦直後虚脱混沌の際に拘らず、我国の民主的傾向の復活強化の為に、一気に成立せしめられたものだけに今や顧みて其の是非適否を検討する必要が生ずるに至つたと史料する。公務員法改正に関するマ元帥の書翰が我国民に重大な教訓と示唆とを与えたが一般私企業に於ける組合運動乃至紛議も亦其の事実を以て検討批判すべき各種の重要な問題を提起しつゝある。

抑々法は其の時代と将来の動向に適合すべきものであるに拘らず、我国の組合法はその基本的態度に於て謂はば初期資本主義時代を予想した形式的立法である点に於て幾多の問題を包蔵して居る。

其は先づ才一に労資の実力関係に於て旧来の觀念より脱却し得ず、労働者を弱者として一方的に保護せんとしているが、既に孤立した個々の労働者なるものは考えられず、組織大衆としての労働者は強大なる圧力となつて政治に經濟に重大なる影響を与えつつあるのである。今や法益均霑上寧ろ保護すべきは資本經營に在りと云うべく、之が為には直接間接には經營權の確立を法定すると共に、所謂利益代表者の範圍を拡大して權利と実力の平衡を計り、団体交渉權の範圍等についても労働者の直接關係する労働条件に限定し、濫に他の權利を犯し、ひいては産業の麻痺社会不安を結果する事のない様工夫さるべきである。

才二に労働組合法は我国經濟の特異なる実相に充分考慮を拂つていない。即ち組合法は一切を労資間の自由なる協議決定と実力關係に委ねているが、我国の經濟は決して自由なる資本主義ではない。茲に於て労資間の諸問題、就中賃金も自から一定の制限又は統制を受くべく、従つて之等の問題を單に兩者の自由に放任することなく別途合理的に之が基準設定の爲の特定の機關を設くべきである。

才三は組合法が比較的公共の福祉を等閑視していることである。

蓋し何れの一方も相手方との關係に於て公衆の利益安全を阻害してはならない事は、新憲法を見ても明かである。又國家經濟再建の爲にもその行動には諸種の制限を蒙る事は已むを得ないと云わねばならない。従つて私企業と雖、公共的性質を有するもの、又は經濟再建上重要なものについては平和義務規定乃至紛議處理方式を労働協約の必要記載事項たらしめると共に、他方陪審制度を伴う労働裁判所を新設し、之を審判部と調停部とに分ち、以て平和的合理的解決を計ることを提案したい。

才四は、上述の如き基本に立つ我國労働組合法は当然の結果として規定上幾多の欠点を有することである。其の主なるものとしては才一条才二項、才二条でその規定は相俟つて組合をして万能不可侵の感を抱かしめるのみならず、之が為職制による命令系統を混乱に陥れつゝあるを以て組合運動の限界を明にすることが肝要である。才一条才二項、才十一条及び才十二条等の規定の曖昧法は或は政治的罷業、同情的罷業又は生産管理等幾多の不正労働行をも招来せしめるが故に、之等の規定は十分に検討を加え、より具体的に明定せらるゝ必要がある。更に基本的人權たる個人の自由はクローストショップ制によつて重大なる制限を加えられつゝあるに不拘、法は之についても何等触るゝ所がない。以上の如き組合法の有する不備欠点は既に各種団体によつても具体的に指摘せられつゝあるが、法成立の過程と其後の突進推移より見て我國労働組合法は既に改正さるべき時期に到達したことを示しつゝある。当局に於ては此際視野を広くし囚はるゝ事なく、之が合理的改正に邁進されんことを望んで已まぬものである。

金詰り打開に関する意見（昭和二年）

年初來政府支拂の抑制、徵稅強行を主因として金融狀勢は逼迫の一途を辿り、その結果最近に於ては売掛金の回収難、買掛金の支拂延期、原材料の手当難、設備補修の手控え等は各企業一般の現象となり更に資力薄弱な中小企業方面では貸金支拂日の繰延べ、一部運轉資金の高歩依存、手持商品の闊流し、不要工場の買却等の現象も數多く見受けられ、業種によつては企業閉鎖、転業並に手持商品の投出しすら見られる段階に達して居る。

今若し事態の改善を図ることなく現状の儘にて推移せば、現下喫緊の命題である生産増強を阻害し、ひいては我國經濟の再建を遅延することにもなるので金詰りについて実情に即した打開策を早急に実施する必要がある。現下の金詰りの原因は根本的なものと派生的技術的なものとが交錯して居るが、之等諸々の原因は我國の現状に於いても決して除去し得ないものではない。然るに其の実現が阻止せられて居るのは政治力の欠如と觀念論の横行に因るのである。仍つて本会は本問題に付いて充分検討した結果、次の通りその実現の具体策を建議する。

一、政府は行政整理を断行して財政支出の徹底的縮減を行ふこと。

現在の金詰り激化の主因が財政資金の老朽化に因る産業資金の圧迫に存することは何人も異論を挿み得ない処である。尨大なる官庁機構の存在に伴う財政支出の累積と官業の巨額の赤字を放置して、資金引縮めの圧力を産業資金に対して一方的にかけることは日本經濟の安定と復興に不可欠の要因である生産力の恢復を著しく阻害する危険が極めて大である。仍つて此際政府は行政整理と官業独立採算制の確立を断行して財政支出を徹底的に削減することが刻下最大の急務であることを認識すべきである。

一、政府支拂の促進を速かに実行すること

金詰りの最大の原因の一つが政府支拂の遅延にあることは云うまでもないが、之は政府自ら国民に対する債務弁済の約を違えるものであり、かくては国民の政府に対する信頼は益々稀薄とならざるを得ない。仍つて政府は這般の事情を勘案し、支拂遅延に付いては凡ゆる工夫を講じ之が打開に當るべきである。政府は支拂遅延に對しては利息の支拂を考慮して居る模様であるが、国民の要望する処は延滞利息の支拂ではなくして、支拂の迅速化で在ることを認識し、利息さえ支拂えば支拂遅延は差支えなしと云うが如き事態とならざることを嚴に注意すべきである。而して支拂遅延の具体的原因は支拂手續の複雑、政府業者相互の經理技術の未熟、關係法規の難解等にあるから發註乃至請負契約につき概算拂及び政府の手形拂制度を創設乃至充實し以て支拂の迅速化を図ることは正に刻下の急務である。

一、租稅徵收の時期と技術を合理化すること

最近各企業の金詰りは租稅そのものの負担もさることながら、其の徵收が年度末に偏することにも大なる原因があることが指摘せられる。而も之が又一方に於て政府支拂遅延の一つの原因ともなつて居るのであるなら年度中平均して徵稅し得る様な仕組に改め以て徵稅と財政支出の時期的不均衡を除去すべきである。

一、價格差益金の徵收を徹廃すること

物価改訂の際に新旧兩公価の差額を差益金として徵收することは公価改訂による収入増加が爾後の仕入費用の高騰により相殺されることを無視し、假想の利益を取上げ、資本の維持を不可能ならしめることに外ならず、又それが前後の物価騰貴を招来する結果となる。而て價格差益金の徵收を受けた企業は次期仕入に際して従前の生産規模を維持せんとすれば、少くとも徵收額だけの借入を必要とするが、現在の金、融通逼迫の状態に於ては之が入手は極めて困難でこの為生産は著しく阻害されて居る。又出先徵稅機關によつて徵收方法に相当差異がある為、極めて不公平なるを免れぬ現状にある。仍つて斯る悪影響を齎しつつある本制度の如きは今日断然徹

廢する必要がある。

一、各企業に於て適正利潤を確保し得る如く物価改訂を修正すること

石炭、紡績等の重要産業方面に於ては今次の物価改訂後の賃金水準の上昇により既に再び赤字を生ずる懸念が濃化して居るが、重要産業以外の企業に於ても今次物価改訂により原価計算の査定が辛くなつた結果、多数企業が適正利潤を得られぬ状態にある。

国家財政の収支バランスが必要であると同様企業に於ても収支のバランスは絶対に必要である。企業の赤字を拂拭するのみならず、之に適正なる利潤を認めて資本蓄積を可能ならしめ、以て日本経済を再建の軌道に乗せる為には実情に即した物価の修正が是非必要であり、而もその実施に當つては時期的ズレを無くすることが絶対に必要である。実情を無視した価格体系は経済再建を却つて阻害する怖あるに鑑み価格体系の操作に付ては今後一段慎重なる考慮を拂り可きである。

一、速かに強力な賃金安定策を実施すること

政府が経済安定策の一環として賃金安定問題を採り上げて居ることは、誠に時宜に適したものとて賛意を表するが、その実施時期については今秋の主食増配が実質賃金引上げの有力なる要因となるから、徒に此の好機を逸することなく、強力なる賃金安定策を断行することが強く要望される。

尙その実施に當つては關経営等による高賃金の支拂い、不当なる賃上げ要求等に対して嚴重且つ弾力性ある監査をなし、一部重要産業のみが統制の負担を負うが如き事のない様対策を講ずることが絶対に必要である。

一、適正なる金利水準を設定すること

現在の金融逼迫を是正する為には貯蓄の増強と資金の効率的運用を図ることが絶対的に必要であるが、之には其の目的に適応した金利水準を設定することが不可決要件である。殊にインフレが漸次安定化の色彩を濃化

しつとある現状に於いて預金金利の引上げは国民をして貯蓄に魅力を感じせしむる好機である。政府はこの好機を捉え貯蓄増加を強力に推進する為速かに金利を適正な水準に改訂せられ度い。

一、優良乃至適格手形優遇を勵行せられ度きこと

之等手形優遇の方針は政府に於て既に決定を見たが、その実効は未だ拳つて居らないことは何人も否定し得ない。従つて之が打開の方法として

(1) 市中銀行に於て割引きたる適格手形に付いては日銀は無条件に再割引を行ふこと

(2) 重要配給物資の配給資金の貸出順位を其の重要度に応じて引上げること

等を是非共実現することが必要である。

一、問屋制度の復活を計ること

最近の金融引締めは産業就中小企業方面に集中しつとあるが、之等中小企業金融難打開の一方法として問屋制度を復活し、之に各中小企業の事業内容を把握すると共に資金の用途を監視せしめ、銀行は問屋を通じヒモ附にて資金を供給することとし中小企業金融の円滑化を計る必要がある。過去の事例に捉はれて徒に問屋を中小企業の圧迫者の如く考え、之を一挙に排除せんとするが如きことは現実の事態を認識せざるものであり又中小企業を救う所以でないことを銘記すべきである。

一、長期金融機関の確立を早急に行ふこと

安定期を控えて市中金融機関の到底負担し難いリスクを伴う長期融資が増加する傾向にあるが、市中金融機関としては原則として短期資金のみを賄う外なく、従つて長期金融は之を専門的に取扱う長期金融機関を創設することが是非共必要である。然し乍ら斯る新機関の設立は早急には望み難いので之が確立を見る迄は不取敢復金を改組の上存続せしめ、積極的に長期資金の供給に当らしめることが必要であると思料せられるが、此際復

金に関する国民の疑惑を一掃し、且其の資金調達方法及び貸出方法を根本的に変更する等復金の徹底的改革を断行すると共に政治的圧力の介入を排除することが絶対に必要である。

一、法人の株式所有制限の緩和（独禁法の改正）

政府は来る臨時国会に法人の株式所有制限緩和を含む独禁法改正案を提出することに決定して居るが、之は主として外資導入の観点から立案されたものである。併し乍ら日本国民の証券投資能力並びに証券投資の慣習が成熟し、従つて企業の自己資本調達が可能となる迄には佳成長期間を要すると思われるから独禁法の改正に当つては企業の自己資本調達が容易ならしめる観点からも法人の株式所有制限は独占に陥らざる様な範圍迄是非緩和することが絶対に必要である。

國際貿易の障害の除去に就て

（昭和二十四年八月）

最近世界経済の注目すべき動向は、戦後の火急緊切な需要が一応充足され、与えられたる購買力の限度に於て供給が需要を超過する傾向を示し初めたことである。我國貿易の不振もその原因の一半として海外市場が漸く所謂セラーズ・マーケットよりバイヤーズ・マーケットに転じた事に思を到らせば、その克服の容易ならざるを想像せざるを得まい。然るに一方各国は挙つて自国の輸出に狂奔し他国よりの輸入は能う限り之を防圧せんとする体

制を依然持續しつゝある。云うまでもなく若し各国が荒る事のみを望んで、買ひ事を拒むならば、どこのつまりは荒る事自体も否定する事となり、その赴く処は世界經濟の平和的協調を破壊し、各国間の嫉視と不安が再び出現するであらう。換言すれば世界經濟は自らの頸首を扼する如き封鎖的自給經濟を採るか將又自由開放的な相互依存經濟を採るかの岐路に立つて居る如くである。而して才二次大戰後に國際間に樹立されたI・T・Oその他の通商協調機構はこの澎湃たる自國本位經濟政策の潮流に災いされ、その効果が充分に發揮されない現状にあるのである。

平和國家としての我國の經濟自立は貿易の發展、即ち輸出を以つて我々の生存に必要な物資を獲得し得る態勢の確立に依つてのみ可能であり而して世界經濟が不況を防止せんとするならば、それは世界を以て一丸とする有無相通の經濟を実現する事によつてのみ救い得ると信ぜられる。

米國に於ても既にトルーマン大統領の就任教書の示す如く後進國に対しては資本並びに技術を供与し、繁榮を世界的規模に於て招来せんと企てられつゝあるものと考える。関西經濟同友會は政府に対し世界經濟が茲に重大なる一轉機に直而しつゝある事を認識し、日本がより自由なる世界貿易のために卒先して努力する決意を中外に示すことを要望するものである。

一、I・T・Oの精神にのつとり自由なる貿易の爲、通商障害の除去を目的とするあらゆる國際的施策には欣然として参加する意志であることを世界に披瀝すべきである。

二、現在行われつゝある各国間の兩邊的貿易協定を更に一步を進め多邊的自由貿易の実現のためあらゆる努力を傾倒すべきである。

三、各国間に政治思想並びに貿易政策の相違があつても商取引とイデオロギ―を確然區別し、可能なる範圍に於て通商上の實際に即した方策が考究されるべきである。

日英通商協定締結に就ての意見 (昭和二十四年)

我国經濟の自主的再建は全て貿易振興の如何にかゝつてゐる。従而自由主義の基盤で貿易を復活することは、終戦以来我々が繰り返し強調したところであつた。

我国の貿易は戦前迄英国並に其屬領地域に非常に多くの部分を依存して來た。戦後は戦前と全然異り、アメリカ經濟の一環となつた。然し今回の協定によつて此の貿易の基盤が漸次戦前に戻りつゝあることが明確になり、我国が弗ブロックと共にスターリング・ブロックにも主要な交渉を持つに至つた。

謂ふ迄もなく我国の經濟は未だ戦争による荒廃から充分に回復せず、其基盤は著しく脆弱である。今回の日英新通商協定は此の意味で日本の貿易にとつて劃期的な意味をもつものと謂い得る。之に依りスターリング・ブロックと我国との間の貿易が今後益々發展することを念願して止まない次才である。

講和締結に就ての要望（昭和二年）

貴官が昨年来、多難なる国際情勢下にあつて我々の待望久しき対日講和条約締結の為に多大の努力を傾注して来られました御厚志に対し深甚なる敬意と謝意を表するものであります。特に今般この講和問題に關して日本に來訪せられましたことは誠に感激にたえない処でありまして、尙この好機に我々が日頃より抱懷いたして居ります意見の開陳するを得ましたことを無上の光榮に存じて居ます。

我が日本が一九四五年の戦争終結以來悲惨な窮乏の底から起ち上り新しい自由な人間社会の実現を目指して着々復興の歩みを続けて今日に至りましたことは、この背景に連合国特に米国の絶大なる精神的物質的援助が強力に実施せられたる賜でありまして、我々はこれを想起し心からなる感謝の意を捧げる次才であります。しかるに漸く国家再建もその緒に就き経済復興の萌も見え始めた昨年において、突然勃発した朝鮮動乱の事態悪化に伴い緊迫した国際危機の渦中に我が祖国の姿を見出さざるを得ない悲しむべき結果となつて、秩序ある平和を希う世界の為にも、再起の道が開けたばかりの日本の為にも、異常なる関心と不安が駆り立てられつゝある冷厳なる現実に直面したことを誠に遺憾に思ふものであります。

此の時に当り貴官の非常なる御尽力によつて講和の熱望が急速度の実現の曙光を見るに至りましたことは、誠に欣快にたえない処であります。関西経済同友会はこゝにこの重大なる問題に關して我々の希望を卒直に誠意もつて披瀝することにより、貴官の賢明なる洞察と善処を乞はんとするものであります。その希望を大別すれば次の三項目になります。

第一は急速なる講和の締結であります。

我々は従来主として米国の指導の下に世界平和に貢献し得る洗練された民主主義国の国民たらんとして努力を續けて参りましたが、現下国際情勢の中にあつては完全な国家的独立を回復し、自主性の確立された基盤の上において、自力により民主国日本の再建に邁進し民主主義国家陣營の期待に沿ひ得る国家たらんことの必要を確信いたして居ります。従つて我々のこの真剣なる覺悟に則して一日も早く連合軍の占領を解き完全な自主独立を附与する方針の下に講和を促進せられんことを念願するものであります。

第二は対日經濟援助であります。

日本經濟は一応相当程度の回復を見たとはいへ、未だ資本の蓄積、生活の水準ともに經濟自立達成には程遠い低位にあり、しかもそれすら米国の好意によつて始めて支えられているのが実情であります。

貴官の昨年十二月二十九日のラジオ演説の中に

「米国内は共産革命によらずとも累進課税、社會保障、年金制度によつて立派に社會正義を實現出来ることを立証した」

と述べられています。日本においてもその水準は低位ながらも、独立と自由に対する自覺と自信を必ず懷き持つことが出来るやうな国にならねばならないと信じて居ります。しかし現在の段階においては米国より或る程度日本の經濟の自立に必要な援助を前提としなければ、我々が如何に勤勉努力しても容易に現実の自立達成を見ることは考え難い処でありまして、又この援助こそは日本国民の精神的自立と自營との最大要素ともなるものであります。講和後においても經濟自立達成を目標とした対日經濟援助の継続を望むに切なるものがあります。

第三には自衛體制と安全保障であります。

右の如き国家となるために出来得る限り自力をもつて再建を決意し、且つその目的達成に努力する日本に向つ

て侵略せんとする内外の勢力がある場合には、これに對して我々はマツカーサー元帥が本年々頭日本国民へ与えられたマツセーデ中の

「若し国際的な無法律状態が引続き平和を脅威し人々の生活を支配しようとするれば戦争放棄の理想がやむを得ざる自己保存の法則に道を譲らねばならなくなるのは当然である」

との言葉の通り、その侵略から自ら平和を愛する国民と国土とを護る自衛体制の確立をなすべき決心をもつものであります。勿論外部の來襲に對する防禦には自力のみをもつては困難であると考えられるのでありまして、国連の安全保障又は集団安全保障を求めたく存じて居ります。唯現在日本国民は、この非常の場合において国連軍は日本を放棄して撤退するのではないかという危惧の念を抱いていますのでこの際、日本の海岸線をもつて不転の防禦線とする公式の決定を与えられまことを深く期待する次才であります。

以上三項に亘つて固き覚悟を述べて、これに伴り要望を申上げたのでありますが、次にこれ等の要望を更に具體的に項を分けて説明いたしたいと思ひます。

一、講和の基本方針

1 講和の時期は、一部に唱えられている「戦争状態終了宣言」の措置を探ることによつて講和を延期するよりなことなく、緊迫せる現状に徴して一日も早からんことを希望します。

2 講和の形式は世界平和を真に希う我々として勿論連合国の總ての国々と全面的に条約を締結致したいのでありますが、己むを得ざれば米国を中心としてその方針に賛同する出来る限り多数の国家と講和する形式によるべきであると思ひます。

3 領土に関しては歴史的民族的観点より深き理解を頂きまして、千島、琉球、小笠原の各島は日本領土として存置されることを希望します。

- 4 賠償については、経済自立の立場より昨年米国政府の発せられたる日本の賠償取立中止声明の通り、既に実施せられたる中間取立を以て打切られることを希望します。
- 5 私有の在外資産は各国ともこれを旧所有者に返還されることを希望します。
- 6 連合軍が接収したる国内の私有財産は一応返還する処置を採られるよう希望します。
- 7 国際連合その他国際機関に対して速かに加入し得る措置を講ぜられることを希望します。又同時に種々の国際条約締結の自由が承認されることを希望します。

二、日本経済自立達成の援助

- 1 現在日本はかつての大市場であつた中国満洲に経済的足場を失ひ、国内産業は戦争の災禍の為に荒廃しその上人口は戦前に比して非常に増加を示してその経済力の弱体は想像以上のものがあります。よつてこれが回復を計り自立経済達成を徹底的に援助する精神をもつて講和条約の主要なる条項とされることを希望します。
- 2 貿易については大西洋憲章才四項の一、米英兩國は凡ての国民がその経済的繁榮の爲めに必要とする貿易及び原料を均等条件によつて確保する保障を与えることを当然の義務とするという精神を基本方針とされ、日本が貿易上公正なる国際活動が自由になし得る如く一切の制限を排除されることを希望します。尙講和締結後各国との通商条約の締結或は改正が完了する迄の空白期間は実質的措置によつて補う方途を講ぜられ各国の最惠国待遇の附与或は貿易運輸関係日本商社の外地駐在等に関し均等なる処置を希望します。
- 3 海運については凡ての制限を排除し又船舶の保有量、船型、航路運輸条件、燃料清水の補給、才三国間輸送の自由等についての完全なる承認を希望します。
- 4 民間航空事業は郵便、商業、その他の平和目的の爲にするものについて全面的に許容されんことを希望し

ます。

5 漁業の活動を促進する為めに漁区の制限の全廃を希望します。

6 国内工業生産水準については、純然たる兵器製造以外の全工業について凡て無制限にすることによりこれが速かなる回復を計られんことを希望します。

7 独占禁止法及び事業者団体法を経済民主化の方向に違反しない範囲において思い切つて緩和する措置が認められることを希望します。

8 講和の時期如何に拘らず次の諸項目には特別の配慮を希望します。

(イ) 対日援助資金に代るクレジットの設定

(ロ) 食糧及び工業諸原料輸入の確保

三、国土防衛體制と安全保障

1 侵略に対して自ら防衛する覚悟は前述の通りであります。その自衛権確保の具体的措置として国内治安維持と沿岸防備を目的とする自衛上の国土防衛体制が確立せられることを希望します。

2 日本の貧弱なる財政をもつて近代的武器を装備することは困難でありますので、これ等は米國より提供又は貸与の方法が採られることを希望します。

3 日本國土に向けられたる侵略に対する防禦は、日本自力のみをもつては困難と考えられますから、国連又は集團による強力なる安全保障が確約せられることを希望します。

4 右の安全保障を遂行するために、駐兵が必要である場合にはこれに同意するものであります。

以上をもつて我々の抱懐する希望の開陳を終りますが、何卒我々が民主主義に徹して人類社会の國際平和と自由平等を實現するために、世界の数多き民主國と共に渾身の努力を致さんとする熱意を御認識頂きまして、出来

るだけ早い時期において講和が実現されるより、今後共御尽力頂きますことを心から懇願申上げる次才であります。(以上)

新統制実施方式に就て (昭和二五年)

今日の経済組織は競争の原理の上に立つて社会的な需給を自動的に調整する様に出来ている。この自動的な調整機能を見失って濫りに人為的な干渉を加えることは反つて弊害を生ずる。この建前から経済上の諸統制は極力避くべきものとする。唯この自動調整機能が失われた場合と、放置すれば反つて弊害を生ずる場合にのみ限つて経済の統制は行わるべきものである。

日本経済は米国経済の余波を受け、やがては統制を必要とする時期は来るかも知れないが、現在未だ統制を必要とする段階にあるとは謂ひ得ない。仮に将来統制の時期が到来したとしても、戦時中の様な統制であつてはならない。夫は旧来の統制方式とは異つた新しい構想による方式でなければならぬ。即ち

一、基本構想としては

(1) 今回の統制の主眼点は生活水準の確保でなければならぬ。

再武装の爲め民需を圧迫し輸出才一主義の爲め内需を切り詰めると謂う考え方、即ち過去の企業整備や労働者農民への犠牲の齎寄せは飽く迄も回避しなければならない。

(2) 統制は企業活動や個人生活を抑制干渉するのでなく、誘導と或程度の保護とが主眼点でなければならぬ。従而直接統制は避けて出来るだけ間接統制とする。

消費選択の自由は広汎に認めて個人の創意工夫を大いに生かすべきである。之は又需給統制でない一種の条件統制を意味する。即ち従来みられた④制や割当符制は経済のメカニズムを破壊する許りでなく活動意欲を喪失せしめて、上るべき生産を殊更に落し、或は出廻るべき物資を徒らに囤積させて闇市場を発生させ物価高を呼びインフレを通じて経済を攪乱するに至ることを経験は教えている。

(3) 統制は官僚統制、民間の自主的統制とかの方式に捉われることなく、官庁の公平性と民間人の経験とを生じた実情に即したものでなければならぬ。

(4) 統制は総花的全面的統制でなく部分的、重点的統制で大元を締めて末端は之によつて自然的に規正すると謂ふ方式でなければならぬ。従而其対象を金融、貿易と輸送、電力等の重点箇所集中的に、然し乍ら鞏固に実施すべきである。例えば金融に対しては政府資金の活用、貿易面に対しては外資による調整等の方法により企業に対する直接の使用制限、生産命令等の如きは全体計画に影響を与えない限り出来る限り行わないものとする。

二、統制方式

統制は止むを得ず行ふ場合でも、出来る限り漸進的に行ふべきもので、今日は準備だけを十分にやつて置くべきものである。これは将来統制を行ふ場合に、統制の方式は内容を朝令暮改することが好ましくないからである。又統制を段階的に行ふ場合でも必ず一定の方針なり原則を守つてゆくことである。従つて採るべき対策を可及的段階的に略述すれば

(1) 当面とりあえずなすべきこと。

(イ) 物調法の改正——現行物調法の有効期限を延長すると共に、現規定中の不要条項(例えば工場設備の譲渡

合併等の項)を削除し、最少限の物資割当、使用制限等が実施し得る如く簡素化する。ニッケル、コバルト、錫等の稀少物資の不急部門の使用制限等は早急実施する。

(ロ) 現行外国為替及貿易管理令に基く輸出制限を利用し内外需のバランスをとり輸出入物資の調整を図る。銅、亜鉛等の地金輸出の禁止を行い、重要物資の国外流出を防ぐ。

(ハ) 業者団体法、独禁法の改正——民間の自主的統制を円滑ならしめるため、その阻害となつてゐる点を改正する。たゞ前述の如く本法制定の趣旨は飽く迄之を尊重しなければならない。

(ニ) 輸入の促進——貯藏用を含めて出来るだけの輸入を行つておく。従つて船腹の確保対策を確立する。原料で輸入出来ないものは製品で、製品で出来ないものは原料で、外貨予算の運営を大巾に改善して急執行す。

(2) 之を並行して次の点を行ふ

(イ) 長期計画を樹立して、経済活動に一定の方向、規準を示す。

(ロ) 此の際、計画の重点を従来の貿易主義から国内資源の開發、自給度の向上に移す。特に製鉄原料(国内炭、コークス等の如き)の確保、電源の開發、商船隊の再建、木材資源の確保等は絶対的に必要である。これらの産業に対して資金配分資材入手等について十分の保護を与える。

(ハ) 重要産業の生産動向に留意して、補給金政策等の保護政策を必要に応じて常に行いうるごとく準備する。

三、統制機構

統制実施機關のあり方は統制の成功不成功を握る重要なポイントである。従来の官僚統制を脱し前述したような趣旨で、前述の効果を収めるためには機構に対する慎重な準備が必要である。

(イ) 民間統制団体の民主的組織化——独禁法、事業者団体法を改正して民間の自主統制の基礎をつくる。

(ロ) 各産業別に民間の自主的統制機關を設け、之に当該官庁並に公益に特に關係深きものは公益事業委員會を

参加させる。

(ハ) 各分野の統制実施機関は經濟情勢其他を考慮して當該産業の實情に応じ統制実施の時期並其度合を決定し又加減する。

(ニ) 各分野の統制実施機関の施策の基本方針を決定する機関として各の統制実施機関、各民間団体、公益事業委員会、日銀政策委員会並政府によつて構成せられる綜合政策委員会を設ける。

四、差当つての統制実施は次の四種に止める。

(イ) 金融機関の整備——政府資金の活用運用について方針は前記の委員会で決定し又通貨政策もそこで決定する。その実施を行ひ機構を作る。

(ロ) 貿易機関の整備——この段階にあつては貿易に依存する度合が多くなるので、備蓄輸入の方法に就て円滑に運用し得る如く考慮する。

(ハ) 輸送機関の整備——陸上輸送には国有鉄道のみを問題にすれば足り、私鉄、自動車等は統制せず、又海上輸送は商船管理委員会を整備し、内航、外航共に統制する。

(ニ) 電力統制——公益事業委員会を利用する。公益事業委員会の委員長は政策委員会の委員となる。

いづれの機関も簡素であり、且つ強力であることが望ましい。その最も重点を置くべきことは民意を十分に反映することである。勿論この場合民間の意志とは供給者全体のみならず、消費者一般を指すものである。

日米經濟協力に対する積極的意圖の声明と要望 (昭和二十六年)

日米經濟協力は言うまでもなく戰略的に特殊の地理的条件に立つ日本の有する經濟余力即ち遊休設備と余剩勞働力を歐洲及び西半球諸國と共に米國の広義の國防動員計画に合體活動せしめ、日本經濟自立の基礎を確立することに他ならない。現在の米ソ二大陣營の対立は好むと好まざるとに拘らざる現実の問題であり、此の間には妥協或は中立が許されないとすれば、我々のとるべき途は民主主義陣營に対する經濟面に於ける積極的協力でなければならぬ。従つて之はあくまで我々主体性による自發協力であり、自主独立的立場に立ち双務的なものである。かくて講和後に於ける日本經濟の自立と産業構造を如何にするかとの関連から日米經濟協力の方針としては次のものを考えたい。

(1) 日本經濟自立の早期達成を図り、民主主義諸國の中に於ける生産の空白を埋めその經濟活動を援助し体制の強化を図ること。

(2) 米國の生産動員計画に対し協力すること。即ち我々の經濟余力を以て米國の民需生産の一端を分担し東亞地域に於る米國の果す安全保障の爲必要な軍需物資の調達を援助し或はその修理をなすこと。

(3) 米國のE.C.A並びにポイント・フォア政策に協調して我々は東南アジア諸國との關係を緊密にし、その開發、經濟復興、民生安定に積極的行動をとること。

次に此の日米經濟協力の進行に当り起るべき問題即ち協力の条件について要望したい。

(1) 經濟協力の進展に伴いとらるべき政策は統一的一貫性のあるものでなければならぬ。即ち政治經濟情勢の見通しの上に立つて確固たる長期的經濟復興政策の早急立案実施を要する。

(2) 経済協力の具体的内容として米国側發註機關に應ずる一元的受入機權の整備が必要である。即ち夫々の協力行動を統一する為の強力且つ能率的な綜合機關が特別立法によつて設置されるべきである。

(3) 我々の生活水準の現状は積極的協力の後も維持されるべきであり、自立經濟を基盤とする限りその拘束は認められねばならない。従つて需給逼迫による内需と特需との調整並に協利物資の品目間の調整がなされるべきである。

(4) 産業構造は広汎な均衡のとれたものであるべきで跛行的であつてはならない。太平洋戰爭の遺産たる過剩設備にのみ依存し、そのトップレベルに於ける稼働を囿る時は偏る嫌いがあるが、足らざる部門についての設備新設も又考えられるべきである。

(5) 協力条件の改善は新技術の導入と設備近代化等企業合理化の実現によつてなされるべきで之に要する資金の確保等適切なる施策を要する。

(6) 協力遂行途上の問題たるインフレーションを回避する為、金融面の対策と価格安定協力策の確立がなされねばならない。

(7) 協力が双務的性格を持ちコンマーシャルベースによる取引である以上我々の耐え得ざる条件は主張されねばならない。

(8) 協力の成否を決する重大問題として、原材料の輸入を確保する点に関連して東南アジア諸国との国交調整方針が明示されねばならない。

之と共にコンマーシャルベースを以ては如何ともなし難い戰略物資の対日割当について米国その他民主主義諸国の十分なる了解を得る為凡ゆる努力を拂うべきである。

(9) ガリオア援助の停止に伴う事態に備えて米国政府機關の借款を導入する為積極的対策を必要とする。

以上要望せる線に沿い我々は真剣なる努力を続け経済的合理性の試練に堪える日本経済の自立とその国際的発展を期するものである。

〔神戸経済同友會〕

(1) 設立經過

敗戦後の日本は全く焦土に等しく、経済的混乱は暴風のように渦巻き我等の息の根を止めんばかりであつた。しかし、経済再建の使命を文字通り双肩に荷い、敢然として団結したのが若き世代の中堅経済人の同志であつた。その団結の組織として、昭和二十一年四月、経済同友會が先ず東京において誕生を見るに至つたのである。

その後、幹事の中の関西在住者を中心として、日本経済の再建は関西経済界の意向が充分に尊重され、これこそ財界の眞の民主的運営を計る所以であるという意見が強くなり、ここに関西支部設立の気運が漸く高められて来た。そして、支部創立手続の分担として、牛尾健治君が神戸地方のまとめ役を引うけることになつた。(牛尾君はその後昭和二十四、五兩年度を除き昭和二十六年度まで代表幹事として神戸経済同友会の育成に當つた)

神戸事務所管内の活動も経済同友会関西支部(昭和二十一年十月三日設立)と軌を一にする訳であるが、立地的な独自性と運用の民主化という建前から、経済同友会関西支部神戸事務所として、関西支部の一環たる使命を果しつつ、称号も「神戸経済同友会」として独立的運用を認められた。

(2) 活動の概要

〔昭和二十一年度〕 経済民主化という基調ラインの上に敗戦経済の再建を熱望する中堅経営者の同志的結合であるので、会員相互の融和提携による識見技能の啓発を期することが標榜された。そこで初年度の運用の根本方針として会員懇談会を中心とする会員の和を期することが才一、次いで、山積している経済諸問題について意見を結集するため次の委員会を逐次設置した。

- a. 食糧安定方策に関する委員会、
- b. 時局金融方策に関する委員会、
- c. 労仿協約に関する委員会

d. 物価問題に関する委員会、e. 賃金形態に関する委員会、f. 電力問題対策に関する委員会
なお会員所属会社から将来経営的地位に累進する可能性ある若き社員への推薦を受けて専門委員とし、各委員会の具体的詳細事項を研究審議せしめつゝ、識見技能を啓発する様に勉めた。

〔昭和二十二年度〕五月に関西支部が関西経済同友会として改組創立された際、本会も関西経済同友会に有機的な関連を保持しながらも益々独自の運用を推進する態勢を整えるため、新たに神戸経済同友会規約を作成、この態度を明らかにした。会員の融和を図るために家庭会を随時開催したのも本年度の特色だが、委員会も必要に応じて左の通り増設活潑な活動を行つた。

a. 賃金形態に関する委員会、b. 物価体系に関する委員会、c. 貿易体制に関する委員会、d. 中小商工金融機関に関する委員会、e. 人口問題に関する委員会、f. 有価証券消化方策に関する委員会、g. 税制
税務改善に関する委員会

なお前年度の専門委員制は各委員会に分属する小委員会として専門的具體事項の研究審議に当るとに改めた。

〔昭和二十三年度〕関西各地の経済同友会とより緊密な連繫を計るためその具體策の一つとして関西経済同友会幹事会を各地廻り持で開催するよう提案、才一回を神戸管内で開催した。一方本会内部でも従来の問題毎に委員会を設けて成案をつくり建議する方針に加えて、経済諸現象の適確な認識に必

要な調査研究を目的とした研究会を設置することとし、経営研究会以下の五研究会を設けた。

この結果本年度の委員会、研究会は次の通りとなつたが、研究会には神戸大学等の教授に主査を依頼し、その運営に万全を期した。

a. 長期融資制度改善に関する委員会、b. 経営合理化に関する委員会、c. 無額面株式に関する委員会、d. 酒類密造防止対策に関する委員会、e. 企業生産力確保に関する委員会、f. 経済研究会、g. 海外事情研究会、h. 税制改善方策に関する委員会、i. 単一為替レート貿易政策研究会、j. 経済復興五カ年計画研究会

なお、専門委員会の運営には本年度も意を用い、委員を拡充し会員の会合にも随時出席を認めて、会員指導の下に、次期経営者の養成に努めた。

〔昭和二十四年度〕 本年度の特色は経済諸現象を系統的組織的に研究する研究会制度を中核とした運用に改めたことである。研究過程に於て成案がまとまれば逐次建議することとして、むしろ実力の養成に重点を置いた。この結果本年度の会活動は左の研究会を中心に行われた。

a. 経済研究会、b. 経営研究会、c. 金融研究会、d. 貿易研究会（後に国際経済研究会）、e. 財政研究会、f. 海外事情研究会

神戸大学平井教授以下が主査として右の各研究会に協力されたことは前年と同様である。

〔昭和二十五年〕 経営經濟研究会、國際問題研究会、經濟機構研究会、金融研究会、商品取引機構に關する委員會によつて研究活動に重点を置いた活動を行つたことは前年の通りである。

〔昭和二十六年〕 昭和二十一年二九名をもつて発足した本会も本年に入り一二五名を数えるに至り各業界を殆んど網羅するに至つた。よつて従来の研究審議機構に画期的改善を行い、部会、研究会、委員會を併置し更に會員の融和を目的とする懇親委員會を設け文化的体育的娛樂的な面にも力を注ぐこととした。

a. 金融証券部会、 b. 経営部会、 c. 文化部会、 d. 通商貿易部会、 e. 海運港灣部会、 f. 経営經濟研究会、 g. 金融研究会、 h. 國際問題研究会、 i. 經濟文化研究会、 j. 文化都市建設に關する委員會、 k. 電力対策委員會、が今日活動を行つている機構である。

〔資料〕 (主なる意見書)

經濟安定と産業合理化に關する意見 (昭二四・七・二四)

經濟安定化の要諦はインフレーションを収束すると共にデフレーションに陥ることを回避することにあるに鑑み、今日のデフレーション的傾向を阻止して産業界の難局を打開する為に正しい産業合理化の具体的方策を至急策定すべきである。

これが為この際急速に以下の如き方策を講ずべきことを提唱する。

一、生産及び流通の合理化によりコストの引下げを図ること

右に関連して失業対策の確立を要望する。

一、資材、動力の供給配分を合理化すること

一、資金を合理的に供給し不当なる資金難を排除すること

一、統制を極力撤廃すると共に真に必要な統制については其の合理化をはかること

提案説明

經濟九原則もドッジ声明も我國の經濟施策の目標が安定化と自立化にあることを明示している。而して才三次經濟白書はこれを理論的に基礎づけ、今後の經濟施策の焦点は通貨價值の安定と經濟の正常化に存しこれが過程において合理化を通じて經濟の自立化の基盤を作るものであることを力説している。こうした事態は、終戦後今日迄インフレの方途を通じて經濟の復興を行つて来た方式を根本的に反省し今や安定化を通じて經濟の自立的復興を行わんとする方式に転換せんことを意味しているものであり、これは洵に現情勢の下においては妥當適切なる道であると信ずる。

かくてこの新しい根本方針はあくまでも經濟の自立化を目標とする通貨の安定化と經濟の正常化であつて、それは決して通貨の収縮(デフレーション)でもなければ戦前の經濟水準への單純なる復元でもない。然るに九原則実施以来の我國經濟の現実の展開をみるに、デフレーションへの傾向がうかゞわれ、各種産業は相當の打撃を

うけつゝある。いま今日のデフレーションを惹起せしめた原因は

才一、九原則に沿う安定化の影響

(イ) 国家財政に於いて予算の眞の均衡化が一举に実現され、この方面よりする有効需要の減退に基くもの

(ロ) 企業に於いて事業経営に必要な資金さえ逼迫し、さらに税金の重圧をうけて企業の整理の強行されてい
ること

(ハ) 家計も所得の減少と税金の重圧の為收支のバランスを失し、この方面からする生活財に対する購買力の減
少したこと

才二、単一為替レート決定に由来するもの

(イ) 三六〇円レートは内外物価水準からみてかなり円高の相場なる為、輸出産業にして打撃を受けるものが多
い。

(ロ) 単一為替レートの設定が予期よりも尙早なりし為、各種産業に未だこの高レートに適合し得る充分の準備
を完了していなかつた。

才三、海外事情

(イ) アメリカの景気下降、物価低落の趨勢は三六〇円レートを相対的に割高のものたらしめ、輸出を圧迫する
こととなる。

(ロ) 若しイギリスの磅貨の平価切下が実行されることあらんかポンド領域に対する円高を助長することとなる
(ハ) マーシャル計画の被援助国たる西欧諸国の復興、南米、スイス、ベルギー等の為替制限、東南アジアの政

治不安等の為に世界市場は益々狭隘化し、輸出を益々不振たらしめる。

以上の如き内外各般の事情の総合的成果として我国経済の今日及び明日はデフレーションへの傾向を多分に有

しており、従つて多数の企業は頗る経営難に陥つてゐる。若しこのまゝで放置するならば恐慌は激化し、経済再建に著しい支障を来すおそれがある。

之が対策として或は有効需要減少によつて生産過剰に陥らんとする現状に対応し政府が公共事業を起し有効需要を喚起して商品の需給を調整し、或は円貨の対外価値の割高となれるを修正する為、為替レートを引下げて輸出の促進をはかる等一応考えられるが、共に現下才一にとるべき根本的施策とは云い難い。

かく觀れば今日の難局を打開する道は企業合理化の正道のみが残される。

才一、生産及び流通の合理化により能率を高めてコストを引下げること。この為新式の生産設備、能率の高い機械を使用して技術的合理化を行つと共に人員の合理的配置を断行することである。この為には或る程度的人员整理も亦已むを得ない。先づ速かに万全の失業対策を策定する必要がある。又戦争及びインフレーション中に放漫に陥つてゐる経理をひきしめ以てコストを引下げ、対外的には一応三六〇円レートをもつてして尙輸出可能の道を開き、又対内的には物価引下によつて国内需要を喚起することは、今日のデフレーション対策の中最も効果的な道として極力進めなければならぬ。

才二、なお企業のコスト高の最大の原因である原料資材電力等の不足は、企業の操業度を著しく低下せしめてゐる。従つてこれらの資材、動力の供給を豊富にし、その配分を適正化することによつて生産コストの引下げを實現することが出来る。今日奨励されている集中生産の方式は正に同一産業部門内に於いて、良質低廉、高能率の企業に生産を集中し、もつて当該企業の操業度を一層高めんとするものである。この際その選択される企業が単に大企業のみに限定されることなくたとえ中小企業と雖も優秀なるものについては充分に考慮されるべく、徒に天下りのな且つ画一的な方法の採られることなき様充分に検討されなければならぬ。

才三、企業の必要とする資金を合理的に供給することにより不当なる資金難を克服する様留意すること。銀行の

融資引しめの為、不合理に生産が萎縮しているのが現状である。インフレ中の如き放漫なる融資を警戒することは勿論であるが、しかし優秀企業に対して資金を供給することはインフレを惹起する危険のないだけでなく、不当なるデフレを防止することに貢献する。この点に於いても今後見返資金の一部が産業資金として各種企業へ融資されることになるが、その際大企業のみ偏在することなく優秀なる中小企業を充分考慮することが必要である。

才四、統制を真に必要な最少限度にとどめること。従来統制方式の不備、不合理の為生産活動を著しく阻害した事実を徴し、本会に於いてもかねてより之が撤廃合理化を提唱し来つた所であつて逐次この方向に向いつゝはあるが、更に一層推進し統制を真に必要な最少限度の範囲に止めると共に、必要な統制についても合理化することが望まれる。

フレトン・ウツツ機構への加盟促進に関する要望 (昭二五・一一・一四)

終戦以来常に我等の念願せる処は我国経済の安定と復興であつた。幸にして米国の絶大なる経済的援助によつて今や我国経済は安定し、着々として復興を見るに至つた。今や我等は国際社会への復帰を熱望する。マツクア―サー最高司令官も既に其の資格が備つたと保証されて居る。

次に迎うべきものは早急の講和である。

乍然講和に就ては世界情勢により種々の制約を受くべき幾多の困難が予想せられる。他方此の講和問題と平行して我等の努力すべき事は経済的自立による国際経済社会への復帰である。此れなくしては如何に講和問題が首尾よく解決せられても経済的落伍者となることは必定である。

されば此の意味に於て一日も早く経済自立の態勢を整え、講和の如何に拘らず国際経済社会へ復帰し、斯く復帰することによつて更に我国経済を安定せしむることが必要である。

此の意味に於て先づブレトン・ウツツ機構への加盟が何よりも緊急であり、此が促進と準備につき左の提案をなさんとするものである。

(一) 基本 対 策

国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟の具体的準備体制を確立し、一九五一年中に加盟を実現する。

(二) 準 備 対 策

加盟に關連する諸問題を検討の上準備を完了する為、総合的研究機関を設け左の諸問題を検討する。

- ① 加盟に際し拂込む拠出金額の算定
- ② 右拂込の一部たる金に關する問題を明確にすること
- ③ 我国の妥当とする為替相場の検討
- ④ 我国の採るべき貨幣制度の検討
- ⑤ 我国の存続を必要とする為替管理の程度決定
- ⑥ 我国の国際収支の見透し
- ⑦ 前項にも關連して測定される、差当つての国際通貨基金よりの外貨資金買入及国際復興開発銀行よりの借入

希望額の測定

⑧基金及開發銀行に我國から希望する過渡的緩和措置の検討

◎説明

現在は未だ部分的研究の域を出ていないから、速かにこれを具体的なものに綜合することが必要である。官僚独善乃至各省間対立の弊を生ずることなく、真に綜合、具體的作業を進める為、綜合的専門機關を設ける必要を痛感する。その機關に於ては左の諸問題をとりあげ検討さるべきである。

①加盟に際し拂込む拋出金額の算定

拋出金の額は我國經濟界における一つの格付指標となるべく、又通貨基金よりの外貨買入額の基準とされるものであるから、内外の資料から慎重な検討が必要である。

②右拂込の一部たる金に關する問題を明確にすること

占領後我國の金は連合国による特殊な管理を受けており、複雑な事情下にある如くであるから、加盟に關連してその事情を明確にしておく必要がある。

③我國の妥當とする為替相場の検討

加盟後は為替相場の変更につき或る程度の制限を受けるから、予め我國の妥當とする為替相場水準を検討しておく必要がある。

④我國の採るべき貨幣制度の検討

ブレトン・ウッズ協定は各國の貨幣制度について何等直接的な規定をしていないが、全体の規定からして相當金為替本位に近い形を想定しているよりであるから、これを機会に我國將來の通貨制度の考察をなしておくべきである。

⑤ 我国が存続を必要とする為替管理の程度決定

ブレトン・ウッズ体制は為替管理の撤廃を目標としているが、我国は今直ちに管理全廃をなし得ない状態にあるから、緩和乃至存続の妥当な度合を考究しておく要がある。

⑥ 我国の国際収支の見透し

国際収支が乱調を続けるようではすべては徒勞に帰するものであるから、差当つて数年間の見透しをブレトン・ウッズ加盟に際して描き出しておくことが必要である。

⑦ 前項にも関連して測定される差当つての国際通貨基金よりの外貨資金買入及国際復興開発銀行よりの借入希望額の測定

予備測定として両機関からの資金便宜享受の希望計画をたてるべきであらう。特に銀行からの外資導入については我国の産業の側からの適切な希望の提出が望まれる。

⑧ 基金及開発銀行に我国から希望する緩和措置の検討

我国現下の経済状態からして特に希望すべき緩和措置があるならば、それを検討の上申出るべきであらう。

輸入円滑化に關する提案（昭二六・六・二）

資源貧困、人口過剰という基礎条件の上に立つ日本経済にとつて、生産原料をはじめとする各般の物資輸入が不可欠であることは言うを俟たない。政府の施策もこの線に添い本年初頭以來輸入促進に力点が置かれて来たかに見えたが、昨今に至り国内金融上の事情からして輸入の運営が円滑を欠くに至るのではないかと危懼されている。輸入に關する最近の政策の跡を見るに、或る時は輸入促進をいゝ、或る時は輸入差控えをいゝ、短期間に甚しい振幅を示し、果して一貫せる政策が何処にありや疑なきを得ない。しかもその政策の結果は、常に國際的タイミングを逸し、買に出動すべき時機にはユーザンス国内問答に時を失し、買に出た時は最も高値を擱まされ、愈々着荷の時には国内相場場の崩れで収拾の困難に當面している。

現在としては、この失敗の教訓を生かし、長期を通ずる恒久の策と、當面を収拾する応急の策の双方につき賢明なる解決が与えなればならない。

一、長期対策

原料備蓄機關の設立

(A) 理由

(1) 工業生産のためには原料、施設、技術、勞働力の諸要因を必要とするところ、日本は後の三者は一応持つているが、自らの国内に天然原料資源を持たず、その殆どすべてを輸入に俟たねばならない。

(2) このよゝな基盤の上で本格的な工業生産を営んで行くためには、常時相当量の輸入原料ストックを持つ必要がある、かくしてはじめて安定した生産が繼續しうるものである。

(3) かゝる原料備蓄については、その規模、その性格よりして何等かの形における公的機關が設けられ、そ

の資金は財政によつて賄われるような制度の設立が必要である。

(4) 時あたかも占領地援助資金の打切り、日米経済協力のための原料輸入が予想されている。これらを併せてすべての原料輸入を終局まで全く民間の資金で行うことの不可能は明瞭である。

(B) 機構

(1) 輸入そのものは民間取引を原則とすること。

(2) 官僚的運営の弊をさけ、民間エキスパートを登用すること。

(3) 従来の公団の如き組織とせず例えば帝國蚕糸の如きストック機関とすること。

二、当面の対策

現在業界は輸入物資引取資金不足による困難を感じている。これは本年一月と三月の外貨予算期に九億弗といふ比較的多額の輸入がなされ、且契約後国内相場が崩れた結果の事態の皺が金融によせられて現れた一時的コブの如き現象である。

問題が一時的であり、且金融の問題に帰着して来た以上、これに対して応急的金融対策を施してこれを解決する必要がある。

当面の所要資金総額は、數ヶ月に千四百億円に及ぶと伝えられている。これを極力業界自己資金及び市中銀行融資により賄ふこととするも、なお当然相当の資金不足を来すと考えられるので、この際日本銀行のある程度の追加信用、財政資金の回付、輸出銀行を輸出入銀行として活用する等一時的資金の供給をなすことが先ず肝要であり、更に具体的には左記の如き措置をとることが望ましい。

(1) スタンプ手形適用商品の範囲拡大及び優遇措置

考慮中と伝えられるゴム、油脂原料、燐鉱石等に対するスタンプ手形制度適用を即時具体化し、且この種

スタンプ手形の日銀担保貸付については枠外融資とすること。

(2) 政府資金の市中銀行への預託

資金運用部乃至見返資金の余裕金を一時市中為替銀行に預託すること。

(3) 輸出銀行の改組による輸出入銀行の活用

輸出銀行を輸出入銀行に拡大改組し、その資金をもつて貸付乃至再割引をすること。

(4) ユーザンスの延長

どうしても内地金融に切換えられぬ場合の措置として輸入外貨手形のユーザンスを商品別事情を個別的に検討の上適宜若干の延長を認めること。

なお昨今の金融論調の主調は日米経済協力体制下に生ずるであろうインフレ傾向の抑制に傾倒しているようであるが、それが現実化するにはなお若干の時日があると考えられるから、その間に眼前の輸入引取金融問題を解決して、問題を後に残さぬ方がより賢明の策である。

〔京都經濟同友會〕

1. 設立經過

本会が名実ともに京都経済同友会として発足をみたのは昭和二十三年六月二日のことであるが、設立の気運は既に二十一年の同友会関西支部創立と同時に擡頭し、二十二年には京都側の代表一名を関西支部の常任幹事に送り、会員も既に二十数名に達していた。しかしこの頃の活動は京都としてのものでなく関西支部として行われたのである。二十三年関西支部は発展的解消を遂げて関西経済同友会となつたが、京都地区からは同会常任幹事として一名、幹事として五名が参加した。この頃から上西亮二、松風憲二、中口好一君等を中心に従来の組織を改組、京都経済同友会の設立を促進せんとする運動が高まり、改組発起人会の数次に亘る談合の結果遂に六月二日をもつて京都経済同友会が設立されたのである。

2. 機構及び会活動

〔昭和二十三年度〕 創立総会において代表幹事、常任幹事、幹事、監事、相談役を選任、この組織を以て会の運営に当ることとし、毎水曜日（月四回）に例会を開き、このうち二回は討論研究会、一回はヒヤリング、一回は工場見学を行うことを決定した。その後十二月八日に臨時総会を開き、代表幹事の増員、幹事の改選を行い、会活動の活潑化を図つた。

なおこの総会において当会最初の意見書として「金詰り打開に関する意見」を發表した。

〔昭和二十四年度〕 一月七日の総会において昨年度より懸案の問題と合せて運営方針を左の通り決定

した。

(1) 例会開催日、毎週金曜日正午より一時半。その時その時の新しい問題を検討研究する

(2) 新幹事により左の部門を分担する

イ、企画係——会の企画、運営一般

ロ、総務係——会員にたいする事務、交渉一般

ハ、渉外係——才三者に対する交渉一般

本年度の主なる活動は

(1) 七月九日の臨時総会において「税制改正に就いての意見」及び「興業銀行京都支店設置要望に關する意見書」を検討可決した。

(2) 九月一日、当会々員を中心として「京都工業界戦後の現勢」を発表、同友会の京都における存在を一般に広く再認識せしめた。この報告に盛られた統計数字の詳細且つ正確なることは同友会の組織ならでは一寸できないものであつた。

(3) 十月八日、関西経済同友会才二回大会を京都銀行協会で開催、当会より出席者二三名、新聞記者一三名を招待し、盛会を極めた。提出議案は(一)『新しき日本産業構想に対する要望意見』及び(二)『シャープ税制勸告案に対する意見』で、ともに可決された。

〔昭和二十五年年度〕 一月二十五日の総会において、係として総務及び渉外の二係を置く。今年度より部会制をとり金融（証券関係を含む）、産業労働、貿易の三部会を設置することに決めた。これは当会として初めての部会制で、その積極的な推進を期待したが、研究資料の点からも、また人的にも若干無理で、よい結果は得られなかつた。主なる活動は

(1) 五月十三日の関西経済同友会才三回大会（於神戸商工会議所）に当会から「全国経済同友会の有機的統一について」を提出した。この提案はその後経済同友会として大きく取上げられ、二十五年十一月の才三回全国大会で「組織の整備強化について」として東京から提案され、更に関西経済同友会内においても連絡委員会が設けられて経済同友会全国組織の確立に大きな貢献をしている。

(2) 九月三十日、関西経済同友会中小企業大会を当地で開催した。蜷川京都府知事（前中小企業庁長官）の挨拶があり、当会からも西陣企業の実態を説明した。

(3) 十一月十八日、経済同友会才三回全国大会をホテル・ラクヨウで開催した。出席者二〇〇名、同友会創立以来の大会合が当地で開かれたことは特筆すべきことである。当会からは「長期金融機関確立に関する要望」を提案、大会決議として採択された。

〔昭和二十六年年度〕 本年度においては新たに（イ）企画部会（後に運営委員会と改む）。―会の運営、会合の計画、諸事業の立案、（ロ）地方経済部会―地方財政及び税制、地方産業の育成振興等の研究審

議、(ハ)時局対策部会―講和問題、經濟再統制問題等の重要時事問題の研究及び討論、の三部会を設置することにした。活動としては

(1) 六月二日の関西經濟同友会才五回大会(於和歌山商工会議所)に「近畿經濟圏確立に関する要望」を提案、また「関西同友会組織整備強化に関する件」を神戸と共同提案して可決された。

(2) 六月二十日、関西同友会才一回連絡委員会が神戸で開催され、共同研究課題として電力料金値上問題を検討することになつたので、当会としても「電力料金値上げに対する意見」を纏め、また別に「冬期の電力不足対策」を立案した。

以上述べた如く京都經濟同友会は創設以來三年、その活動も地味ではあるが、着実な歩みが続けて来っており、会員も二十六年十月現在五八名に増え、当地の經濟団体として、その地位もここに固まつた感がある。

税制改正に関する意見（昭和二四・七・九）

終戦後政治は益々貧困となり、インフレは上昇して国民生活の含みを喰いつくしたにも拘らず租税負担は年々歳々増加し法人企業に於ても之以上の過重は到底看過出来なくなつた。

幸いシャウブ博士来朝を機に国会としては他の経済団体の主張と出来るだけ重複を避け若干特異の点を指摘し御参考に供したい。

（一）行政整理と行政区劃の問題

租税負担の軽減は国家並びに地方を通じ徹底的な行政整理に俟たねばならぬ。この整理は人員整理、質の向上、行政組織の再検討は勿論明治初年よりそのまゝとなつてゐる行政区劃を若干の不便があるにしても、この際断行しては如何か。区劃は全国九区劃とし北海道、東北、関東、信越東海近畿、中国、四国、九州と謂えるが如し。

（二）国民所得の再調査

現行の国民所得の計算はその基礎が古いため實際とかけ離れたものとなつてゐる。この際速やかに現状に即した国民所得の計算を明確にされたい。

今後に於ては五年目毎に調査会等の機関を設けかつての国勢調査程度の大調査をしてほしい。

（三）国税地方税体系の再検討

地方に独立税源を与えるため酒煙草等地方税として課税せんとする要望もあるやに聞くが負担の実状よりみ

て地方税中には国税に編入し、国税として課税し然る後に地方へ還付するを妥当とするものあり、例えば入場税の如し

(四) 資産再評価と減価償却

しばしば論議され来た問題であり現下の経済状勢に於ては時価に応じた減価償却を可能ならしめ出来得れば本年中にでも資産再評価を実現されたい

(五) 有価証券の差益税移転税の問題

差益税は速やかに撤廃されたし之に代る税源として移転税を増額するか、さもなければ売方買方双方より徴収されんことを要望す。但しこの際売方より取る分は買方より少くされたい。

(六) 税務行政官の質の問題

現在の税務行政官は一般に年令若く又経験も乏しい。税務行政の適正合理化を図るため質の向上を期せられたい。

(七) 毎議会毎に税率の検討を要望す

年々変る国民所得、経済状態に応じた税率の適用を望むため、所得税法人税等所謂根幹税に於ては毎議会に新税率を定められたし。

冬期の電力不足対策（昭二六・六・二〇）

豊水期であるから電力も当然豊富であるべき現在、既に電力不足を告げられている。この分で行けば今冬期に於ては破局的な電力不足に突入することは必至の段階にある。

我々は毎年この問題に悩まされ、本年も亦従来以上にこの電力不足に苦しまんとしていたのであつて、どうしても此の儘放置出来ない大問題である。依つて緊急に左の入項目につき積極的な対策を講ぜられんことを切望する。

一、石炭の入手は今冬の破局的電力不足緩和の唯一の鍵にして之を忽せにする時は全産業は破滅することを充分認識して積極的な入手対策を講ずること。

二、現在工事進捗中の滝越、成出、新庄各水力発電所も今冬の渇水期に備え早期完成に一層努力すること。

三、送電及び配電中のロスを出来るだけ軽減することは新電源開発よりも容易なことに思いを致し、その方途を講ずること。

四、看板灯、ネオン、電気暖房等の不急奢侈的需要並に電気以外の燃料を以て代替し得る電気器械の使用を禁止する消費規正措置を公益事業委員会に要請すること。

五、尖頭時負荷の上昇を避けるため、負荷の平衡使用運動を積極的に展開して尖頭時負荷の抑制すると共に電力使用合理化運動を促進すること。

六、不要不急の新規電力申込に付ては既設分の電力を優先確保する意味に於て極力之を抑制すること。

七、以上才四号以下につき積極的な協力を得るため電力会社は挙げて周知宣伝しその徹底的効果を期すること。
八、長期対策として新電源の開発、発電配電施設の改修増補には優先的融資（但し施設用として他に流用されないこと）を嚴重な条件として、その他の資金調達の方途が講ぜらるべきこと。

〔奈良経済同友会〕

1. 設立の経過

本会の設立は昭和二十三年である。元来奈良県の経済はその秀れた観光と文化の名に隠れて、一般には余り語られないが、本地方の経済は零細な中小企業と雑多な生産品で特徴づけられており、これ等の産業が、終戦後幸運にも戦災を免れたことによつて、かなりの発展を遂げているのである。然しながら終戦後三年の間に昇進せるインフレーションと、その後に来る安定恐慌の恐れは、当時の本県経済界にも漸く問題となり、一部識者間において、甚だしく憂慮されるところとなつたのである。

たまたま、この当時、関西経済同友会の幹事として活躍されていた浅田敏章君が本県に居住しているという好都合もあつて、同氏を中心とする新進気鋭の本県経済人有志が参集、茲に奈良経済同友会設立の気運が急速に昂まつて来たのである。かくて昭和二十三年六月十二日奈良興福寺において、赤阪、浅田、今西、小山、杉本、吉川、二塚の各発起人が相寄り、この日を以て奈良経済同友会の設立の日とすることとなり、規約並びに役員を決定した。

2. 設立以後の動き

本会の組織は規約により会員は設立当初以来嚴重に人物中心主義をとり、少数精鋭なる経済人の強固なる結合を目指している。而して会の目的たる本地方経済の可及的速かなる再建を図るため、特に關係深き阪神財界の有力者と密接なる連絡を保ち、一方会員は月例会による討論によつて相互に切磋琢磨すると共に親睦の度を深め、本会の所期の目的に向つて前進している。

〔和歌山経済同友会〕

敗戦日本の政治経済の虚脱無気力状態を脱し、わが国の再建を図るためには、革新的建設意欲をもつ経済人が一致団結して、その総力を盛りあげる以外にないと、昭和二十二年秋頃より、和歌山市を中心とする進歩的な産業経済人の間に、関西経済同友会の縁に沿つて、和歌山にも同友会組織を設立しようとの気運が昂まり、関西経済同友会の岩井、浅田、中川路、菅谷の諸君の協力を得て、本会が設立されたのは、翌二十三年の二月のことであつた。同月十二日の創立総会には四十数名の同志が集り、規約、役員等を決定し、代表幹事に笠野正幹君を選任したが、爾來同君が引続き代表幹事を重任して今日に至つてゐる。

会の運営は幹事会によつて行い、研究会、懇談会、講演会を適時に開いて会員相互の啓発錬磨を図り、また必要に応じて、本地方の实情に即した建設的意見を関係当局に建議するなど活潑な活動を展開し、二十六年十月現在の会員総数は四四名、創立当初と余り異らないが、過去三年有餘の会友の研鑽により、組織的にも、また質的にも著しく向上し、現在では、県下経済界における最有力の団体として重きをなしている。

紀南電源開発促進に関する意見（昭和二五・五・一三）

わが国の電力状態は謂う迄もなく現在非常に窮屈であつて、冬期には必ず電力が不足し、毎夜停電に苦しめられ、全産業を通じて必要とする電力量の使用が許されず、大幅の制限を受けている状態である。

この原因は昭和十二年以降戦時体制樹立のため、水力発電計画を取止め、緊急的に火力発電に力を注いだ為であつた。これは石炭の産出の多い満洲に於て、火力発電により統制経済に成功を納めたのに鑑みて、わが国に於ても石炭に依る統制経済にしようとしたことが原因と見られる。然も終戦後に於ても石炭の国アメリカの施策に倣つて、わが国経済再建の基準を石炭に在りとして、玆数年間は石炭を基礎とした再建方策が講ぜられたのであるが、元来水力発電に適しているわが国としては、此の間貴重な時間的経済的損失を蒙つたとも言えるのである。

現在わが国の水力発電所設備は六〇〇万キロワットと言われているが、これが冬期には二五〇万キロワット程度に落ちる關係上、終戦前迄は三〇〇万キロワットの火力発電を行つて、冬期渇水期を補充していたのであるが、現在の調査によれば、わが国には更に二、〇〇〇万キロワットの包藏水力があるとされている。

我が国がかくの如く電力資源に恵まれているのは、世界に比べて雨量と山岳地帯が非常に多いためであつて、世界の一年間平均雨量が六〇〇ミリであるのに対して、我が国の全国平均は一、二〇〇ミリ、和歌山県下平均二、四〇〇ミリ、殊に雨量が全国第一と言われている紀南熊野川流域は更に五、〇〇〇ミリと云う驚くべき数字を示

していることは見逃せない事実であつて、実にこの貴重なる天然資源をムザムザ海に棄て去つてゐる上に、水害が頻々と起つてゐるのであるが、この天然資源たる雨量を利用して水力発電所を行ふことこそ、国土狭少で天然の恩恵の乏しい日本に残された唯一の資源と言ねばならない。

紀南熊野川流域の電源開発については、既に政府に於ても調査を進めており、又一方民間有志による熊野川上流の北山川発電を利用し化学工場施設の計画が進められてゐる。然し何れの方式によつても巨額の資金を必要とし、更に幾多の障害も予想せられるが、兎に角充分な調査に依り本格的な実施計画が確立せられ、それが実現せられる日の一日も早からんことを切望する次才である。

九州経済同友会

〔福岡経済同友会〕

1. 設立経過及び組織

九州の経済が日本経済の再建に關して負担すべき役割は極めて大きい。この点から経済同友会の支部が当然九州にも結成さるべきであるとして、同志相諮り、昭和二十二年四月、発起打合会を開催、席上この会合を第一回總會とすることに決定、規約並に下記の如き結成の趣旨を可決、役員を選出して、發会を見るに至つた。会名は経済同友会九州支部、事務局は当時福岡商工会議所内にあつた九州経済調査協会内に置き、当初の会員は四〇余名であつた。昭和二十二年二十三年度の代表幹事は麻生太賀吉君、同君が代議士に當選辞任後は安川寛君が代表幹事に選任されて今日に至つてゐる。

A 結成の趣旨

1. 中堅的な経済職能人の同志的な集りとする。

2. 九州地方の特性とその経済力の伸長に最大の関心を置く。

3. 会員各自の知識経験を相互に交流し錬磨することに運営の重点を置き屢々調査、研究、討論、座談等の会合を催す。

4. 会員同志気楽に親交を温め得る倶楽部的雰囲気の醸成に努める。

昭和二十三年五月全国代表者会議において、本部と地方支部組織の關係に關する申合せが行われ、各地方組織は支部の名称を廢し、経済同友会創設の趣旨に則り自主的な活動を行うことが決定された。この方針に則り、本会では同年六月に福岡経済同友会と名称を改め、熊本経済同友会とともに九州経済同友会を結成し、その事務は本会事務局に委託を受けた。さらに昭和二十五年一月鹿児島経済同友会が誕生し、九州経済同友会に加盟した。

現在の活動としては、具体的には下記の如き事業を精力的に行つている。

1. 毎月一回例会を開き、当面の諸問題につき話を聞くほか、経営者としての自主的な研究討議を行う。

2. 経済資料、情報を提供、配布する。

3. 経済諸政策に關し建議を行う。

4. 会報を發行、本部会報を配布する。

5. 会員室を設置し、研究、交歓の場所を提供する。

事務局は昭和二十五年五月福岡市西中州八六六番地に移転し、会員は昭和二十六年七月二十一日現在一〇九名に達した。

2. 各年度の会活動の概要

〔昭和二十二年度〕 経済復興の国民運動を展開すべく、九州経営者協会、九州地方労務組合会議、九州生産技術協会、九州工業技術者連盟、九州経済調査協会に対し、九州経済復興会議の結成を提唱して八月以後十数次の準備委員会を開いたが、客観情勢の変転と中央経済復興会議の解散などの関係もあり、結成をみるに至らなかつた。

〔昭和二十三年度〕 電気事業の再編成は九州に九州にとつて重大な影響があるので、六月の幹事会で特別委員会を設けて問題を検討し、七月九州経済同友会の名をもつて意見書を関係方面へ提出した。
〔昭和二十五年年度〕 主として地方的な当面の経済問題について研究討議を行い、これから生れた意見を次の如く要望書、請願書として関係方面へ提出した。

特殊法人税の廃止について（七月）▼電気事業の再編成について（八月）▼関門国道隧道工事促進について（九月）▼瓦斯消費税について（同）▼民間航空機の福岡発着について（十月）▼中日

貿易の再開について（十二月）▼国内民間航空路の開設について（一月）▼民間航空機の福岡地区
発着について（同）▼速達郵便物の空輸について（同）▼特急ツバメの博多駅乗入れについて（同）
▼電気事業再編成について（二月）▼電気税改正について（同）▼電気事業再編成について（三月）
▼博多港の利用について（同）

〔昭和二十五年〕 当面の諸問題につき要望書を作成し四月、本部へ寄託、その実現に協力を乞うた。
国内交通通信網の強化に関し五月（航空便の開設について）八月（列車便のスピード化について）請
願書を関係方面へ提出した。電気事業再編成に関し、料金地域差の不拡大、電力の地域間疏通、電源
の開発の三原則確立の要望書を十一月、全国大会へ提出した。

〔昭和二十六年〕 四月の幹事会で本年度の運営方針を次の通り決定した。

1. 幹事会で常に運営方針を検討する（本部における運営委員会の機能を幹事会が行う）
2. 研究並に意見具申を活潑化するため次の部会を設け、かつ学識経験者の助言を得るため各部会
に特別会員を置く。

石炭部会 主査 倉田興 人氏

電力部会 主査 貝島義之氏

経理部会 主査 田中丸善 輔氏

經濟綜合部會

県政に關する要望書を六月、新県知事へ提出、新電気料金の算定に關する要望書を七月公益委員會へ提出した。

〔資料〕（主なる意見書）

電氣事業再編成に關する意見書（昭二三・七・一）

過度經濟力集中排除法適用の指示を受けた本邦電氣事業の再編成計画について、本會は同事業の現状と各關係当事者の主張を比較検討し、慎重審議の結果

- 一、集中排除法の精神は必ずしも事業の効率を無視した機械的分割を要求するものでないと諒解すること
- 二、事業組織の根本的変革は相当期間に亘つて能率の低下を招来することが必定であるから差し追つた産業再建の要請に副い難いのみならず却つて障害となる惧れがあること
- 三、九州の電力事情は極めて特殊且つ困難な状態にあること

を考慮して、概ね左記のような方針によつて本邦電気事業を再編成することが現段階に於いて最も適當であるとの結論に達した。

九州に本邦産業の基幹部分が集中されている事実からみても、九州に於ける電力供給の如何が本邦経済再建の成否に与える影響は極めて重大且つ深刻である。電気事業再編成に際して、関係当局は特にこの点を慎重考慮して速かに適切な処置をとられることを要望してやまぬものである。

記

(一) 発送配電の事業は民有民営とすること

電気事業を国家財政と官僚統制の束縛から解放し、対内的にも対外的にも資金調達の機動性をもたらしめるために民有民営が強く要望される。

(二) 発送電は全国一社経営とすること

九州の電力需要構成は重要産業の占むる部分が圧倒的であるにもかゝらず、電源は極度に不安定であり、その供給調整は常に緊急を要する。しかも調整には単に隣接地区のみならず、数地区を通して逡送することが必要であるから、中央からの強力な一元的措置を対絶に必要とする。

水火力発電原価の甚しい不均衡の調整、並びに兩種電源の合理的綜合利用も、また全国一社経営にたつてのみ保証され得るところである。

(三) 配電は現在のまゝ全国九地区に分割経営すること

各地産業の実態に即した電力の合理的配分は消費者の要求を直接反映してこれに最後の責任をもつ独立の配電会社によつてはじめて可能である。

発送及び配電事業の一貫的運営のためには次項以下の措置並びに給電指令の一元化等により一貫経営の実質

的達成を図ることは可能と考へる。

(四) 中央及び配電地域毎に民主的にして強力な電気委員会を設置すること

委員会は産業用電力消費者、一般電力消費者、電力生産者、関係官庁の各代表及び学識経験者を主要な構成員とする。

左記の事項は委員会の議を経なければならぬ。

(1) 商法才三四三条の規定による要決議事項

(2) 建設計画

(3) 電力需給調整

(4) 電気料金の決定

(5) 会社の利益金処分

中央電気委員会は発送電本社の権限に関する事項及び全国的に関係ある事項について決定する。但し後者に
づいては地方委員会の議を経なければならぬ。

委員会には事務局を置き電力事情を常時把握し且つ緊急措置に応じ得るものとする。

委員会の権限には法的根拠を与えて官僚の一方的統制に代り得るものとする。

委員会を通じて消費者の要求を発送配電の担当者に対して適時且つ強力に反映せしめる如く組織上の考慮を
拂う。

(五) 発送電会社社長は配電会社の社長と同一の兼務とすること

発送及び配電の業務は各々特殊性を有するから両者を一貫経営する場合も社内には於ける両部門の対立は避け難
いと思われる。これを統一指揮するものは結局最高幹部であるから兼務によつてその実を或る程度挙げること

が可能であると考える。

この場合、両者の対立を裁定する根拠となるものは電氣委員会の意向である。

(六) 発送電本社の権限を最少限にとり、支社の権限を可及的に拡大すること

各支社長は副社長とし、各支社には融資を行う権限を与え、運転資金のみならず設備資金に關しても地方融資の途を開くべきである。支社長の権限は少くとも地方電氣委員會の決定に対して責任を負い得るものでなければならぬ。本社は全国的電力需給調整大発電所及び送電幹線建設等全国的調整のために必要な最少限の権限をもつものとする。

(七) プール計算を廃止すること

従来のプール計算が企業の責任を不明確ならしめて企業意欲を阻害したことは否み難い事実であるから、企業能率増進のためには是非ともこれを廃止すべきである。

このためには全国の平均発電原価及び各地域別送電原価に基いて各地域の電力卸売料金を決定し、発送電会社の独立採算を図るとともに、各地域配電会社は次項の制限内に於いて地域別に電氣料金を決定し、経営の責任を確立する。

(八) 電力料金の地域差は物価体系に重大な影響を与えない程度に制限すること

この制限の範囲内に於ける各地配電会社の経営内容の改善は専ら企業意欲の發揮にまつものとする。

前項の措置による地域別綜合原価の不均衡は概ね企業努力により調整可能の程度と推定する。但し万一、該地区の基本的条件によつて綜合原価の不均衡が右の制限を甚しく超える場合に限りこの条件に対応する一定の恒久的な調整策を講ずる。

(九) 官價統制を廢止すること

電力管理法、日本発送電株式会社法、電気事業法等一切の重要事項を官僚の一方的支配下に置く現在の統制法規を撤廃すること。必要な統制の権限は中央及び地方の電気委員会に移し、官庁はこれに参加して国家的見地からこれを補足規正するにとどめる。

附帶的希望

従来の電気事業経営上の困難の一つは電気事業内部の経営者側と労務組合の方関係の不均衡にあると認められる。経営内部に於ける経営者側に属する範囲を再検討して、経営者側の態勢確立が必要であると考える。

電気事業再編成について（昭二四・八・一九）

電力不足のために、しばしば致命的な打撃を受けた吾々九州地方の事業経営者は電力事業再編成の動向に対して深い関心をもつものである。

吾々は昨年七月一日附で、この問題に対する吾々の意見を發表した。その内容は発送配電の民営、官僚の一方的統制を廃止して民主的統制組織を設けること、発送電は全国一社・配電は九社の現状を原則として維持するこ

と、プール計算を廃止し企業の創意と努力を阻害しない方法で料金の地域差を修正すること、各地域における発送と配電の調整を図ること、以上のことが必要であり且つ可能であることを主張するものであつた。この主張は集中排除法が企業本来の効率を無視して形式的に分割を要求するものではないという吾々の諒解と、決定的な利益がない限り根本的改組による能率の低下を避け度いという吾々の希望を前提とするものであつた。

過去一ケ年においては経済状態は変化し、企業の合理性の追及が当面の主題として登場してきたことを吾々はよく承知しているし、吾々も心からこの原則を支持する。しかし電力問題に關する吾々の意見は、その基本的な部分について変らないし、また変える必要があるとは考えていない。何となれば、日本の電源の分布状態が全国的な配分の調整を要求しているという不動の原則に基くからである。電力の地域的不足のために致命的な打撃を受けた吾々は、将来において電力配分の調整が一層強化されることを希望する。その強い希望が電力事業の再編成に關する吾々の意見の基礎をなしているのである。

他の地域に比して高い電力料金を負担し或は電力供給の不安定のために企業の合理的な経営が不可能に陥るといふことは企業経営者としてたえ難いことである。日本の基礎産業の存続する九州産業への打撃は日本経済に対する根本的打撃となることは明らかである。

このような不幸な事態を避けるために貴下の親切な考慮を吾々は切に期待するものである。

電氣事業再編成に關する要望 (昭二五・一・一八、才三回全國大會)

十一月の京都における全國大會に提出

わが國電氣事業の再編成に當つては、産業に対する重大な打撃を避けるために有効な対策が必要である。これがために現在予想される地域別分断が實現される際には、水火力調整金制度を確立して、現在以上に料金の地域差を拡大することのないよう措置し、電力の地域間疏通を図ると共に、地域産業に應ずる電源開發を急速且つ強力に推進されることを要望する。

〔理由〕 一、九州、北海道、中国における石炭、九州における鉄は、全國生産の大部分を占めており、これらの地域に対する電力の不足と料金の高騰は、わが國産業に重大な影響を与えることは明らかである。

二、電氣事業の地域別再編成に伴い、一部産業の立地的再編成が必要となるが、資本蓄積の極めて低い現在において、この再編成には長期の時日を要する。これを無視して、急激に地域差を拡大することは、現在産業の能率的稼働を著しく低下することは明らかである。

三、九州においては、重化学工業のための保安電力の比重が極めて大で、需給の調整に弾力性がないために、電力の不足と不安定は産業に対する重大な打撃となる。

福岡縣政に關する要望書 (昭二六・六・六)

戦後に於ける吾国經濟の世界經濟との密接な連繫は、一面において地方經濟の從屬性と窮乏を増大している。これを打破するために資源の開発と地場産業の振興による県民所得の増加と文化生活水準の上昇を図り、もつて国内市場充実に由る眞の自立經濟を確立することが必要である。

既に過去四年の試練を経た地方自治体としては確固たる自信をもつて左記の諸施策の実現に邁進されることを要望する。

(1) 中央資金の導入

a 地場資本の蓄積が極めて貧弱であるから、支店銀行の貸付枠の増大、平衡交付金の増額、公共事業費の誘致等、中央の資金の導入に努力され度い。

(2) 地場資本の蓄積

a 動力、水、海陸交通等産業立地の整備、重点産業に対する減免税、融資斡旋等、強力なる産業政策を実施し、産業の誘致、地場産業の資本の蓄積を図ること

(3) 中小企業対策

a 信用保証制度の拡充と資金の斡旋援助、補導施設の拡充を図りまた県内生産品販路拡大策としての貿易分館の活用による輸出振興と商品陳列館等による県内外への紹介に努力され度い

(4) 県の綜合開發事業の遂行

a 最近公表された綜合開發計画は極めて大々でその全面的実現は困難と思われるので、特に矢部川綜合開發計画による水火力発電所の設置と、低品位炭利用火力発電所設置等の電源開發並に道路の補修、上下水道を

含む都市計画、住宅建築等を重点的に促進すること

(5) 行政の簡素化と科学化

- a 行政機構の簡素化を図り、徴税等のみられる事務運営の煩を極力除去すること
- b 産業技術、経営合理化等、県政科学化の為の技術研究所、既設調査機関を拡充、利用して行政の客観的基礎を明らかにすること

新電気料金の算定に関する要望書 (昭二六・七・二二)

新電気料金の決定については、資本蓄積、復興途上にある我国産業の現状を確認し、産業設備の能率的稼働を低下することなく、然かも尚地域の産業に応ずる良質豊富な電力を早急に確保し得る如く、電力原価算定の要素を一般産業に於ける水準を以て、合理的且つ公平に算出決定せられん事を要望する。

(理由)

一、電気事業の再編に伴い、将来必然的に一部産業の立地的再編が起ることとなるが、戦後資本蓄積の未だ極めて低い我国の現状に於ては、当分の間設備能力の稼働率低下を来すが如き電気料金の地域差は、水火力調整金制度の活用により排除し、国内生産力の低下を極力回避すべきである。

二、良質豊富なる電力を確保する為には、新設補修について莫大なる資金を要し、其の資金を企業自力に於て調整する為には、最も安定確実なる経営を想定し、今回の如き計算が行われたものと思われる。しかしながら我國に於ける老朽せる然かも無償却の電力設備の現状を、他産業の状況を無視し、一氣に解決しようとする事は、他産業を圧迫し公益事業の本旨に反することは明らかである。この矛盾を避けつゝ、豊富な資源の開發を遂行するためには開發銀行資金を重点的に投入し、外資に対しては政府の保証を与える等、国家的な強力な施策を要請すべきである。

〔鹿兒島經濟同友會〕

1 設立經過及び組織

戦災により荒廢に歸した鹿兒島の經濟再建を目的として才一線の中堅經濟人が同志相諮り、鹿兒島にも同友會の組織を作ることになり、昭和二十五年一月十二日創立總會を開き、規約を可決、代表幹

事勝田信君ほか役員を選任して発足した。

当面の活動方針は次のようになっている。

(イ) 毎月一回(八日)定例会合を開き当面の問題につき話をきき経営者としての自主的研究討議を行う。

(ロ) 経済資料、情報を提供配布する。

(ハ) 経済政策に関し討議、立案、建議する。

(ニ) 会報の発行(月一回)

(ホ) 会員室を設置し研究交歓の場所を提供する。

2 会活動の概況

本会は創立後いまだ一年有余にして日も浅く、会員組織も今少しく拡充整備した上で部会組織を構成する計画である。会の運営も毎月定例会議に重点を置いて会員相互の研究啓発を図ることに主力を置いてゐる。しかし昭和二十五年度的においては、当面の急務として左記要望書を総会の決議として発表した。

(1) 鹿児島県経済自立方策に関する要望

(2) 電気事業再編成早期解決に関する要望

〔資 料〕

鹿兒島縣經濟自立方策に関する要望 (昭二五・一〇・九)

鹿兒島県は現在宿命的な貧乏と戦災と災害の犠牲を担つてあえいでいる。

即ち、県民一人当り所得が国民平均の五〇％に過ぎないということは、県民の全所得を以て個人消費に充てるとしてもなお全国平均の生活水準にはるかに及ばず、従つて資本の蓄積、税金の負担にも余裕が少いということである。

県の經濟振興五カ年計画はこの現状を打開するために、県民所得を全国平均の七五％とすることを目標として農業その他原始産業の生産を最大限の一四〇％に高め尙且工業生産の水準を七〇〇％に飛躍向上せしめねばならないという基本方針に基づき、その施策を行わんとしつつある。しかるに県の貧弱な財政を以てしてはこのような五カ年計画を表現せしめることは極めて至難事であり、僅かに国土開発計画に依存するか、工場誘致を考える外は施策の見るべきものはない状態でいわばない袖は振れない悩みに立至つてるのである。

およそ、經濟の営みにおいては可能性と現実とは全く別の事からである。われわれが期待するものは何よりも先づ現実の成果である。そのためには五カ年計画にみる可能性への追求を清算して自力から出直す方針を探らねば

現実性がないのである。

それ故にわれわれは県当局において従来の方針を改めて新に経済自立の方策を確立すべきであると信ずる。

経済自立の水準は人口に対応して目標を測定すると相当高くなるであろう。又いかなる経済構造が最も合理的であるかは県の基本方針に示すところと結論的には同じことになるであろう。たゞ、われわれがいう経済自立の方策はアウタルキー方式を意味しないことはもちろん、従来の型にはまらない極めて弾力性のあるものでなくてはならないと考える。

従来の県市当局の産業指導は特に加工業指導に見られる如く失敗し、さなきだに不振をかこつ本県経済の自立化のために今後打出されるべき方策は、もはや旧態依然たる官僚指導であつてはならないことだけは明らかである。

新地方税制実施に当り、地方財政の自主化を期待する県民のよろんとして、われわれは県当局が速に従来の惰性を絶つて諸政一新の転機に臨み経済自立の方策を確立するよう建築し、併せて左記諸点に特に留意することを要するとともに、当局者の政治的勇氣と決断を切望してやまない。

記

- 一、シャープ勧告の趣旨にかんがみ、本県経済力の実勢に応じ能う限り行政を簡素化し緊縮予算を編成すること
- 一、地方公共団体の行政機構簡素化に關しては中央にのみ依存せず地方独自の機関を設け速に研究すること
- 一、入件費を極力削減し予算を重点的に経済自立化の方策の推進に充てること
- 一、県の行う産業指導は経済自立化推進の基本的施策に留めその他の個々の指導は原則として民間機関を活用すること

一、産業発展の基礎的条件である動力の開発と交通の整備に総力を結集すること、これが実施に當つては、

1 水力電気を開発し、これには農業用ダムを利用すること

2 一定の交通経路に基き幹線道路の整備とともに、港湾、農林道、観光道路の開発を促進し総合的效果をあげることに、要すれば受益者負担を考慮のこと

一、農村経済力の培養は刻下の急務であり、土地改良、品種改良等基礎条件の合理化を第一に行い、経営指導の如きは民間機関を活用すること

一、都市経済の振興、特に中小企業については政治問題化している限りにおいて県の適切な保護を必要とする。

例えば中小企業金融緩和のため信用保証協会に対する寄附金を増額するより懇請するが、その他の中小企業振興対策は原則として民間機関を利用すること。

〔仙台経済同友会〕

仙台経済同友会は昭和二十二年六月に成立した。会合は月二回定例的に行い、主として時局問題についてのヒヤリングとディスカッションを行つて来た。会員はとくに獲得に努めていないに拘らず漸次増加し、二十六年九月末現在で総数六九名となつている。

現在の代表幹事は地元企業から伊沢平勝君（七十七銀行副頭取）中央企業から茂木孝一君（旧本金属工業取締役仙台工場長）全国委員には藤崎三郎助君（藤崎デパート社長）が就任している。

北海道経済同友会

1、機構と運営

経済同友会全国組織の一環として、当地にも同友会を設立しようとの気運が昭和二十四年六月頃より急速に高まり、本部及び地元有力者の一カ月に亘る協力が実を結んで同年七月四日北海道拓殖銀行において創立総会を開催する運びとなつた。以後年を追つて会員は次第に増加し、二十六年七月末現在では一六〇余名を数えるに至つてゐる。

本会の機構は役員として幹事若干名、代表幹事一名、会計幹事二名で、役員の内任期は一年であり、代表幹事は幹事会において幹事の中から互選、会計幹事は総会において選任することになつてゐる。代表幹事は拓銀頭取広瀬経一氏が創立以来引続き三選されて今日に及んでゐる。

会の運営は創立当初は幹事会を頻繁に開催して総て幹事会で決定してゐたが、昭和二十五年二月から専門部会制をしき問題を専門部会において一応審議の上幹事会に諮り、決定する方針に改め、幹事会並びに金融、交通、産業の各専門部会を毎月定例的に開催することとした。その後、この方法は一

応取止めることになり、現在では全会員を一丸とする月例会を設け、毎月才二金曜日十二時半から午餐を共にして懇談的に議事を進行することにし、経済人としての職能的立場から本道の開発、日本経済の再建に寄与せんことを期している。なお、講演会、懇談会を随時開催している。

2、会活動の概況

(一) 答申書 経済同友会本部等からの照会に対する答申を年次別に列記すれば次の通りである。

年	月	件	名	答申先
昭和廿四年	十月		シャウブ勸告に関する意見	経済同友会
同			固定資産再評価影響調について	札幌財務部長
昭和	十一月		安定政策に関する要望案について	経済同友会
昭和廿五年	六月		日銀信用引締政策に関する要望書	同
昭和廿六年	一月		ダレス氏に提出する書簡要綱について	同
			註 答申書は大体一応全会員の意見を徴した上幹事会を開催して決定している。	

(二) 意見書及び要望書 意見書又は要望書として当会において経済同友会を通じ中央に提出したものは次の通りである。

年 月 件 名

昭和廿四年十月 鉄道貨物運賃引上反対意見書

廿五年三月 北海道綜合開發に対する要望

廿五年三月 北海道航空路開設についての陳情書

廿五年十二月 北海道冬期間の道路運送確保に関する意見書

以上は北海道経済同友会本部（札幌）の活動を中心に略述したのであるが、小樽、函館、室蘭、苫小牧、旭川、釧路、帯広、北見の各支部について一言すれば、函館だけは最初、本部の組織とは別個に単独に設立された。即ち昭和二十四年九月日本銀行函館支店長辻斧太郎君の唱導により経済同友会設立の機運が醸成され、九月廿二日発会式を挙ぐる運びに至つた。其後北海道経済同友会に合流して函館支部となつている。

小樽地区は昭和二十四年九月十二日北海道経済同友会の支部として発足、毎月才二木曜日午後三時より日本銀行小樽支店に例会を開催することに決定、爾来今日まで続いている。

その他の支部の活動状況も函館、小樽と大同小異であるが、極力札幌本部と連絡を密にし道内経済人が一丸となつて所期の目的を達成せんことを期している。

北海道綜合開發に対する要望（昭二五・三）

北海道には土地、山林、海洋、水力の外地下資源等未開發のまゝ放置されているものが尠くない。又産業も概ね原始的段階を脱していない。こゝには是等資源の限界開發と併せ各種産業の高度化を図り、其間の調和を期するならば日本經濟の復興と自立上に寄与するところ大なるものありと信じる。

依つて北海道綜合開發推進対策として次の諸点を要望する。

（一）北海道開發に対し総合的な企画性を持たすこと

行政機構については敢て言及しないが現状のように開發事業が關係各行政機關で個別的に立案施行せられ、而も政治的に利用されたり、陳情に動かされたり、又総花的弥縫的であつてはならない。關係各行政機關の「セクシヨナリズム」を排除し有機的に統制された計画の下に重点的実施を旨としその効率を最高度に發揮せしめなければならぬ。

（二）一般會計予算中公共事業費の北海道割当を最少限度面積割（二一％）まで引上げべきこと

開發事業中には公共土木事業の如く当然國費で行うべきものと全然私的資本に任せ得るものと、その中間に属すべきものとの三種があるであらう。

しかして北海道の開發は立地条件の緩和より初めなくては私企業の振興も期待し得ない。従つてその開發は財

政資金に対する依存度が頗る大であることは言を俟たないが二十五年年度の予算割当を見ると僅かに人口割(5%)程度に過ぎない。北海道は鑿に挙げたように天然資源に富み各種産業の将来性を期待し得るから、国家は先物質という意味合で最少限度面積割程度(二五年度予算では二一〇億円)の財政資金を割当てられる様強く要請する。

(三) 預金部資金を開発資金に廣く運用し得る途を講ずること。見返資金を高率に割当てること。
更に利子補給・償還年限延長等の金融的特別措置を講ずること。

開発に多額の資本を必要とし且つ資本の回収に長期を要するもの、又独立的には不採算でも総合的开发により全体として経済性を達成し得るもの等に対しては特別な金融的措置を講じ経営方式は私企業であつても国家的信用の裏付を要する。

(四) 交通運輸の拡充と電力事情の解決を期すること

本道開発上交通運輸の拡充と電力問題は先行着手を要し之については論議に俟つまでもない処であるから速急其の実現を期したい。尙電源開発中、治山、治水、土地改良と関係深きものについては公共土木事業として国費支弁によることを要望する。

(五) 農畜林水産業の高度化と開拓の合理的推進を図ること

開発の基本的施設は各種産業の関連の下に自然に誘發せしむべきではあるが、北海道の立地条件に「マッチ」した経営形態の実現を期するため協同組織の強化育成が必要である。開拓については移民の質を厳選し個別的助成を極力削減し公共的なもの、協同的な施設に重点を置き自主的にその実を挙げさすべきである。

尙特殊な事項として次の二点をあぐる。

1. 北洋漁業の再開

2. 奥地林の開発

(六) 石炭、金鉱、其他の地下資源の開発を計画的に推進せしむること

(七) 農畜林水産物（特に水産物）の高度利用化を期すること

(八) 工業の跛行的な現況を是正し既存の重工業、化学工業の合理化、総合的育成を図ること

(九) 石炭を原料とする合成化学工業と酸、アルカリ工業に対し電源開発と関連の下に充分検討すべきこと

(十) 科学博物館を設置すること

科学博物館を設け科学智識の普及を図り一般の科学センスを高揚することは産業（特に工業）を振興せしむる所以である。

北海道冬期間の道路運送確保に関する意見書（昭和二五・十二）

敗戦により狭隘化した領土で産業の再建を図る為には北海道の開発が急務となり、茲に北海道開発庁の設置を見たのでありますが、凡そ産業の興隆を期するには自動車による輸送の確立が先決の条件であることは言を俟たぬ処であります。この重要な運輸交通部門を担当する北海道の自動車は積雪の障害による特殊事情の為冬期間は殆んど運行休止を余儀なくされる実情にあります。

此事は本道産業、経済、文化上大なる支障を生じている現状に鑑み、国及び道に於いて除雪を行い年間を通じ

運送の確保をなし得るよう特段の御配慮を願度左記の理由を具して意見書提出申し上げる次才であります。

理由書

一、北海道の冬期間に於ける自動車輸送は、積雪による被害の為大半が運行休止の状態になる。

北海道の自動車の総数は一五、二七一輛（昭和二五・八・三一現在札幌陸運局調査）であつて全国の五%に過ぎない。贅言するまでもなく本道の面積七八、四六七方籽の広域に対し鉄道軌道は一方籽当り国鉄四八米弱私鉄五米計五三米に過ぎないから必然的に自動車輸送に依存しなければならぬ。而してその特徴は、貨物並に旅客共長距離輸送に在るが本道の輸送路は舗装の過少ばかりでなく冬期間約四カ月は積雪によつて殆んど運休のやむなき事情に陥り年間一車当り能率は、左記の通り低下する事情にあるため経済的に發展しない理由が潜在する。

年間自動車一車当りの輸送量

種別	全 国	北 海 道	比 率
旅 客	八二、一三五人	六三、三七六人	七七%
貨 物	三、六九四吨	一、七二六吨	四七%

即ち其実情は道路総延長は四二、〇三七籽九であり、この内自動車の運行可能の延長は一四、一〇〇籽三四（幅員二米以上を可能と算定する）、舗装延長は全体の〇・三%に相当する一四一籽四に過ぎない。

冬期間に於ては気象の關係により道南地方の一部約一、〇〇〇籽程度のみが運行可能とされているだけで比率は自動車路線の七%、全体の二・三%に止り他は悉く雪害の為運行不能となる。

二、冬期間の自動車運行休止により北海道の産業、経済、文化は停頓する。

札幌陸運局調査資料によつて之の概要を窺うに

旅客

年間輸送総人員

三六、五六三、〇四四人

夏期（二四年五月～十二月）一カ月平均

三、三二五、二〇六人

冬期（二四年一月～三月）一カ月平均

二、四九〇、三四八人

差引

八三四、八五八人

減少率

二五%

貨物

年間輸送総噸數

一〇、〇六三、三一一噸

夏期（二四年五月～十二月）一カ月平均

九一八、〇九七噸

冬期（二四年一月～三月）一カ月平均

六七九、六三二噸

差引

二三八、四六五噸

減少率

二六%

（註）

右は昭和二十四年度（會計年度）に於ける実績によれるものなるが、其間に於ける自動車台数の増加（増加率乗用車九%、貨物車三一%）を考慮するときは、更に冬期分に於ける輸送力減退率の増大するは明かであつて貨物は其の率三五%にも及ぶものと推定される。

又日本通運取扱に係る昭和二十四年度実績（日本通運札幌支社調上註参照）によれば

貨物

年間輸送吨数

夏期(廿四年五月~十二月) 一、三八一、九六一吨

一三二、一六六〃

冬期(廿四年四月、廿五年一~三月) 一、九百平均

八一、一五七〃

差引

五一、〇〇九〃

減少率

三九%

(註)

年度	区分	貨物 輸送吨数
	月別	
昭和二十四年度	24年4月	90,342
	5月	114,619
	6月	134,886
	7月	139,275
	8月	121,230
	9月	138,279
	10月	170,538
	11月	165,732
	12月	72,774
	25年1月	70,535
	2月	83,973
	3月	79,778
	合計	1,381,961

以上の如く輸送吨数の減退の外に更に重大なることは長距離運送の機能は停止され単なる都市周辺の運搬に限せらるることであり、又雪櫃装備による運搬との二重経費を負担せしめらるることである。

三、冬期間の雪害対策が解決されなければ北海道の開発は期せられない。

(一) 北海道に於ける主動脈幹線である小樽—札幌—旭川間の国道を初めとし主要都市及び其の周辺其の他の幹線も絶対に除雪を必要とし、其の路線は二、五三三料と算定される。

(二) 一料当りの除雪費を全期間中を通じ約五万円と仮定すれば総額壹億二千万円余と概算され、これが実施によつて受けられ得る経済上の利益も亦莫大な金額である事は想像に難くない。

(三) 以上の実施促進に關し今夏既に札幌陸運局長を中心に北海道冬期輸送対策委員会を結成し対策は考究せられてゐるが、更に北海道開発庁の設置による諸般の計画も取進められてゐるのであるが今日、冬期に於ける自動車輸送の安全確保が維持出来なければ如何なる計画の促進も行われなるとも断言し得るから本道自動車路線の冬期除雪を実施することは緊急事と信ずる。

年

表

(無條件降伏から講和條約調印まで)

昭和二十年（一九四五年）

月	8		月
30	22		経済
軍需会社の債務決済方式決定	勤労制限徹底		
30	25	21	政
マツカーサー元帥、厚木飛行場到着	陸海軍人復員勸語発布	連合国軍本土進駐予定発表	治
		//	
		19	
		陸海相停戦を全部隊に示達	
		17	
		東久邇内閣成立	
		15	
		鈴木内閣総辞職	
		14	
		終戦の大詔渙発	
		16	海
		中ソ友好同盟条約締結	外
		15	
		マ元帥最初の対日政府メッセ ージを發す	
		29	
		蔣介石、中国外交方針声明	
		25	
		ドイツ戦争犯罪人氏名発表、 ゲーリング、ヘス等十四名	
		21	
		米、武器貸与法廃止	
		16	
		ト大統領、日本占領方式を闡明	

9 金融統制会解散

18 食糧確保緊急措置決定

1 在日朝鮮人連盟結成

5 外務省、終戦経緯報告書発表
8 連合国軍東京進駐

11 戦争犯罪容疑者に逮捕令―東
条元首相ほか三十九名
13 大本営廃止

16 総司令部、言論統制方針明示

20 ポツダム宣言実施勅令案公布

22 総司令部、財政・金融の全面的
情報提供を指令

2 東京湾内ミズーリ号上において
降服調印、指令才一号発令

3 ソ連、対日勝利の日を宣言

10 マ元帥、日本管理方針声明

15 ソ連、千島全島の領有を布告

21 米政府、日本財閥解体方針を
マ元帥に指示

23 ジャワに革命、スカルノ大統
領就任を宣言

月	月
<p>10 総司令部、必需物資の輸入措置を命令</p>	<p>28 軍用資材の民需使用を許可 29 軍需工場転換の処理方針決定</p>
<p>11 人権確保の五大改革をマ元帥</p> <p>9 日本陸海軍等の貴金屬二億五千万ドル押収を渉外局発表</p>	<p>26 連合国内財産保全の大藏省令公布</p> <p>30 大日本産業報国会解散</p>
<p>6 三菱の全面的機構改革決定</p>	<p>3 総司令部、外国向の金融・産業・商業上の通信禁止</p> <p>4 総司令部、政治犯人の即日釈放、思想警察の廃止を命令</p> <p>8 インドネシア人民軍結成（スカルノ博士ら武力抗争開始）</p>

月 11	月 1 0
<p>2 総司令部、十五財閥の株式、</p> <p>1 人口調査実施</p>	<p>23 連合軍、主食・木材・塩・石油等押収物資の返還発表</p> <p>24 朝鮮から塩七万トン輸入（石炭と交換）</p>
<p>2 日本社会党結成</p>	<p>25 総司令部、日本の外交機構全面的停止を指令</p> <p>29 総司令部、十五財閥の事業内容提出報告を指令</p> <p>日本政府に要求</p>
<p>2 中国、台湾接收を開始</p> <p>1 スカルノ大統領、インドネシアの敵対行為を中止を発令</p>	<p>12 ドイツ管理理事会、ナチ党の正式廃止を宣言</p> <p>16 才一回連合国内食糧農業会議開催（ケベック）</p> <p>17 米ソ借款協定成立</p>

社債凍結を指令

- 4 日本漁民組合結成
- 5 労働争議調停委員会常置
- 6 総司令部、四財閥解体を指令

- 7 政治犯人五〇七名釈放
- 9 理研その他のサイクロトシの破壊命令さる
- // 自由党結成大会開催
- 13 総司令部、日本占領米軍の統合を命令（兵力を縮小）
- // 官吏制度改革決定（高等官判任官の区別撤廃）
- 16 軍病院を民間に開放

- 3 米戦時生産局解散
- // 米下院陸軍委員会、原子力管理法案採択
- 6 極東諮問委員会再開—ソ連不参加
- // 米国、対伊休戦条件発表
- 15 ポーレー、対日賠償政策闡明

月12	月	1	1
	<p>29 総司令部、日銀券発行に許可制を指令</p> <p>27 大藏省軍需補償額発表（五六五億円）</p> <p>25 人恩給禁止、軍需補償金封鎖、公債発行に許可制</p>	<p>18 総司令部、民間航空全面的禁止を指令</p> <p>// 日本協同組合同盟創立</p>	
	<p>30 陸海軍両省廃止（才一、才二復員省となる）</p> <p>27 貿易庁の設立決定</p>	<p>24 総司令部、皇室財産凍結命令</p> <p>20 労働組合法政府草案成る</p>	<p>17 // 日本進歩党結成</p> <p>兵役法廃止公布</p>
<p>2 ソ連、満洲各地の重工業施設</p>	<p>27 米政府、中国派遣大統領特使にジョージ・マーシャル元帥を任命</p>	<p>20 ニューロンベルグ裁判開廷</p>	

月	1	2
	<p>6 初代貿易庁長官に向井忠晴就任</p> <p>9 総司令部、農地改革を指令</p> <p>11 総司令部、財閥関係三三六会社の活動制限を指令</p>	
	<p>16 総司令部、予算の編成、実行及び修正の許可制を指令</p> <p>20 日銀券発行高五一億円</p> <p>// 全俸給生活者に臨時物価手当の支給決定</p>	
		<p>14 衆議院、労働組合法案を可決</p>
		<p>20 総司令部、釈放政治犯の選挙・公民権復活を指令</p>
	<p>12 米国の対独賠償方針決定</p>	<p>6 米英借款協定成立</p>
	<p>16 米国対スペイン断交</p>	<p>撤去を開始</p>
	<p>23 パリの連合国賠償会議で対独賠償協定成立(米英各二割八分)</p>	

月 2	月		1
1 軍人の恩給停止勅令公布	30 リ 国運事務総長にトリグヴェ ー 決定	29 総遣送三月三十一日施行と決定	16 社会党中央執行委員会、対共 産党対度を決定（戦線統一は時 機尙早）
	29 ヤ会谈秘密協定の内容を発表 （樺太、千島のソ連帰属を承認）	29 バーンズ米国務長官、クリミ ヤ会谈秘密協定の内容を発表 （樺太、千島のソ連帰属を承認）	18 米賠償委員会の日本調査終了 // 濠、西蘭共同の日本戦犯名簿 出 （天皇を含む）を総司令部に提 出

7 石炭、肥料等の生産増強方策
大綱発表

9 主要食糧管理に強権発動の緊
急勅令施行

15 日銀券発行高六〇〇億突破

2. 総司令部、日本の行政権区域
を指定（一月二九日附）

9 議員立候補者の追放令該当範
圍発表（C・D項該当者）

6 国連、ギリシヤ問題解決

8 バーンズ米国務長官、対日平
和条約は十八カ月以内に完了と
言明

// 国連総会、スペインの加入禁
止を決定

9 ソ連五カ年計画発表

11 ヤルタ秘密協定発表

15 ソ連、対滿要求四カ条を中国
に提出

// カンボジア独立に仏本国同意

- 16 金融緊急措置令(強制預入れ、凍結、新円引換え、財産調査等)発令
- 18 日銀券発行高 六一八億二、四〇〇万円旧円時代の最高を示す
- 23 輸入食糧の才一回配給始る
- 25 新円旧円の交換始る

27 公職追放A、B、E各項の範圍発
 表
 // 軍人軍属の退職金没収勅令公布

- 16 カナダに原爆機密漏洩事件発覚
- 17 インドネシア独立宣言
- 18 英蘭銀行国営化決定
- 19 ソ連最高会議、千島、樺太の正式領有を布告
- 22 マーシャル周恩来会見
- 24 満洲で国共再衝突
- 26 極東委員会正式成立

月	3	月	2
	<p>3 物価統制令公布 財産調査施行 // // 新円生活始る</p>	<p>1 労働組合法施行</p> <p>6 憲法改正政府案要綱を發表 (天皇象徴、戦争放棄など)</p> <p>10 公職追放令中E項、G項の範圍決定公表</p>	<p>28 外蒙、ソ連相互援助条約締結 // 米國務長官、ソ連の在滿施設撤去に警告</p> <p>1 米國務省、日本の対外貿易政策聲明</p> <p>4 米英仏、對フランコ共同聲明</p> <p>5 チャーチル、米國フルトン市で反ソ演説</p> <p>7 フランス政府、安南の獨立を承認</p> <p>10 米國ジョージア州サザアナにて國際通貨會議開催</p> <p>13 スターリン首相、チャーチル</p>

月 4	月 3
<p>1 預金封鎖強化、生活資金拂戻 限度を一律に一人百円とす)</p> <p>4 総司令部、貿易庁を唯一の貿易機関に指定</p> <p>8 総司令部、指定銀行制度の撤廃と強制貸付停止を命令</p>	<p>16 総司令部、日鉄等七大持株会社に資産凍結を命令</p> <p>24 初の輸入米七、〇〇〇トン横浜着</p>
<p>5 才一回対日理事会開会</p>	<p>23 濠洲軍、吳に上陸</p>
<p>28 大佐当選</p>	<p>15 演説を反駁 英首相アトリー、下院でイン ドの独立示唆</p> <p>26 赤軍の満洲撤退開始</p> <p>アルゼンチン大統領にペロン</p>

5 月	4 月
<p>5 フーゾアー食糧視察特使来日</p>	<p>26 人口調査施行 会社配当等禁止制限令施行</p> <p>20 持株会社整理委員会令公布 錫等の対米輸出準備を命令 総司令部、政府に対しコム</p>
<p>1 メーデー復活(参加五〇万)</p> <p>4 総司令部、覚書を発して、鳩山自由党総裁其他を追放す(三日附)</p>	<p>29 総司令部、マ元帥階段陰謀の発覚を発表</p>
<p>6 国際通貨基金理事長にベルギ</p> <p>3 ポーリー大使、南鮮視察に出</p> <p>2 仏ソ貿易協定調印</p> <p>1 立 国民政府南京遷都 中国共産党、長春に新政権樹</p>	<p>15 英、鉄鋼国営關議決定</p> <p>20 フランス憲法會議、才四共和制新憲法可決</p> <p>21 英經濟学者ケインズ死去</p>

9 日本による掠奪品の没収令施行

16 総司令部、経済安定本部及び物価庁の設立を許可

18 総司令部、肥料の集中生産に三四工場を指示

19 京浜向け輸入食糧才一回放出許可

8 協同民主党の結成決る

14 吉田外相、自由党総裁就任を
受諾

1 のカミーユ・ギユット氏選任

10 米上院、対英三七億五、〇〇〇万ドル借款供与可決

11 ポーランド大使、日本の賠償方針
針声明

13 極東委員会、対日中間賠償案
を可決

16 英、インド独立案に関する白
書を発表

20 国際食糧会議、ニューヨーク

月 6	月 5
<p>17 総司令部、政府に賠償指定施設の総目録作成方針指令</p>	<p>28 総司令部、肥料増産を指令</p>
<p>18 天皇は裁判に附せずとキーン ン検事言明</p> <p>17 官庁用語の国語文採用決定</p> <p>12 連合国占領軍の占領目的に有害なる行為に対する処罰等に関する勅令公布</p> <p>7 厚生省、生産管理は非合法と見解表明</p> <p>1 警察制度改正案発表</p>	<p>23 総司令部、皇族の特権廃止及び一四宮家の資産に課税を命令</p>
<p>17 対日理事会、農地制度改革問題につき意見一致</p> <p>12 極東委員会、鉄鋼業、火力発電及び化学工業に対する対日中間賠償計画案発表</p> <p>5 イタリア王制廃止、共和制宣言</p>	<p>21 総司令部、失業対策等公共事業費六〇億予算計上を指令 に開催</p>

7 月	6 月
<p>15 賠償施設撤去要領決定</p> <p>5 総司令部、正金銀行の改組案を認可</p>	<p>21 金融措置令一部緩和、大藏省告示（封鎖支拂いの範圍拡大）</p>
<p>6 「日本国」と呼称と金森國務相言明</p>	<p>29 公職審査委員会を内閣に設置（委員長に美濃部達吉博士）</p> <p>25 衆議院憲法改正案上提</p> <p>21 憲法改正草案議案に提出</p> <p>20 才九十議會開會</p>
<p>13 米議會対英三七億弗借款を可決</p> <p>5 選 ネール、国民會議派議長に當</p> <p>4 フネリツピン共和国獨立宣言</p> <p>2 極東委員会、日本新憲法の「原則」を承認</p>	<p>26 米大統領、比島援助法案に署名</p> <p>21 米國務省、対日非武装条約案（二十五カ国案）ソ・英・中国政府に提示</p>

月 8	月 7
<p>1 鉄道会議運賃値上げ決定(貨物三〇割、旅客二五割)</p>	<p>16 三井同族会社解散</p> <p>23 総司令部、転換資金の興銀貸出しを訴可</p> <p>52 二十一年度改訂総予算案(総額五六〇億余円)議會提出、藏相財政方針を明示</p> <p>28 金融緊急措置令一部改正(預金の預け換え禁止)</p>
	<p>16 総司令部、警察官、消防官の政治参加禁止は不当と通告</p> <p>23 警察制度改革案成る</p>
	<p>29 インド回教連盟、英の独立案受諾撤回、直接行動決議</p> <p>// パリ平和會議、リュクサンブール宮殿に開會(議長に仏代表ビドー氏当選、會議の正式呼称「一九四六年パリ會議」と決定)</p> <p>30 パリ平和會議講和条約案発表</p>

6 総司令部、南氷洋の母艦式捕鯨再開を許可

8 総司令部、全統制会に解散命令

// 戦時補償打切り大綱閣議決定
// 持株会社整理委員会、同施行規則公布

11 改正金融措置令施行規則（大藏省令）公布、施行（封鎖預金を才一、才二封鎖に分類）

12 経済安定本部、物価庁発足、両長官に騰國務相就任

10 総司令部、偕行社、水交社の解散を命令

7 蔣主席、中共側最後案（無条件全面停戦、政協会議による政府改造）を拒絶

9 米、対比七、五〇〇万ドル赤字借款供与成立
10 国共の全面妥協は不可能とマ特使声明発表

<p>31 新米の価格決定（生産者価格 六〇〇円、消費者価格四六〇円、 一四〇円国庫負担）</p>	<p>24 マ元帥、対日中間賠償計画に 基く五〇五工場の管理保全を命 令</p> <p>30 総司令部、南極捕鯨許可に関 して声明発表</p>
	<p>18 自由党、吉田首相を総裁に正 式推戴</p> <p>19 総司令部、追放者の政治活動 に關し見解表明</p> <p>21 法律の全面改正、十六法案の 要綱発表</p> <p>24 憲法改正案衆議院通過</p>
<p>30 極東委員会、二週間以内に日 本の新憲法承認の旨言明 ニ 中共滿洲に自治政府樹立発表</p>	<p>13 対日理事会アチソン議長、濠 洲以下七カ国非公式参加を提案</p> <p>16 ネール会議派議長、独自の臨 時政府樹立を声明</p> <p>21 対日理事会、濠洲以下七カ国 招請案否決</p> <p>24 ネール、インド中間政府首班 に任命さる</p>

10 月	9 月
<p>1 地代、家賃統制令公布</p> <p>7 貸金統制令、会社経理統制令 廃止</p> <p>11 藏相、新田封鎖せずと再言明</p>	<p>1 マ元帥、対日理事会に日本炭 鉱国有化の審議を提案</p> <p>9 日銀券六〇〇億円突破</p> <p>30 三井本社、三菱本社、安田保 善社の三社解散決定</p>
	<p>5 総司令部、日本と諸外国（独 逸を除く）間に九月十日より制 限付国際郵便業務再開の旨発表</p> <p>17 終戦連絡事務局、終戦以来八 月迄の総引揚者四四〇万と発表</p>
	<p>1 ギリシヤ、国民投票で王制復 活</p> <p>2 世界食糧会議、コペンハーゲ ンに開催</p> <p>25 極東委員会、日本の石油、ゴ ム両工業処理に関する政策公表</p>

3. 大藏省国民財産総額推計四、九〇〇億と発表

5 総司令部、賠償工場のリスト作成

12 日銀、公定利子歩合改訂一厘引上

// 総司令部、資金統合銀行資産の内六億五、〇〇〇万円民間出資銀行へ拂戻指令
13 労働調整法実施

6 憲法改正案貴院可決
7 衆議院、憲法改正案可決

12 才九十議會閉院式挙行

10 パリ平和會議、対伊平和条約を可決

15 世界貿易予備會議ロンドンに開催

月 11	月 10
<p>15 制限会社等の証券保有禁止に 関する勅令決定</p> <p>3 大藏省、金融債権を旧勘定に 移換の方針決定</p>	<p>28 総司令部、石油配給に関する 法令廃止、並に石油配給会社の 解散を命令 // 復興金融金庫法施行令、復興 金融委員会官制公布 29 戦時補償打切三法案施行令、 同施行規則公布 30 企業整備資金措置法廃止</p>
<p>15 内務省、地方選挙取締改正令 公布</p> <p>3 新憲法公布式典挙行、恩赦の 詔書頒発さる</p>	<p>29 憲法改正案枢密院決定</p>
<p>13 終報告書を発表</p> <p>10 ポーレー大使、日本賠償の最</p> <p>5 米中間選挙共和党大勝 フランス総選挙共産党大勝</p>	<p>22 バーンズ米国務長官、非友好 国には借款不許の旨言明</p>

月	1	2			
<p>6 石炭生産価格トシ当り三四六</p> <p>5 産別会議、生産復興運動基本方針決定</p> <p>// 経済復興会議、基本方針決定</p> <p>4 総司令部、外国通貨、為替の日銀引渡を指令</p> <p>3 総司令部、軍需工場の転換許可制は今後賠償工場のみと発表</p>	<p>30 総司令部、政府没収の在日連合国人所有財産の返還指令</p> <p>27 総司令部、十財閥の家族資産凍結措置指令</p> <p>20 日本商工会議所発足</p> <p>19 財産税法施行規則公布</p>	<p>2 財産税施行細則公布</p>	<p>26 才九十一議院開院式挙行</p>	<p>2 米英軍事同盟締結</p>	<p>20 国際捕鯨会議開催</p> <p>18 英燃料相、炭鉄国有実施発表</p>

月	1	2
<p>20 独占禁止法案の骨子発表</p> <p>31 東京手形交換高九万六、〇〇〇 〇余枚一五償円と開所以来の記録</p>	<p>13 総司令部、民間統制会社の廃止を指令</p>	<p>円と決定</p>
<p>19 国際国際通貨基金、四七年三月業務開始を声明</p>	<p>16 シヤム、国連加盟正式決定</p>	<p>7 国連総会フランコ政権閉出し決議</p>

昭和二十二年（一九四七年）

月	1	月
	3 総司令部、国際通信再開許可	経 済
	13 才三・四半期鉄鉱生産一三万 二、〇〇〇トン（目標三割）突 破	
	4 追放令の範囲を拡大、経済界、 言論界の追加修正勅令公布	政 治
	16 全通、国鉄総連二月一日スト 突入を各支部に指令	
	18 総司令部、終戦後昨年末まで の集団引揚者総数一、二一二万 人と発表	
	7 パーンズ米國務長官辞任、後 任マーシャル元帥就任	海 外
	1 英国、炭鉱業及び通信事業国 有化実施	

月 2	月 1
<p>17 総司令部、一七制限肥料会社に融資許可</p> <p>6 3 全国労働組合同議結成 経済復興会議結成大会開催</p>	<p>23 金融措置令一部改正（五百円の枠を七百円に引上）</p> <p>25 復興金融金庫開所</p> <p>28 米軍票の日本円との闇交換禁止強化発表</p>
<p>10 7 マ元帥、吉田首相に宛て議會終了後総選挙を要望 進歩党、新党樹立職明</p>	<p>30 政府、ゼネスト対策、取締方針決定闡明、交渉経済発表</p> <p>31 マツカサー元帥、官公庁スト中止を命令</p>
	<p>22 インド憲法制定議會、独立宣言を採択</p>

月 3	月 2
<p>4 勞働基準法案衆院提出</p>	<p>18 総司令部、八炭鉱の住宅用建設資金一億九、〇〇〇万円融資許可</p> <p>20 総司令部、紡績能力四〇〇万錘拡張勧告</p> <p>24 総司令部、炭鉱一二制限会社え八億二、〇〇〇万円融資許可</p> <p>27 日銀三月より高率過用制復活（傾斜生産方式に依る生産復興策に金融政策を即応せしめるため）</p>
<p>4 英仏同盟条約調印</p> <p>6 極東委員会、在日外国資産を元所有者に返還する権限をマ元帥に与える指令採択</p> <p>// 瀛洲、ブレトンウツプ協定参加決定</p> <p>7 ポーレー委員長辞任</p>	<p>20 アトリー英首相、下院で明年六月インドに首権返還を言明</p>

8 閉鎖機関令、閉鎖機関整理委員会令公布施行

11 総司令部、米軍のドル換算率一ドル五〇円に改正

12 英占領軍司令部、英貨一ポンド二〇〇円、濠貨一六〇円と発

表

8 国民協同党結成

13 米上院、大統領任期制限案可決（何人といえども四ヶ年任期の大統領に二回以上選挙されない。また他の大統領の任期の二カ年以上を勤めたものは一回以上大統領に選挙されないこととなつた。即ち何人といえども一〇カ年以上大統領たることは出来ない。この憲法改正は全州の四分の三、即ち三六州に依つて批准されることを必要としてい

14 日銀券一、一〇〇億円突破
17 世界労連視察団来訪

22 マ元帥、日本政府の経済政策
に關し、吉田首相宛書簡で重大
意志表示を發表 (1)米国からの
食糧輸入は国産食糧の最大限の
利用と公正な配給を前提とす
る。(2)賃金及び価格を確固たる
統制下におき、必需品につき嚴
重な割当統制を策定維持するこ
とは日本政府の責任であり、(3)
これらのために経済安定本部は
急速かつ強力なる措置をとり、
全経済面に通ずる総合処理をす
ることが絶対必要と強調)

26

進歩党解散、新党結成決定

22 ト大統領、「破壊的分子」の官
職追放を指令

23 米國務省、テヘラン、ヤルダ
ボツダム三協定内容発表

月 4	月 3
<p>1 安本、昭和二十二年度鉄鋼生産計画決定（傾斜生産方式踏襲により普通鋼々材七〇万トン、銑鉄四五万トン）</p> <p>2 才二十九回対日理事会、日本のインフレーションを検討</p> <p>// 才二十九回対日理事会、マ元帥提出の議案「買金物価関係</p>	<p>27 労務基準法成立</p>
	<p>31 衆議院解散、貴族院停会、ここに才九十二議會をもつて明治憲法下の帝國議會は幕をとじた。</p> <p>// 民主黨結成</p>
	<p>28 米下院米軍占領地緊急救済援助費三億ドル支出承認</p> <p>// 濠首相、対日羊毛供給協定成立発表</p>

の安定」を審議。この提案には五万五千語に及ぶ參謀部資料が添えられてあり、要旨左の通り(1)日本は本格的インフレに直面している。賃金と物価の均衡を失っているのはインフレの顯著なあらわれにすぎない。(2)労働者は最低生活水準維持のため賃金引上げを主張しつづけ、インフレの悪循環が起つてきた。(3)工業生産の低下、全工業原料の不足、龐大な通貨量、資材商品の配給の不円滑、物価及び賃金の上昇などの要素は日本経済を重圧下においている。(4)これらの事実を過正かつ急速に調整しないと現下のインフレは加速度的に尖鋭化するであらう)

8 総司令部、人絹工業年産一五
万トンまで復興許可

9 二十二年度金融機関別貯蓄分
担額決定

5 知事及市区町村選挙を行

3 米政府、マ元帥に對日中間賠
償取立三割即時実施指令(各国
別振合中国一五、フリツピン
五、インドネシア五、イギリス
(極東植民地)四、計三〇)

7 ヘンリー・フォード死去

10 世界貿易予備會議ジュネーヴ
に開催(世界貿易機構成立の可
能性は急速に消失したが、一般
貿易関税協定の成立を見る端緒
を開いた)

19 フランス對日中間賠償除外に
不満表明

月 5	4
<p>1 産業復興公団発足 才十八回メーデー挙行</p> <p>5 物価庁、重要鉱物二十四品目 値上決定（金、銀、銅、鉛、硫 化鉛、マンガン鉱等）</p>	<p>21 セメント、六五%値上決定</p> <p>24 日銀券一、二〇〇億円突破</p> <p>27 西尾社会党書記長新田再封鎖 行われと言明</p>
<p>3 日本国新憲法施行 地方自治法施行</p>	<p>25 衆・参議院選挙を行ひ</p> <p>26 衆議院選挙の結果、社会党一 四三名で才一党</p> <p>27 マ元帥、総選挙の結果につき、 「日本人は中道政治をえらんだ」と と声明発表</p>
	<p>22 モロトフ外相、マーシヤル長 官の朝鮮臨時政府設置提案受諾</p>

13 全官公職員給与一、六〇〇円
案閣議決定

6 才一回国会二十日召集決定、
詔書公布

9 四党代表会談、連立組閣に意
見一致

8 アチソン米國務次官、四大國
の協定をまたず単独日独の復興
に当る旨重大演説

// 極東委員会、対日賠償要求國
の賠償取得要求基準決定（ひろ
く政治的基礎にたち、賠償有權
國のこうむつた物的及び人的の
破壊、日本の敗北を導くうえに
各國が基与した度合、日本の侵
略に対する各國の抵抗の範圍と
期間を考慮に入れて決定すべき
ものとした）

9 国府、中国塩五〇万トン対日
輸出割当発表

12 アチソン國務次官辞任、後任
にロバート・ラヴェット就任

19 総司令部、供米一〇〇%突破
発表

27 全国銀行協会、定期予金利子
引上決定

14 社会党鈴木、加藤両氏共産党
との絶縁声明

20 内閣総辞職を断行

// 才一回国会召集、参議院議長
に松平恒雄氏、副議長に松本治
一郎氏決定

21 衆議院議長に松岡駒吉氏、副
議長に田中万逸氏決定

23 内閣首班に片山哲氏決定

26 フリッター氏対日単独講和提
唱

29 インド・対日賠償全額の一八
%要求

月	6
<p>11 片山内閣、吉田前首相宛書簡</p> <p>10 総司令部、八月十五日より民間貿易再開を許可</p>	<p>1 都内飲食店一斉休業</p> <p>2 二十二年度出炭三、〇〇〇万トンと決定</p>
	<p>1 片山内閣認証式挙行</p> <p>6 芦田外相、日本は沖繩と千島の一部返還を希望と外人記者団に語る</p>
	<p>4 マウントバツテン総督、八月十五日より主権をインドに返還と発表</p> <p>5 マーシャル米國務長官、米の世界復興援助計画に關し演説</p>

の形式マ書簡に答えて緊急経済
対策発表

22 閣総司令部、才二回南氷洋捕鯨
許可

24 藏相後任に栗栖越夫氏新任

23 才一回国会開会

12 米、対比借款四、五〇〇万ド
ル供与発表

// マ長官、欧洲経済復興案提唱
14 トルーマン大統領、イタリ
等四方国との講和条約に署名

16 国連極東経済会議、上海で開
催

18 英仏両外相、欧洲経済復興援
助案にソ連の協力を要請

// 国連、国察警察軍設置を可決

23 英政府、米に対し日本の南極
捕鯨許可に反対抗議

月 7	月 6
<p>4 政府、経済実相報告書（通称「経済白書」）を議会に提出。財政面では一九四六年度七七六億円</p>	<p>25 金融機関の暫定評価基準案と公債、動産、不動産の確定評価基準案を可決</p> <p>26 総司令部、七月より日本の責任でアンガウル島燐鉱石の採掘を發表</p> <p>30 横浜正金銀行閉鎖機関に指定</p>
	<p>27 内務省解体正式決定</p> <p>28 内務省解体により政府は自治委員会、公安庁、建設院の三機関設置</p>
<p>3 連合国対日貿易委員会、日本に入国許可の各国代表の国別割当を發表</p>	<p>25 米政府、南鮮の民間貿易許可を發表</p> <p>26 スナイダー米財務長官、欧州援助計画は借款を約束せずと言明</p>

の赤字。企業のうち例えば石炭は一九四七年三月、一カ月分で赤字四億円。家計は同じく三月で給料生活者四四一円、労働者三四一円の赤字、物価は一九四七年六月のヤミ値段は戦前の六〇——七〇倍、賃金は最高といわれる炭坑内夫でも戦前の三七倍に過ぎない。そこで政府は実質賃金の充実に力を注いでいる。同年六月二十日現在で主要都市所在の二府県の主食運配は十一日——二十日に達する。

鉱工品生産は、一九三五——三七を一〇〇として終戦直後一〇、四六年九月は三〇、十二月二七・七、四七年一月に入つて二六・二、二月二四・七と下り五月に三二・五と上つたがその

恢復はきわめて遅い。雇用は四七年十月には国内人口は七、八〇〇万人に達すると推定され、一、〇〇〇万人の失業が、予想される。貿易は終戦から四六年末迄の食糧輸入は八〇万一、〇〇〇トンで全体の輸入の六一%をしめている。一方輸出は生糸が戦前は総額の四七%をしめていたが最近は売行がわるく、結局四六年度末までの米国からの借越残は一億八、〇〇〇万ドルとなり、今後も増加が予想されると発表)

5 新物価体系、安本及び物価庁から発表(マ元帥書簡、緊急経済対策により準備された新物価体系の要点は左の通り)

才一、新価格体系組立の原則、

昭和九一十一年を基準年次として価格水準の六十五倍を限度として基礎的な価格の安定帯を設ける。鉱工業品の価格は原則として原価主義によつて定める。

農産品価格は原則として農業経営及び農家々計において購入する商品の価格との基準年次における均衡を保たせるように定める。畜産品価格もこれに準ずる。

才二、賃金水準勤労者の実質的生活の確保と企業経営の健全化を目標として物価賃金の同時的決定を行う。賃金水準は工業平均一、八〇〇百円に引上げ、公定価格引上げによる勤労者の家計への影響に対処する。

才三、価格差益を徴収し、新価格体系綱持安定のために使用

する。これにより、主食、石炭
運賃、礦の新価格並に国鉄貨客
運賃二五割上発表。

8 総同盟、産別に戦線統一申入
れ

10 縁故米制度実施
12 衆議院、独占禁止法可決
// 主要物資の切符制拡充

7 衆議院初の自由討議開催

15 民法改正法案成る

6 米陸軍省、才三次大戦に備え
産業動員計画発表

9 米上院、陸海空統合案可決
10 インド独立法案英議会通过
12 欧洲経済復興会議開く

14 マ国務長官、あくまで欧洲復
興を援助と声明
// アンダーソン米農務長官、ソ
連衛星国には食糧を供給せずと
言明

18 インド独立案成立

月 8	月	7
	<p>31 鉄鋼才二次製品並にセメント・バス値上</p>	<p>20 私的独占禁止法全面的に実施</p> <p>22 「超非常時食糧対策」閣議決定</p> <p>23 特別調達庁設置決定 栗橋藏相、通貨再封鎖、平価切下げ行わずと言明</p> <p>25 総司令部、二十三制限会社に炭鉱復興資金一億一、〇〇〇万円借入許可</p>
<p>1 閣議、最高裁判所判事に三淵忠彦氏、霜山精一氏以下十四人</p>	<p>27 協同組合法案成る</p>	
	<p>26 ト大統領、陸海空統合法案に署名、初代長官にフォレストル海軍長官任命</p>	<p>25 米陸海空軍統合法案下院通過</p>

6 経済集中力排除法案成る

11 炭鉱国営案、閣議正式決定

13 石炭鉱業会長等、政府に炭鉱

国管反対申入れ

15 総司令部、輸出入回転基金借

款五億ドル許可

// 民間貿易代表才一陣到着

// 炭鉱国管最終案決定

の判事任命

7 衆議院、労働省設置法案可決

6 英首相、下院で「緊急経済対

策」を發表

7 極東委員会、最高生産能力三

〇万瓩の電気製鋼炉残置期間を
四八年六月まで延期と決定

11 極東委員会、連合軍管理の日

本貴金屬、寶石類ドル借款の担
保に使用許可、輸出入回転基金
一億三千七百万ドル設定

22 総司令部、生糸凍結解除、管理を政府へ移譲

28 貿易庁、民間貿易手続応急措置発表

19 自由党、純野党として立つ旨
声明

17 アチソン大使、帰国の途ハワ
イ沖で墜死

20 英政府、ポンドのドルへの自由交換を一時停止発表、米政府も同時発表

25 世界食糧農業機構才三回年次
大会開催

29 英連邦キャンベラ会議、日本
経済の自立化許容

15 関東地方大水害
 16 総司令部、賠償才一次前渡し
 一七軍工場指定

22 総司令部、日ソ貿易協定調印
 発表

1 勞働省及び特別調達庁発足
 2 対日理事会議長にウイリアム・シーボルト氏任命

2 極東委員会、一九四九年十月より日本産業の制限撤廃、軍事施設処理に新指令を發す
 3 英外相、米の保有金再分配を提案

12 濠エヴァット外相、対日講和は七カ月で調印可能と言明

16 国連才二回総会開會

17 米政府、世界貿易憲章草案発表

24 欧洲復興會議、報告書マ長官

10月	9月
<p>1 国勢調査、事業所統計調査行 わる</p> <p>4 総司令部カルテル課長、証券 処理調整協議会による証券の大 量処分につき談話発表</p> <p>5 四七年産供出割当全国知事会 議開催、割当米三、〇五五万石 決定</p>	<p>29 供米割当出直し、最低三、〇 五五万石と決定</p>
<p>2 皇室経済法、施行法公布</p>	
<p>4 日本占領英本国軍引揚発表</p> <p>5 独占領米英軍政当局、独業者 の海外旅行許可</p> <p>6 ザール地区選挙、仏との統合 派勝利</p>	<p>26 英、パレスチナ放棄正式決定 に手交</p> <p>27 ソ連、米ソ同時に朝鮮より撤 兵提案</p>

月	1	0
18 決	11 總司令部、十紡績会社に融資許可	9 總司令部、二十四制限炭鉱会社に融資許可
	13 日銀券一、六〇〇億円突破 // 集排法才一回指定紡績一〇、 鉱業四社内定	7 縁風会、政治結社に改組決定
	13 皇室会議、一一宮家五一皇族の離籍決定	9 政府、マ元帥の警察制度改革 に関する書簡発表
	13 米政府、千島列島の信託統治を要求	7 濠外相、対日諍和進促を米大統領に力説
	14 米農務省、日本に大豆粉五、〇〇〇トン割当発表	9 ドレーパー米陸軍次官、日独の経済復興促進を強調
	16 AFL大会、四八年大会に日本代表招請を決定	
	17 ビルマ独立、英ビルマ条約調印 // 訪ソ英議員団、スターリン首相との会見発表	

月	1	0
<p>29 総司令部、印棉一七万俵輸入契約調印発表</p> <p>// 総司令部、兵器製造用機械破壊指令</p>	<p>22 新米生産者価格石一、七〇〇円と決定</p>	<p>19 金融機関の減資と未拂込株微収方法決る</p> <p>20 総司令部、国内用貴金屬の使用許可</p>
<p>29 28 英議会代表団来日 才四四回対日理事会、日本人引揚問題を討議</p>		
<p>29 国際貿易会議、二三カ国関税協名成立と発表</p>	<p>27 英、ルール炭鉱の独返還発表 完全に一致と発表</p> <p>24 英連邦諸国、対日講和に意見</p>	<p>23 スタートリン・ソ連首相、コミンフォルムの設立はコミンテルンの復活に非ずと言明</p>

月	1	1
	<p>1 勞働基準法全而実施</p> <p>// 総司令部、全漁船の登録指令</p>	
	<p>8 井上農林次官、本米穀年度食糧一八〇万トン不足と発表</p> <p>10 日銀券一、七〇〇億台突破</p> <p>12 米、ストライク調査団訪日</p> <p>13 生活必需品資需給計画発表</p>	
		<p>4 片山首相、平野農相に罷免権発動</p>
		<p>7 国鉄反共連盟発足</p>
	<p>13 ドールトン英藏相辞任、後任はクリップス経済相</p>	<p>5 国際労働機関アジア地区会議、日本労働者の生活向上につき勧告決議</p> <p>6 モロトフ・ソ連外相、原爆は秘密兵器にあらずと言明</p>
	<p>11 致ソ連原子爆弾実験説伝わる</p> <p>10 パレスチナ分割、米ソ意見一致</p>	

月	1	1
25	23	17
炭鉱国管案衆議院通過	衆議院本会議、経済力集中排除法案可決	経済復興会議、生産復興運動実施要綱発表
26	20	18
民主党、幣原氏等二四名除名決定	産別大会、世界労連加入決議 独禁法適用除外範圍決定	
25	24	20
東西独間交易協定成る。	才二回アジア極東経済会議開く。	国府、対日賠償船舶五十三万トン要求
	21	16
	サイヤン世界労連書記長、次回に日本招請を発表	米CIO、マ計画支持を表明
	14	15
	国連総会、朝鮮独立米案可決	米原子力委員会、原子力装置輸出に特許制規定
	15	16
	総司令部、日英暫定通貨協定成立発表	安本、企業経営調査委員会設置

月	1 2	月	1 1
<p>13 総司令部、ソ連の日本人引揚げ中止に再考を促す</p>	<p>29 社寺等所有の農地買収措置決定</p>	<p>14 ソ連、通貨十分の一切下げ実</p>	<p>27 イタリア、平価切下げ</p>
<p>8 参院本会議、炭鉱国管法案可決成立</p> <p>6 商工省、十一月出炭二四七万吨、戦後最高記録と発表</p> <p>3 旧陸海軍工廠機械施設賠償割当追加発表</p>	<p>28 民主党弊原派同志クラブ結成決定</p>	<p>9 才一回国会終了</p>	<p>2 日銀券一、八〇〇億突破</p> <p>3 旧陸海軍工廠機械施設賠償割当追加発表</p> <p>6 商工省、十一月出炭二四七万吨、戦後最高記録と発表</p> <p>8 参院本会議、炭鉱国管法案可決成立</p>
<p>11 外相会議、ドイツ鉄鋼生産水準引上げ意見一致</p>			

月	1	2
		16 西尾長官、軍公利拂い停止せ ずと言明
		// 重要資材使用制限規則公布
	24 日銀券二、〇〇〇億突破	
	25 食糧管理局長官、端境期迄の 食糧不足一八〇万トンと言明	
	26 商工省、電力白書発表	
	30 総司令部、海南島鉄鉱石二五 万トン輸入契約成立と発表	

		17 国連人權委員、人權宣言可決 米國務省、歐洲復興宣言画大綱 発表
	22 イタリー共和国憲法実施、ニ コラ初代大統領就任	
	23 米國務省、日本人絹工業復興 計画発表	
	28 英ソ通商協定成立	
		止 施、食糧及び工業製品切符制廢

昭和二十三年（一九四八年）

月 12				月 1
	經 濟	<p>8 財閥銀行整備方針決る。</p> <p>13 総司令部、石炭増産に対する 経営者の消極的態度を警告</p> <p>17 総司令部、台湾比島より砂糖 一五万トン輸入許可</p>	政 治	
<p>31 ト米大統領、インフレ防止法 署名</p>	海 外	<p>5 英、ソ連の対日講和準備提案 拒否</p> <p>12 米陸軍、日本向け棉花五万俵 買付け発表</p> <p>// 濠国防省、日本占領英連邦軍 の指揮権濠洲移管発表</p>		

27 政府、四九年度出炭計画三、
六〇〇万トンと決定の旨発
表。

19 社会党大会終る、四党政策協
定破棄、書記長に浅沼稻次郎氏
決定

21 才二回国会開会式

18 ソ連、五カ年計画実績発表

20 ドイツ管理理事会開催、ソ
連、西独の経済行政機構の解散
要求

21 極東委員会米代表、日本自立
案を米で立案中と声明

25 仏政府、フラン切下げ発表、
対米二一四、対英八六四

26 ズアルガ教授、世界経済研究
所を追わる。

28 マ米国務長官、フラン切下げ
支持声明

30 ガンジー射殺さる。

月	2
<p>13 株式店頭売買再開 12 総司令部、リデー工業課長水 力発電制限せずと言明</p>	<p>4 総司令部、外国商社の入国制限撤廃発表 5 輸入食糧一二五、〇〇〇トン放出 7 持株整理委員会、集排法による才一回指定会社二五七社指定 // 総司令部、才三国人円所得に 対し日本政府の徴税権確認と発表</p>
<p>15 14 産別民主化同盟結成 法務庁発足</p>	<p>11 自治体警察発足 10 片山内閣総辞職</p>
<p>11 // シカゴ市場記録の大暴落</p>	<p>10 米共産党首脳者逮捕 // ニューヨーク株式暴落 6 西独統合憲章成る 2 1 マレー連邦政府成立 米伊友好通商航海条約調印</p>

月 3	月 2
	<p>20 食糧配給公団発足</p> <p>21 持株整理委員会、集排法による才二次指定企業六八社発表</p>
<p>6 総司令部、右翼団体の全資産 公売発表</p>	<p>23 衆参両院芦田首班指名確認</p> <p>26 国家公安委員五名決定 // 総司令部、鉄道郵便業務の能率改善指令</p>
<p>6 国際小麦協定調印</p> <p>9 米陸軍省ストライク報告全文発表、その内容は日本国内で使用出来ると信ぜられる生産施設は撤去すべきでないとし、又撤去施設のうち才三義的軍需工業</p>	<p>16 北鮮に人民共和政府樹立と、平壤ラヂオ放送</p> <p>22 濠首相、日濠貿易再開発表</p> <p>24 国連小総会再開、米南鮮の選挙指令</p>

11 臨時給与委員会で算定の官公吏新給与水準二、九三〇円を政府呑む（臨時給与委員会は全官庁労連の賃上等の要求に対し中労委がその調停案で設置を勧告したもの）

10 芦田首相並びに閣僚の認証式挙行

15 民主自由党結党、総裁に吉田茂決定

施設の撤去を先に国務、陸海軍調整委員会が暫定的に決定した九億九、〇〇〇万円から一億七、二〇〇万円に（一九三九年価格）削減したものである。重要産業のうちでは、鉄鋼、工作機械、アルミニウム精錬、火力発電の全施設および商船隊を全部残すことを勧告している。

11 ト米大統領、国共合作に反対と声明

15 米、総選挙に共産党勝てば援助中止とイタリーに通告

16 四七年産米供出完了、割当の三、〇五五万石を〇・二%超過

26 総司令部、四七年度分貿易額発表（輸入五億二、六〇〇万ドル、輸出一億七、四〇〇万ドル、差引三億五、二〇〇万ドルの入超）

20 ドレーパー訪日使節団一行来訪

27 都電、バス一斉スト決行

19 マ米国務長官、米は日本に直接責任を持つと言明

23 極東委員会、日本非武装化指令発表

24 ハヴァアナ国際貿易雇用会議終了、五三箇国貿易憲章に調印

26 ハリマン米商務長官、三月一日以降ソ連及び衛星諸国に武器輸出停止と言明

29 国連安保理事会、ビルマ加盟

月	3 月
<p>4</p> <p>1 臨時石炭鉱業管理法施行さる (石炭国管の実施)</p> <p>6 商工省、四七年度出炭実績一、九三二万四、〇〇〇トンと発表 (四七年度出炭目標は三、〇〇〇万トン)</p>	
<p>5 共産党、民主民族戦線宣言発表</p>	<p>31 総司令部、マーカット少将、地域的ストも不可と声明</p>
<p>7 米国務省、マ計画極東に適用</p> <p>// 米、経済協力局長官にポール・ホフマン氏任命</p> <p>6 ドレーパー使節団帰米、日本再建四カ年計画発表</p> <p>4 米、五月分対外穀物輸出割当発表、日鮮に四万二、〇〇〇ト</p> <p>2 ソ連、ベルリンの交通遮断</p> <p>1 米上下両院、スペイン援助拒否</p>	<p>可決</p>

9 水谷商相、生管工場に資材配給せずと言明

14 総司令部、六〇〇万ドル以上の機械対印売渡契約及び年間一〇万トンのボーキサイト輸入許可発表

15 総司令部キレン勞働課長、全通スト中止命令

8 せすと言明
シヤム新首相にピブン元帥就任

10 イタリアの国連加入問額でソ連拒否権発動

12 西独為替レート一マルク三〇セント(米)と決定

13 米英綿業会議、対日綿業協定成立

15 ロハス比島大統領急死、後任キリノ副大統領昇格

16 西歐十六カ国經濟復興會議開

<p>27 芦田首相、講和後の国防は國連の保護期待と言明</p>	<p>25 兵庫地区軍政部、非常事態宣言</p>	<p>20 裁判官の待遇についての三淵最高長官宛マ元帥書簡発表</p>	
<p>26 総司令部ニューヨーク貿易事務所、生糸絹織物の買付は業者の直接交渉許可と発表</p>	<p>22 フォレストアル米国防長官、四五〇億ドル国防三カ年計画提案</p>	<p>21 米、ハリマン商相を歐洲特命移動全權大使に任命</p>	<p>20 イタリア総選挙反共派大勝 19 米、マーシャル群島の原爆実験発表 18 ビルマの国連参加決定 17 歐洲經濟協力協定に調印 16 ト大統領、インフレ克服強調 15 イタリア総選挙施行、北伊に暴動勃発</p>

5 月	4 月
<p>12 総司令部、繊維製品の直接取引交渉、一五日から許可と発表</p> <p>// 日濠通商協定成立</p> <p>4 経済力集中排除法検討の米五人委員訪日</p> <p>2 英綿業界、日本綿業の制限強調</p> <p>1 労働基準法完全実施</p>	<p>28 経済復興会議解散を決議</p> <p>30 農業手形制度実施</p>
<p>10 公職審査委員会閉鎖</p> <p>1 海上保安庁発足</p>	
<p>5 ホッジ中将、米軍は朝鮮から撤兵せずと言明</p> <p>7 ソ連、北鮮撤兵準備発表</p> <p>10 ドレーバリ陸軍次官、下院で日本繊維工業再建の要強調</p>	<p>28 対日講和障害は米ソ関係と濠外相言明</p> <p>29 北鮮人民委員会、朝鮮人民共和國憲法草案可決</p>

月	5
<p>31 商工省、四月主要物産生産実績発表戦後新記録</p> <p>// 四八年度貯蓄目標三、〇〇〇億決定</p>	<p>15 印綿対日取引再開</p>
<p>22 二三年度本予算原案決定、総額四、〇〇〇億円</p>	<p>18 国家公安委員会、非常事態警備要綱決定</p>
<p>28 スターリング地域との支拂協定総司令部英政府間に成立</p> <p>29 米農務省、七月分日鮮向け穀物二二万トンと発表</p>	<p>13 国際食糧委、米の対日米穀割当要請を拒否</p> <p>14 イスラエル共和国、独立宣言</p> <p>18 米陸軍省、ジョンストン報告発表</p> <p>// 印度、原綿五万五、〇〇〇俵対日輸出許可</p>

7 総司令部、一億ヤードの滞貨
綿布英貨圈へ輸出許可

8 マ元帥、六、〇〇〇ドルの棉
花借款を承認

11 全国銀行大会、軍公利拂い停
止反対決議

12 麦収獲予想一、七七八万石と
農林省発表

3 米陸軍省、対日救済計画不要
と説明

9 チェコ新大統領にゴットツル
極東委、日本人の海外渡航許
可権限をマ元帥に附与と決定

13 米上院歳出委、日鮮復興援助
費一億二、五〇〇万ドル可決
" リヨン国際絹業会議開く
15 米、日鮮へ小麦粉九万六、〇
〇〇トンの割当発表

16 日ソ貿易協定調印

// 総司令部、鮮魚、野菜の統制
継続を指令

17 総司令部、才三回南極捕鯨許
可

18 総司令部、貨物船五一隻建造
許可

21 総司令部、エジプト米四万ト
ソ輸入を發表

22 政府、物価改訂の才一次分を
發表

23 日農、共産勢力排除決議

// 關東大学高等同盟休校

24 総司令部、本予算の急速成立

18 米下院、対日回轉基金法案可
決

// 米陸軍、國務兩省、西独通貨
改革正式發表（これは六月二十
日米英仏軍政府により行われ、
新旧通貨を一〇対一の割合で切
り換える措置である。

21 極東委、日本人技術者の渡航
許可

22 ソ連、東独通貨改革發表

// 西独税制改革發表

23 濠洲政府、日本人の赤道以南
移民に反対聲明

30 政府、才三次物価改訂の才二次分を發表

30 衆議院、軍公利拂い延期可決

28 総同盟、全勞連脱退聲明

要望

30 米英仏三国、西独政府樹立に意見一致
マ國務長官、ベルリン撤退せずと聲明

// 対日回轉基金法成立

29 米國務省、米英双務協定全文發表

28 コミンフォルム、ユーゴ共産党除名

27 トリアツチ、イタリ共産党書記長、マシヤル計画に抗争開始宣言

26 英、ベルリン食糧封鎖即時解除要求

25 ソ連、西ベルリンへ食糧供給停止

24 東欧外相會議全独政府棒立提唱

<p>8 日仏貿易支拂協定調印 才三才物価改訂の才三才分發</p>	<p>6 米軍票交換率改訂(一ドル二七〇円、一ポンド一〇八〇円)</p>	<p>5 参院、軍公利拂延期案を否決 同予算成立す。</p>	<p>4 参院、四八年度予算を可決、</p>	<p>3 衆院、四八年度予算を可決、</p>
<p>9 アイケルバーガー才八軍司令</p>	<p>5 才二回国会閉会 // 三木国協委員長、中央政党 結成構想発表</p>	<p>1 行政管理庁発足</p>	<p>1 米英、ベルリン空輸強化 2 ドレーパー陸軍次官、ベルリン固守言明</p>	
<p>7 国際労働機関、日本代表の派遣勧告</p>	<p>6 南鮮議會、新憲法採択</p>	<p>3 ベルリン封鎖問題四占領軍司令官現地会谈開催、ソ連封鎖解除確約せず。</p>	<p>3 令官現地会谈開催、ソ連封鎖解除確約せず。</p>	

表

10 通信料金値上げ(従来の四倍)

// 主要食糧価格改訂発表

(四八年度生産者価格大麦一俵

七六九円、はだか麦および小麦

一俵一、〇〇九円)

17 才三次物価改訂才四次分発表

10 官、辞任帰国声明
建設省発足

15 総司令部、新聞事前検閲廃止
// 新自由党結成準備会成る

10 伊、洪、チエコ共産党、ユー
ゴ大会に出席拒絶

13 国連米代表、パレスチナ無条
件停戦案提出

14 ソ連、バルリン問題につき米

英仏に回答、西欧の抗議拒否

15 民主党大統領候補にトルーマ
ン氏指名

// 安保理事会、パレスチナ停戦

命令

16 ユダヤ側、国連の停戦命令受

諾

18 国鉄及私鉄旅客運賃値上げ
 (国鉄二・五五倍)

21 才一封印預金解除

25 英貨地域向輸出全額英貨建と
 総司令部発表

30 日銀券二、四〇〇億突破

21 才八軍司令官にウオトカー中
 将

22 マ元帥、政府職員の争議認め
 ずと芦田首相に書簡発送

27/ マ元帥書簡は命令と解釈する
 ことに閣僚意見一致

28 総司令部キレン労働課長・辞
 意表明

30 全通、非常宣言発出

31 マ書簡に伴う政令公布

18 アラブ側、国連休戦案受諾

20 韓国初代大統領に李承晩氏当
 選

23 ソ連、東独に新通貨発行

29 米陸軍省イロア資金七、一〇
 〇〇万ドル決定

月	7	月 7
<p>10 総司令部、日本油槽船の世界市場復帰発表</p>		
<p>17 閣議、炭鉱機械化促進実施要綱を決定</p>	<p>31 国鉄労組、非常宣言</p>	
<p>12 米、韓国を事実上承認</p>	<p>6 公務員のスト怠業は断乎処分と政府決定</p> <p>9 極東委、略奪資産の売却許可</p> <p>9 米農務省、日鮮へ大麦六万四千トン緊急割当</p> <p>5 ソ連、西独の預金封鎖解除発表</p> <p>3 ト大統領、超過利得税設定を議会に勧告</p>	<p>1 経済調査庁、中小企業庁、工業技術庁発足</p> <p>2 民主党幹事長に苦米地氏決定</p> <p>3 用紙割当庁発足</p>

<p>1 取引高税実施</p> <p>2 総司令部、石油管理権日本に委譲</p> <p>// 総司令部、船舶民間運営許可</p>	<p>28 日銀券二、五〇〇億突破</p> <p>23 六大銀行整備計画許可、十月新発足</p>
	<p>20 労働省、マ書簡政令取扱方針を知事に通達</p> <p>21 総司令部、横浜、神戸両港施設日本政府に移管発表</p> <p>23 総司令部労働課長、電源ストに中止命令</p> <p>27 芦田首相、共産党員の公職閉出し考慮中と外人記者に語る。</p> <p>30 主食増配十一月実施と米陸軍省発表</p>
	<p>19 中国、通貨改革実施</p> <p>// オランダ国会、インドネシヤ連邦案可決</p>

7 輸出纖維製品公価撤廃

10 総司令部民政局長、全通土橋

委員長に重大警告

13 総司令部ヘブラー労働課長、

電産争議に強硬警告

14 外人の特許登録許可

16 総司令部経済科学局長、賃金

安定実施勧告

6] リー国連事務総長、対日早期

講和要求

7 ECA、各国援助資金割当発

表、うち一、三二五万ドルの日

本綿布買付指定発表

9 北鮮人民共和国成立発表

17 パレスチナ調停官ベルナドッ

テ伯暗殺さる。

19 ソ連、北鮮撤兵声明

20 米國務省、朝鮮撤兵せずと言

明

21 才三回国連総会開会

月 10	月 9
	<p style="text-align: right;">22</p> <p style="text-align: center;">総司令部、逓信省再編案発表</p>
<p style="text-align: right;">5</p> <p>國連安保理事會、ベルリン間 廟審議開始、ソ連不參加言明</p>	<p style="text-align: right;">28</p> <p style="text-align: center;">人身保護法実施</p> <p style="text-align: right;">23</p> <p>マ米國務長官、國連總會で対 日独講和の早期締結を強調</p> <p style="text-align: right;">25</p> <p>國連インド代表、アジア民族 の独立要求</p> <p>// ソ連・大國の三分の一軍縮案 國連に提案</p> <p style="text-align: right;">26</p> <p>米英仏三國、ベルリン問題國 連提訴決定</p> <p style="text-align: right;">29</p> <p>國際通貨基金、タイ國の加入 採択</p> <p style="text-align: right;">30</p> <p>西歐連合軍最高司令官にモン トゴメリー元帥就任</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p>國連ソ連代表、米原子力管理 案攻撃、原子力所有暗示</p>

21

民自党、取引高税撤廃確認

15

吉田新首相任命式

20

吉田首相、内閣に官紀肅正委員
員会設置

21

調

吉田首相、警察力増強必要強

13

ソ連、ベルリン問題に關し中立六カ国の申入れ拒否

//

朝鮮三八度線のソ連軍撤退

14

米陸軍、四九年度対日復興援助費二億二、五〇〇万ドル要求

//

米海運連盟会長、日本商船拡充に反対

//

16

ト米大統領、陸軍予備兵力強化命令

17

仏政府、フラン切下げ措置発表

18

西独経済統合成る

19

ソ連軍、北鮮撤兵開始

25

ソ連、国連安保理事会のベル

月	1 1	月	1 0
<p>9 英連邦と通商協定成立</p> <p>// 人事委員会、官公吏新給与六、三〇七円基準案を發表</p> <p>// 極東委、日本実業家の渡航許可を發表</p>	<p>29 日蘭貿易協定成立</p>	<p>8 才三臨時国会開く</p>	<p>29 人事院、官公吏給与ベース三、六〇〇円内定</p>
		<p>3 スエーデンと貿易協定成立</p>	<p>26 リン問題調停決議案に拒否権発動</p> <p>29 中国政府軍、全満洲を放棄</p> <p>ソ連、日本人送還費支拂要求</p>
<p>1 米消費者価格改訂（一升五円四一銭）</p>	<p>2 米大統領選挙、トルーマン当選</p>	<p>3 米上院選挙、民主党勝つ。</p>	

26 復金一〇〇億増資閣議決定	19 日本綿製品の販売協定、総司令部蘭当局間に成立	15 政府、炭鉱復金融資一時中止決定	
28 民主党芦田総裁の辞表受理 30 才三庵時国会終了、公務員法修正成立(公務員の争議行為禁)	18 吉田首相解散強行方針表明	12 極東国際軍事裁判判決言渡し	
20 ベルリン市に共産系市政府樹立	25 ルール管理問題、米、英、仏の参加承認	19 国連、五大国軍縮ソ連案否決西欧案採択	10 米英軍政府、ルール炭鉱、製鉄業の所有権独側に返還と発表 // 米、ソ連の日本産業国際管理案拒否

月	1 2
<p>17 米政府、日本経済安定九原則</p> <p>16 三七社の取消可決 持株整理委、日鉄の二分割、</p> <p>14 万トン対日輸出許可 国際緊急食糧委、シヤム米五</p>	<p>2 新給与基準五、三〇〇円に關 議決定</p> <p>6 日濠通商協定成立</p>
<p>16 芦田均等起訴</p> <p>11 総司令部労働課長、労働争議 につき重大警告</p>	<p>止、団体交渉権の否認</p> <p>1 才四国会開く。</p> <p>3 国家公務員法公布</p> <p>4 新自由党結成</p>
<p>16 中共軍、北京入城</p> <p>11 米國務省当局、对中国不干涉 言明</p> <p>8 入、九月中の対日鮮救済物資 積出し五、〇〇〇万トンと米商 務省発表</p> <p>〃 国連政治委、韓国承認可決</p>	

マ元帥に指令

21 新給与法案原案通り成立

// 才四四半期通貨発行限度三、五〇〇億円決定

24 総司令部、生糸価格引上発表
 (従来のアブセット、プライスがフロアー・プライスに改められ、D格は二ドル四五セントから二ドル五五セントに、二A格では二ドル六五セントから二ドル八五セントに引上げられた)

20 総司令部、電産、海員その他

にスト中止勧告

23 衆議院、内閣不信任案可決、政府衆議院解散

18 蘭政府、インドネシア政府樹立発表

20 米大審院、日本戦犯の訴願却下

21 米英仏ベネルツクス三国、ルール管理方式意見一致

29 安保理事會、パレスチナ停戦命令の決議案採択

昭和三十四年（一九四九年）

月	1	2
	31 の民間輸出許可	30 日蘭貿易協定正式成立
	31 蔣總統、年頭演說で下野表明	30 E C A、欧洲援助初年度割当 四九億ドルと発表

月	1	月
	4 総司令部、制限会社から七五社削除発表 6 十二月出炭三一九万トン、戦後最高記録	經 済
	1 大都市転入抑制解除 // 公務員の四八時間制人事院決定	政 治
	1 ソ連、中国内戦不介入と発表 6 マーシャル米國務長官辞任、後任デイーン・アチソン氏就任 8 李韓国大統領、対馬の返還再要求	海 外

- 11 米国鉄鋼調査団来邦
- 12 鉄鋼二次製品自由販売
- 〃 一般貯蓄三、〇〇〇億突破
- 15 外国商社の在日支店開設許可
- 17 米化学工業調査団入京
- 19 炭鉱赤字処理方針決る。

13 案参両院議員立候補打切り、
一、三六八名

21 総司令部、東京にユネスコ事務所設置許可発表

- 9 米海運連盟、日本商船の国際進出阻止提案
- 10 ト大統領、予算教書提出、日独援助費一〇億三、〇〇〇万ドル勧告

- 16 米、中国向小麦輸送停止
- 19 中国政府、広東遷都正式決定
- 〃 中国行政院、停戦命令發出
- 20 トルーマン米大統領才二期正式就任
- 21 蔣總統辭任、李宗仁氏總統代理に就任

月	1
<p>18 12 東京証券取引所創立 総司令部、工業関係六八社制</p>	<p>1、総司令部、外国為替管理委員 会設置指令</p>
<p>11 水、五回特別国会招集、政府総 辞職、後継首班に吉田茂氏指名</p> <p>8 通商産業省設置発表</p> <p>3 労働省、労組の資格統一</p> <p>2 総司令部労働課長、労組の政 治活動に警告</p>	<p>24 総選挙、民自党大勝</p> <p>23 衆議院総選挙、最高裁判官、 国民審査</p>
<p>11 米、アイゼンハワー元帥を 陸海空三軍統合参謀本部会議の 議長に任命</p> <p>8 ソ連、国連安保理事会に再び 三分の一軍縮案提出</p> <p>4 世界労連、日独の加盟発表</p>	<p>24 在華米軍事顧問団引揚</p> <p>23 独統一社会党、東独国家樹立 案起草</p> <p>22 李總統代理、中共の和平条件 受諾、五名の和平使節団任命</p>

月 3	月 2
<p>4 貿易庁、四八年中貿易実績発</p> <p>2 一九五〇年度出炭計画二、四〇〇万トンと決定</p>	<p>限解除</p> <p>21 総司令部、占領軍用物資調達に嚴重な統制指令</p> <p>// 輸出生系の統制撤廃、国内用に新公価設定</p> <p>22 横浜生糸現物市場再開</p>
<p>4 ソ連、外相、貿易相更迭、外</p> <p>3 米国防長官更迭、後任ルイスジョンソン氏</p>	<p>19 ドレーパー米陸軍次官辞職</p> <p>22 米政府、後進国開発計画発表</p> <p>25 アチソン米國務長官、北大西洋条約外の諸国にも武器援助言明</p> <p>// ロイヤル米陸軍長官、日本防衛の決意言明</p> <p>28 ソ連、物価大巾引下げ</p>

表、四八年一―二月期間の輸出総額五二〇億九、八〇〇万円、輸入総額六〇二億九、一〇〇万円、差引入超八二億九、一〇〇万円、前年同期間比は物価の変動はあるが輸出五・一倍、輸入三倍にのぼつてゐる。

地域別に見ると輸出比率はアメリカ三二・六%、ジャワ一〇・九%、朝鮮八・九%、香港六・二%の順である。輸入はアメリカ六二・五%、キューバ一〇・七%、中国三・一%、インド二・七%となつてゐる。

5 総司令部、食糧及び原材料商貿易公団の廃止指令

7 ドッチ公使、日本経済安定策明示

相に後任、ザインシスキー氏、貿易相にメンシコフ氏就任

5 グロムイコ氏、ソ連筆頭外務次官に任命さる

9 ソ連、マレイのゴム買付

- 12 総司令部、採炭目標達成指令
(年間四、二〇〇万トン)
- 15 総司令部、科学情報の交換許可
- 16 為替管理委員会発足
- 17 日英通商会談再開
- 18 野菜の統制撤廃決定(四月一日実施)
// 料飲店再開法案要綱成る。
- 11 伊政府、北大西洋条約参加決定
// 北大西洋条約関係八カ国、条約草案承認
- 12 ビルマ、土地国有実施
- 13 蔣総統、五年間は政治に関与せずと言明
- 15 極東委、A級戦犯の裁判打ちり決定
- 17 総司令部、引揚再開期日通告
ソ連へ要求
// ベルリン西欧地区、独マルク単一通貨に決定
- 18 北大西洋条約正文公表

月 4	月 3
<p>5 石炭庁、二三年度出炭実績発表(三、六〇〇万トン目標)対</p> <p>1 総司令部、日銀に米国援助見返資金勘定設定を指令</p>	<p>24 韓国と通商協定成立</p> <p>26 輸出レート一律三三〇円、輸出織雑品のレート三三〇及び四二〇円の二本建に内定</p>
<p>4 団体等規正令公布</p>	<p>19 才五特別国会開く</p> <p>23 総司令部、組合専従者の給料支拂停止措置指令</p>
	<p>31 28 アジア極東経済会議開く アンラの解散決定</p> <p>24 ソ連軍事相更迭、後任ワシレフスキー元帥</p> <p>19 ケンソ比島大統領、太平洋同盟条約提案</p> <p>21 ソ連、北鮮と経済文化協定調印</p>

7年間生産は三、四七七万トソ
遂行率九六・六%

9 農林省、耕作放棄農家二万四、
七〇〇戸と発表

11 総司令部、外国人特許権の回
復指令

19 総司令部、二五年度輸入食糧

6 阿波丸事件賠償放棄決議案両
院可決

7 英、日本綿布一、〇〇〇万ヤ
ード輸入許可

8 国連、韓国の加盟却下

9 米下院財政委、五〇年度国防
予算一六〇億ドル可決

13 米、英、仏三国、対独賠償緩
和に意見一致

14 米陸軍省、一億五、〇〇〇万
ドル回転基金の使用許可

15 国連総会、本会議で安保理事
会の拒否権制限案可決

18 エール新共和国独立

月	4
<p>30 日パキスタン貿易協定調印</p>	<p>三〇三万九、〇〇〇トンに査定 // 政府、九原則による物価政策 発表</p> <p>22 商工省、二三年度鉄鋼生産実績 續発表(普通鋼々材一二三万ト ン、銑鉄九九万トン)</p> <p>23 日本円レート一ドル対三六〇 円と決定</p>
<p>28 マ元帥、料飲店再開許可</p>	<p>25 通商産業省発足</p>
<p>30 英、ガス産業国営実施</p>	<p>20 マ元帥、日本化学工業に関する ポープ報告書発表(米国陸軍 長官から日本化学工業調査のため 派遣されたフレデリック・ポー ープは化学工場の賠償撤去取止 その他を勧告したが、五月米國 政府は、以後対日賠償の取立を 全面的に中止する旨聲明した)</p>

1	鐵道、郵便、健保料等値上げ
10	シヤウブ使節團一行來日
12	マ元帥、東京・大阪・名古屋の三証券取引所再開(五月十四日)許可
13	日白通商協定成立
19	シヤウブ博士、税制改革の方針示唆

6	西独憲法會議、新憲法草案可決と同時に臨時政府発足決定
8	ボン制憲會議、西独憲法草案可決
10	西独首都ボンに決定
12	米政府、対日賠償取立中止をマ元帥に指令
//	ベルリン封鎖解除
//	米、英、仏三国軍政長官、西独憲法承認
16	ダイ国、邦人の在留權正式承認
17	インド議會、英連邦内殘留可決
22	フォレストタル前米国防長官自

6 月	5 月
<p>10 電源開発計画三十三カ所正式決定</p> <p>2 二三年貯蓄実績四、〇六七億円と発表</p>	<p>27 生糸・絹製品の価格統制撤廃</p> <p>29 生保九社の配当復活許可</p>
<p>8 地方自治庁発足</p>	<p>1 郵政、電気通信省、法務府等発足</p> <p>31 才五回国会開幕</p>
<p>2 国連・未開発諸国援助計画発表</p> <p>6 米上院外交委、北大西洋条約承認</p> <p>8 アチソン米國務長官、外相会議でベルリン封鎖完全解除提案ソ連受諾</p> <p>// 南鮮米軍撤退正式発表</p>	<p>31 東西両独の通商再開問題、支拂方式で協定成立</p> <p>殺</p>

7月	6月
	<p>25 優先外貨制度実施</p> <p>17 日銀政策委員会発足</p> <p>14 総司令部、一億五、〇〇〇万ヤードの綿布国内用放出許可</p>
	<p>21 総司令部、軍政部を民事部と改称</p> <p>11 対日理事会ソ連代表、日本政府のデモ取締りにつきマ元帥に書簡</p>
<p>14 // 8 米英金融会談開始</p> <p>6 クリップス、英藏相、ボンド切下げ行わずと言明</p> <p>1 歐洲經濟協力機構、新歐洲支拂協定意見一致</p> <p>14 // 8 米英金融会談開始</p> <p>14 // 英、対米輸入二割五分削減</p>	<p>29 米陸軍次官補、日本占領長期化せんと言明</p>

- 17 総司令部、五月の鉄鋼生産高戦後最高記録と発表（銑鉄一四、四四五トン、計画遂行率一四%、鋼塊二四五、五九〇トン、遂行率一三一%、鋼材一五三、二一九トン、遂行率一一八%、これは四九年度に入り高炉の火入れが順調に進んだことによる）
- 19 大藏省、火災保険料平均二割引下実施
- 26 資産再評価、二五年四月実施
課税は評価の二割と池田蔵相語る
- 27 民自党、炭鉱国管廃止方針決定
- // 総司令部、日本と中南米との貿易金融協定成立と発表

23

国鉄中斷分裂

8 月	7 月
<p>11 石炭配給統制撤廃十五日より実施許可</p> <p>10 総司令部、略奪船舶等の返還指令</p>	
<p>3 マ元帥、集中排除審査委員会の任務終了と声明</p>	<p>28 総司令部、各地方民事部の縮小発表</p> <p>31 総司令部、警察制度改変等につき吉田首相へ書簡</p>
<p>14 西独総選挙施行</p> <p>11 ソ連、ユーゴに絶縁通告</p> <p>5 米政府、対華白書発表</p> <p>3 ユーゴスラビア、ソ連人追放</p> <p>2 オランダ、北大西洋条約批准</p> <p>14 比大統領、対日賠償現金要求</p>	<p>29 仏、北大西洋条約批准</p> <p>30 伊、北大西洋条約批准</p>

月 9	月 8
<p>2 非鉄金属等価格統制廃止</p>	<p>26 シヤツプ博士、税制改革勧告案発表</p>
<p>1 国鉄機構改革、七―九月間に約一〇万名整理</p>	<p>18 人事院、官吏の服務宣誓規則制定</p>
<p>2 国際緊急食糧委、米穀の国際割当廃止決定</p> <p>6 英労組联合会議、世界労連脱退決定</p> <p>7 西独共和国正式発足、初国会開く</p>	<p>15 と主張 西独総選挙、キリスト教民主同盟勝つ</p> <p>// 米下院外交委、武器援助案可決</p> <p>24 北大西洋条約発効</p>

9 さつま芋、明年度から主食除外、統制は継続と決定

12 総司令部、外国人の商標権復活を指示

19 池田藏相、ポンド切下げに伴う円の対米レート変更の要なしと発表

21 総司令部、日本漁区の五割拡

8 在日朝鮮人連盟等四団体に解散指示、幹部三六名公職追放

10 人事院、政府職組の組合資格喪失発表

13 全通労組分裂

8 米輸出入銀行、ユーゴに二千万ドル借款決定

11 米、英、加三国金融会談、英のドル不足危機解決に意見一致

15 米、日本保有金のタイ、仏印向け引渡しを指令

18 英、ポンド切下げ断行、ポンド圏諸国も追随
19 フラン二七%切下げ

月 1 0	月 9
<p>4 月銀貸出一、〇〇〇億突破</p>	<p>22 大発表 総司令部、精油再開許可</p> <p>28 政府、小麦年間一二〇万トン輸入、国際小麦理事會に懇請 // 西独マルク、二〇%切下げ</p>
	<p>22 公務員の勤務、一週四四時間 に改正</p> <p>29 全日労中央委、新世界労連加入決定</p>
<p>2 ソ連、中共政權承認、国府と 外交断絶</p>	<p>23 トルトマン大統領、ソ連で原子爆発と発表 // 国連總會ソ連代表、原子兵器禁止提唱</p> <p>28 米政府、四九一五〇年度対日占領費、琉球を含めて四億七、〇〇〇万ドルと決定</p> <p>29 極東委インド代表、対日賠償取立中止提案</p> <p>30 ソ連、対ユーゴ友好条約破棄 ポーランド、ハンガリー両政府、対ユーゴ友好条約破棄通告</p>

月 11	月 10
<p>2 一万トン鉄鋼船建造許可</p>	<p>18 輸入貿易、二五年より全面民間移行を総司令部指示</p> <p>25 総司令部、輸出品のフロア・プライス制廃止発表</p>
	<p>16 国鉄労組大会、新世界労連参加決定</p> <p>19 都議会、公安条令可決（二〇日公布実施）</p> <p>23 全通正統派大会、産別・全労連脱退</p> <p>25 才六回臨時国会開く。</p> <p>27 参議院選挙法改正、全国区は存置と決定</p>
<p>10 米原子力委、アイソトープの</p>	<p>7 東独政府樹立を宣言</p> <p>// チフリ・濠首相、対日賠償放棄言明</p> <p>9 国際関税引下げ協定成立</p>

<p>18 訪日中のスナイダー財務長官 ドツヂ政策は不変と言明</p> <p>22 日英新通商協定調印、総額一 億四、〇〇〇万ポンド</p> <p>27 外国貿易管理と為替管理委設 置の二法案衆院通過</p>	<p>1 外国為替銀行売三六一円五五 銭と決定（五日実施）</p>
<p>14 松平参議院議長死去</p> <p>15 参議院議長に佐藤尙武氏選任</p> <p>19 全鉱連、自由世界労連参加決 議</p>	<p>4 人事院、公務員新給与七、八</p>
<p>対日輸出許可</p> <p>17 ビルマ、バスキタン極東委に 加入</p>	<p>2 ビルマ政府、ビルマ米の対日 輸出協定成立発表</p> <p>4 国府、台湾へ撤退開始</p>

<p>20 総司令部部、二五年一月から 重要物資統制の大幅撤廃指令</p>	<p>17 輸出CIF建、輸入FOB建 実施</p>	<p>14 株価緊急対策閣議決定</p> <p>13 総司令部部、中小企業にも見返 資金融資と発表</p>	<p>9 総司令部、食糧公団等廃止覺 書手交</p>	<p>8 東京証券市場、開所以来の大 暴落</p> <p>6 原油輸入正式許可</p>	<p>七七四政府へ勸告</p>
<p>18 国府、ビルマと断交 濠、メンジース内閣成立</p>	<p>17 ビルマ、中共承認</p>	<p>16 インドネシア連邦大統領にス カルノ氏選出</p>	<p>10 濠洲総選挙、労働党敗北</p>	<p>8 国連総会、対華不干涉案可決</p>	

昭和二十五年（一九五〇年）

月	1	月
	<p>1 取引高税、織物消費税撤廃 // 民間輸入、FOB建、CIF 建実施</p>	<p>經</p>
	<p>1 満年令制実施</p>	<p>政</p>
	<p>2 終戦以来の対外援助費二四八億ドルと米商務省発表 3 米、入一議會開く。</p>	<p>海 外</p>

月	1	2
	<p>30 外為管理委、コルレス契約再開 開方外銀一二行に打電</p>	<p>27 総司令部、外貨資金管理権明年一月一日より日本政府へ移管と発表</p>
	<p>29 28 英、インドネシア承認 米、インドネシア承認 仏ヴェトナム独立協定調印</p>	<p>27 英、インドネシア承認</p>

月	1
7	<p>4 日銀券三、五〇〇億合割る。</p> <p>7 千円札お目見得</p>
	<p>5 ジェサツプ米大使入京、米極東政策の六原則を表明</p>
8	<p>3 米政府、ソ連に未引揚げ日本人捕虜の説明要求</p> <p>4 トルーマン大統領、一般教書を発表し、対外援助の継続と国連の支持を強調</p> <p>// パキスタン、中共政権承認</p> <p>6 英国、シンガポール政府、セイロン、ノルウェー、スエーデン、デンマークは国府と断交、中共政府を承認</p> <p>// 北大西洋条約理事会、共同防衛計画決定</p> <p>// 下大統領、経済教書を発表、国際援助と関税の引下げを強調</p> <p>8 中共政府、国府代表の安保理事會除名を国連当局に要請</p>

14 外国為替売買相場決る(一六日実施) // 外為委売買集中相場(買)一米ドル三五九円六五銭、

- 9 英連邦外相会議コロンボで開催(対日講和を主題)
- // ト大統領、一九五一年予算教書提出、日本・琉球援助費三億二、〇〇〇万ドルと発表
- 10 ア長官、上院外交委で対共産主義政策説明、米の安全保障の線は日本・沖繩・比島であると言明、
- // 英商務省・通商・金融に關し日本の敵国抜を解く。
- 11 英連邦外相會議、対日講和の早期締結に意見一致
- 13 英連邦外相會議、東南アにおける相互援助計画案採択
- // 安保理事會、国府除名案否決
- 14 英連邦外相會議終了
- // 米國務省、中共地区外交官に引揚命令

- 22 国府、日本商社の入国許可
- 21 財閥の商標使用禁止令公布
(二月四日実施)
- 17 二四年度貿易実績は一、〇〇〇億円の入超と大蔵省発表
一英ポンド一、〇〇七円〇二銭
(売)一米ドル三六〇円三五銭、
一英ポンド一、〇〇八円九八銭
外国為替銀行及び両替為売買相場(買)一米ドル三五八円四五銭
一英ポンド一、〇〇三円六六銭
(売)一米ドル三六二円五八銭、
一英ポンド一、〇〇一二円三四銭

23

才七通常国会開会

16 超国家、暴力主義的七団体に解散命令

- 17 スイス、中共承認
- 19 中共、国連代表に張聞天氏を任命
- 20 周恩来中共首相訪中
- 21 中ソ経済協定成立

月 2	月 1
<p>1 外航船整備対策閣議決定 // 日本香港通商会談終る。</p>	<p>28 安本昨年中のドル建貿易実績 発表</p> <p>31 電力事業再編審議会、九分割 案を答申</p>
	<p>31 30 ピアソン加外相来日 米統合参謀本部首脳入京</p>
<p>1 ソ連、米に天皇の戦犯裁判を 要求 // 国際米穀生産者会議ラング ンで開く。</p>	<p>26 印度共和国独立</p> <p>// ソ連、インドネシヤ連邦共和 国承認</p> <p>// 米韓軍事協定調印</p> <p>27 米、北大西洋条約加盟国と軍 事援助双務協定に調印</p> <p>28 仏議会印度支那三国の独立を 可決</p> <p>// 瑞典、インドネシヤ承認</p> <p>31 ト大統領、水素爆弾製造指令 発す</p> <p>// 米両院外交委、韓国、台湾援 助承認</p>

4 総司令部、韓国政府との漁船
取締協定成立を發表

6 総司令部、日本の工業生産(一
二月)は戦前水準に達したと發
表

11 大藏省、滞貨処理に二三〇億
融資發表

9 マ元帥、米四都市に在外事務
所設置許可(ニューヨーク、サ
ンフランシスコ、ロスアンゼ
ルスおよびホノルル)

10 民主連立派二三名民自党に合
流、保守合同強化

3 ツ連の天皇戦犯裁判要求に米
國務省拒否聲明

7 米、英、印度支那(ヴェトナム、
ラオス、カンボジア)三國
を承認

9 米、英、加、原子力会議開く。
米下院、韓国台湾援助法案可
決

// 米上院、太平洋基地強化費六、
〇〇〇万ドル可決

10 米、インドネシアに一億ドル
借款供与を決定

11 統合參謀本部首脳、ト大統領
に太平洋防衛に関し報告

20 輸入滞貨一〇六億の処理方針
決定

16

李韓国大統領米日

13 米極東外交官会議バンコック
で開く。

14 中ソ友好同盟相互援助条約及
び附属協定調印

15 バンコック会議終る。

17 英、ビルマに借款供与を決定
(英、濠、セイロン、インド、
パキスタンの五ヶ国は期限二ヶ
年、無利息で総額六〇〇万ポ
ンドを供与)

21 米、ブルガリアと国交断絶

23 米國務省、東南アジア経済使
節団の派遣を發表

// 米政府、日本の国際会議参加
許可権を元帥に与える旨、極東
委に通告

27 総司令部、輸出繊維の滞貨急
速処分を指示

28 金銀買上げ価格改訂(三月一日
実施)金一グラム四〇一円(旧
三八五円) 銀一キログラム七、
八三四円(旧七、三八八円)

24 英総選挙で労働党勝つ。(議席
総数六二五の中労働党三一五、
保守党二九七、自由党九、其の
他四)

// 米、洪、勃、羅、三国の在米
資産凍結

25 ソ連海軍省新設

// 中共農地改革法発表

26 米国防省、戦略爆撃隊の増強
案提出

28 ソ連、三月一日より金本位制
実施を発表、対米英レート引上
げ(一米ドル五・三〇ルーブル
を四ルーブル、一英貨ポンド一
四・八四ルーブルを一一・二〇
ルーブルに改訂)

// 蔣介石、総統職正式復帰声明

月	3
<p>11 電力再編成政府案を総司令部承認（九ブロック案を基礎とし、関東、関西の両ブロック会社に</p>	<p>2 総司令部、総額九千万ドルの日・タイ通商金融協定成立を発表 // 普通鋼鋼材の補給金全廃決定（七月一日実施）</p> <p>4 総司令部、食糧の民間輸入を許可（四月一四日実施）</p>
<p>9 八大銀行の独占事実無しと総司令部発表</p>	<p>1 民自党、自由党と正式改称 // 中小企業者の自殺倒産止むなしと池田蔵相記者団に語る。</p> <p>6 シアトルにも在外事務所設置決定</p>
<p>11 仏、スト取締法案成立</p>	<p>2 英政府公約の国有化計画は今後、一切中止に決定</p> <p>3 仏、ザール炭鉱五十年間租借協定調印</p> <p>4 米上院司法委、共産党取締り法案可決</p> <p>6 英議会でアトリー首相、鉄鋼国有化は実施と演説</p> <p>7 仏伊経済統合協定調印</p>

- ついでに地区内の消費、需要を充足するために地区外の東北、中部、北陸地区に有力な水力発電所を所有させるもの)
- 13 日本ペキスタン貿易協定調印
// 見返資金放出総額一、一二〇億円と発表
- 16 日銀券三、〇〇〇億大台割れ
// 総司令部、炭労ストに即時交渉開始を勧告
- 17 魚類の統制撤廃決る(四月一日実施)
- 20 復金金利二厘引下げ(一般貸出)

- 14 伊、広汎な土地改革発表
- 15 国際小麦理事会、日本加入を延期、ドイツ加入許可
- 19 インドネシヤ、平価五〇%切下げ
- 20 米の対欧武器援助開始

- 24 私鉄運賃の値上げ決定（四月一日実施）
- // 炭労全国スト指令
- 26 電産才四次スト突入、政府、炭労ストに強制調停
- // 日本エジプト通商協定成立
- 28 日韓通商協定成立
- // 日鉄広畑製鉄所火入れ
- // 政府、炭労ストに中止命令
- 30 日銀政策委、貸出し金利引下げ決定（再割適格貿易手形の割引率二銭二厘、商業手形の割引は一件三〇〇万円以上のも

- 21 米商院外交委、総額三一億ドルの明年度マ計画承認
- // 米ソ平和二〇カ年計画をリ、国連事務総長提唱
- 22 米ラスク国務次官補、極東外交六原則を發表

- 29 オランダ、中共を承認

4 月	3 月
<p>1 海運全面民営実施</p> <p>// 鉄道旅客運賃引下げ、煙草値下げ。</p> <p>// 日瑞通商金融協定調印</p> <p>3 二五年度予算案成立（一般会計予算歳出入とも六、六一四億六〇九万円、前年度比、歳入七億九、七五三万円減、歳出、七九六億四〇四万円減）</p> <p>// 二月の都市消費者物価指數戦後最大の低落</p>	<p>// 錢三厘、以下のもの二錢四厘</p> <p>// 電産争議解決</p>
<p>3 四千名引揚げにソ連艦船を要請と総司令部発表</p>	
<p>2 長期日本駐兵を主張するポリーズ陸軍次官の証言内容発表</p>	<p>31 米下院、対外援助費（総額三一億ドル）可決、未開発地開発費は半減</p>

月	4
<p>18 旭硝子、新光レィヨンの解合 値段決る(旭硝子五一四円、新</p>	<p>5 場外株の集團取引禁止を証取 委通達 // 外貨建海上保険証券の発行許 可</p>
	<p>7 エーミス労働課長、勞使休戰 を提唱</p>
<p>// 18 下大統領超党派外交を声明 英政府耐乏予算を發表</p>	<p>6 米國務長官顧問にダレス氏任 命 // ソ連、綿花生産省新設とモス クワ放送 7 米陸軍省、予備兵力倍加五カ 年計画發表 11 ソ連、米機ラトビア上空侵犯 と米に抗議</p>
	<p>17 米極東經濟會議東京で開く // 中共軍海南島上陸</p>

光レトヨン三三三二円

20 日比通商協定調印

26 産別会議解体、労連え合流決定

歳入三、八九八百万ポンド
歳出三、四五五百万ポンド
剰余 四四三百万ポンド

(最大の支出項目は国防費の七億八千万ポンド次いで国民保健費の七億六百万ポンド、食糧補給金の四億六千万ポンドなどであり、同時に所得税の引下げ高級自動車の販売税の引下げ、ガソリン税の引上げを提案) 19 中ソ貿易協定調印

22 米極東経済会議終了

// ソ連、日本人捕虜送還完了と発表

25 米海軍、原子力潜水艦建造開始を発表

5 月	4 月
<p>1 日韓暫定海運協定成立</p> <p>6 米国綿業調査団来日</p> <p>8 マ元帥、国内商取引の円建と管理の日本政府移管を發表（七月一日実施）</p>	
<p>1 衆院本会議、内閣不信任案を否決</p> <p>2 才七国会終了</p> <p>10 在米日本事務所開く。</p>	<p>28 国民党発足、最高委員長に苦米地氏就任</p>
<p>1 対日講和英連邦運営委開く</p> <p>4 米下院軍事委、選抜徴兵法二年延期可決</p>	<p>27 米上院、スペインのマ計画参加拒否</p> <p>// ダレス顧問、対日早期講和を提唱</p> <p>29 米国防省、在外兵力六〇万、極東に一二万三、〇〇〇と発表</p>

月	5
<p>26 日本紡績業のダンピング防止につき米英日三国業者間に協定成立</p> <p>// 財閥商号の禁止、実施一年延長</p>	<p>12 日、米、英綿業会談大阪で開く。</p> <p>13 日本ウルガイ協定無期延長</p> <p>15 綿業会談紡機生産量年四〇万噸承認</p>
<p>27. デレピヤンコ中将始め四十六名のソ連代表部高官突如帰国</p>	<p>12 南方漁区赤道迄許可さる。</p> <p>14 インドネシア通商使節回来訪</p>
<p>24 藻下院、共産党禁止法案可決</p>	<p>11 米、英、仏三国外相会議開催 冷戦の戦略を検討</p> <p>12 英連邦運営委、対日講和討議終る。</p> <p>13 英地方選挙に労働党大敗</p> <p>15 リー国連事務総長、スターリン首相と会談</p> <p>21 仏外相、石炭、鉄鋼プール案詳述</p>

月	6
	<p>2 日銀貸出一、四〇〇億突破 日、パキスタン農業協定調印</p> <p>3 住宅金融公庫発足</p> <p>7 日英通商会談始る。 日韓通商金融協定調印</p>
<p>13 社会保障制度要綱成る。 ジョンソン米国防相、ブラッ ドレー統合参謀本部議長来日東</p>	<p>1 北海道開発庁発足</p> <p>4 日共の非合法化考慮と吉田首相談話発表</p> <p>6 マ元帥、共産党前中央委員の追放指令（アカハタ発行停止）</p>
<p>12 英国労働党、外交白書で欧州統合に反対を表明</p>	<p>3 石炭、鉄鋼プール案六ヶ国共同宣言</p> <p>4 英、欧州支拂同盟に正式参加</p> <p>5 ソ連、新型原爆実験とピアソン氏報道</p> <p>// ト大統領、五〇年度対外経済援助法に署名</p>

20 肥料統制廢止本決り。

22 米綿民間輸入七月から実施決定

京会谈始る。

19 周恩来中共外相、シーボルト対日理事会議長に対し国府代表の追放を要求

21 ダレス國務長官顧問入京

// 超党派外交に関する吉田、幣原会谈で基本方針一致

22 社会党、全面講和再確認

23 ジョンソン長官一行離日

27 吉田内閣改造

25 北鮮軍三八度線突破、韓国に侵入、朝鮮動乱始る。

// 国連安保理事会即時停戦の米
国提案可決、北鮮及び韓国へ停戦命令発す。

26 米兩院、対韓経済援助五、〇〇万ドル追加法案可決

27 米大統領、海空軍の出動を命

7 月	6 月
<p>5 味噌、醬油自由販売</p> <p>6 東京証券市場再開以来の最安値を更新(平均株価六二四三〇銭)</p>	<p>30 日インドネシア通商協定調印</p> <p>〃 外国為替集中規則実施</p> <p>〃 株価平均六二四九七銭、証券市場再開以来の安値</p>
<p>8 マ元帥、政府に国警予備隊七</p> <p>1 重要物資輸送に日本船の韓国水域航行許可</p> <p>〃 改正公安条令審議會可決</p>	
<p>7 米国防省、徴兵法発効</p> <p>〃 国連軍最高司令官にマ元帥を任命</p>	<p>30 令、朝鮮作戦最高司令官にマ元帥を命令</p> <p>米南院、空軍七十連隊案可決</p>

12 株式出来高新記録(三七二万株)

// ガス料金値上げ。

17 日本船の航路エジプト迄拡張
// 東京証券市場未曾有の盛況
(出来高九九四万株) 十七日の
平均株価七九円八九銭となり六
日の底値此は一七円五九銭高、
二八・一三%の戻り)

三万五、〇〇〇の創設と海上保安
官庁員入、〇〇〇増加の権限附与
11 吉田首相、国連へ協力惜しま
ずと所信表明

// 電産労組分裂
12 才入臨時国会を招集

13 コリンズ米陸軍、グアンデン
バーク空軍両参謀総長入京
15 日共追放幹部九名に逮捕状を
発す。

13 印度政府、米ソ両国に対し朝
鮮紛争の平和的解決措置を要請

18 米軍二個師団浦項に上陸

27

商品取引所法成立

25

電源開発に見返資金一四〇億
融資許可

24

出漁許可
総司令部、才五次南水洋捕鯨

22

衆議院、地方税法案可決

31

才八臨時国会終る。

米・ネール案に拒否回答

26

ト大統領、五〇年度年次経済
報告発表、当面の経済動員策と
してつぎの諸点を要望した。

(一) 戦略、緊急物資の優先制お
よび割当制の実施

(二) 五〇億ドルの増税

(三) 消費信用および商品投機信
用の抑制

(四) 重要物資増産のための政府
融資

- 1 「食糧自給態勢強化に關する方針」閣議決定
- // 二五年度麦類の生産者價格決る（大麦（四五キロ）九八九円、裸麦（六〇キロ）一、五〇六円、小麦（六〇キロ）一、五〇六円）
- // 經濟再統制行わずと閣議で確認
- 2 特需向けの資金措置決る（外貨の裏付けあるもの限り貿易手形制度の準用を実施）
- 4 日本船のパナマ航行許可
- 9 人事院は国会、政府に対し公務員給与を入、〇五八円に引上げるよう勧告
- 10 アルゼンチン対円交換率を決
- 6 ハリマン米大統領特使入京、マ元帥と極東問題討議
- 10 警察予備隊設置のポ政令公布

3 英国防拡充三年計画発表

- 21 綿糸布の暴利取締方針決定
- 12 定（一〇〇円対二・五ニベツ）
本年産麦類（除北海道）の確定実収高二、五六〇万石と農林省発表
- 15 日本船の米諸港への出入許可さる。
- 18 長期輸出金融措置要綱決る。
// 総司令部、内需用綿糸割当に
関する覺書を安本、通産省に送る。
- // 経済関係懇談会、繊維の思惑に嚴重措置方針決定

- 21 談
コリンズ米陸軍参謀総長、シ
- 19 外務省「朝鮮動乱とわれらの立場」と題する外交白書発表
// 吉田首相、シャウブ博士と懇談
- 13 メンジス濠首相入京

24

暴利取締対策要綱発表

//

北米航路才一船聖川丸神戸出

港

25

総司令部、日本商社の海外支

店設置、駐在員の派遣等を許可

28

日ベルギー通商協定調印

ヤーマン米海軍作戦部長等着京

30

全勞連に解散命令、土橋氏等

一二名公職追放

//

キスレンコ少将等ノ連代表部

帰任

22

アデナウアー首相、西独の再

武装案を三國へ提出

28

ト大統領、台湾政策七原則を

発表

//

ト大統領、台湾防衛に關して

郷軍入会に當てたマ元帥聲明の

撤回を訓令

31

ト大統領、朝鮮問題に中共の

不介入を希望する旨言明

1 安本、朝鮮動乱以来八月二十八日迄の特需一四四億円と発表

3 ジェー颱風による京阪神地方被害甚大

11 政府、期限附輸入手形実施促進要望書をマーカット局長に提出

14 日パキスタン通商協定成立

12 大橋法務総裁、公務員のレツドページに法的見解説明

1 米上下兩院本会議で経済統制法案可決（国防生産法、この法律は米経済諸統制の根幹となるもので、1 国防上重要な資材の優先及び割当制、2 消費者信用不動産信用の統制、3 物価賃銀の安定の権限を大統領に附与している。）

3 CIO、AFL、米政府の再軍備計画全面支持発表

8 ト大統領、国防生産法に署名
// ト大統領、未開發地援助計画責任者にアチソン長官を指令

12 ジョンソン米国防長官辞任、後任にマリーシャル元帥

14 米、対日講和予備交渉を極東

15 期限附輸入手形制度を総司令部承認

20 衣料切符廃止

21 シヤウプ使節団、才二次税制
勸告発表

26 総司令部、保有滞貨の早急処分指示

委参加各国え申入れ（ト大統領
声明発表）

15 国連軍仁川に奇襲上陸成功、
マ元帥自ら指揮

// ニューヨーク株式二十年來の
高値

19 歐洲決済同盟発足

22 ダレス氏、濠外相と対日講和
予備交渉開始

23 米の反共法案成立

26 北大西洋理事会、共同防衛軍
創設を承認

29 京城で首都返還式挙行をマ元
帥声明

月	10
27	4
25	5
20	7
16	13
	9
	13
	15
	19
	17
	1

日本船に旅客輸送の制限附許可

国内航空会社設立許可

ドッジ氏来日、デイスインフレーション堅持と声明

総司令部、制限会社五四社の解除発表

油脂類の配給價格統制全廃
 化繊設備制限撤廃許可
 日銀券三、四〇〇億円突破

才六回国勢調査施行

政府、一万九〇名の公職追放解除発表

仏軍、ホーチミン軍に攻撃開始

国連軍三十八度線突破開始

米の人口一億五、二〇〇万人と国勢調査局推定発表

ト大統領、マ元帥とウエーク島で会談

米タイ軍事協定調印
 国連軍、平壤突入

<p>1 大阪化纖取引所開所初立合 2 才六次造船融資解決、一六万 総トン、一三〇億円</p>	<p>10 ニュートヨーク株取で日本公債 の上場許可</p>	<p>16 非鉄金属の輸出制限強化</p>
<p>2 農林省二〇七名の赤追放 4 通産省四五名の赤追放 6 電通省二一七名赤追放、民間 産業の赤追放五日迄に九、六一 一名</p>	<p>10 旧職業軍人の追放初解除</p>	<p>17 政府機関の赤追放一五日現在 一〇七一名</p>
<p>2 インド、中共のチベット侵入 について覺書発表</p>	<p>8 米中間選挙、民主党両院で勝 つ。 // 国連安保理事会、中共招請案 可決</p>	<p>13 米、対比援助協定に調印 イタリー、ゼネスト勃発 14</p>

月	1 2	月	1 1
	<p>4 五〇年度補正予算案（一般会計歳入出共に三一億七、〇二三万六、〇〇〇円）衆院与党だけで可決、Ⅱ補正後の五〇年度歳入出は夫々六、六四五億七、六三一万六、〇〇〇円</p> <p>Ⅲ 総司令部、邦船のカナダ諸港への入港許可</p>	<p>29 日英新通商協定調印成立</p> <p>27 五〇年度国民所得三兆二、〇〇〇億と安本長官答弁</p>	<p>24 電気事業再編成令と公益事業令公布</p> <p>21 才九臨時国会招集</p>
	<p>3 総同盟全口大会で左右分裂</p>	<p>27 官公労実力行使宣言</p> <p>26 新産別の総評加盟決定 神戸で朝鮮人一二〇名警官と衝突</p>	<p>24 国連軍総攻撃開始、マ元帥陣頭指揮</p>
5	<p>4 国連軍、平壤放棄</p> <p>5 国連加盟のアジア十一ヶ国、</p>		

6 通産省、中共向輸出一時禁止
決定、即日実施

9 鴨才九廂時国会終了、本年度補
正予算案、地方公務員法案成立

三八度線で南下中止を中共に申
入れ。

“ ワシントンにおける米英巨頭
会談で朝鮮不放棄に意見一致

6 トルーマン、アトリー両首脳
会談、西欧軍備強化に意見一致

“ 仏政府、西独再軍備の米妥協
案受諾発表

7 北大西洋条約代理理事会で西
独兵一五万の大西洋軍編入計画
案決定

“ 韓国政府、全南鮮に戒厳令公
布

8 マ元帥、琉球民政長官に任命
さる。

“ 米、戦略物資のソ連嚮向輸送
禁止

- 11 五〇年産米消費者價格決定
（一升五二円六一錢）一月一日
実施。
- 13 五〇年産米生産者價格（石、
五、五二九円）決る。
- // 通貨三、五五九億円、本年の
最高記録示現
- 14 中小企業信用保険法公布

10 才十通常国会招集

15 公会益事業委員会発足

10 中共、外国貿易の完全国営化
に関する新規則公布

- 16 ト大統領、国家非常事態宣言
// 米政府、中共、北鮮の在米資
産凍結、両国への船舶寄港禁止
- // 米国防動員局新設、長官にウ
イルソン氏就任
- 18 北大西洋条約防衛委員会、西
欧防衛軍六〇万師の創設正式承
認

- 19 日本商船隊のポルトガル領、
アンリカ諸港出入許可さる。
- 25 日銀券四、〇〇〇億円大台乗
せ。
- 26 安本、十二月七日迄の特需発
註総額、物資一億一、五二四万
四、〇〇〇ドル、サービス五、
六九八万一、〇〇〇ドルと発表
- 27 日タイ通商協定調印
- 28 日本輸出銀行発足
- // 日アルゼンチン通商金融協定
無期限延長
- 30 日銀券四、二二〇億円で越年

- 19 卜大統領、歐洲統一軍最高司
命官にアイゼンハウアー元帥任
命
- 20 米大統領、地代、家賃統制延
長法案に署名
- 23 米才八軍司令官ウォーカー中
將戦死、後任にリッジウエー中
將
- 25 総司令部、才十軍団の興南撤
退完了発表

月 12	30 五〇年中の手形交換高四兆 三、七〇〇億円
------	-------------------------------

昭和二十六年（一九五一年）

月	1	月
6	日銀券に戦後初の限外発行税 三%課税を大蔵省議決定	經 済
	1 マ元帥新年声明、日本再武装 の要を説く。	政 治
	3 米大統領・国防生産局及び国 防動員委員会の二機関新設を発 表	海 外
	4 英連邦首相会議、ロンドンで開 催、赤色帝国主義進出の阻止及 び才三次大戦回避を審議 // 国連軍京城を放棄	

8 自立経済審議会で経済自立三年計画案成る。

9 動乱後六カ月間の特需一億八千万ドルに達すと安本で発表

// 大藏省昭和二十五年現在見返資金収支実績を発表

収入 一一三、八七二百万円

支出 五四、二二三〃

余裕金 五九、六四九〃

13 外為委、英政府からポンド期限付手形の許可決定発表

14 安本、ダレス特使に提出の資料「日本経済の実態」を作製

14 米コリンズ陸軍参謀総長、ヴァンデンバーグ空軍参謀総長来日、直ちにマ元帥と会谈

8 米大統領年頭教書発表、平和維持十項目を明かにし、軍備拡張、対ソ緩和策否定を強調

15 米大統領予算教書議会提出総額七二六億ドル(うち軍事費四一四億ドル)、対日援助費は一億二、九〇〇万ドルに削減

月	1
	17 米綿一七万俵日本へ追加割当 決定
	18 一万田日銀総裁渡米
22	東京銀行の短期債発行大藏省の了解成る、発行総額二十億円
25	大藏省、復金の十二月末現在貸出残高発表 一般産業 八九、二三九百万円 公団関係 六五六〃 計 八九、八九五〃
19	社会党才七回党大会開く。
20	自由党才四回、民主党才二回党大会開催
21	社会党委員長に鈴木茂三郎氏決定
25	才十通常国会再開 // ダレス特使対日講和促進の重大使命を帯びて入京
16	ホーチミン軍総攻撃開始
18	米、明年六月迄の軍需生産計画総額八七〇億ドルと決る。
26	米、物価、賃金の釘付発表
27	米政府、ネヅアダ州ラス・ダ

2 月	1 月
<p>1 日本輸出銀行開店</p> <p>2 大藏省、二十五年中株式及社債発行状況を左の如く発表</p> <p>件 百万円</p> <p>株式 三、三五四 五〇、一二六</p> <p>社債 二六九 四三、〇一一</p>	
<p>1 社会党幹部、ダレス特使と会谈</p> <p>2 ダレス特使、日米協会で演説対日講和の基本原則を表明</p> <p>4 左翼系新聞「平和のこえ」に全国一せい手入を行い四百余名を検挙</p> <p>7 炭労所属の大手筋四大労組ストに突入</p>	<p>29 ダレス特使に対し、経済同友会等日本財界八団体連名の「講和条約に関する基本的要望」を提出</p>
<p>2 米大統領、議会に一〇〇億ドル増税を要請</p>	<p>1 国連総会、米提案の中共非難案を採択</p> <p>エガスで原爆実験</p>

- 10 公益委、電力緊急制限命令
// 鉄鉱石、非鉄金属の(8)廃止決定
- 12 総司令部、日本スウェーデン通商協定調印を發表、総額二、一〇〇万弗
- 21 名古屋織維取引所再開
- 22 安本、二月十二日現在特需発

17 在日代表部と直接折衝許可さ
る。

11 ダレス特使離日、マニラへ向
5。

17 ダレス特使、スペインダー濠外
相とのキヤンペラ会谈終え、日
本を民主陣営に加える旨声明

15 英、鉄鋼国有化実施

13 米、スペインに一、二〇〇万
ドルの借款供与

11 比政府、対日賠償八〇億ドル
要求と發表

10 韓国軍部隊首都京城を占領、
国連軍部隊仁川を占領

月 3	月 2
<p>1 銑鉄補給金二月末に繰上げ打切り決定</p>	<p>注額を發表 (單位千弗) 物資関係 一四五、二五一 サービス関係 七六、三八八 計 一二一、六三九</p> <p>23 東京纖維取引所初立会 // 難穀の統制解除、三月一日と 閣議で決定</p> <p>24 安本、昭和二十六年年度国民所得推計三兆八、〇四〇億円(前年比一五%増)と發表</p>
	<p>27 総理府統計局、国勢調査最終確定人口(全国総人口八、三一 九万九、六三七人)を發表</p>
<p>// 28 ソ連、才四次物価引下げ發表 仏プレヴァン連立内閣総辭職</p>	<p>24 米陸軍省、州兵二個師を三月下旬日本に派遣と發表</p> <p>25 ダレス特使帰米</p>

2. 関稅定率法改正案發表

7 安本、二十五年中の輸入実績九億五、八〇〇万弗（前年比六%増）と發表。

8 吉田首相、ハバマイ諸島は日本所屬と国会で答弁

// 井口外務次官、ソ連地区の未帰還者は三二万三、九七二名と發表

10 幣原衆議院議長死去、後任に林譲治氏決定

3 米、綿花に最高價格制設定

6 米、英、仏三国、西独占領法規改訂通告、外務省の設立など許可

9 英ベズイン外相辭職、後任にモリソン氏

10 仏クイニ新内閣成る。

19 内需用綿糸月五万梱に割当増

13 国内用綿糸(⊕)一四万円に引上げ決定

12 通産省、外貨保有量減少で自勳承認制一時停止
// 日比新パーター協定調印

17 自由党の共産党非法化要求に民主・社会両党反対

19 西欧の石炭及び鉄鋼業を共同

15 英伊会談、トリエスト返還再確認
// イラン国民議会、石油国有化可決

14 国連経済社会理事会、日本のユネスコ加入承認

11 チト・ユーゴ首相反ソ演説

- 加決定
- 22 日本開發銀行法案閣議で決定
初代総裁に小林中氏内定
- 23 財閥の商号使用禁止一年再延長
- 24 大藏省、昨年中（二五年一月
十二月）の貿易概要発表
輸 出 二、九八〇億円
輸 入 三、三四〇〃
差引入超 三六〇〃
- 26 五〇年産米供出完了
- 29 政府、三月までに公団全部廃
止と決定
- 31 昭和二十五年年度末（三月末）

- 管理するシューマン案、仏など
六カ国仮調印
- 21 英の中共地区六領事館閉鎖
- 24 マ元帥、必要あらば三八度線
突破を声明
- 25 // 東海岸で韓国軍三八度線突破
米國務省、マ元帥声明に対す
る見解発表

4 月	3 月
<p>1 改正関稅定率法、改正國稅徵收法実施</p>	<p>通貨發行高三、九六三億七〇〇万円</p>
<p>3 地方選挙告示、立候補忽ち定員突破す。</p>	
<p>1 中共、滿州の幣制統一</p> <p>2 欧州統一軍正式発足</p> <p>3 西部戦線で米軍三八度線突破</p> <p>// 西独工業の制限大巾に緩和</p> <p>4 西独、伊、印など八カ国と外交関係樹立</p> <p>5 UP通信、対日講和条約案の全容を報道</p> <p>// 国府軍の使用を主張するマ元帥のマーチン米上院議員宛書翰公表さる。</p> <p>6 米國務省、対日講和草案修正を声明(小笠原、琉球返還など)</p> <p>// マ元帥書翰問題化、米大統領、軍首脳部と協議</p>	

月	4
14 新聞用紙の公価廃止決る。	<p>8 優先外貨六月まで存続</p> <p>9 来日中の米マガナソン上院議員、日米漁業協定の構想を明かにし、出漁区域は制限しないと 言明</p>
14 才入軍司令官ザアン・フリート申將着任	10 米州兵才四〇師団横浜到着
13 メーデーに皇居前広場使用禁止	<p>8 米統合参謀本部、マ元帥提案問題協議</p> <p>11 ト大統領、マ元帥を解任、後任リッジウェイ中將、才入軍司令官にザアン・フリート中將 ト大統領、ラジオで米の極東政策宣明</p>
13 日蘭通商調印、総額一、四〇〇万ドル	

19 吳工廠八五万ドルで米に売約成る。

20 日本開發銀行發足

16 マ元帥帰米(滯日五年八ヶ月)
// ダレス特使来日、米の早期講和方針は変りなしと声明

18 ダレス・リッヅヅエー、吉田三首脳会談で早期講和確認

21 電波監理委、民間放送一六社に仮免許

16 ソ連五カ年計画完成とモスクワ放送

17 マ元帥桑港着、米議會、マ元帥招請正式決定

18 米、ユーゴ協定調印

// シニューマン計画正式調印

19 マ元帥ワシントン着、兩院合同會議で演説、対中共四戰略主張

20 米政府、台灣派遣軍事顧問團長にチエース少将任命

// トーキー國際関稅會議終る。
21 米で價格新統制策發表

22 ベヴァン英勞相辭職、予算問題で閣内対立激化

	<p>27 通貨四、〇〇〇億円突破</p>	<p>26 通産省、本年四月迄の特需総額二億五、七〇〇万ドルと発表</p>	<p>25 外為委、ボンド・ユーザンス停止決定</p>	<p>24 新聞購読料金統制廃止、総司令部許可</p>
<p>30 都道府県知事、同議員選挙施行</p>	<p>28 外務省に国際経済局設置決定</p>	<p>27 リッジウェー司令官、皇居前メトデー禁止の声明発表</p>	<p>25 米州兵才四五師団小樽港に到着</p>	<p>23 市町村長及市町村議員選挙。投票率全国平均九割九厘の好成績。保守系勝つ。</p>
<p>命 // イラン首相にモサデク博士任法可決</p>	<p>30 イラン上院、英石油会社接收</p>	<p>27 米比経済援助双務協定調印</p>		

月	5
<p>12 // 国際捕鯨条約に日本加入決る。 横浜生糸取引所再開</p>	<p>1 電力再編成に伴う九新電力会社発足 2 大阪三品取引所開設許可</p>
<p>7 才十国会再開、会期二〇日間延長</p>	<p>1 都道府県選挙開票、保守系圧勝 4 占領法規改訂に政令諮問委員会設置決定</p>
<p>軍の撤退等を含む)</p>	<p>2 イラン政府、アングロ・イラニアン石油会社の接収を開始 3 マツカーサー元帥米上院で証言開始、その立場を明かにす。 // ソ連、対日講和覚書を米に手交(中共参加、日本の制限付再武装、調印後一年以内の全占領軍の撤退等を含む)</p>

- 14 総司令部対日援助新提案について発表（ガリオア援助六月末で打切り、占領費一部米国で負担）
- 17 持株委員会、三井鉱山等二十六社の指定解除（残り未解除は三井本社等十五社となる）
- 24 日英支拂協定改訂会議、東京で開く。
 // 一万田日銀總裁の重任決る。
- 25 大藏省、国会に終戦処理費資料を提出（二一年—二六年の合計は五千四百余億円）
 // 米特別工業技術使節団来日

17 皇太后崩御

16 国連保健機構総会、日本の加入承認

18 国連総会、対中共禁輸案を可決

月 6	月 5
<p>4 五一年産米生産者価格石七、施行</p> <p>2 改訂耐用年数実施の大藏省令</p> <p>1 輸入自動承認制再開</p>	<p>26 油脂類の輸出解禁</p> <p>30 日銀発表、東京小売物価指数は朝鮮動乱後初めて下落（四月に比し二五%低落）</p> <p>// 新特需の草分けとしてJL C 日立製作所間に五〇〇万ドルの契約成る。</p> <p>31 ニッケル使用制限実施</p>
	<p>28 総司令部、七月以降の進駐軍個人使用人等の全労務費を米国が負担する旨発表</p>
<p>4 ダレス米特使訪英、モリソン</p>	<p>26 英政府イラン石油問題で国際司法裁判所に提訴</p> <p>27 中共・西藏協定協印</p>

四八四円と決定

// 北海道開発法案成立

5 大阪、名古屋、福井三版、印刷
織物上場許可

7 開発銀行開業以来五月三十一日
迄の借入申込件数九三件、申込
総額一九四億一、七〇〇万円と
発表

9 八王子織物業界三〇年来の不
況のため一、〇〇〇余工場操業
を停止

12 総司令部、ニューヨーク定期
航路の開設を郵船、商船、三井
国際の四社に許可
// おつとせい獵獲の日米覽書発

5 才十国会終了

// 国鉄民同解散決議

// ヌネスコ代表に前田、藤山氏
ら決定

8 マーシャル米国防長官来日

英外相と会谈開始、(対中共貿易に
関する両者の喰違いが焦点)

7 琉球、小笠原の返還考慮中と

ダレス特使言明

// 英外務省、外交官二名の失踪
を公表

表

17 シンヤトル日本貿易博開く。

19 総司令部、制限会社令撤回

22 持株整理委員会は総司令部の
覚書に基づき七月一〇日解散と決

16 総司令部、メモランダム・ケ
ース撤回の覚書を日本政府に手
交

20 オ一次追放解除発表、三木武
吉、石橋湛山氏ら六万八、九六
〇名

14 国際小麦理事会、日本の参加
を全会一致で承認、対日五〇万
トンの割当保証さる。

16 国際原料会議、日本、トルコ
の加入承認

18 フランス総選挙でドゴール派
才一位となる。

19 英、中共向輸出に許可制実施
20 イラン、ア・イ石油会社の資
産施設接収命令を発令し、同社
の消滅を宣言、情勢緊迫す。

21 パリのユネスコ総会、日本の
加盟承認

// ILO、日本の加盟承認

月	6
<p>30 日スペイン通商協定調印</p>	<p>定</p> <p>23 日銀貸出一、七〇〇億突破、戦後の最高記録</p> <p>28 イタリア諸港への邦船出入許可さる。</p>
	<p>24 フリンソン米公使来日</p>
<p>30 米大統領、国防生産法に署名</p>	<p>23 マリクソ連国連代表、突如朝鮮停戦交渉提案</p> <p>// 米国務省、マリク提案歓迎の声明発表</p> <p>25 マリク提案歓迎と仏外相声明</p> <p>// ニューヨーク株式大暴落</p> <p>27 マリク提案に関し国連十六カ国代表協議、停戦協力用意と声明</p> <p>29 ト大統領、停戦交渉をリッジヴェー総司令官に指令</p> <p>30 国際司法裁、石油問題公判開始</p>

1 制限会社令廃止
 // 証券の処理調整協議会解散
 // 優先外貨制廃止

2 朝鮮休戦交渉の進展で東京株式市場大巾に下落、平均株価三円一銭安、東京繊維相場も暴落した。

7 綿製品の六月輸出認証高五月の半額に激減、キャンセル続出

3 吉田内閣改造、高橋通産大臣ら六氏新入閣
 // テリソン米公使帰米

4 デューイ、ニューヨーク州知事来日

6 公職資格審査委、鳩山氏の解除決定

7 財閥同族排除法施行規則廃止
 十財閥役員ら二、七〇〇名の就

1 コロンボ計画実施開始

3 リ総司令官、開城会谈受諾、五日に予備交渉提案
 // 休戦会談は軍事問題に限定と米政府、リ総司令官に訓令

4 共産軍、リ総司令官提案に同意、八日予備会議開催提案

6 米國務省、対日講和条約調印式九月才一週案港で挙行を確認

で成行憂慮さる。

11 池田、マーカット会談で思惑
融資警告さる。

職制限撤廃さる。

8 開城休戦予備会議開く。

9 A.P.通信対日講和条約改訂草
案全文報道

// 英、対独戦争終結宣言発表

10 朝鮮休戦会谈開幕、国連側は
政治問題の討議を拒否

// 仏内閣総辞職

11 イラン、ハリマン特使の派遣
受諾

// 米綿一〇〇万俵追加割当発表

12 米、濠、ニュージブランド三
国太平洋安全保障条約仮調印

14 日銀貸出二、一〇〇億円台乗せ。

// 日本、琉球新通商計画調印

18 ドル資金管理移管さる。

19 綿の統制停止を実施

21

政府、対日講和会議の招請状

13 英首相、日本に最惠国待遇与えすと声明

16 伊テ・ガスベリ内閣総辞職

17 シヤーマン米海軍作戦部長、フランコスペイン大統領会談、米海空軍のスペイン基地使用で意見一致

20 米、英、対日講和招請状五〇カ国に発送
// アブドウラ・ヨルダン国王暗殺さる。

<p>30 糸へん暴落で恐怖相場現出間 屋街は半休状態となる。</p>	<p>26 日英支拂協定妥結、ドル、ク ローズの廃止を決定 // O C I (米国海外技術調査団) 公益委と開発調査契約締結</p>	
<p>31 公職資格審査委、元軍人六、 〇〇〇余名の才一次解除決定</p>	<p>27 吉田首相、リ大將訪問、首席 全権決定を通告</p>	<p>26 社会党全権参加正式拒否 と修正条約草案受理</p>
<p>31 アバダン精油所閉鎖さる。</p>	<p>27 フォスター米経済協力局長官 米国のアジア援助計画遂行に日 本の工業力全面活用計画を發表 東京に E C A 出先事務所設置公 表</p>	<p>23 ベタン元帥、孤島イル・デユ の軍病院で死去 // ビルマ、対日講和草案拒否</p>

1 主食配給価格平均一割入分値上げ。

2 日独金融通商協定調印、輸出
入各三、〇〇〇万ドル

〃 電気料金の値上(平均三割一厘)正式認可、一三日実施

〃 北米西岸定期航路許可

9 日銀貸出三、二〇〇億円突破
戦後新記録を出す。

〃 通産省、優先外貨制度復活決定

5

ケーンイ濠外相入京

6

才二次追放解除発表、総数一

万三、九〇四名(大藤唯男、前
田米藏、村田省藏氏等)

8

米綿の輸出制限撤廃される。

11

仏ブレヴァン新内閣成立(人
民共和派九、急進社会党九、諸
派九)

20 委換田今年限りで廃止

14 日共の機関紙二〇紙の発行停止

止

15 政府、対日講和最終草案受理

16 才一 臨時国会開会、吉田首相両院で講和に対する所信表明

18 講和全権団正式決定（首席全権吉田茂、全権苦米地義三、星島二郎、徳川宗敬、池田勇人、一万田尙登）

// 全権団任命を承認して才一臨時国会終る。

27 正規軍人の追放解除二万一〇〇〇名発表

12 以連、対日講和会議参加を通告、首席全権にタロムイコ外務次官

16 籾米比相互防衛協定成立

25 印度、対日講和会議不参加を米に通告

397

9 月	8 月
	<p>29 砂糖統制廃止決定（明年三月実施）</p> <p>31 日英支拂協定調印</p> <p>〃 政府、貿易及び金融協定の交渉並に締結権の移譲に関する覺書受理</p>
<p>4 日共首脳一八名に逮捕状、岩田英一中央委員ら七名捕わる。</p>	<p>27 昭電事件芦田グループに求刑</p> <p>31 吉田首相ら全権団一行出発</p>
<p>1 米、濠、新西蘭三国間の太平洋安全保障条約、桑港で調印さる。</p> <p>4 対日講和会議桑港で開幕、参加国は日本を含め五二カ国</p> <p>5 グロムイコソ連代表、一三項目の修正案を提出採決四八対三（反対ソ連、ポーランド、チエコ）</p> <p>8 対日平和条約調印、参加四九カ国（ソ連、三カ国は署名せず）</p> <p>〃 日米安全保障条約調印</p>	<p>31 対日講和会議、参加国は五二カ国と米國務省発表</p>

經濟同友會五年史

附 政治、經濟年表

(無條件降伏から講和条約調印まで)

昭和二十六年十一月五日 印刷
昭和二十六年十一月九日 発行

東京都千代田区丸の内一ノ二
日本工業俱樂部内

発行所 經濟同友會

電話 丸の内(23) 二四五五
一九四八
東京都文京区大塚坂下町八三

印刷所 日本製版株式会社

電話 大塚(86) 〇八五七